

1 【1-1-1 婚姻費用分担申立事件 基本型】

2 平成25年(家)第××号 婚姻費用分担申立事件

3 審 判

4 住 所 A県B市C町××番地

5 申 立 人 甲 野 花 子

6 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

7 相 手 方 甲 野 太 郎

8 同手続代理人弁護士 △ △ △ △

9 主 文

10 1 相手方は、申立人に対し、36万円を支払え。

11 2 相手方は、申立人に対し、平成25年8月から当事者の離婚又は別居状態
12 の解消に至るまで、毎月末日限り、1か月当たり6万円を支払え。

13 3 手続費用は各自の負担とする。

14 理 由【注1】

15 第1 申立ての趣旨

16 相手方は、申立人に対し、婚姻費用分担金として、毎月、相当額を支払え。

17 第2 当裁判所の判断

18 1 認定事実

19 本件記録によれば、次の事実を認めることができる。

20 (1) 申立人(昭和54年7月×日生)と相手方(昭和53年10月×日生)は、
21 平成17年8月に婚姻した夫婦である。

22 申立人と相手方との間には、長男(平成18年12月10日生)及び長女
23 (平成21年2月20日生)がいる。

24 (2) 申立人と相手方は、平成24年12月末から別居状態にあり、以降、申立人
25 が、長男及び長女と共に生活している。

1 (3) 申立人は、平成25年2月4日、婚姻費用分担調停を申し立てたが(A家庭
2 裁判所B支部平成25年(家イ)第××号)、同年6月21日、上記調停は不
3 成立となり、本件審判手続に移行した。

4 (4) 申立人は、医療法人でパートとして勤務しており、平成24年の給与収入は
5 約100万円であった。

6 相手方は、介護老人保健施設で勤務しており、平成24年の給与収入は約3
7 40万円であった。

8 2 検討

9 (1) 夫婦は、互いに協力し扶助しなければならないところ(民法752条)、別
10 居した場合でも、自己と同程度の生活を保障するいわゆる生活保持義務を負
11 う。

12 (2) 婚姻費用の分担額は、義務者世帯及び権利者世帯が同居していると仮定し
13 て、義務者及び権利者の各総収入から税法等に基づく標準的な割合による公
14 租公課並びに統計資料に基づいて推計された標準的な割合による職業費及び
15 特別経費を控除して得られた各基礎収入の合計額を世帯収入とみなし、これ
16 を、生活保護基準及び教育費に関する統計から導き出される標準的な生活費
17 指数によって推計された権利者世帯及び義務者世帯の各生活費で按分して権
18 利者世帯に割り振られる婚姻費用から、権利者の上記基礎収入を控除して、義
19 務者が分担すべき婚姻費用の額を算定するとの方式(判例タイムズ1111
20 号285頁以下参照)に基づいて検討するのが相当である。【注2】

21 (3) 前記1(4)で認定したとおり、平成24年の給与収入は、申立人につき、約1
22 00万円、相手方につき、約340万円であったもので、これらを前記2(2)の
23 算定方式による標準算定表に当てはめると〔表13 婚姻費用・子2人表(第
24 1子及び第2子0～14歳)〕、相手方が申立人に対して負担すべき婚姻費用
25 分担額は1か月当たり6万円ないし8万円程度と試算される。

26 以上に、本件記録に現れた一切の事情を併せ考慮すると、相手方が、申立人

1 に対して負担すべき婚姻費用分担額は、1か月当たり6万円とするのが相当
2 である。

3 (4) そして、前記1で認定した本件の経緯等に照らすと、本件審判において婚姻
4 費用分担額を定めるべき始期は、申立人が婚姻費用分担調停を申し立てた、平
5 成25年2月とするのが相当である。

6 3 結論

7 よって、相手方は、申立人に対し、平成25年2月から同年7月までの未払の
8 婚姻費用分担金として36万円を直ちに、同年8月から当事者の離婚又は別居
9 状態の解消に至るまで、毎月末日限り、1か月当たり6万円を支払うべきである
10 から、主文のとおり審判する。

11 平成25年8月×日

12 A家庭裁判所B支部

13 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

14 【注1】表題を「理由の要旨」と書く例もある（家事事件手続法76条2項2号参照）。家
15 事事件手続における迅速な処理の要請からすると、審判書に常に詳細に「理由」を記載すべ
16 きことを要求するのは相当でないことから、「理由の要旨」を必要的記載事項としている（金
17 子修編著『逐条解説家事事件手続法』（商事法務・2013年）250頁）。

18 【注2】最高裁判所平成18年（許）第5号同年4月26日第三小法廷決定・家庭裁判月報
19 58巻9号31頁参照（婚姻費用の分担額につき、いわゆる標準的算定方式による算定が是
20 認された事例）

1 【1-1-2 婚姻費用分担申立事件 収入認定が困難な事案（各種統計資料によ
2 り認定・判断した事例）】

3 〈事件番号，当事者の表示部分の記載は省略〉

4 主 文

- 5 1 相手方は，申立人に対し，56万円を支払え。
6 2 相手方は，申立人に対し，平成27年3月から当事者の離婚又は別居状態
7 の解消に至るまで，毎月末日限り，1か月当たり8万円を支払え。
8 3 手続費用は各自の負担とする。

9 理 由

10 第1 申立ての趣旨

11 相手方は，申立人に対し，婚姻費用分担金として，毎月，相当額を支払え。

12 第2 当裁判所の判断

13 1 認定事実

14 本件記録によれば，次の事実が認められる。

- 15 (1) 申立人（昭和55年10月×日生）と相手方（昭和53年2月×日生）は，
16 平成16年に婚姻した夫婦で，両者間には，平成18年4月10日，長女が出
17 生した。
18 (2) 申立人は，平成26年2月，長女を連れて家を出て，以降，申立人と相手方
19 とは別居するようになった。
20 (3) 申立人は，平成26年8月25日，相手方に婚姻費用分担金の支払を求めて
21 調停を申し立てたが（A家庭裁判所平成26年（家イ）第××号），同調停は，
22 同年12月25日，不成立となった。
23 (4) 申立人及び相手方の就労状況及び収入等は，次のとおりである。

24 ア 申立人は，遅くとも長女が小学校に入学した後の平成25年5月には，申
25 立人の実姉夫婦が営む会社を手伝うようになり，平成26年2月に相手方

1 と別居した後も同所で働き，同年中に，約60万円の給与収入を得ていた。
2 なお，申立人は，平成27年に入り，上記会社を辞めたが，稼働するについ
3 て，特段の健康上の支障はない。

4 イ 相手方は，高校卒業後，会社員として勤めていたが，申立人と別居した
5 後，遅くとも平成26年夏から，中古車の仕入れ・販売業を自営するよう
6 になった。

7 なお，相手方は，本件審判手続において，その収入状況についての裁判所
8 からの照会に対し，何ら回答しなかった。

9 2 婚姻費用分担額等

10 (1) 夫婦は，互いに協力し扶助しなければならないところ（民法752条），別
11 居した場合でも，自己と同程度の生活を保障するいわゆる生活保持義務を負
12 う。そして，婚姻費用の分担額は，総収入に対応して税法等により算出された
13 公租公課の標準的な割合並びに統計資料に基づいて推計された職業費及び特
14 別経費の標準的な割合から基礎収入を推計してその合計額を世帯収入とみな
15 し，これを生活保護基準等から導き出される標準的な生活費指数によって算出
16 された生活費で按分して算定する方式（以下「標準算定方式」という。判例タ
17 イムズ1111号285頁以下参照）によって計算するのが相当である。

18 (2) 前記1(4)アで認定した事実のとおり，申立人は，別居前から働いていた経験
19 があり，稼働するに当たって特段の健康上の問題はなく，長女も既に学齢期に
20 達している上，当事者の別居開始から相当程度経過してきて，この間に申立人
21 が求職活動をし得たことも併せ考えると，本件婚姻費用分担額の算定に当た
22 っては，申立人は，平成26年賃金構造基本統計調査報告（賃金センサス）第
23 3巻第13表産業計・企業規模計の女子短時間労働者の全年齢平均賃金年額
24 113万円程度の稼働能力を有するものと認めるのが相当である。【注1】

25 (3) 一方，前記1(4)イで認定した事実によると，相手方（37歳）は，高校卒業
26 後，会社勤めを経て，遅くとも平成26年夏から中古車の仕入れ・販売業を自

1 営しているというのであるが、その収入状況を一切明らかにしないところ、上
2 記稼働歴のほか、平成26年賃金構造基本統計調査報告（賃金センサス）第1
3 巻第1表産業計・企業規模計・高卒の35歳から39歳の男子労働者の平均賃
4 金が年額約459万円であることに照らすと、本件では、相手方には年収45
5 9万円程度の収入はあるものとして、婚姻費用分担額を算定するのが相当で
6 ある。【注2】

7 (4) そこで前記2(2)(3)の各金額を標準算定方式に基づく算定表〔表11 婚姻
8 費用・子1人表（子0～14歳）〕に当てはめると、本件において、相手方が
9 負担すべき婚姻費用の額は1か月当たり8万円程度と算定される。

10 (5) そして、前記1で認定した本件の経緯等に照らすと、本件審判において婚姻
11 費用分担額を定めるべき始期は、申立人が婚姻費用分担調停を申し立てた平
12 成26年8月とするのが相当である。

13 3 よって、相手方は、申立人に対し、平成26年8月から平成27年2月までの
14 未払の婚姻費用分担金として56万円を直ちに、同年3月から当事者の離婚又
15 は別居状態の解消に至るまで、毎月末日限り、1か月当たり8万円を支払うべき
16 であるから、主文のとおり審判する。

17 平成27年3月×日

18 A家庭裁判所

19 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

23 【注1】『賃金構造基本統計調査報告』（賃金センサス）は、例年、2月に前年の調査結果
24 が発表され、「e-Stat 政府統計の総合窓口ホームページ>統計データを探す>主要な統計か
25 ら探す>賃金構造基本統計調査>」から入手できる。『民事交通事故訴訟・損害賠償額基準

1 上巻（基準編）』（いわゆる「赤い本」）などにも掲載されている。そのほか、賃金に関する統計資料として、厚生労働省の『毎月勤労統計調査』厚生労働省ホームページ＞統計情報
2 ・白書＞各種統計調査＞厚生労働統計一覧＞賃金＞毎月勤労等計調査＞結果の概要」なども
3 ある。
4

5 【注2】収入を判断する資料がない場合の婚姻費用分担額の算定につき、東京・大阪養育費
6 等研究会「簡易迅速な養育費等の算定を目指して」（判例タイムズ1111号291頁以下
7 ・2003年）、松本哲泓「婚姻費用分担事件の審理一手続と裁判例の検討」（家庭裁判月
8 報62巻11号43頁以下・2010年）参照。

1 【1-1-3 婚姻費用分担申立事件 標準算定表額に特殊事情の考慮が主張され
2 る事案（標準算定方式における学校教育費相当額を超える学費負担を考慮した事
3 例）】

4 〈事件番号，当事者の表示部分の記載は省略。〉

5 主 文

- 6 1 相手方は，申立人に対し，40万円を支払え。
7 2 相手方は，申立人に対し，平成26年4月から当事者の離婚又は別居状態
8 の解消に至るまで，毎月末日限り，1か月当たり11万5000円を支払
9 え。
10 3 手続費用は各自の負担とする。

11 理 由

12 第1 申立ての趣旨

13 相手方は，申立人に対し，婚姻費用分担金として，毎月，相当額を支払え。

14 第2 当裁判所の判断

15 1 認定事実について

16 本件記録によれば，次の事実が認められる。

17 (1) 申立人と相手方は，平成元年7月に婚姻した夫婦である。

18 両者間には，平成4年8月30日に長女が，平成6年5月20日に二女が，
19 それぞれ出生した。

20 (2) 平成25年3月，長女は専門学校を，二女は高校を，それぞれ卒業し，翌4
21 月，長女は就職し，二女は私立短期大学（以下「私立短大」という。）に進学
22 した。相手方は，二女の上記進学に当たり，格別反対するようなこともなく，
23 1年時の学納金を負担した。

24 (3) 相手方は，平成25年10月11日，単身自宅を出て，申立人と別居するよ
25 うになった。

1 (4) 申立人は、平成25年11月4日、婚姻費用分担の調停を申し立てたが(A
2 家庭裁判所平成25年(家イ)第××号)、平成26年1月14日、同調停は
3 不成立となり、本件審判手続に移行した。

4 (5) 申立人は、10年以上前からパートとして働いており、平成25年には約2
5 47万円の給与収入を得た。

6 相手方は、会社員であり、平成25年には約480万円の給与収入を得た。

7 (6) 二女は、平成26年4月、私立短大2年に進級予定であるが、その学納金(年
8 額)は約98万円である。

9 2 婚姻費用分担額等について

10 (1) 夫婦は、互いに協力し扶助しなければならないところ(民法752条)、別
11 居した場合でも、自己と同程度の生活を保障するいわゆる生活保持義務を負
12 う。そして、前記1で認定した本件の経緯等に照らすと、本件審判において婚
13 姻費用分担額を定めるべき始期は、申立人が婚姻費用分担調停を申し立てた
14 平成25年11月とするのが相当である。

15 (2) 婚姻費用分担額は、義務者世帯及び権利者世帯が同居していると仮定し
16 て、義務者及び権利者の各基礎収入(総収入から税法等に基づく標準的な割合
17 による公租公課並びに統計資料に基づいて推計された標準的な割合による職
18 業費及び特別経費を控除して推計した額)の合計額を世帯収入とみなし、これ
19 を、生活保護基準及び教育費に関する統計から導き出される標準的な生活費
20 指数によって推計された権利者世帯及び義務者世帯の各生活費で按分して割
21 り振られる権利者世帯の婚姻費用から権利者の基礎収入を控除して、義務者
22 が分担すべき婚姻費用の額を算定するとの方式(以下「標準算定方式」とい
23 う。判例タイムズ1111号285頁以下)を基本として定めるのが相当であ
24 る。

25 (3) 前記1(5)で認定したとおり、平成25年の申立人の給与収入は約247万
26 円、相手方の給与収入は約480万円であり、これらを標準算定方式に基づく

1 算定表〔表12 婚姻費用・子1人表（子15～19歳）〕に当てはめると、
2 婚姻費用分担額は月額8万円程度と算定される。

3 (4) 加えて、前記1(2)で認定したとおり、二女は私立短大に在学しているところ、
4 標準算定方式における標準的な生活費指数には、公立高校の学校教育費相当額分
5 (平均年額約33万円。前記判例タイムズ参照)が考慮されているにと
6 どまるが、前記1(2)で認定した事実によると、本件では、相手方は、もともと
7 二女が私立短大に進学することは反対しておらず、1年時の学納金は負担し
8 ていたというのである。

9 そうすると、平成26年4月以降の婚姻費用分担額については、前記2(3)の
10 額に加えて、前記1(6)の二女の平成26年度分の学納金年額約98万円と上記
11 学校教育費相当額分の差額約65万円については、別途、当事者双方の基礎収
12 入額で按分して負担させるのが相当である。そして、標準算定方式においては、
13 給与所得者の基礎収入は概ね総収入の42%ないし34%の範囲内とされて
14 いるところ、当事者双方の基礎収入割合は、平成25年の各収入額に照らし、
15 申立人につき39%、相手方につき38%とするのが相当である。したがって、
16 基礎収入額は、申立人につき約96万円、相手方につき約182万円となり、
17 上記差額のうち相手方が負担すべき額は、月額3万5000円程度〔 $\div 65$ 万
18 円 \times {182万円 \div (96万円+182万円)} \div 12月〕となる。【注】

19 (5) 以上のほか、本件記録に現れた一切の事情を考慮すると、相手方が、申立人
20 に対して負担すべき婚姻費用の額は、平成25年11月から平成26年3月
21 までは1か月当たり8万円、平成26年4月からは1か月当たり11万50
22 00円とするのが相当である。

23 そうすると、相手方は、申立人に対し、婚姻費用分担金として、平成25年
24 11月から平成26年3月までの未払婚姻費用分担金として40万円を直ち
25 に、同年4月から当事者の離婚又は別居解消に至るまで、毎月末日限り、月額
26 11万5000円を支払うべきこととなる。

1 3 よって、主文のとおり審判する。

2 平成26年4月×日

3 A家庭裁判所

4 裁判官 ○ ○ ○ ○

5

【注】基礎収入割合につき、松本哲泓「婚姻費用分担事件の審理—手続と裁判例の検討」
(家庭裁判月報62巻11号57頁以下・2010年)参照。

6

1 【1-1-4-1 婚姻費用分担申立事件 標準算定表額に特殊事情の考慮が主張
2 される事案（義務者による権利者居住居宅のローン負担を考慮した事例）】 【注】

3 <事件番号，当事者の表示部分の記載は省略。>

4 主 文

- 5 1 相手方は，申立人に対し，72万円を支払え。
6 2 相手方は，申立人に対し，平成26年10月から当事者の離婚又は別居状
7 態の解消に至るまで，毎月末日限り，1か月当たり8万円を支払え。
8 3 手続費用は各自の負担とする。

9 理 由

10 第1 申立ての趣旨

11 相手方は，申立人に対し，婚姻費用分担金として，毎月，相当額を支払え。

12 第2 当裁判所の判断

13 1 認定事実

14 本件記録によれば，以下の事実が認められる。

- 15 (1) 申立人と相手方は，平成11年5月に婚姻した夫婦で，両者間には，長
16 女（平成14年5月8日生）及び長男（平成17年7月18日生。以下，
17 長女と併せて「子ら」という。）がいる。
18 (2) 申立人と相手方は，平成18年，中古一戸建て住宅（以下「自宅」という。）
19 を，相手方名義で住宅ローンを組んで購入した。
20 (3) 申立人と相手方は，平成25年8月，相手方が自宅を単身出る形で別居し，
21 以降，申立人は，自宅において子らを養育監護している。
22 (4) 申立人は，平成26年1月22日，婚姻費用の分担を求めて調停を申し立て
23 たが（A家庭裁判所平成26年（家イ）第××号），同調停は，同年8月6日
24 に不成立となり，本件審判手続に移行した。
25 (5) 申立人は，現在，会社員として働いており，平成25年の給与収入は約28

1 0万円であった。

2 相手方は、現在、会社員として働いており、平成25年の給与収入は賞与を
3 含め約650万円であった。

4 (6) 相手方は、現在も、申立人及び子らが居住する自宅の住宅ローン月額平均約
5 7万円を負担している。

6 2 検討

7 (1) 夫婦は、互いに協力し扶助しなければならず(民法752条)、別居しても
8 婚姻費用の分担義務を互いに免れるわけではない。そして、前記1で認定した
9 事実経過に照らせば、本件では、調停が申し立てられた平成26年1月以降の
10 相手方の婚姻費用分担額を定めるのが相当である。

11 (2) 婚姻費用の分担額は、総収入に対応して税法等により算出された公租公課の
12 標準的な割合並びに統計資料に基づいて推計された職業費及び特別経費の標
13 準的な割合から基礎収入を推計してその合計額を世帯収入とみなし、これを生
14 活保護基準等から導き出される標準的な生活費指数によって算出された生活
15 費で按分して算定する方式(以下「標準算定方式」という。判例タイムズ11
16 11号285頁以下)によって算定するのが相当である。

17 (3) 前記1(5)で認定したとおり、平成25年の給与収入は、申立人につき約28
18 0万円、相手方につき約650万円であり、これらを標準算定方式による算定
19 表〔表13 婚姻費用・子2人表(第1子及び第2子0～14歳)〕に当ては
20 めると、1か月当たり10万円ないし12万円程度と算定される。

21 (4) もっとも、前記1(6)で認定したとおり、相手方は、申立人及び子らが居住し
22 ている自宅の住宅ローンを支払っており、少なくとも申立人は標準算定方式に
23 おける標準的な生活費のうち住居関係費部分(申立人の収入に対応する統計上
24 の標準的な住居関係費は月額約3万円である。判例タイムズ1111号285
25 頁以下参照。)の負担を免れていること、そのほか本件記録に現れた一切の事
26 情を総合考慮すると、相手方は、申立人に対し、当事者の離婚又は別居状態の

1 解消に至るまで、1か月当たり8万円を支払うものとするのが相当である。
2 3 よって、相手方は、申立人に対し、平成26年1月から同年9月までの未払の
3 婚姻費用分担金として72万円を直ちに、同年10月から当事者の離婚又は別
4 居状態の解消に至るまで、毎月末日限り、1か月当たり8万円を支払うべきであ
5 るから、主文のとおり審判する。

6 平成26年10月×日

7 A家庭裁判所

8 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

9
10 【注】住宅ローンの負担を考慮する場合の算定方法は複数あり、岡健太郎「養育費・婚姻費
11 用算定表の運用上の諸問題」（判例タイムズ1209号9頁以下・2006年）、松本哲泓
12 「婚姻費用分担事件の審理—手続と裁判例の検討」（家庭裁判月報62巻11号61頁以下
13 ・2010年）等に詳しい。

14

15

1 【1-1-4-2 婚姻費用分担申立事件 標準算定表額に特殊事情の考慮が主張
2 される事案（義務者自身が居住する居宅のローン負担を考慮しなかった事例）】

3 〈略〉

4 相手方は、本件建物の住宅ローンを月額約9万円支払っているため、標準算
5 定方式に基づく婚姻費用分担額を支払うのは困難である旨主張する。

6 しかしながら、前記認定のとおり、本件建物に居住しているのは相手方であ
7 り、標準算定方式において、その総収入に応じた標準的な住居関係費は考慮さ
8 れており、それを上回る部分についても、その支出を理由に婚姻費用の分担額
9 を減ずることは、資産形成を生活保持義務に優先させることになり、相当でな
10 い。

11 したがって、相手方の上記主張は、採用することができない。

12 〈略〉

14

1 【1-1-5 婚姻費用分担申立事件 標準算定表が使えない事案（義務者が子を
2 監護養育している事例）】

3 <事件番号，当事者の表示部分の記載は省略>

4 主 文

- 5 1 相手方は，申立人に対し，25万2000円を支払え。
6 2 相手方は，申立人に対し，平成26年4月から当事者の離婚又は別居状態
7 の解消に至るまで，毎月末日限り，1か月当たり3万6000円を支払え。
8 3 手続費用は各自の負担とする。

9 理 由

10 第1 申立ての趣旨

11 相手方は，申立人に対し，婚姻費用分担金として，毎月，相当額を支払え。

12 第2 当裁判所の判断

13 1 認定事実

14 本件記録によれば，次の事実を認めることができる。

- 15 (1) 申立人（昭和43年7月×日生）と相手方（昭和44年1月×日生）は，
16 平成4年8月に婚姻の届出をした夫婦である。

17 申立人と相手方との間には，平成10年8月8日に長女が，平成15年1
18 1月15日に長男が，それぞれ出生した。

- 19 (2) 申立人と相手方は，平成25年6月から，申立人が単身自宅を出る形で別居
20 するようになり，現在，相手方は，長女及び長男（以下，併せて「子ら」とい
21 う。）と共に生活している。

- 22 (3) 申立人は，平成25年9月，相手方に対し，婚姻費用分担調停を申し立て
23 たが，同調停は平成26年1月に不成立となり，本件審判手続に移行した。

- 24 (4) 申立人及び相手方の就労状況及び収入等は，次のとおりである。

25 ア 申立人は，平成25年7月からフルタイムで働き始め，月額平均約17

1 万5000円の給与収入を得るようになった。これを年額に換算すると、
2 約210万円となる。

3 イ 相手方は、コンサルタントとして勤めており、平成25年には、約10
4 00万円の給与収入を得た。

5 2 婚姻費用分担額等

6 (1) 夫婦は、互いに協力し扶助しなければならないところ（民法752条）、別
7 居した場合でも、自己と同程度の生活を保障するいわゆる生活保持義務を負
8 う。そして、前記1で認定した本件の経緯等に照らすと、本件審判において婚
9 姻費用分担額を定めるべき始期は、申立人が婚姻費用分担調停を申し立てた、
10 平成25年9月とするのが相当である。

11 (2) 義務者世帯及び権利者世帯が同居していると仮定して、義務者及び権利者
12 の各基礎収入（総収入から税法等に基づく標準的な割合による公租公課並び
13 に統計資料に基づいて推計された標準的な割合による職業費及び特別経費を
14 控除して推計した額）の合計額を世帯収入とみなし、これを、生活保護基準及
15 び教育費に関する統計から導き出される標準的な生活費指数（成人100、1
16 5歳から19歳までの子90、15歳未満の子55）によって推計された権利
17 者世帯及び義務者世帯の各生活費で按分して割り振られる権利者世帯の婚姻
18 費用から、権利者の基礎収入を控除して、義務者が分担すべき婚姻費用の額を
19 算定するとの方式（以下「標準算定方式」という。判例タイムズ1111号2
20 85頁以下参照）に従い、本件において、相手方が負担すべき婚姻費用分担額
21 について、以下検討する。

22 (3) 前記1(4)のとおり、申立人の収入は年額210万円程度、相手方の収入は年
23 額1000万円程度であるから、各基礎収入については、その収入額に照ら
24 し、申立人につき約82万円（基礎収入割合39%）、相手方につき約350
25 万円（基礎収入割合35%）とし、前記1(1)の子らの年齢に照らし、その生活
26 費指数を、長女につき90、長男につき55として、これらを標準算定方式に

1 当てはめると、権利者世帯である申立人単身世帯に割り振られる婚姻費用は
2 年額125万円程度〔 $\div (82万円 + 350万円) \times \{100 \div (100 \times 2$
3 $+ 90 + 55)\}$ 〕となり、相手方が負担すべき婚姻費用の分担額は年額43
4 万円程度(=125万円-82万円)と算定される。

5 以上に、本件記録に現れた一切の事情を併せ考慮すると、相手方が、申立人
6 に対して負担すべき婚姻費用の額は、1か月当たり3万6000円とするの
7 が相当である。

8 3 よって、相手方は、申立人に対し、平成25年9月から平成26年3月までの
9 未払の婚姻費用分担金として25万2000円を直ちに、同年4月から当事者
10 の離婚又は別居状態の解消に至るまで、毎月末日限り、1か月当たり3万600
11 0円を支払うべきであるから、主文のとおり審判する。

12 平成26年4月×日

13 A裁判所B支部

14 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

16

17

1 **【 1 - 2 婚姻費用分担増額・減額申立事件 (減額した場合) 】**

2 (事件番号, 当事者の表示の記載は省略。)

3 主 文

4 1 申立人・相手方間のC家庭裁判所平成23年(家)第××号婚姻費用分担
5 申立事件について平成24年3月×日にされた審判主文第2項中, 平成2
6 6年7月以降分につき, 次のとおり変更する。【注】

7 「申立人(C家庭裁判所平成23年(家)第××号事件相手方)は, 相手
8 方(同事件申立人)に対し, 平成26年7月から当事者間の別居状態の解
9 消又は離婚に至るまで, 毎月末日限り, 1か月当たり14万円を支払え。」

10 2 手続費用は各自の負担とする。

11 理 由 の 要 旨

12 第1 事案の概要

13 本件は, 申立人が, 申立人・相手方間のC家庭裁判所平成23年(家)第××
14 号婚姻費用分担申立事件審判で定められた月額18万円の婚姻費用分担額の減
15 額を求めた事案である。

16 第2 当裁判所の判断

17 1 認定事実について

18 本件記録によれば, 次の事実を認めることができる。

19 (1) 申立人(昭和37年10月×日生)と相手方(昭和46年8月×日生)は,
20 平成11年11月に婚姻の届出をした夫婦である。申立人と相手方の間には,
21 長女(平成14年8月5日生)がいる。

22 申立人と相手方は, 相手方が平成23年5月中旬頃長女を連れて家を出た
23 ことから, 以降別居状態にあり, 長女は相手方と同居している。

24 (2)ア 相手方は, 平成23年7月, 申立人に対し, 婚姻費用分担金の支払を求め
25 てC家庭裁判所に調停を申し立てたが, 同調停は同年10月に不成立とな

1 り、審判手続に移行した（C家庭裁判所平成23年（家）第××号事件）。

2 イ 申立人は、上記審判手続移行当時から、〇〇株式会社に勤務しており、平
3 成23年の給与収入（賞与を含む。）は年額約1040万円であった。

4 一方、相手方は、申立人と婚姻する前は△△会社に数年勤務したことがあ
5 ったが、婚姻後は、短期契約の従業員として働く程度にとどまり、遅くとも
6 平成19年頃からは、専業主婦として家事・育児を担っていた。なお、相手
7 方は、別居を開始したころには、体調不良のため、□□クリニックに定期的
8 に通院するようになっていた。

9 ウ C家庭裁判所は、平成24年3月×日、申立人の平成23年の年収につき
10 約1040万円と認定し、他方、相手方の稼働能力については、体調が良好
11 でなく、稼働するのは困難であるとして、稼働能力がないものと評価した
12 上、1か月当たり18万円の婚姻費用分担金の支払を命ずる旨の審判をし
13 （以下「前件審判」という。）、同審判はその後確定した。

14 (3) 申立人は、平成26年7月2日、婚姻費用分担額の減額を求めて調停（A家
15 庭裁判所B支部平成26年（家イ）第××号）を申し立てるとともに、以降、
16 婚姻費用分担金の支払を止めた。

17 上記調停は、同年9月29日、不成立となり、本件審判手続に移行した。

18 (4) 申立人及び相手方の、最近の就労状況及び収入等は、以下のとおりである。

19 ア 申立人は、前件審判以降も引き続き、前件審判時と同じ会社に勤務してい
20 る。

21 申立人の平成26年1月から同年9月までの月額給与収入の平均は約5
22 6万円、同年上半期の賞与が約139万円であり、平成26年は950万円
23 程度の収入が見込まれる。

24 イ 相手方は、遅くとも平成25年7月中旬頃から契約社員として稼働し始
25 め、翌8月からは多いときで月22日出勤するようになり、平成26年1月
26 から同年8月までの月額収入（総支給額）の平均は約23万円（1か月当た

1 りの平均稼働日数は19日である。)であり、平成26年は276万円程度
2 の収入が見込まれる。

3 2 事情変更の有無等について

4 (1) 家庭裁判所は、扶養関係に関する協議又は審判がされた場合であっても、そ
5 の協議又は審判の基礎とされた事情に変更が生じ、従前の協議又は審判の内
6 容が実情に適合せず相当性を欠くに至った場合には、事情の変更があったも
7 のとして、その内容の変更又は取消しをすることができる。

8 (2) これを本件についてみるに、前記1で認定した事実によると、前件審判で
9 は、相手方は、稼働するのは困難であり、稼働能力がないとして、婚姻費用分
10 担額が算定されたが、平成25年7月以降働き始め、同年8月以降は平日ほぼ
11 毎日出勤するようになり、平成26年に入ってから勤務を続け、月額平均約
12 23万円(年換算すると約276万円)の収入を継続的に得ているというので
13 あるから、もはや平成26年7月時点においては、前件審判において基礎とさ
14 れた相手方の収入状況に関する事情に変更が生じていることは明らかであ
15 り、相手方に稼働能力がないとして婚姻費用分担額を算定した前件審判の内
16 容は実情に適合せず相当性を欠くに至ったといえるから、事情の変更があっ
17 たものとして、その内容を変更するのが相当である。

18 3 婚姻費用分担額等について

19 (1) 婚姻費用については、義務者世帯及び権利者世帯が同居していると仮定し
20 て、義務者及び権利者の各基礎収入(総収入から税法等に基づく標準的な割合
21 による公租公課並びに統計資料に基づいて推計された標準的な割合による職
22 業費及び特別経費を控除して推計した額)の合計額を世帯収入とみなし、これ
23 を、生活保護基準及び教育費に関する統計から導き出される標準的な生活費
24 指数によって推計された権利者世帯及び義務者世帯の各生活費で按分して割
25 り振られる権利者世帯の婚姻費用から、権利者の基礎収入を控除して、義務者
26 が分担すべき婚姻費用額を算定する(判例タイムズ1111号285頁以下

1 参照) のが相当である。

2 (2) 前記 1(4)の各当事者の収入額 (申立人約 9 5 0 万円, 相手方約 2 7 6 万円)
3 を上記算定方式に基づく算定表 [表 1 1 婚姻費用・子 1 人表 (子 0 ~ 1 4
4 歳)] に当てはめると, 申立人が負担すべき婚姻費用分担額は, 1 か月当たり
5 1 2 万円から 1 4 万円程度となる。

6 そのほか, 本件記録に顕れた一切の事情を総合考慮すると, 申立人が平成
7 2 6 年 7 月以降負担すべき婚姻費用分担額は, 月額 1 4 万円とするのが相当
8 である。

9 4 よって, 主文のとおり審判する。

10 平成 2 6 年 1 0 月 × 日

11 C 家庭裁判所

12 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

13

14 【注】増減額事件の主文につき, 松本哲泓「婚姻費用・養育費を増減する審判の主文につい
15 て」(家庭裁判月報 6 3 卷 1 1 号 1 5 2 頁以下・2 0 1 1 年) 参照。

1 【2-1-1 養育費申立事件 基本型】

2 平成27年(家)第△×号, 同第××号 養育費申立事件

3 審 判

4 住 所 A県B市C町××番地

5 申 立 人 甲 野 花 子

6 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

7 相 手 方 甲 野 太 郎

8 同手続代理人弁護士 △ △ △ △

9 住 所 申立人に同じ

10 第△×号未成年者 甲 野 次 郎

11 平成11年9月×日生

12 (以下「長男」という。)

13 住 所 申立人に同じ

14 第××号未成年者 甲 野 三 郎

15 平成20年3月×日生

16 (以下「二男」という。)

17 主 文

18 1 相手方は, 申立人に対し, 45万円を支払え。

19 2 相手方は, 申立人に対し, 平成27年7月から長男及び二男がそれぞれ

20 満20歳に達する日の属する月まで【注1】, 毎月末日限り, 長男につき

21 1か月当たり7万円を, 二男につき1か月当たり4万円を支払え。

22 3 手続費用は各自の負担とする。

23 理 由

24 第1 申立ての趣旨

25 相手方は, 申立人に対し, 長男及び二男の養育費として, 毎月, 相当額を支

1 払え。

2 第2 当裁判所の判断

3 1 認定事実

4 本件記録によれば、以下の事実が認められる。

5 (1) 申立人（昭和47年4月6日生）と相手方（昭和45年7月3日生）は、
6 婚姻中の平成11年9月×日に長男を、平成20年3月×日に二男をそれぞ
7 れもうけたが、平成26年5月×日、長男及び二男の親権者を申立人と定め
8 て協議離婚した。

9 申立人は、離婚後、現在に至るまで、長男及び二男を養育している。

10 (2) 申立人は、平成26年10月3日、長男及び二男の養育費の支払を求める
11 調停事件（A家庭裁判所平成26年（家イ）第××号、同第××号。以下、
12 併せて「本件調停事件」という。）を申し立てたが、平成27年5月18
13 日、調停不成立となり、本件審判手続に移行した。

14 (3) 申立人は、×社に勤めており、平成26年に同社から70万円の給与収入
15 を得た。

16 他方、相手方は、△社に勤めており、平成26年に同社から650万54
17 41円の給与収入を得た。

18 (4) 相手方は、平成26年10月から平成27年6月まで、申立人に対
19 し、長男及び二男の養育費として、月額合計6万円を毎月支払った。

20 2 検討

21 (1) 未成年者の養育費額を算定するに当たっては、義務者及び権利者の各基礎
22 収入の額（総収入から税法等に基づく標準的な割合による公租公課並びに統
23 計資料に基づいて推計された標準的な割合による職業費及び特別経費を控除
24 して推計した額）を定め、その上で、義務者が未成年者と同居していると仮
25 定すれば、未成年者のために充てられたはずの生活費の額を、生活保護基準
26 及び教育費に関する統計から導き出される標準的な生活費指数によって算出

1 し、これを、権利者と義務者の基礎収入の割合で按分して、義務者が分担す
2 べき養育費額を算定するとの方式（判例タイムズ1111号285頁以下参
3 照）に基づいて検討するのが相当である。

4 (2) 前記1(3)のとおり、平成26年の給与収入は、申立人につき、70万円、
5 相手方につき、約650万円であるところ、これらを前記算定方式による標
6 準算定表の表4〔養育費・子2人表（第1子15～19歳、第2子0～14
7 歳）〕に当てはめると、相手方が申立人に対して負担すべき長男及び二男の
8 養育費額は、月額10万円ないし12万円程度と算定される。

9 以上を踏まえ、本件記録に現れた一切の事情を総合考慮すると、相手方が
10 申立人に対して負担すべき長男及び二男の養育費額は、長男につき月額7万
11 円、二男につき月額4万円とするのが相当である。【注2】

12 (3) また、本件の経緯等に照らすと、本件審判において形成すべき養育費の始
13 期については、申立人が本件調停事件を申し立てた平成26年10月とする
14 のが相当である。

15 (4) そうすると、平成26年10月から平成27年6月までの長男及び二男の
16 養育費は合計99万円（月額11万円×9か月）となるが、前記1(4)のと
17 おり、相手方は、申立人に対し、上記期間における長男及び二男の養育費とし
18 て合計54万円（月額6万円×9か月）を支払っているから、上記99万円
19 から既払金54万円を控除すると、未払の養育費は45万円となる。

20 3 結論

21 以上によれば、相手方は、申立人に対し、平成26年10月から平成27年
22 6月までの未払の養育費として45万円を直ちに、同年7月から長男及び二男
23 が満20歳に達する日の属する月まで、長男につき月額7万円、二男につき月
24 額4万円を毎月末日限り支払うべきである。

25 よって、主文のとおり審判する。

26 平成27年7月×日

1
2
3
4
5
6
7
8
9

A 家庭裁判所

裁 判 官 ○ ○ ○ ○

【注1】養育費の終期につき、「満20歳に達するまで」、「満20歳に達する日まで」とする例もある。その場合、最終月の養育費については、日割り計算になると考えられる。

【注2】子が複数の場合、最終的には、それぞれの子ごとに養育費分担義務を定めることになる。本例は、義務者の養育費分担額を子の生活費指数で按分する考え方によった（前掲判例タイムズ1111号291頁参照）。

1 **【2-1-2 養育費申立事件 子が4人以上の場合】**

2 〈当事者の表示，主文及び理由中の第1・申立ての趣旨部分省略〉

3 第2 当裁判所の判断

4 1 認定事実

5 本件記録によれば，次の事実が認められる。

6 (1) 申立人（昭和47年4月6日生）と相手方（昭和45年7月3日生）は，
7 婚姻中の平成16年9月×日に長男を，平成18年10月×日に長女を，平
8 成20年2月×日に二女を，平成22年3月×日に二男をそれぞれもうけた
9 が，平成26年5月×日，未成年者らの親権者をいずれも申立人と定めて協
10 議離婚した。

11 申立人は，離婚後，現在に至るまで，未成年者らを養育している。

12 (2) 申立人は，平成26年10月3日，未成年者らの養育費の支払を求める調
13 停事件（A家庭裁判所平成26年（家イ）第×号，同第×号，同第×号及び
14 同第×号。以下，併せて「本件調停事件」という。）を申し立てたが，平成
15 27年5月18日，調停不成立となり，本件審判手続に移行した。

16 (3) 申立人は，×社に勤めており，平成26年に同社から70万円の給与収入
17 を得た。

18 他方，相手方は，△社に勤めており，平成26年に同社から650万54
19 41円の給与収入を得た。

20 2 検討

21 (1) 相手方の支払うべき養育費額を算定するに当たっては，申立人と相手方と
22 の総収入を基礎に，公租公課を税法等で理論的に算出される標準的な割合に
23 より算出し，職業費及び特別経費を統計資料に基づいて推計される標準的な
24 割合により算出してそれぞれ控除して基礎収入の額を定め，その上で，相手
25 方が未成年者らと同居しているものと仮定すれば，未成年者らのために充て

1 られたはずの生活費の額を，生活保護基準等から導き出される標準的な生活
2 費指数によって算出し，これを，申立人と相手方の基礎収入の割合で按分し
3 て，義務者である相手方の分担すべき養育費額を算出するのが相当である
4 （判例タイムズ1111号285頁以下参照。以下，上記算定方式を「標準
5 算定方式」という。）。

6 (2) 前記1(3)のとおり，平成26年の給与収入は，申立人につき70万円，相
7 手方につき約650万円であるところ，標準算定方式においては，給与所得
8 者の基礎収入は，概ね総収入の42%ないし34%の範囲内とされているか
9 ら（前記判例タイムズ1111号289頁参照），申立人と相手方の各基礎
10 収入について，双方の収入額に照らし，基礎収入割合を，申立人につき42
11 %，相手方につき37%とすると，基礎収入は，申立人につき約29万40
12 00円，相手方につき約240万5000円と算定される。【注1】

13 以上の当事者双方の基礎収入を，申立人，相手方の生活費指数を各10
14 0，未成年者らの生活費指数を各55として，標準算定方式に当てはめ
15 ると，以下の計算式のとおり，相手方が申立人に対して負担すべき未成年者ら
16 の養育費額は，月額約12万円と算定される。【注2】

17 (計算式)

$$18 \quad 2,405,000 \times (55 + 55 + 55 + 55) \div (100 + 55 + 55 + 55 + 55) \div 1,653,437$$

$$19 \quad 1,653,437 \times 2,405,000 \div (2,405,000 + 294,000) \div 12 \div 122,777$$

20 以上を踏まえ，本件記録に現れた一切の事情を総合考慮すると，相手方が
21 申立人に対して負担すべき未成年者らの養育費額は，1人当たり月額3万円
22 とするのが相当である。

23 (3) また，本件の経緯等に照らすと，本件審判において形成すべき養育費の支
24 払は，申立人が本件調停事件を申し立てた平成26年10月分からと認める
25 のが相当である。

26 3 結論

1 以上によれば、相手方は、申立人に対し、平成26年10月から平成27年
2 6月までの9か月分の未払の養育費として合計108万円を直ちに、同年7月
3 から未成年者らがそれぞれ満20歳に達する日の属する月まで、1人当たり月
4 額3万円を毎月末日限り支払うべきである。

5 よって、主文のとおり審判する。

6 平成27年7月×日

7 A家庭裁判所

8 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

9 【注1】基礎収入割合について、松本哲泓「婚姻費用分担事件の審理—手続と裁判例の検
10 討」家庭裁判月報63巻11号57頁参照。

11 【注2】算定表は子が3人の場合までしか作成されていないところ、子が4人以上の場合
12 については、算定表の考え方を用いて目安となる金額を算定することになる。本例のよう
13 に、①総収入に対する標準的な割合を用いて基礎収入を算出し、標準的な生活費指数を用
14 いて算定する方法のほか、②子1人の算定表による算定結果に、子4人の配分倍率を乗じ
15 て算定する方法もある（岡健太郎「養育費・婚姻費用算定表の運用上の諸問題」判例タイ
16 ムズ1209号6頁参照）。

17

1 **【 2 - 1 - 3 養育費申立事件 義務者も子を養育している場合】**

2 〈当事者の表示，主文及び理由中の第 1 ・申立ての趣旨部分省略〉

3 第 2 当裁判所の判断

4 1 認定事実

5 本件記録によれば，次の事実を認めることができる。

6 (1) 申立人（昭和 4 7 年 4 月 6 日生）と相手方（昭和 4 5 年 7 月 3 日生）は，
7 婚姻中の平成 1 1 年 9 月×日に長男を，平成 2 0 年 3 月×日に二男をそれぞ
8 れもうけたが，平成 2 6 年 5 月×日，長男の親権者を相手方，二男の親権者
9 を申立人と定めて協議離婚した。

10 離婚後，現在に至るまで，申立人が二男を，相手方が長男をそれぞれ養育
11 している。

12 (2) 申立人は，平成 2 6 年 1 0 月 3 日，二男の養育費の支払を求める調停事件
13 （A家庭裁判所平成 2 6 年（家イ）第×号。以下，「本件調停事件」とい
14 う。）を申し立てたが，平成 2 7 年 5 月 1 8 日，調停不成立となり，本件審
15 判手続に移行した。

16 (3) 申立人は，×社に勤めており，平成 2 6 年に同社から 7 0 万円の給与収入
17 を得た。

18 他方，相手方は，△社に勤めており，平成 2 6 年に同社から 6 5 0 万 5 4
19 4 1 円の給与収入を得た。

20 2 検討

21 (1) 未成年者の養育費額を算定するに当たっては，権利者と義務者との総収入
22 を基礎に，公租公課を税法等で理論的に算出される標準的な割合により算出
23 し，職業費及び特別経費を統計資料に基づいて推計される標準的な割合によ
24 り算出してそれぞれ控除して基礎収入の額を定め，その上で，義務者が未成
25 年者と同居しているものと仮定すれば，未成年者のために充てられたはずの

1 生活費の額を，生活保護基準等から導き出される標準的な生活費指数によつ
2 て算出し，これを，権利者と義務者の基礎収入の割合で按分して，義務者の
3 分担すべき養育費額を算出するのが相当である（判例タイムズ1111号2
4 85頁以下参照。以下，上記算定方式を「標準算定方式」という。）。

5 そして，権利者だけでなく，義務者も子を養育している場合には，上記の
6 とおり算出された義務者が分担すべき子全体の養育費を子の生活費指数で按
7 分することにより，権利者が養育している子の養育費を算出することとな
8 る。【注1】

9 (2) 前記1(3)のとおり，平成26年の給与収入は，申立人につき70万円，相
10 手方につき約650万円であるところ，標準算定方式においては，給与所得
11 者の基礎収入は，概ね総収入の42%ないし34%の範囲内とされているか
12 ら（前記判例タイムズ1111号289頁参照），申立人と相手方の各基礎
13 収入について，双方の収入額に照らし，基礎収入割合を，申立人につき42
14 %，相手方につき37%とすると，基礎収入は，申立人につき約29万40
15 00円，相手方につき約240万5000円と算定される。

16 次に，義務者が子全員と同居していると仮定して子全体に配分されるべき
17 金額を算出すると，142万3367円 $[\div 240万5000円 \times \{ (55$
18 $+90) \div (100+55+90) \}]$ となり，このうち，義務者である相
19 手方が分担すべき子全体の養育費を，申立人と相手方の基礎収入の割合で按
20 分して算出すると，126万8320円 $[\div 142万3367円 \times 240万$
21 $5000円 \div (240万5000円 + 29万4000円)]$ となる。

22 そして，上記子全体の養育費を子の生活費指数で按分して，権利者である
23 申立人が養育している二男の養育費を算出すると，年額48万1086円
24 $[\div 126万8320円 \times 55 \div (55+90)]$ となる。

25 以上を踏まえ，本件に現れた一切の事情を総合考慮すると，相手方が申立
26 人に対して負担すべき二男の養育費額は月額4万円とするのが相当である。

1 (3) また、本件の経緯等に照らすと、本件審判において形成すべき養育費の支
2 払は、申立人が本件調停事件を申し立てた平成26年10月分からと認める
3 のが相当である。

4 3 結論

5 以上によれば、相手方は、申立人に対し、平成26年10月から平成27年
6 6月までの未払の養育費として36万円(4万円×9か月)を直ちに、同年7
7 月から二男が満20歳に達する日の属する月まで、月額4万円を毎月末日限り
8 支払うべきである。

9 よって、主文のとおり審判する。

10 平成27年7月×日

11 A家庭裁判所

12 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

13 【注1】算定表は、子が複数の場合、いずれも権利者が監護している場合を前提として作
14 成されているため、子が権利者と義務者の世帯に分かれている場合には、算定表の考え方
15 を用いて目安となる金額を算定することとなる。具体的な算定方法については、松谷佳樹
16 「第3回 婚姻費用・養育費の調停・審判事件の実務」(東京家事事件研究会編『家事事
17 件・人事訴訟事件の実務』(法曹会・平成27年)85頁のほか、青木晋「養育費・婚姻
18 費用算定表の活用について」ケース研究279号161頁、岡健太郎「養育費・婚姻費用
19 算定表の運用上の諸問題」判例タイムズ1209号7頁参照。

20

1 **【 2 - 1 - 4 養育費申立事件 義務者の収入が算定表の上限を超える場合】**

2 <当事者の表示，主文及び理由中の第1・申立ての趣旨部分省略>

3 第2 当裁判所の判断

4 1 認定事実

5 本件記録によれば，次の事実を認めることができる。

6 (1) 申立人（昭和47年4月6日生）と相手方（昭和45年7月3日生）は，
7 婚姻中の平成11年9月×日に長男をもうけたが，平成26年5月×日，長
8 男の親権者を申立人と定めて離婚した。

9 離婚後，現在に至るまで，申立人が長男を養育している。

10 (2) 申立人は，平成26年10月3日，長男の養育費の支払を求める調停事件
11 （A家庭裁判所平成26年（家イ）第×号。以下「本件調停事件」とい
12 う。）を申し立てたが，平成27年5月18日，調停不成立となり，本件審
13 判手続に移行した。

14 (3) 申立人は，×社に勤めており，平成26年に同社から約70万円の給与収
15 入を得た。

16 他方，相手方は，△社に勤めており，平成26年に同社から約2800万
17 円の給与収入を得た。

18 2 検討

19 (1) 未成年者の養育費額を算定するに当たっては，義務者及び権利者の各基礎
20 収入の額（総収入から税法等に基づく標準的な割合による公租公課並びに統
21 計資料に基づいて推計された標準的な割合による職業費及び特別経費を控除
22 して推計した額）を定め，その上で，義務者が未成年者と同居していると仮
23 定すれば，未成年者のために充てられたはずの生活費の額を，生活保護基準
24 及び教育費に関する統計から導き出される標準的な生活費指数によって算出
25 し，これを，権利者と義務者の基礎収入の割合で按分して，義務者が分担す

1 べき養育費額を算定するとの方式（判例タイムズ1111号285頁以下参
2 照）に基づいて検討するのが相当である。

3 (2) 前記1(3)のとおり，平成26年の給与収入は，申立人につき約70万円，
4 相手方につき約2800万円であるところ，相手方の年収は，前記算定方式
5 による標準算定表の上限額である年収2000万円を超えていることが認め
6 られる。もともと，子の養育費は未成年者の生活費に係るものであり，義務
7 者の収入が高額である場合に，これに比例して当然に増額すべき性質のもの
8 ではないといえ，このような養育費の性質からすれば，本件においては，相
9 手方が負担すべき長男の養育費額の算定に当たり，相手方の年収を標準算定
10 表の上限額である2000万円とするのが相当である。

11 そして，申立人が15歳以上の長男を養育していることを踏まえ，申立人
12 の年収を約70万円，相手方の年収を2000万円として，標準算定表の表
13 2〔養育費・子1人表（子15～19歳）〕に当てはめると，相手方が申立
14 人に対して負担すべき長男の養育費額は，月額24万円ないし26万円程度
15 と算定される。【注1】

16 以上を踏まえ，本件記録に現れた一切の事情を総合考慮すると，相手方が
17 申立人に対して負担すべき長男の養育費額は，月額26万円とするのが相当
18 である。

19 (3) また，本件の経緯等に照らすと，本件審判において形成すべき養育費の支
20 払は，申立人が本件調停事件を申し立てた平成26年10月分からと認める
21 のが相当である。

22 3 結論

23 以上によれば，相手方は，申立人に対し，平成26年10月から平成27
24 年6月までの未払の養育費として234万円（26万円×9か月）を直ち
25 に，同年7月から長男が満20歳に達する日の属する月まで，月額26万円
26 を毎月末日限り支払うべきである。

1 よって、主文のとおり審判する。

2 平成27年7月×日

3 A家庭裁判所

4 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

5 【注1】 養育費の性格から、子1人の養育費については、基本的には算定表の上限額を
6 上限とし、事案によって私立学費等の不足額を加算するとの考え方について、岡健太郎
7 「養育費・婚姻費用算定表の運用上の諸問題」判例タイムズ1209号8頁参照。なお、
8 同旨のものとして松谷佳樹「第3回 婚姻費用・養育費の調停・審判事件の実務」（東京
9 家事事件研究会編『家事事件・人事訴訟事件の実務』（法曹会・平成27年）88頁参
10 照。
11

1 **【2-2-1 養育費減額申立事件 収入の変動により減額する場合】**

2 <当事者の表示部分省略>

3 主 文

4 1 申立人・相手方間のC家庭裁判所平成21年(家イ)第××号夫婦関係
5 調整調停事件について平成22年3月×日に成立した調停の調停条項中第
6 3項を、平成26年10月以降分につき、次のとおり変更する。【注1】

7 「申立人(C家庭裁判所平成21年(家イ)第××号事件相手方)は、
8 相手方(同事件申立人)に対し、未成年者の養育費として、平成26年
9 10月から同人が満20歳に達する日の属する月まで、毎月末日限り、
10 1か月当たり4万円を、××銀行×支店の未成年者名義の普通預金口座
11 (口座番号××)に振り込む方法により支払う。振込手数料は申立人の
12 負担とする。」

13 2 手続費用は各自の負担とする。

14 理 由

15 第1 申立ての趣旨

16 申立人・相手方間のC家庭裁判所平成21年(家イ)第××号夫婦関係調整
17 調停事件について、平成22年3月×日に成立した調停(以下「前件調停」と
18 いう。)の調停条項第3項により、申立人が相手方に支払うべきものとされた
19 未成年者の養育費(月額6万円)につき、平成26年10月分から相当額へ減
20 額するとの審判を求める。

21 第2 当裁判所の判断

22 1 認定事実

23 本件記録によれば、次の事実を認めることができる。

24 (1) 申立人(昭和47年4月6日生)と相手方(昭和45年7月3日生)は、
25 婚姻中の平成17年11月11日に長女である未成年者をもうけたが、平成

1 22年3月×日、未成年者の親権者を相手方と定めて調停離婚した（前件調
2 停）。以後、相手方が未成年者を監護養育している。

3 (2) 申立人と相手方は、前件調停において、未成年者の養育費について、申立
4 人が相手方に対し、平成22年3月から未成年者が満20歳に達する日の属
5 する月まで、毎月末日限り、1か月当たり6万円を支払うことを合意した。

6 申立人は、前件調停当時、〇〇株式会社に勤務しており、平成21年の給
7 与収入は年額約850万円であった。他方、相手方は、前件調停当時、△△
8 会社に勤務しており、平成21年の給与収入は年額約350万円であった。
9 前件調停における未成年者の養育費額は、当事者双方の上記収入を、標準算
10 定表（判例タイムズ1111号285頁以下参照）に当てはめて算出され
11 た。

12 (3) 申立人は、前件調停以降も引き続き〇〇会社に勤務しているが、同会社の
13 業績悪化等のため、平成26年の給与収入は約650万円であった。

14 相手方は、前件調停以降も引き続き△△会社に勤務しており、平成26年
15 の給与収入は約450万円であった。

16 (4) 申立人は、平成26年10月×日、前件調停における未成年者の養育費額
17 を相当額に減額することを求めて調停を申し立てたが（C家庭裁判所平成2
18 6年（家イ）第××号）、調停不成立となり、本件審判手続に移行した。

19 2 事情変更の有無等について

20 (1) 本件は、前件調停で合意した養育費につき、申立人が、収入が減少したこ
21 となどを理由として減額を求めたものであるところ、合意の当時に基礎とさ
22 れた事情に変更が生じ、従前の合意の内容が実情に適合せず相当性を欠くに
23 至った場合には、家庭裁判所は、事情の変更があったものとして、その変更
24 又は取消しをすることができるというべきである。

25 (2) これを本件についてみると、前記1のとおり、前件調停当時、申立人の年
26 収は約850万円、相手方の年収は約350万円であることを前提として、

1 申立人の負担すべき未成年者の養育費額を月額6万円と合意したところ、平
2 成26年における当事者双方の年収は、申立人が約650万円、相手方が約
3 450万円であって、当事者双方の収入は大きく変動しており、前件調停に
4 おける合意の内容が実情に適合せず相当性を欠くに至ったといえる。したが
5 って、本件については事情の変更があったものとして、申立人が本件調停を
6 申し立てた平成26年10月以降分の養育費につき、その額を変更するのが
7 相当である。

8 3 養育費額について

9 (1) 申立人が支払うべき未成年者の養育費を算定するに当たっては、義務者及
10 び権利者の各基礎収入の額（総収入から税法等に基づく標準的な割合による
11 公租公課並びに統計資料に基づいて推計された標準的な割合による職業費及
12 び特別経費を控除して推計した額）を定め、その上で、義務者が未成年者と
13 同居していると仮定すれば、未成年者のために充てられたはずの生活費の額
14 を、生活保護基準及び教育費に関する統計から導き出される標準的な生活費
15 指数によって算出し、これを、権利者と義務者の基礎収入の割合で按分し
16 て、義務者が分担すべき養育費額を算定するとの方式（判例タイムズ111
17 1号285頁以下参照。以下「標準算定方式」という。）に基づいて検討す
18 るのが相当である。

19 そして、前記1(2)のとおり、前件調停においては、標準算定方式に基づい
20 て養育費額が合意されていることから、本件においても、標準算定方式に基
21 づいて養育費額を算定することとする。【注2】

22 (2) そこで、前記1(3)の各当事者の収入額（申立人約650万円、相手方約4
23 50万円）を標準算定方式による標準算定表の表1〔養育費・子1人表（子
24 0～14歳）〕に当てはめると、申立人が負担すべき養育費額は、月額4万
25 円ないし6万円程度と算定される。

26 以上を踏まえ、本件に現れた一切の事情を総合考慮すると、申立人が

1 未成年者の養育費として支払うべき額は、月額4万円と定めるのが相当
2 である。

3 4 結論

4 よって、前件調停の調停条項第3項に基づく養育費を、平成26年10月
5 から月額4万円と変更することとし、主文のとおり審判する。

6 平成27年7月×日

7 C家庭裁判所

8 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

9 【注1】増減額事件の主文について、松本哲泓「婚姻費用・養育費を増減する審判の主文
10 について」家庭裁判月報63巻11号152頁参照。

11 【注2】前件における合意金額が当時の収入等に照らして算定表の基準から相当程度乖離
12 している場合など、算定表をそのまま適用することが困難な例もある。このような場合
13 の考え方について、松谷佳樹「第3回 婚姻費用・養育費の調停・審判事件の実務」
14 (東京家事事件研究会編『家事事件・人事訴訟事件の実務』(法曹会・平成27年)9
15 3頁参照。

16

17

1 **【2-2-2 養育費減額申立事件 扶養家族の変動により減額する場合】**

2 <当事者の表示, 主文及び理由中の第1・申立ての趣旨部分省略>

3 第2 当裁判所の判断

4 1 認定事実

5 本件記録によれば, 次の事実を認めることができる。

6 (1) 申立人(昭和47年4月6日生)と相手方(昭和45年7月3日生)は,
7 婚姻中の平成17年11月11日に長男である未成年者をもうけたが, 平成
8 22年3月×日, 未成年者の親権者を相手方と定めて調停離婚した(前件調
9 停)。以後, 相手方が未成年者を監護養育している。

10 (2) 申立人と相手方は, 前件調停において, 未成年者の養育費について, 申立
11 人が相手方に対し, 平成22年3月から未成年者が満20歳に達する日の属
12 する月まで, 毎月末日限り, 1か月当たり6万円を支払うことを合意した。

13 申立人は, 前件調停当時, ○○株式会社に勤務しており, 平成21年の給
14 与収入は年額約850万円であった。他方, 相手方は, 前件調停当時, △△
15 会社に勤務しており, 同年の給与収入は年額約350万円であった。前件調
16 停における未成年者の養育費額は, 当事者双方の上記収入を, 標準算定表
17 (判例タイムズ1111号285頁参照)に当てはめて算出された。

18 (3) 申立人は, 平成26年1月×日, 申立外女性(昭和55年生。以下「再婚
19 相手」という。)と再婚した。同年8月, 申立人と再婚相手との間に長女×
20 (以下「長女」という。)が出生した。

21 (4) 申立人は, 前件調停以降も引き続き○○会社に勤務しており, 平成26
22 年の給与収入は約850万円であった。また, 再婚相手は無職無収入であ
23 る。

24 相手方は, 前件調停以降も引き続き△△会社に勤務しており, 平成26年
25 の給与収入は約350万円であった。

1 (5) 申立人は、平成26年10月×日、前件調停における未成年者の養育費額
2 を相当額に減額することを求めて調停を申し立てたが（C家庭裁判所平成2
3 6年（家イ）第××号）、調停不成立となり、本件審判手続に移行した。

4 2 事情変更の有無等について

5 (1) 本件は、前件調停で合意した養育費につき、申立人が、扶養家族が増加し
6 たことを理由として減額を求めたものであるところ、当事者間において合意
7 された内容は尊重すべきであるが、これを一切変更することが許されないと
8 解するのは相当でなく、合意の当時に前提とされていなかった事情が後に生
9 じ、従前の合意の内容が実情に適合せず相当性を欠くに至った場合には、事
10 情の変更があったものとして、従前の合意の内容を変更することができるも
11 のというべきである。

12 (2) これを本件についてみると、申立人は、平成22年3月に前件調停が成立
13 した後、平成26年1月に再婚相手と再婚し、同人との間に長女が出生した
14 ことにより、再婚相手及び長女に対しても扶養義務を負うことになったもの
15 であるところ、このような扶養家族の変動は前件調停時に前提とされておら
16 ず、これによって前件調停の内容が実情に適合せず相当性を欠くに至ったと
17 いえるから、再婚及び長女の出生は、事情の変更に当たると認めるのが相当
18 である。したがって、申立人が本件調停を申し立てた平成26年10月分以
19 降の養育費につき、その額を変更するのが相当である。

20 3 養育費額について

21 (1) 申立人が支払うべき未成年者の養育費額を算定するに当たっては、義務者
22 及び権利者の各基礎収入の額（総収入から税法等に基づく標準的な割合によ
23 る公租公課並びに統計資料に基づいて推計された標準的な割合による職業費
24 及び特別経費を控除して推計した額）を定め、その上で、義務者である申立
25 人が、扶養義務を負う再婚相手及び長女とともに未成年者と同居していると
26 仮定すれば、未成年者のために充てられたはずの生活費の額を、生活保護基

1 準及び教育費に関する統計から導き出される標準的な生活費指数によって算
2 出し、これを、権利者と義務者の基礎収入の割合で按分して、義務者である
3 申立人が分担すべき養育費額を算定するとの方式（判例タイムズ1111号
4 285頁以下参照）に基づいて検討するのが相当である。

5 そして、再婚相手は無職無収入であって、幼い長女を監護していることか
6 らすれば稼働能力も認められないから、その生活費指数を0歳から14歳ま
7 での子と同じ55とするのが相当である。【注1】

8 (2) 以上を踏まえ、申立人の基礎収入を306万円（給与収入年額850万
9 円×基礎収入割合36パーセント）、相手方の基礎収入を133万円（給与
10 収入年額350万円×基礎収入割合38パーセント）として、申立人が分担
11 すべき未成年者の養育費の額を算出すると、以下のとおりとなる。

12 (計算式)

$$13 \quad 3,060,000 \times 55 \div (100 + 55 + 55 + 55) \times 3,060,000 \div (3,060,000 + 1,330,000) \div 12 \text{ か月} \doteq 36,890$$

15 以上を踏まえ、本件に現れた一切の事情を総合考慮すると、申立人が未成
16 年者の養育費として支払うべき額は、月額3万7000円と定めるのが相
17 当である。

18 4 結論

19 よって、前件調停の調停条項第3項に基づく養育費を、平成26年10月
20 から月額3万7000円と変更することとし、主文のとおり審判する。

21 平成27年7月×日

22 C家庭裁判所

23 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

25 【注1】再婚相手に収入があるか、稼働能力がある場合において、再婚相手の収入が、再

1 婚相手自身の生活を賄える程度であるときは、再婚相手の存在を無視して単純に養育費の
2 算定表を適用するとの考え方がある（岡健太郎「養育費・婚姻費用算定表の運用上の諸問
3 題」判例タイムズ1209号7頁参照）。また、この場合において、再婚相手との子につ
4 いては、通常の子の生活費指数から、再婚相手の収入を考慮して再婚相手が負担すべき養
5 育費の分を削った生活費指数を使用するとの考え方がある（松谷佳樹「第3回 婚姻費用
6 ・養育費の調停・審判事件の実務」（東京家事事件研究会編『家事事件・人事訴訟事件の
7 実務』（法曹会・平成27年）87頁参照。）。

8

9

1 【2-2-3 養育費増額申立事件 子の大学進学による教育費増加により養育
2 費を増額する場合】

3 <当事者の表示部分省略>

4 主 文

5 1 当事者間のC家庭裁判所平成18年(家イ)第×号夫婦関係調整調停事
6 件について平成18年7月×日に成立した調停の調停条項第3項により、
7 相手方(C家庭裁判所平成18年(家イ)第×号申立人)が申立人(C家
8 庭裁判所平成18年(家イ)第×号相手方)に支払うべきものとされた養
9 育費につき、同項の「月額8万円」の部分を平成25年2月以降「月額1
10 4万円」に、同項の「未成年者が満20歳に達する日の属する月まで」の
11 部分を「平成28年3月まで」にそれぞれ変更する。

12 2 手続費用は各自の負担とする。

13 理 由

14 第1 申立ての趣旨

15 当事者間のC家庭裁判所平成18年(家イ)第×号夫婦関係調整調停事件に
16 ついて、平成18年7月×日に成立した調停(以下「前件調停」という。)の
17 調停条項第3項により、相手方が申立人に対し未成年者が満20歳に達する日
18 の属する月まで支払うべきものとされた未成年者の養育費(月額8万円)につ
19 き、支払終期を平成28年3月までに変更し、平成25年2月分から相当額へ
20 増額するとの審判を求める。

21 第2 当裁判所の判断

22 1 認定事実

23 (1) 申立人(昭和47年4月6日生)と相手方(昭和45年7月3日生)は、
24 婚姻中の平成5年4月×日に長女である未成年者をもうけたが、平成18年
25 7月×日、未成年者の親権者を申立人と定めて調停離婚した(前件調停)。

1 以後、申立人が未成年者を監護養育している。

2 (2) 申立人と相手方は、前件調停において、未成年者の養育費について、相手
3 方が申立人に対し、平成18年7月から未成年者が満20歳に達する日の属
4 する月まで、1か月当たり8万円を、毎月末日限り支払うことを合意した。

5 申立人は、前件調停当時、〇〇株式会社に勤務しており、平成17年の給
6 与収入は年額約120万円であった。他方、相手方は、前件調停当時、△△
7 会社に勤務しており、同年の給与収入は年額約850万円であった。前件
8 調停における未成年者の養育費額は、当事者双方の上記収入を、標準算定表
9 の表1養育費・子1人表（子0～14歳）（判例タイムズ1111号285
10 頁以下参照）に当てはめて算出された。

11 (3) 未成年者は、平成24年4月に私立大学に入学した。相手方は、同大学の
12 進学について同意していた。

13 未成年者の私立大学にかかる費用は、授業料及び施設費（以下「授業料
14 等」という。）の合計年額93万円である。

15 (4) 申立人は、短期大学卒業後、約1年間就職した後に相手方と婚姻し、婚姻
16 後は無職であったが、平成16年頃から〇〇株式会社に勤務し、前件調停以
17 降も引き続き同会社に勤務しており、平成24年の給与収入は約120万円
18 であった。

19 他方、相手方は、〇〇大学卒業後、△△会社に就職し、前件調停以降も引
20 き続き同会社に勤務しており、平成24年の給与収入は約850万円であっ
21 た。

22 (5) 申立人は、平成25年2月×日、前件調停における未成年者の養育費額を
23 相当額に増額することを求めて調停を申し立てたが（C家庭裁判所平成25
24 年（家イ）第×号）、調停不成立となり、本件審判手続に移行した。

25 2 事情変更等の有無について

26 (1) 本件は、前件調停で合意した養育費につき、申立人が、未成年者の学費が

1 増加したことなどを理由として増額及び支払終期の延長を求めたものである
2 ところ、調停で養育費額が合意された後に、合意当時に基礎とされた事情に
3 変更が生じ、調停で合意した内容が実情に適合せず相当性を欠くに至った場
4 合には、家庭裁判所は、事情の変更があったものとして、従前の調停の合意
5 の内容を変更し又は取り消すことができるものというべきである。

6 (2) これを本件についてみると、前記1(1)によれば、前件調停当時、未成年者
7 は満13歳であり、前記1(2)のとおり、前件調停においては子1人表(0～
8 14歳)を用いて養育費が算定されたところ、未成年者は前件調停後に満1
9 5歳に達し、その後私立大学に進学し、授業料等として年額93万円がかか
10 っていることから、前件調停の合意当時に基礎とされた事情に変更が生じ、
11 前件調停の合意内容が実情に適合せず相当性を欠くに至ったものといえる。

12 また、申立人及び相手方の学歴や職歴、双方の収入、未成年者の進学状
13 況、相手方が未成年者の大学進学に同意していたこと等に照らせば、未成年
14 者については、同人が大学を卒業すべき月である平成28年3月まで、未成
15 熟子の段階にあるものとして、相手方において未成年者の養育費を負担する
16 のが相当である。なお、未成年者が大学に進学していることからすれば、同
17 人が満20歳に達した後も、大学を卒業すべき月までの間は、基本的には、
18 その生活状況に変更はないというべきであるから、未成年者が満20歳に達
19 した後の養育費の額についても従前と同額とするのが相当である。【注1】

20 3 養育費の額について

21 (1) 相手方が支払うべき未成年者の養育費額を算定するに当たっては、義務者
22 及び権利者の各基礎収入の額(総収入から税法等に基づく標準的な割合によ
23 る公租公課並びに統計資料に基づいて推計された標準的な割合による職業費
24 及び特別経費を控除して推計した額)を定め、その上で、義務者である相手
25 方が未成年者と同居していると仮定すれば、未成年者のために充てられたは
26 ずの生活費の額を、生活保護基準及び教育費に関する統計から導き出される

1 標準的な生活費指数によって算出し、これを、権利者と義務者の基礎収入の
2 割合で按分して、義務者である相手方が負担すべき養育費額を算定するとの
3 方式（判例タイムズ1111号285頁以下参照。以下「標準算定方式」と
4 いう。）に基づいて検討するのが相当である。

5 (2) そこで、前記1(4)の各当事者の収入額（申立人約120万円、相手方約8
6 50万円）を標準算定方式による標準算定表の表2養育費・子1人表（子1
7 5～19歳）に当てはめると、相手方が申立人に対して負担すべき未成年者
8 の養育費額は月額10万円ないし12万円程度と算定される。

9 また、前記1(3)のとおり、未成年者は私立大学に在学しているところ、標
10 準算定方式における標準的な生活費指数には、公立高校の学校教育費相当額
11 分（年額約33万円。前記判例タイムズ参照）が考慮されているにとどまる
12 から、未成年者の私立大学の学費のうち、上記教育費相当額を超える部分に
13 ついて、申立人と相手方の基礎収入に応じて按分するのが相当である。

14 前記1(3)のとおり、未成年者の私立大学の授業料等は年額93万円である
15 から、標準算定方式による教育費相当額約33万円との差額約60万円を双
16 方の基礎収入額（標準算定方式においては、給与所得者の基礎収入は、概ね
17 総収入の42%ないし34%の範囲内とされているから（前記判例タイムズ
18 1111号289頁参照）、双方の収入額に照らし、基礎収入割合を申立人
19 41%、相手方36%として算定すると、申立人につき約49万2000
20 円、相手方につき約306万円となる。）で按分すると、相手方が負担すべ
21 き額は、月額約4万3074円（ $\div 60万円 \times \{306万円 \div (49万20$
22 $00円 + 306万円) \div 12か月\}$ ）となる。

23 以上を踏まえ、本件に現れた一切の事情を総合考慮すると、相手方が支払
24 うべき未成年者の養育費額は、月額14万円とするのが相当である。

25 4 結論

26 以上のとおり、前件調停の調停条項第3項に基づく養育費について、平成

1 25年2月以降，月額14万円に，その支払終期を平成28年3月にそれぞ
2 れ変更することとして，主文のとおり審判する。

3 平成25年7月×日

4 C家庭裁判所

5 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

6 【注1】成年に達していても自分で生活費を得ることができない子の扶養について論じた
7 ものとして，齊藤啓昭「成年に達した未成熟子の養育費」・判例タイムズ1100号16
8 6頁，菱山泰男・太田寅彦「婚姻費用の算定を巡る実務上の諸問題」・判例タイムズ12
9 08号26頁参照。

1 【3-1 面会交流申立事件 給付を特定した形で直接交流（面会）を認めた事
2 例】

3 平成27年（家）第△×号 面会交流申立事件

4 審 判

5 住 所 A県B市C町××番地

6 申 立 人 甲 野 太 郎

7 同手続代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

8 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

9 相 手 方 甲 野 花 子

10 住 所 相手方に同じ

11 未 成 年 者 甲 野 次 郎

12 平成20年11月×日生

13 主 文

14 1 相手方は、申立人に対し、次のとおり、申立人と未成年者を面会交流さ
15 せなければならない。【注1】

16 (1) 頻度 月1回、第1土曜日

17 (2) 各回の面会交流時間 初回は午前10時から午前11時まで

18 2回目以降は午前10時から午後0時まで

19 (3) 未成年者の引渡方法 相手方は、面会交流開始時に、引渡場所におい
20 て未成年者を申立人に引き渡し、申立人は、面
21 会交流終了時に、引渡場所において未成年者を
22 相手方に引き渡す。なお、引渡場所は、当事者
23 間の協議で定めるが、協議が調わない場合は、
24 ○○駅東口改札前とする。

25 【注2】

1 (4) 代替日 未成年者の病気や学校行事などのやむを得ない事情により上
2 記の日程で面会交流を実施できない場合には、当事者双方
3 は、未成年者の福祉を考慮して代替日を定める。

4 【注3】

5 2 手続費用は各自の負担とする。

6 理 由

7 第1 申立ての趣旨

8 申立人と未成年者が面会交流する時期、方法などにつき審判を求める。

9 第2 事案の概要

10 本件は、別居中の夫婦間において、申立人（夫）が、未成年者を監護養育し
11 ている相手方（妻）に対し、下記の要領で、未成年者と面会交流をすることを
12 求めている事案である。

13 記

14 頻度 月1回、第1土曜日

15 各回の面会交流時間 午前10時から午後5時まで

16 未成年者の引渡方法 相手方は、面会交流開始時に、引渡場所において未成
17 年者を申立人に引き渡し、申立人は、面会交流終了時
18 に、引渡場所において未成年者を相手方に引き渡す。な
19 お、引渡場所は、当事者間の協議で定めるが、協議が調
20 わない場合は、〇〇駅東口改札前とする。

21 第3 当裁判所の判断

22 1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

23 (1) 申立人（昭和57年生）と相手方（昭和53年生）は、平成20年2月に
24 婚姻し、同年11月×日に未成年者をもうけた夫婦である。

25 (2) 同居中、未成年者の世話は、相手方が主に行っていたが、申立人も、休日
26 に未成年者を連れて公園に出掛けたり、仕事からの帰宅後に、未成年者を風

1 呂に入れるなどして、これに協力していた。

2 (3) 相手方は、平成25年5月頃から、申立人の不貞を疑い始めて離婚を考
3 るようになり、平成26年1月×日、未成年者を連れて申立人肩書住所
4 ある自宅を出る形で、申立人と別居した。以後、相手方が、相手方肩書住
5 所で未成年者を監護養育しているが、申立人と未成年者との面会交流は一度
6 も実施されていない。

7 (4) 相手方は、平成26年2月×日、離婚を求めて夫婦関係調整調停の申立て
8 (A家庭裁判所同年(家イ)第××号)をしたが、申立人が離婚に応じな
9 かったことから、同調停は、同年10月×日、不成立となった。

10 相手方は、同年11月×日、離婚訴訟(A家庭裁判所同年(家ホ)第××
11 号)を提起した。現在、同訴訟は係属中である。

12 (5) 申立人は、平成26年11月×日、面会交流調停の申立て(A家庭裁判所
13 同年(家イ)第××号)をしたが、同調停は、平成27年3月×日、不成立
14 となり、本件審判手続に移行した。

15 (6) 当事者双方は、現在、月曜日から金曜日までの週5日、働いている。ま
16 た、未成年者は、平成27年4月から小学校に通っており、習い事はしてい
17 ない。

18 (7) 家庭裁判所調査官は、平成27年7月×日、相手方宅で、未成年者と面接
19 をし、相手方に隣室に行ってもらった後に、未成年者に対し、申立人との面
20 会交流について尋ねたところ、未成年者は、申立人とは会いたくないと答え
21 た。もっとも、その理由について家庭裁判所調査官から尋ねられると、未成
22 年者は、相手方のいる隣室の方をしきりに気にした後、下を向き、黙り込ん
23 だ。他方、未成年者は、家庭裁判所調査官から申立人との同居中の思い出に
24 ついて尋ねられると、申立人と公園や遊園地で遊んで楽しかったことなどを
25 話した。

26 (8) 当裁判所は、平成27年10月×日付けで申立人と未成年者との試行的面

1 会交流を行う調査命令を発したが、相手方が、申立人と離婚するまでは未成
2 年者の意思に反してまで面会交流に協力する気になれないなどと述べ、未成
3 年者を当庁に連れてくるのを拒否したことから、上記試行的面会交流は実現
4 できなかつた。

5 2(1) 面会交流の可否について

6 相手方は、未成年者が申立人との面会交流を拒絶していることを理由とし
7 て、面会交流は認められるべきではないと主張する。この点、面会交流を实
8 施すべきか否かについては、非監護親と子との関係、子の心身の状況、子の
9 意向・心情、監護親と非監護親との関係その他子をめぐり一切の事情を考慮
10 した上で、子の利益を最も優先して判断すべきである（民法766条1項参
11 照）。

12 前記認定のとおり、申立人は、未成年者との同居中、休日に未成年者を連
13 れて公園に出掛けたり、仕事からの帰宅後に、未成年者を風呂に入れたりし
14 ており、また、未成年者は、家庭裁判所調査官との面接で、同居中の思い出
15 として、申立人と遊んで楽しかったエピソードを語っており、これらの事実
16 に照らすと、申立人と未成年者との同居中の関係に問題があったとはいえない。
17 確かに、前記認定のとおり、未成年者は、家庭裁判所調査官との面接に
18 おいて、申立人とは会いたくないと述べているものの、その理由については
19 答えず、家庭裁判所調査官から申立人と会いたくない理由について尋ねられ
20 た際、相手方のいる隣室の方をしきりに気にしており、その様子からは、申
21 立人のことで相手方に気を遣っていることがうかがえることや、未成年者の
22 年齢がそれほど高くないこと（調査官面接時6歳）にも照らすと、未成年者
23 の面会交流に関する消極的な発言をもって、面会交流を禁止すべきである
24 とはいえない。前記のとおり、申立人と未成年者との同居中の関係に問題があ
25 ったとはいえず、その他本件に現れた未成年者をめぐり一切の事情を考慮す
26 ると、子の利益の観点からは、申立人と未成年者との面会交流を認めるのが

1 相当である。

2 (2) 面会交流の具体的内容について

3 相手方が、未成年者の面会交流に対する消極的な発言をもって未成年者が
4 面会交流を拒絶しているとして、面会交流への協力を拒否し、裁判所での試
5 行的面会交流にも応じなかったことからすれば、面会交流の確実な実施のためには、
6 任意に面会交流が履行されない場合も想定して、監護親がすべき給
7 付の内容を特定すべきであるといえる【注4】。そして、申立人と未成年者
8 との同居中の関係に問題があったとは認められない一方で、申立人と未成年
9 者との面会交流が約2年の間実施されていないこと、未成年者が申立人との
10 面会交流につき消極的な発言をしていること、当事者双方や未成年者の生活
11 状況、未成年者の年齢その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、主文掲
12 記のとおり、面会交流の実施要領を定めるのが相当である。

13 3 よって、主文のとおり審判する。

14 平成28年3月×日

15 A家庭裁判所

16 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

17 【注1】「面会させなければならない」、「～面会（交流）させよ。」、「～面会交流
18 （を）することを許さなければならない。」とする主文例もある。

19 【注2】最高裁判所平成24年（申）第48号同25年3月28日第一小法廷決定・民集6
20 7巻3号864頁参照（監護親のすべき給付が特定されているとして、間接強制を認めた
21 事例）。なお、上記最高裁決定を受け、給付の特定の程度について詳しく論じたものとし
22 て、水野有子・中野晴行「第6回 面会交流の調停・審判事件の審理」（東京家事事件研
23 究会編「家事事件・人事訴訟事件の実務」法曹会220頁以下・平成27年）、中野晴行
24 「面会交流の間接強制の可否に関する最高裁決定をめぐる考察」ケース研究320号44
25 頁以下・平成26年）がある。

1 なお、審判において、監護親がすべき給付の特定に欠けるところがない主文が推奨され
2 るものではなく、間接強制の当否を含めた実効性を勘案しつつ、事案に応じて、給付の特
3 定性について検討すべきである。

4 【注3】面会交流の内容を、どの程度具体的に定めるかについては、当事者の意向や当事
5 者間の信頼関係の程度、面会交流の内容に関する争点等を踏まえて、事案に応じて検討す
6 ることになる。例えば、監護親の面会交流への立会いが争点となっている事案において、
7 当該事案では監護親の立ち会いを認めることが相当であると判断した場合には、「申立人
8 は、相手方が面会交流に立ち会うことを拒んではならない。」、あるいは、「相手方は、申
9 立人と未成年者の面会交流に立ち会うことができる。」などと定めることが考えられる。
10 また、当事者間でのコミュニケーションが困難な事案では、面会交流の円滑な実施のた
11 め、面会交流の日時、場所、時間等のほか、連絡方法についても「当事者双方は、面会交
12 流の日程調整その他の連絡を、原則としてメール又はファクシミリにより行う。」などと具
13 体的に定めることが考えられる。

14 【注4】給付を特定する場合であっても、このような説示をしない例もある。

15

1 【3-2 面会交流申立事件 給付を特定しないで直接交流（面会）を認めた事
2 例】

3 平成26年（家）第△×号 面会交流申立事件

4 審 判

5 住 所 A県B市C町××番地

6 申 立 人 乙 野 太 郎

7 住 所 D県E市F町×丁目×番×号

8 相 手 方 乙 野 花 子

9 住 所 相手方に同じ

10 未 成 年 者 乙 野 次 郎

11 平成18年4月×日生

12 主 文

13 1 相手方は、申立人に対し、次のとおり、申立人が未成年者と面会交流を
14 することを許さなければならない。

15 (1) 頻度 月1回

16 (2) 各回の面会交流時間 6時間程度

17 (3) 面会交流の場所 D県内

18 2 手続費用は各自の負担とする。

19 理 由

20 第1 事案の概要

21 本件は、元夫婦間において、申立人（父）が、未成年者を監護養育している
22 相手方（母）に対し、次の条件で未成年者と面会交流することを求めている事
23 案である。

24 1 頻度 月1回

25 2 各回の面会交流時間 8時間

1 3 未成年者の引渡方法 相手方は、申立人に対し、面会交流開始時に、申立人
2 宅において未成年者を引き渡し、申立人は、相手方に対
3 し、面会交流終了時に、相手方宅において未成年者を引
4 き渡す。

5 これに対し、相手方は、申立人と未成年者との面会交流の実施については応
6 じる意思を示しているものの、頻度については3か月に1回、場所については
7 D県内とし、その余の具体的な条件については、その都度当事者間で協議して
8 定めることを希望している。

9 第2 当裁判所の判断

10 1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

11 (1) 申立人（昭和42年生）と相手方（昭和48年生）は、平成15年に婚姻
12 し、平成18年4月×日に未成年者をもうけたが、平成24年5月、親権者
13 を相手方と定めて協議離婚した。

14 (2) 申立人と相手方は、協議離婚後、月1回程度、具体的な実施方法をその都
15 度協議して定めた上、相手方及び未成年者の住むD県内において、申立人と
16 未成年者との面会交流を実施していた。しかしながら、申立人が、平成25
17 年4月、面会交流の際、申立人の父母に未成年者を会わせるため、相手方に
18 断りなく申立人宅のあるA県内に未成年者を連れて行き、その結果、未成年
19 者の帰宅が夜遅くになってしまったことから、申立人と相手方が、面会交流
20 の実施場所や日程調整等を巡って揉め始め、同年7月頃から面会交流が実施
21 されなくなった。

22 (3) 申立人は、平成25年12月×日、面会交流調停の申立てをしたが（D家
23 庭裁判所E支部同年（家イ）第××号）、同調停は、平成26年5月×日、
24 不成立となり、審判に移行した。

25 (4) 申立人と相手方は、平成26年1月×日の調停期日において、面会交流を
26 再開することに合意し、同年2月以降、具体的な実施方法を従前と同様にそ

1 の都度協議して定めた上で、次のとおり、面会交流を実施している。

2 ア 平成26年2月×日（日）午前11時から午後5時まで D県内

3 イ 平成26年5月×日（日）午前9時から午後2時30分まで D県内

4 ウ 平成26年8月×日（日）午前11時から午後5時30分まで D県内

5 2(1) 面会交流の実施自体には当事者間に争いが無いので、面会交流の具体的内
6 容について検討するに、平成25年7月までは月1回程度の頻度で面会交流
7 が実施されており、また、平成26年2月からは6時間前後の面会交流が実
8 施されていること、未成年者の年齢その他本件に現れた一切の事情を考慮す
9 れば、月1回、6時間程度の面会交流を実施するのが相当である。また、平
10 成25年4月の面会交流を除いて、D県内で面会交流が実施されてきたこと
11 や、申立人が断りなくA県内に未成年者を連れて行ったことがきっかけとな
12 って面会交流が一時期実施されなくなったこと、未成年者の年齢や未成年者
13 の負担その他本件に現れた一切の事情を考慮すれば、面会交流の場所は、D
14 県内とするのが相当である。

15 (2) なお、申立人は、間接強制が可能な形で面会交流の内容を具体的に定める
16 べきであると主張する。

17 しかしながら、面会交流について定める場合、子の利益が最も優先して考
18 慮されるべきであり（民法766条1項参照）、面会交流は、柔軟に対応す
19 ることができる条項に基づき、監護親と非監護親の協力の下で実施されるこ
20 とが望ましいところ、相手方は面会交流自体には応じる意向を有しており、
21 現に、一時期を除いて、面会交流が当事者間の協議の下で継続して実施され
22 てきたことからすれば、申立人と相手方が、協力して面会交流を実施できな
23 い状況にあるとは認められず、間接強制が可能な形で面会交流の内容を具体
24 的に定めることが相当とはいえない。したがって、申立人の上記主張は採用
25 することができない。

26 3 よって、主文のとおり審判する。

1

平成26年12月×日

2

D家庭裁判所E支部

3

裁判官 ○ ○ ○ ○

4

1 【3-3 面会交流申立事件 直接交流（面会）を認めず，間接交流のみを認め
2 た事例】

3

4 平成27年（家）第△×号 面会交流申立事件

5 審 判

6 住 所 A県B市C町××番地

7 申 立 人 丙 野 太 郎

8 住 所 A県D市E町×丁目×番×号 ○○住宅××号

9 相 手 方 丙 野 花 子

10 住 所 相手方に同じ

11 未 成 年 者 丙 野 雪 江

12 平成25年8月×日生

13 主 文

14 1 相手方は，申立人に対し，3か月に1回，未成年者の写真（顔及び全身
15 を写したものの各1枚）を送付しなければならない。

16 2 相手方は，申立人に対し，3か月に1回，申立人が未成年者にプレゼン
17 トを送付することを許さなければならない。

18 3 手続費用は各自の負担とする。

19 理 由

20 第1 事案の概要

21 本件は，申立人が，離婚した妻である相手方に対し，当事者間の子である未
22 成年者との面会交流を求め，その時期，方法等を定めるよう申し立てた事案で
23 ある。

24 第2 当裁判所の判断

25 1 本件記録によれば，次の事実が認められる。

26 (1) 申立人（昭和62年生）と相手方（平成元年生）は，平成23年4月に婚

1 姻し、平成25年8月×日に未成年者をもうけた。

2 (2) 同居中、申立人は、仕事で忙しかったことなどもあり、未成年者の監護を
3 自らすることはほとんどなく、専業主婦であった相手方に任せきりであつ
4 た。また、申立人と相手方は、双方の実家との関係を巡って口論になること
5 が多かったが、その際、申立人は、立腹して、相手方に罵声を浴びせ暴力を
6 振るったり、携帯電話を床に投げつけ壊す、茶碗を割るなど物に当たること
7 があつた。

8 (3) 相手方は、平成26年6月×日、申立人から、顔を殴られ、鼻を骨折した
9 ことから、警察とも相談した上、同年7月×日、未成年者を連れて、相手方
10 と別居した。別居後、申立人と未成年者の面会交流は一度も実施されていな
11 い。

12 (4) 相手方は、平成26年9月×日、申立人との離婚を求め、夫婦関係調整調
13 停の申立て（A家庭裁判所同年（家イ）第××号）をしたが、同調停は、平
14 成27年5月×日、不成立となった。相手方は、同年6月×日、離婚訴訟
15 （A家庭裁判所同年（家ホ）第××号）を提起し、現在、同訴訟は同裁判所
16 に係属中である。

17 (5) 申立人は、平成27年4年×日、面会交流調停の申立て（A家庭裁判所同
18 年（家イ）第××号）をしたが、同調停は、同年12月×日、不成立とな
19 り、本件審判手続に移行した。

20 (6) 相手方は、同居中から申立人との関係で心療内科に通院していたが、現在
21 も、申立人への恐怖心が消えずに通院を継続している。

22 (7) 当事者双方とも、他方当事者の実家とは折り合いが悪く、特に別居に至っ
23 てからは、当事者双方の父母ともに、他方当事者に対し、不信感を強め、非
24 難している。

25 2(1) 非監護親と子との面会交流を定めるにおいては、子の利益が最も優先して
26 考慮されなければならない（民法766条1項参照）。このような観点から

1 すれば、面会交流が子の生活関係や監護親の監護養育、子自身の心情ないし
2 情操に及ぼす影響等に照らし、子の福祉に反すると認められる場合には、面
3 会交流が制限されることもやむを得ないというべきである。

4 (2) これを本件についてみるに、前記認定事実によれば、未成年者は、生後1
5 1か月の時に申立人と別居している上、同居中の申立人との関わりもあまり
6 多くはないのであって、未成年者の現在の年齢（2歳）も併せ考慮すると、
7 申立人と未成年者との面会交流を実施するに当たっては、相手方の相応の協
8 力が必要であるといえる。しかしながら、相手方が、同居中に申立人から受
9 けた言動から、現在も申立人への恐怖心が消えずに心療内科へ通院を継続し
10 ていることは、前記認定のとおりである。また、前記認定の当事者双方の父
11 母と他方当事者との関係からすれば、面会交流の実施に当たり当事者双方の
12 父母から適切な援助を受けることは現実的に難しい。このような状況を踏ま
13 えると、申立人と未成年者との直接交流（面会）を現時点で実施することは
14 困難であるといわざるを得ず、これを無理に実施しようとするれば、相手方の
15 精神状態の悪化やこれによる監護の質の低下を招いたり、未成年者を精神的
16 に不安定にさせたり、未成年者の申立人に対するイメージを悪化させること
17 につながるおそれが高いといえる。したがって、面会の実施は子の福祉に反
18 すると認められるから、現時点では申立人と未成年者の面会を認めるのは相
19 当でない。

20 (3) もっとも、現時点で面会が実施できない場合であっても、将来の面会ひい
21 ては非監護親と子との健全な親子関係の構築につなげるため、間接交流の実
22 施の可否については別途検討する必要があるところ、相手方に対し、3か
23 月に1回、未成年者の写真（未成年者の顔及び全身を写したもの各1枚）を申
24 立人に送付するとともに、申立人が未成年者にプレゼントを送付することを
25 許すことを命じる限度であれば、相手方の精神状態その他本件記録に現れた
26 一切の事情を考慮しても、相手方に大きな負担を課すものとはいえず、子の

1 福祉に反するとは認められない。

2 したがって、上記の限度で申立人と未成年者との間接交流を認めるのが相
3 当である。

4 3 よって、主文のとおり審判する。

5 平成28年7月×日

6 A家庭裁判所

7 裁判官 ○ ○ ○ ○

8

1 【3-4 面会交流申立事件 面会交流を認めなかった事例】

2 平成26年(家)第△×号 面会交流申立事件

3 審 判

4 住 所 A県B市C町××番地

5 申 立 人 丁 野 花 子

6 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

7 相 手 方 丁 野 太 郎

8 住 所 相手方に同じ

9 未 成 年 者 丁 野 次 郎

10 平成13年4月×日生

11 主 文

12 1 本件申立てを却下する。

13 2 手続費用は各自の負担とする。

14 理 由

15 第1 申立ての趣旨及び実情

16 本件は、別居中の夫婦間において、相手方(夫)が監護養育している未成年
17 者について、申立人(妻)が、相手方に対し、未成年者との面会交流を求める
18 事案である。

19 第2 当裁判所の判断

20 1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

21 (1) 申立人(昭和47年生)と相手方(昭和50年生)は、平成13年に婚姻
22 した夫婦であり、同年4月×日に未成年者をもうけた。

23 (2) 申立人は、同居中、教育に熱心なあまり、学校の成績が少しでも悪いと、
24 未成年者を叱責するだけでなく、未成年者に対し、罵声を浴びせる、顔を平
25 手で殴る、文房具を投げつける、長時間正座をさせるなどの行為に及ぶこと

1 　　が度々あった。

2 　　(3) 申立人と相手方は、平成26年12月×日、別居した。別居の際、申立人
3 　　は、未成年者を連れて行こうとしたが、未成年者は、これを拒否して、相手
4 　　方宅に残った。

5 　　(4) 申立人は、平成27年2月×日、学校から帰宅中の未成年者を自車に連れ
6 　　込もうとし、抵抗する未成年者を号泣させた。また、申立人は、同年5月×
7 　　日、学校の校舎内に入って未成年者の名を大きな声で何度も叫び、学校にい
8 　　た未成年者や他の生徒達を動揺させた。

9 　　(5) 未成年者は、平成27年8月×日、家庭裁判所調査官との面接で、自分に
10 　　嫌なことばかりする申立人のことを好きにはなれないので、いかなる方法で
11 　　あれ、申立人と交流する気は全くないと述べた。

12 2(1) 非監護親と子との面会交流を定めるにおいては、子の利益を最も優先して
13 　　考慮しなければならない（民法766条1項参照）。この観点から、面会交
14 　　流を実施することが子の利益に反する場合には、これを禁止することはやむ
15 　　を得ないものと解される。

16 　　(2) 前記認定事実によれば、未成年者は、①申立人との同居中、申立人から、
17 　　暴力を受けてきたこと、②申立人との別居後も、申立人から、未成年者に精
18 　　神的に不安や動揺を与える行為を受けてきたこと、③これらのことから、申
19 　　立人に嫌悪感を持ち、間接交流も含め、申立人との面会交流を明確に拒絶す
20 　　るに至ったことが認められる。このような事実関係からすれば、未成年者が
21 　　申立人との面会交流を拒絶するに至ったのにも相応の理由があるといえ、未
22 　　成年者の年齢（調査官面接時14歳）も併せ考慮すると、間接交流も含め、
23 　　申立人と未成年者との面会交流を未成年者の意思に反し実施しても、申立人
24 　　と未成年者の関係は改善されないばかりか、かえって未成年者の申立人に対
25 　　する嫌悪感が強まるおそれが高いといえる。

26 　　したがって、面会交流を実施することは子の利益に反するというべきであ

1 り，間接交流も含め，申立人と未成年者の面会交流を認めることは相当でな
2 い。

3 3 よって，主文のとおり審判する。

4 平成28年1月×日

5 A家庭裁判所B支部

6 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

7

1 **【4-1 監護者指定申立事件 申立人を監護者に指定した事例】**

2 平成27年(家)第△×号 子の監護者の指定申立事件

3 平成27年(家)第△△号 子の引渡し申立事件

4 審 判

5 住 所 C県B市C町××番地

6 申 立 人 丙 野 花 子

7 住 所 A県D市E町×丁目×番×号

8 相 手 方 丙 野 太 郎

9 住 所 相手方に同じ

10 未 成 年 者 丙 野 一 郎

11 平成19年10月×日生

12 主 文

- 13 1 未成年者の監護者を申立人と定める。
14 2 相手方は、申立人に対し、未成年者を引き渡せ。
15 3 手続費用は各自の負担とする。

16 理 由

17 第1 申立ての趣旨

18 主文第1項及び第2項同旨

19 第2 当裁判所の判断

20 1 認定事実

21 本件記録によれば、次の事実が認められる。

22 (1) 当事者等

23 申立人(昭和52年5月×日生)と相手方(昭和50年7月×日生)は、
24 平成14年7月×日に婚姻し、平成19年10月×日に未成年者をもうけ
25 た。

26 (2) 同居中の監護状況

1 未成年者の出生後、専業主婦であった申立人は、未成年者を主として監護
2 していた。相手方も残業や休日出勤を減らそうと努力していたものの、職務
3 が繁忙であったため、子育てへの関与は限定的なものにとどまらざるを得な
4 かった。

5 (3) 別居に至る経緯

6 申立人と相手方は、次第に不仲になっていたところ、平成27年4月6
7 日、口論となり、その際、相手方は、申立人に対し、暴力を振るい、申立人
8 に加療3週間を要する顔面打撲、頸部捻挫、腹部打撲の傷害を負わせた。

9 翌日、申立人はC県内の実家に戻ることを決意したが、未成年者が小学校
10 の始業式を控えていたことから、一旦単身で別居することとした。

11 (4) 別居後の監護状況

12 相手方は、別居後、実家の母を呼び、未成年者の監護を依頼するととも
13 に、自らの可能な範囲で未成年者の監護を行っている。相手方の母は現在7
14 0歳であり、1か月に1回程度実家に戻ることがあるものの、それ以外は相
15 手方宅に滞在して、食事の準備をしたり、掃除、洗濯をしたりしている。

16 相手方宅は、3LDKのマンションであり、家庭裁判所調査官（以下「調
17 査官」という。）が訪問した際は、いずれの部屋もきちんと清掃がされてい
18 った。

19 相手方は、午前6時頃に起床後、未成年者に朝食を食べさせ、小学校に登
20 校する未成年者を見送って出勤し、午後6時から7時頃に帰宅し、未成年者
21 と夕食をとり、一緒に入浴して就寝している。

22 相手方は、未成年者に対し、申立人がすぐに戻ってくると説明するのみ
23 で、申立人のことを話題にすることはしない。相手方は、未成年者の精神状況
24 や生活に与える影響についての不安があるとして、未成年者と申立人の面会
25 交流には応じていない。

26 未成年者は、小学校に通っており、通学状況は良好である。

1 (5) 申立人の状況, 予定する監護態勢等

2 申立人は, 別居後, 申立人の母名義の住宅に申立人の母と同居している。
3 同住宅は2階建ての一軒家であり, 調査官が訪問した際は, 掃除が行き届い
4 ていた。申立人は, 未成年者を引き取った場合, 同住宅で引き続き生活する
5 予定である。

6 監護補助者となることが予定されている申立人の母は, 64歳であり, 就
7 労はしていないが, 所有しているマンションの賃料収入が月額40万円程度
8 あるほか, 遺族年金を月額約15万円受給しており, 借金はない。

9 申立人は, 現在無職無収入であり, 当面は申立人の母の経済援助を受ける
10 予定である。未成年者を監護することになった際は, 当面の間, 未成年者の
11 監護に専念し, 未成年者が新しい生活になじんだ後は就職して安定した収入
12 を得る意向である。また, 相手方と未成年者との面会交流も実現していく意
13 向である。

14 (6) 未成年者の心情

15 未成年者は, 調査官による面接調査の際, 調査官から, 「パパってどんな
16 人なの? よいところ教えて。」と尋ねられると, 「わかんない。」と答え
17 た。そして, 部屋に飾られていたスキーの写真を見ながら「みんなで行っ
18 た。」と説明し, 「誰と?」と尋ねられると, 「僕とパパと。」と言ったの
19 ち, 間を置いて, 「・・・とママ。」と付け加え, その後, 「パパとママと
20 僕の3人。」と改めて説明した。「ママは今どうしているの。」との質問に
21 対しては, すぐに答えずに凶鑑をめくるなどしていたが, 「もうずーっと,
22 帰ってこない。」とつぶやくように答えた。

23 2 検討【注1】

- 24 (1) 前記認定事実のとおり, 同居中, 未成年者の監護は申立人がほぼ一人で
25 行っていたものであり, 相手方も一定の関与をしようと努力をしていたことは
26 認められるものの, 申立人が未成年者を主として監護していたと認められ

1 る。

2 (2) 平成27年4月の別居後については、相手方が、特段の問題なく未成年者
3 を監護しているものと認められるが、相手方が主として未成年者の監護をし
4 た時期は未だ3か月程度と短く、その監護も、相手方の母の助けを得ながら
5 のものである。

6 未成年者は、現在の相手方及び相手方の母による監護に慣れ始めているも
7 の、同居中の監護状況や、面接調査の際の未成年者の言動からすると、未
8 成年者と申立人の間には心理的なつながりが十分に形成されていたものとい
9 える。

10 そして、相手方は、別居後、未成年者に対し、申立人がすぐに帰ってくる
11 と説明するにとどめ、また、未成年者が不安定になるかもしれないとの抽象
12 的な不安を理由として申立人と未成年者との面会交流を実現しようとしな
13 い。このことは、監護者として、問題解決につき適当な方策をとり得ない場
14 合があることを示す事情であるといえる。

15 なお、未成年者が小学校2年生となり、進級後の環境に慣れ始めているこ
16 とが認められるものの、未成年者には新しい環境に適応する能力が備わって
17 いることも考慮すれば、申立人を監護者と指定することを否定する事情とは
18 認められない。

19 (3) 以上のとおり、別居に至るまでの間、未成年者の監護を申立人が主として
20 行ってきており、未成年者も申立人との間に十分な心理的結びつきが存在し
21 ているところ、申立人が特段問題ない監護態勢を整えていることからする
22 と、監護者として申立人を指定するのが未成年者の福祉に適うものといえ
23 る。

24 (4) 前記(3)のとおり、未成年者の監護者として申立人を指定すべきであるとい
25 えるから、相手方の下にいる未成年者について、申立人に引き渡すのが相当
26 である。

1 【4-2 監護者指定申立事件 相手方を監護者に指定した事例】

2 平成26年(家)第△×号 子の監護者の指定申立事件(第1事件)

3 平成26年(家)第△△号 子の引渡し申立事件(第2事件)

4 審 判

5 住 所 A県B市C町××番地

6 申 立 人 丁 野 花 子

7 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

8 相 手 方 丁 野 太 郎

9 住 所 相手方に同じ

10 未 成 年 者 丁 野 一 郎

11 平成13年11月×日生

12 主 文

- 13 1 未成年者の監護者を相手方と定める。
14 2 申立人の第2事件の申立てを却下する。
15 3 手続費用は各自の負担とする。

16 理 由

17 第1 申立ての趣旨

- 18 1 未成年者の監護者を申立人と定める。(第1事件)
19 2 相手方は、申立人に対し、未成年者を引き渡せ。(第2事件)

20 第2 事案の概要

21 本件は、別居中の夫婦間において、相手方(夫)が監護養育している未成年
22 者について、申立人(妻)が、相手方に対し、未成年者の監護者を申立人と定
23 め、未成年者を申立人に引き渡すことを求める事案である。

24 第3 当裁判所の判断

25 1 認定事実

1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

2 (1) 当事者等

3 申立人（昭和48年2月×日生）と相手方（昭和41年4月×日生）は、
4 平成9年9月×日に婚姻し、平成13年11月×日に未成年者をもうけた。

5 (2) 同居中の未成年者の監護状況等

6 申立人は、平成23年11月に保険会社に正社員として入社するまでは専
7 業主婦であり、炊事、洗濯、掃除のほか、未成年者の幼稚園への送迎など、
8 未成年者の監護を中心となっていた。もともと、相手方も勤務先から
9 帰宅した後や休日には未成年者と積極的に関わっていた。

10 平成23年11月以降も未成年者の食事作りなどは申立人が行っていた。

11 (3) 本件に至る経緯

12 ア 申立人は、平成26年3月、医師から、適応障害のため、不眠、不安、
13 抑うつ症状があり、同年4月1日から同年6月30日まで通院加療の見込
14 みと診断され、同月23日には、通院加療の期間が同年9月30日までと
15 された。

16 イ 申立人は、平成26年8月20日、相手方と口論となり、申立人が自宅
17 から出る形で別居した。以後、相手方が未成年者と生活している。

18 ウ 申立人は、平成26年12月11日、本件審判を申し立てた。

19 (4) 別居後の相手方及び未成年者の生活状況等

20 ア 相手方は、会社員として勤務し、平成26年に840万円の給与収入を
21 得た。健康状態に特段の問題はない。

22 イ 相手方宅は、最寄り駅から800メートルほどの閑静な住宅街にあるマ
23 ンションであり、間取りは2LDKである。家庭裁判所調査官が訪問した
24 際には、リビングも未成年者の部屋も整理整頓され、清潔な状態であっ
25 った。

26 ウ 相手方は、未成年者の朝食、夕食作りを行い、休日の未成年者のサッカー

1 一の試合などの際にはおにぎりを作って持たせており、掃除、洗濯なども
2 相手方が行っている。

3 相手方の学校との連絡や応対も適切である。

4 エ 未成年者は、サッカーのクラブチームに所属し、中学校では陸上部に入
5 っている。平日は月曜日、水曜日、金曜日に午後7時から午後9時までサ
6 ッカーの練習があり、土曜日と日曜日もほとんどサッカーの練習又は試合
7 で外出している。中学校の出席状況は良好である。

8 (5) 申立人の状況、監護方針等

9 ア 申立人は、平成26年3月に適応障害の診断を受け、月3回ほど通院し
10 ていたが、症状は軽快し、日常生活に制限はない。

11 イ 申立人は、平成27年2月から、別居後に交際を始めた男性（以下「交
12 際相手」という。）宅で生活している。現住居は最寄り駅から徒歩9分ほ
13 どの住宅街にあり、木造2階建てである。

14 ウ 申立人は、未成年者の監護者となった場合、交際相手宅の近くに部屋を
15 賃借して未成年者と居住することとし、未成年者には、同所から現在の中
16 学校へ通学するように手続を行うことを予定している。交際相手宅付近は
17 同校の学区外であるが、仮に同校の校長が通学を認めない場合には、学区
18 内でなるべく賃料の安い物件を探して未成年者と生活することも考えてい
19 る。

20 エ 申立人は、現在は、交際相手から援助を受けて生活しているが、少しづ
21 つ仕事も始め、平成27年4月分の給与は5万1800円であった。今後
22 は自身の体調も考慮しつつ収入を増やしていく予定である。

23 (6) 面会交流の状況

24 別居後、申立人は、未成年者と連絡をとり、週に3回程度面会交流を行っ
25 ている。また、平成27年5月には、2泊3日の面会交流を行った。

26 (7) 未成年者の意向等

1 未成年者は、調査官による面接調査の際、別居後の生活について、相手方
2 が家事や学校に関することに対応しているため、現在の生活で困っているこ
3 とはないと述べた。また、現在申立人が交際相手と生活していることは知っ
4 ているが、これからの生活について、未成年者がもっとも好ましいと思うの
5 は、未成年者と申立人のみが現在の未成年者の中学校の学区内で同居するこ
6 とであると述べた。

7 2 検討

8 申立人と相手方は夫婦であるが別居中であり、同居をすることも困難な状況
9 にあるといえるから、民法766条、家事事件手続法39条別表第2第3項
10 を類推適用して、未成年者の監護に関し、必要な事項を定めておく必要があ
11 る。【注1】

12 そして、子の監護に関する処分は、子の福祉に直接関係し、裁判所による後
13 見的関与の必要性が高いものであるから、監護者の指定申立てを受けた裁判
14 所としては、申立人の申立てを認めるか否かの判断にとどまらず、適切な監
15 護者を定めることができるものと解される。【注2】

16 (1) 監護者の指定について

17 前記認定事実によれば、相手方の現状の未成年者の監護状況に問題はみら
18 れず、未成年者は安定した生活を送っていることが認められる。

19 一方、申立人は、別居に至るまで、未成年者の主たる監護者であったと認
20 めることができるものの、現在の生活状況は交際相手を頼っている部分が多
21 く、現在も相手方と婚姻中であることも考慮すると、その生活状況は不安定
22 というほかない。

23 未成年者は、申立人と未成年者のみで生活することを希望しており、申立
24 人は、未成年者と二人で住む住居を探し、申立人のみの収入で未成年者を監
25 護できるよう仕事を増やすつもりであるとしているものの、現段階では交際
26 相手の援助を必要とする状態であり、実現できるかについては疑問といわざ

1 【4-3-1 審判前の保全処分申立事件 申立てを認容した事例】

2 平成27年（家口）第△×号 審判前の保全処分申立事件

3 （本案：平成27年（家）第△△号 子の監護者の指定申立事件，同第○△号 子
4 の引渡し申立事件）

5		審	判				
6	住 所	A 県 B 市 C 町 × × 番 地					
7		申 立 人	甲	野	花	子	
8		同 手 続 代 理 人 弁 護 士	○	○	○	○	
9	住 所	A 県 B 市 D 町 × 丁 目 × 番 × 号					
10		相 手 方	甲	野	太	郎	
11	住 所	相手方に同じ					
12		未 成 年 者	甲	野	一	郎	
13							平成22年5月×日生

14 主 文

- 15 1 未成年者の監護者を申立人と仮に定める。
16 2 相手方は，申立人に対し，未成年者を仮に引き渡せ。
17 3 手続費用は各自の負担とする。

18 理 由

19 第1 申立ての趣旨

20 主文第1項及び第2項同旨

21 第2 事案の概要

22 本件は，別居中の夫婦間において，未成年者の母である申立人が，未成年者
23 の父である相手方が未成年者との面会交流後に未成年者を返さないなどと主
24 張して，未成年者の監護者の指定及び未成年者の引渡しを求める審判事件
25 （平成27年（家）第△△号，同第○△号）を申し立てるとともに，これ

1 を本案として、申立人を仮に未成年者の監護者と定め、相手方に対し未成年
2 者を申立人に仮に引き渡すよう命ずる審判前の保全処分を求める事案であ
3 る。

4 第3 当裁判所の判断

5 1 認定事実

6 本件記録によれば、次の事実が一応認められる。

7 (1) 身分関係等

8 申立人（昭和51年10月×日生）と相手方（昭和42年9月×日生）
9 は、平成18年11月×日に婚姻し、平成22年5月×日に未成年者をもう
10 けた。

11 申立人と相手方は、婚姻後A県内で同居していたが、平成24年11月頃
12 からは申立人の母（以下「申立人母」という。）も同居し、未成年者の監護
13 を補助していた。

14 (2) 別居及び本件に至る経緯等

15 ア 申立人と相手方は、平成26年夏頃から不仲となり、相手方は、同年1
16 1月×日、申立人に対し、離婚を求める調停をA家庭裁判所に申し立てた
17 （A家庭裁判所平成26年（家イ）第×号夫婦関係調整調停事件。以下
18 「本件調停」という。）。

19 イ 申立人と相手方は、本件調停申立て後も同居していたが、相手方は、次
20 第に自宅に帰らなくなり、平成27年1月以降、相手方の実家（以下「相
21 手方宅」という。）で生活するようになった。

22 ウ 本件調停においては、離婚することについては合意しているものの、い
23 ずれが未成年者の親権者となるかで対立していたところ、平成27年1月
24 の調停期日において、暫定的に、相手方と未成年者との面会交流を実施す
25 ることが合意され、相手方は、平成27年2月1日、同月15日、同年3
26 月7日から同月8日まで、未成年者との面会交流を行った。

1 エ 相手方は、平成27年3月28日、同日午後6時までの日帰りの面会交
2 流を行うことを申立人との間で合意し、未成年者を連れて動物園に行った
3 が、同日午後6時頃、申立人に対し、「一郎は今日お泊まりします。」と
4 のメールを送り、未成年者を相手方宅に連れて帰った。申立人は、相手方
5 に対し、未成年者の翌日の保育園の登園についてメールで質問したが、相
6 手方は保育園を休ませる旨答えた。申立人は、同日午後8時頃、相手方宅
7 に行き、相手方に対し、未成年者を返すよう求めたが、相手方は、未成年
8 者が帰りたがらないなどと言って拒否し、申立人に未成年者を会わせよう
9 ともしなかった。

10 オ 申立人は、平成27年3月29日、相手方に対し、未成年者を返すよう
11 メールを送ったが、相手方からの返信はなく、電話もつながらなかった。

12 申立人は、その後も再三にわたって未成年者を返すよう相手方に連絡し
13 たが、相手方は、申立人の監護に問題があるなどとして、返還を拒否し
14 た。

15 カ 相手方は、平成27年4月10日、未成年者の監護者の指定及び未成年
16 者の引渡しを求める審判を申し立てるとともに、本件審判前の保全処分を
17 申し立てた。

18 (3) 別居前の未成年者の監護状況

19 未成年者の食事、入浴、寝かしつけ、洗濯及び掃除などの家事について
20 は、申立人がほとんど行っており、相手方は、時折食事を作ったり未成年者
21 の保育園の送迎を行ったりし、仕事から早く帰ってきたときや休日に未成年
22 者と遊んだりしていた。

23 (4) 別居後の申立人及び相手方の状況等

24 申立人は、申立人母と同居しており、平日は会社員として勤務している。
25 申立人母は、平日は調理補助員として勤務している。

26 他方、相手方は、会社員として勤務し、申立人との同居中は出張で一週間

1 ほど帰宅しないことがあったが、平成27年6月からは勤務態勢が変わり、
2 長期の出張はなくなる予定である。相手方は、相手方の父母と同居してお
3 り、相手方の父は、年金収入により生活し、日中はほとんど在宅している。
4 相手方の母は専業主婦であり、日中は在宅している。未成年者は、相手方に
5 相手方宅に連れて来られて以降、保育園に登園していない。

6 (5) 保育園調査について

7 家庭裁判所調査官は、平成27年5月、未成年者が通っていた乳児保育所
8 及び保育園を訪問し、担当者から未成年者の状況及び保護者の状況などを聴
9 取したところ、乳児保育所及び保育園では、未成年者の保健衛生状態に問題
10 はみられず、基本的な生活習慣の獲得や心身の発達状況も良好であり、未成年
11 者の送迎は主に申立人が担当し、保育園との連絡や行事への参加は申立人が
12 行っており、連絡状況は良好であったとの回答が得られた。また、保育園で
13 は、未成年者は申立人及び相手方のいずれとも良好な関係を築いているよう
14 に見受けられたが、相手方の送りの際には持ち物が不十分な場合がみられた
15 との回答が得られた。

16 2 検討【注1】

17 (1) 監護者の指定について

18 ア 本案認容の蓋然性について

19 前記認定事実によれば、未成年者の出生から一貫して申立人が主体とな
20 って未成年者を養育してきたといえるところ、申立人による同居当時の監
21 護状況に問題はみられないこと、相手方は、本件調停が係属している中で
22 行われた面会交流において、未成年者を返還していないことなどを総合す
23 ると、申立人が未成年者の監護者と指定される蓋然性が高い。

24 イ 保全の必要性について

25 前記認定事実のとおり、相手方は、本件調停において、未成年者との面
26 会交流を実施することを申立人と暫定的に合意し、申立人との間で、平成

1 27年3月28日午後6時までに面会交流を終了して未成年者を申立人に
2 返す合意をしていたにもかかわらず、同時刻に未成年者を返還せず、申立
3 人が迎えに来て返還を拒否し、翌29日には申立人に連絡もしなかった
4 上、その後も返還を拒否し、未成年者が通っていた保育園も欠席させてい
5 るものである。これらの相手方の行為は、申立人との上記合意に明らかに
6 反しており、別居後、申立人の下で生活しながら定期的に相手方との交流
7 を持つという未成年者の養育環境に与える影響が大きく、未成年者の福祉
8 を阻害するものと評価すべきであるから、保全の必要性が認められる。

9 (2) 引渡しについて

10 前記(1)アのとおり、申立人が未成年者の監護者と指定される蓋然性が高い
11 以上、現在相手方の下にいる未成年者を申立人へ引き渡すのが相当であり、
12 前記(1)イのと通りの未成年者の現状からすれば、早急に仮の引渡しがされる
13 べきであるといえる。

14 3 結論

15 よって、本件申立ては理由があるから、これを認容することとし、主文のと
16 おり審判する。

17 平成27年5月×日

18 A家庭裁判所

19 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

20 【注1】審判前の保全処分について論じたものとして、梶村太市ほか「子の引渡し保全処
21 分事件の処理をめぐる諸問題」家裁月報47巻7号1頁、東京家事事件研究会編『家事事
22 件・人事訴訟事件の実務』（法曹会・平成27年）228頁以下参照。

23

1 【4-3-2 審判前の保全処分申立事件 保全の必要性なしとして却下した事
2 例】

3 平成26年（家口）第△×号 審判前の保全処分申立事件
4 （本案・平成26年（家）第△号子の監護者の指定申立事件，同第×号子の引渡し
5 申立事件）

6		審	判		
7	住 所	A 県 B 市 C 町 × × 番 地			
8		申 立 人	乙 野 太 郎		
9	住 所	D 県 E 市 F 町 × 丁 目 × 番 × 号			
10		相 手 方	乙 野 花 子		
11	住 所	相手方に同じ			
12		未 成 年 者	乙 野 一 郎		
13					平成22年10月×日生

14 主 文

- 15 1 本件申立てをいずれも却下する。
16 2 手続費用は各自の負担とする。

17 理 由

18 第1 申立ての趣旨

- 19 1 未成年者の監護者を申立人と仮に定める。
20 2 相手方は，申立人に対し，未成年者を仮に引き渡せ。

21 第2 事案の概要

22 本件は，別居中の夫婦間において，相手方（母）が監護養育している未成年
23 者について，申立人（父）が相手方に対し，子の監護者の指定申立事件及び子
24 の引渡し申立事件を本案として（以下，併せて「本件本案事件」という。），
25 未成年者の監護者を申立人と仮に定め，未成年者を申立人に仮に引き渡すこと

1 を求める保全処分を申し立てた（以下「本件保全事件」という。）事案であ
2 る。

3 第3 当裁判所の判断

4 1 本件記録によれば、次の事実が一応認められる。

5 (1) 別居に至る経緯

6 ア 申立人（昭和58年11月×日生）と相手方（昭和61年1月×日生）
7 は、平成22年4月×日に婚姻し、D県内で同居生活を開始した。

8 同年10月×日、当事者間に未成年者が出生した。

9 イ 申立人と相手方は、平成25年6月、未成年者を連れてA県に転居し
10 た。申立人と相手方は、その後不仲となり、相手方は、平成26年8月2
11 日、未成年者を連れてD県内の実家（以下「相手方宅」という。）に戻
12 り、申立人と別居した。

13 ウ 申立人は、平成26年11月26日、本件本案事件を申し立てるととも
14 に、本件保全事件を申し立てた。

15 (2) 同居中の未成年者の監護状況等

16 ア 未成年者の出生後、相手方は、未成年者を母乳で育て、食事作りや身の
17 回りの世話全般を行っていた。

18 イ 申立人は、勤務先からの帰宅後に未成年者を入浴させたり未成年者と遊
19 んだりし、土日は仕事が休みのため、未成年者と遊ぶなどしていた。

20 (3) 別居後の生活状況等

21 ア 申立人は、A県内の会社に勤務している。

22 イ 相手方は、相手方宅において、同居している相手方の母の援助を受けな
23 がら、未成年者を保育園に入園させてパート勤務をしている。

24 ウ 相手方宅は、2LDKの県営住宅であり、家庭裁判所調査官が訪問した
25 際、室内は整理整頓が行き届いていた。

26 エ 未成年者は、午前7時頃に相手方と一緒に起床し、相手方が用意した朝

1 食をとった後、午前9時頃に保育園に登園し、午後6時頃に相手方が迎え
2 に来て降園した後、相手方の作った夕食を一緒にとり、午後9時頃に就寝
3 している。

4 オ 家庭裁判所調査官が、未成年者が通う保育園の園長及び担当保育士から
5 未成年者の状況等を聴取したところ、未成年者の発達は正常で、健康状態
6 も良好であり、相手方の未成年者に対する対応にも特段の問題はなく、迎
7 えに来る時間もほぼ一定で遅れることはないとのことであった。

8 (4) 面会交流の状況等

9 ア 申立人は、平成26年8月に別居した後、同年12月21日午前10時
10 頃から午後5時頃までの間、D県内で未成年者と面会交流し、平成27年
11 1月2日から同月4日までの間、A県内の申立人の実家で未成年者と宿泊
12 を伴う面会交流をした。

13 イ また、申立人は、別居後、未成年者と3、4日に1回程度、電話で話し
14 ている。

15 ウ 相手方は、今後も申立人と未成年者との面会交流を行う予定である。

16 2 上記認定事実により、保全の必要性について判断する。

17 本件は、不仲となった夫婦の妻である相手方が未成年者を連れて別居したの
18 に対し、夫である申立人が、本件本案事件を申し立てるとともに、本件保全事
19 件を申し立てたものである。

20 しかし、前記認定事実のとおり、未成年者は、現在保育園に通い、相手方と
21 ともに安定した生活状況にあることが認められ、発育を含めた健康状態に問題
22 はみられない。

23 したがって、現状では、未成年者の福祉を害する急迫した事情は、未成年者
24 自身の状況、生活状況及び監護者である相手方のいずれにもうかがわれず、保
25 全処分を要する状態にあるとはいえないし、現在の未成年者の生活環境を変更
26 する必要性も認められず、幼児期にある未成年者の生活環境を頻繁に変更すべ

1 きでないといえるから，保全の必要性はないというべきである。

2 3 よって，主文のとおり審判する。

3 平成27年2月×日

4 D家庭裁判所

5 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

6

1 【5-1 親権者変更申立事件 認容した事例】

2 平成27年(家)第△×号 親権者変更申立事件

3 審 判

4 本 籍 A県B市C町××番

5 住 所 A県B市C町××番地

6 申 立 人 甲 野 花 子

7 本 籍 A県B市D町×丁目×番×号

8 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

9 相 手 方 甲 野 太 郎

10 本 籍 相手方に同じ

11 住 所 申立人に同じ

12 未 成 年 者 甲 野 一 郎

13 平成14年5月×日生

14 主 文

15 1 未成年者の親権者を相手方から申立人に変更する。

16 2 手続費用は各自の負担とする。

17 理 由

18 第1 申立ての趣旨

19 主文同旨

20 第2 当裁判所の判断

21 1 認定事実

22 本件記録によれば、次の事実が認められる。

23 (1) 申立人(昭和43年10月×日生)と相手方(昭和32年9月×生)は、
24 平成10年5月×日に婚姻し、平成14年5月×日に未成年者が、平成21
25 年2月×日に長女がそれぞれ出生した。

1 (2) 相手方は、未成年者が物心ついた頃から、申立人に対し、たびたび殴る蹴
2 るなどの暴力を振るうことがあった。相手方は、幼児である未成年者に対し
3 ても、殴ったり蹴ったり、リモコン等を投げつけたりすることがあった。反
4 面、相手方は、未成年者をかわいがる面もあり、未成年者を連れて出歩くこ
5 ともたびたびあった。

6 (3) 申立人は、平成25年11月頃、相手方に離婚を切り出したところ、未成
7 年者の親権者を相手方とするなら応じられると言われたため、将来的に未成
8 年者を引き取りたいと思っていたものの、これに応じることとした。

9 申立人と相手方は、同年12月×日、未成年者の親権者を相手方、長女の
10 親権者を申立人と定めて協議離婚した。

11 (4) 申立人は、離婚後、長女を連れて相手方の自宅近くの賃貸マンションで生
12 活し始めた。

13 他方、相手方は、平成26年以降、朝出勤した後、翌朝5時頃に帰宅する
14 ことが多くなった。未成年者は、相手方の不在時は、申立人と夕食を共にす
15 ることもあったが、夜間は、相手方の自宅で一人きりになるためよく眠るこ
16 とができず、日中、学校で眠気を感じて過ごすようになった。

17 (5) 未成年者は、平成26年5月頃から、相手方が不在時の週末に、たびたび
18 申立人宅に泊まっては、翌朝相手方に連れられて帰宅するようになった。

19 未成年者は、同年10月1日、友人の習い事の練習を見に行き、帰宅が午
20 後9時頃になったところ、これに立腹した相手方から、殴る蹴るの暴行を受
21 け、「お前なんか、出て行け」と怒鳴られたため、同日午後10時頃、申立
22 人宅を訪ね、同日を申立人宅で過ごした。

23 以後、未成年者は、申立人宅で生活している。

24 (6) 申立人は、平成26年11月×日、未成年者の親権者を相手方から申立人
25 に変更する旨の調停（A家庭裁判所平成26年（家イ）第×号）を申し立て
26 たが、平成27年5月×日、調停不成立となり、本件審判手続に移行した。

1 (7) 申立人は、会社員として稼働しており、平成26年に約565万円の収入
2 を得ている。勤務時間は午前9時から午後5時45分までであり、通常、午
3 後7時頃には帰宅している。

4 (8) 未成年者は、現在中学1年生であるが、申立人宅で申立人と長女とともに
5 生活しており、家庭裁判所調査官の面接調査の際、現在の生活で困っている
6 ことはなく、今後も申立人の下で生活していきたいので、親権者を申立人に
7 変更してほしいとの意向を示した。

8 2 検討

9 前記認定事実のとおり、相手方は、未成年者が幼い頃から、その養育に際
10 し、殴る蹴るなどの暴行を加えたことがあり、離婚後未成年者と2人で暮ら
11 すようになってからも、その意に沿わないと暴力を振るい、また、夜間に未
12 成年者を一人きりで留守番させていたものである。未成年者は、相手方から
13 の暴力を契機に申立人の下で生活するようになったところ、申立人は経済的
14 に安定しており、夜間長時間にわたって未成年者を一人にさせるようなこと
15 もなく、その監護状況に問題はみられない。

16 以上に加え、現在13歳である未成年者の年齢からすれば、親権者の変更
17 の判断に当たっては、子の意向も重要な要素となるところ、前記認定事実の
18 とおり、未成年者は、親権者を申立人に変更してほしいとの意向を示してい
19 ることから、未成年者の上記意向も十分に尊重すべきであるといえる。

20 以上によれば、親権者を相手方から申立人に変更することが、未成年者の
21 利益を確保する上で必要かつ相当であるというべきである。

22 3 結論

23 よって、主文のとおり審判する。

24 平成27年10月×日

25 A家庭裁判所

26 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

1 【5-2 親権者変更申立事件 親権者死亡後他の親へ変更した事例】

2 平成26年(家)第△×号 親権者変更申立事件

3 審 判

4 本 籍 A県B市C町××番

5 住 所 A県B市C町××番地

6 申 立 人 乙 野 太 郎

7 昭和53年2月×日生

8 本 籍 A県D市E町×番

9 住 所 申立人に同じ

10 未 成 年 者 乙 野 一 郎

11 平成15年3月×日生

12 主 文

13 1 未成年者の親権者を亡乙野花子(本籍A県D市E町×番)から申立人に
14 変更する。【注】

15 2 手続費用は申立人の負担とする。

16 理 由

17 第1 申立ての趣旨

18 主文同旨

19 第2 当裁判所の判断

20 1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

21 (1) 申立人と亡乙野花子(以下「亡母」という。)は、平成14年4月×日に
22 婚姻し、平成15年3月×日に未成年者をもうけた。

23 (2) 申立人と亡母は、平成18年5月×日、未成年者の親権者を亡母として協
24 議離婚し、以後、未成年者は亡母と同居して生活していた。

25 (3) 申立人は、離婚後も、月1回程度の割合で、未成年者を遊びに連れて行っ

1 たり食事をしたりするなどして面会交流を重ね、養育費の支払も行って
2 た。

3 (4) 亡母は、平成25年6月頃、がんに罹患して入院したところ、申立人は、
4 亡母から未成年者を引き取って育ててもらいたいとの依頼を受けてこれを承
5 諾し、未成年者との同居を開始した。

6 (5) 亡母は、平成26年7月×日に死亡したが、申立人は、今後も未成年者が
7 自立するまで責任をもって養育する考えである。

8 (6) 申立人は、会社員であり、550万円程度の年収を得ている。

9 未成年者は、申立人と同居して安定した生活をしており、今後も申立人と
10 生活していくことを希望している。

11 2 上記認定事実によれば、申立人は、亡母との離婚後も未成年者と継続して交
12 流しており、亡母から未成年者を託されて引き取った後は、未成年者を監護
13 し、その監護に問題があることはいかがわれないから、親権者である亡母が死
14 亡した現在にあっては、未成年者の親権者を亡母から申立人に変更すること
15 が、未成年者の福祉に最も合致するというべきである。

16 3 よって、主文のとおり審判する。

17 平成26年12月×日

18 A家庭裁判所

19 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

20 【注】単独親権者とされた父又は母が死亡した場合、①後見が開始し、生存する他方の親
21 に親権者を変更することはできないとする説、②後見人が就職していない間は、生存親に
22 親権者を変更できるとする説、③後見人の就職の前後を問わず、変更できるとする説、④
23 生存親の親権が当然に復活するとする説があるが、近時の裁判例の多くは、③の立場をと
24 っていることにつき、新版注釈民法（25）・親族（5）50頁以下参照。

25

1 **【5-3 親権者変更申立事件 却下した事例】**

2 平成27年(家)第△×号 親権者変更申立事件

3 審 判

4 本 籍 A 県 B 市 C 町 × × 番

5 住 所 A 県 B 市 C 町 × × 番地

6 申 立 人 丙 野 太 郎

7 本 籍 A 県 D 市 E 町 × 丁目 × 番 × 号

8 住 所 A 県 D 市 E 町 × 丁目 × 番 × 号

9 相 手 方 丙 野 花 子

10 本 籍 相手方に同じ

11 住 所 相手方に同じ

12 未 成 年 者 丙 野 一 郎

13 平成17年4月×日生

14 主 文

15 1 本件申立てを却下する。

16 2 手続費用は各自の負担とする。

17 理 由

18 第1 事案の概要

19 本件は、申立人が、申立人と相手方との協議離婚の際、親権者を母である相
20 手方と定めた未成年者について、父である申立人に親権者を変更することを求
21 めた事案である。

22 第2 当裁判所の判断

23 1 認定事実

24 本件記録によれば、次の事実が認められる。

25 (1) 離婚に至る経緯

26 ア 申立人と相手方は、平成14年6月×日に婚姻し、平成17年4月×日

1 に未成年者をもうけた。

2 イ 婚姻中は、専業主婦であった相手方が主として未成年者を監護養育して
3 きた。

4 ウ 相手方は、平成26年1月頃、未成年者を連れて別居した。

5 エ 申立人と相手方は、同年3月×日、未成年者の親権者を相手方と定めて
6 協議離婚した。

7 (2) 離婚後の申立人と未成年者との交流等

8 ア 未成年者は少年野球のチームに所属しているところ、申立人は、平成2
9 6年4月、未成年者の野球の練習試合の送迎をした。

10 イ 申立人は、平成26年5月には、未成年者の野球の練習にコーチとして
11 参加し、未成年者と夕食をとった。

12 ウ 申立人は、その後も、土日には、未成年者の野球の練習に参加したり、
13 練習試合の送迎をしたりしている。

14 (3) 当事者間の係属事件等

15 ア 申立人は、平成26年4月×日、相手方に対し、未成年者との面会交流
16 を求める調停（A家庭裁判所同年（家イ）第××号）及び未成年者の親権
17 者変更を求める調停（A家庭裁判所同年（家イ）第×△号）を申し立て
18 た。

19 上記のうち、親権者変更調停については、平成27年2月×日、調停不
20 成立となって本件審判手続に移行した。

21 また、面会交流調停については、相手方は、申立人と未成年者が面会交
22 流することを認めるが、面会交流中に未成年者に緊急の連絡が必要になっ
23 たときのために相手方から申立人に連絡が取れるようにしておくことを求
24 めたのに対し、申立人は、具体的な回数等の取決めを求めるとともに、相
25 手方からの連絡には応じられないとしたため、合意は成立せず、同年4月
26 ×日付けで調停に代わる審判がされ、その後確定した。

1 イ 相手方は、平成26年6月×日、申立人に対し、未成年者の養育費の支
2 払を求める調停（A家庭裁判所同年（家イ）第×号）を申し立てた。上記
3 養育費調停において、申立人は、何ら客観的な裏付けもないにもかかわらず、
4 相手方が離婚の際に養育費をゼロとすることに合意したと主張し、そ
5 の後、現在まで未成年者の養育費を支払っていない。

6 (4) 当事者等の生活状況

7 ア 申立人は、不動産の仲介、売買を目的とする株式会社の代表取締役であ
8 り、同会社から申立人に支払われた給与は、平成25年は600万円、平
9 成26年は450万円である。

10 イ 相手方は、平成26年6月から派遣社員として稼働するようになり、同
11 月から同年11月までの6か月間の給与収入は115万8354円であ
12 り、これを年収に換算すると約231万円である。相手方の勤務時間は、
13 平日午前9時から午後6時までであり、おおむね午後7時頃までに帰宅し
14 ている。

15 未成年者は、小学校から下校した後、相手方が帰宅するまでは友人宅で
16 遊ぶこともあるが、相手方の帰宅後は相手方の作った夕食をとり、相手方
17 と過ごしている。未成年者は小学校に休まず登校しており、心身の状況に
18 問題はない。

19 2 検討

20 (1) 前記認定事実のとおり、申立人と相手方は、協議離婚の際、未成年者の親
21 権者を母である相手方と定めることに合意したものであるから、離婚に伴っ
22 て新たに親権者を定める場合等と異なり、離婚後現在までの親権者による未
23 成年者の監護養育の状況が劣悪であったり、虐待があったりするなど、未成
24 年者の福祉に反する事情があると認められる場合に、「子の利益のために必
25 要がある」（民法819条6項）ものとして、親権者を変更すべきものとい
26 える。

1 (2) 申立人は、未成年者には規則正しい生活を教えることが大事であるのに、
2 相手方がフルタイムの勤務を始めたことにより帰宅が遅く、未成年者が午後
3 7時や8時になっても友人宅から帰宅しないことがたびたびあるが、申立人
4 であれば、午後5時に帰宅することが可能であることを親権者変更の理由と
5 して主張する。

6 しかし、そもそも、申立人は相手方との離婚の際に未成年者の親権者を相
7 手方とすることに同意しているところ、離婚後には、未成年者を監護養育す
8 ることになる相手方が稼働することは当然に予測可能であったというべきで
9 あるし、前記認定事実のとおり、相手方の帰宅時間はおおむね午後7時頃で
10 あって、帰宅時間が深夜に及んでいるわけではなく、未成年者は相手方の帰
11 宅後に相手方と夕食をとるなどして過ごしているのであるから、相手方によ
12 る未成年者の監護養育の状況が劣悪であるなど、未成年者の福祉に反する事
13 情があるとはいえない。

14 また、申立人は、相手方は派遣社員であり収入が安定しないのに対し、申
15 立人は会社を経営して安定的な収入を得ているから、申立人が親権者となる
16 方が未成年者の福祉に適うと主張する。しかし、前記認定事実のとおり、相
17 手方は、離婚後稼働して継続的に収入を得ており、未成年者の福祉に反する
18 ような監護状況にあるとは認められない。そもそも、申立人と相手方との経
19 済力に格差があることが親権者変更の理由にならないのはいうまでもなく、
20 むしろ、子の福祉の観点からは、未成年者がいずれの親と同居して生活した
21 場合でも同程度の生活水準が維持されるよう、収入の多い申立人から収入の
22 少ない相手方に対し、相当額の養育費を支払うべきであるのに、申立人が、
23 客観的な裏付けなしに、相手方が養育費の支払をゼロとすることに合意した
24 と主張して養育費の支払を拒否していること自体が子の福祉に反するものと
25 いうべきである。

26 (3) 以上によれば、未成年者の福祉に反する事情は認められず、親権者を相手

1 方から申立人に変更することが「子の利益のために必要がある」といえない
2 ことは明らかである。

3 3 結論

4 よって、本件申立ては理由がないから却下することとして、主文のとおり
5 審判する。

6 平成27年4月×日

7 A家庭裁判所

8 裁判官 ○ ○ ○ ○

9

1 【6-1 遺産分割申立事件 基本型（現物分割，代償分割）】

2 平成28年（家）第××号 遺産分割申立事件

3 審 判

4 住 所 B市C×丁目×番×号【注1】

5 申 立 人 乙 川 A 子

6 同手続代理人弁護士 △ △ △ △

7 住 所 A県D市E町57番地5

8 相 手 方 甲 野 一 郎

9 住 所 F県G市H×丁目×番×号

10 排除前相手方【注2】 甲 野 二 郎

11 本 籍 A県D市E町×番地

12 最後の住所 A県D市E町×番地

13 被相続人 甲 野 太 郎

14 (平成27年1月×日死亡)

15 主 文

16 1 被相続人の遺産を次のとおり分割する。

17 (1) 相手方は，別紙遺産目録記載1の土地及び同2の建物を取得する。

18 【注3】

19 (2) 申立人は，別紙遺産目録記載3の各預貯金を取得する。

20 (3) 別紙遺産目録記載4の株式については，申立人が200株，相手方が2
21 00株を取得する。

22 2 相手方は，申立人に対し，前項(1)の遺産を取得した代償として，500万
23 円を支払え。【注4】

24 3 手続費用は，各自の負担とする。【注5】

25 理 由

1 本件記録に基づく当裁判所の事実認定及び法律判断は、以下のとおりである。

2 第1 相続の開始、相続人及び相続分

3 1 被相続人は、平成27年1月×日に死亡し、相続が開始した。

4 2 その相続人は、子である申立人、相手方、丙山B子及び排除前相手方であった
5 ところ、丙山B子が本件申立前に自己の相続分を申立人に譲渡したこと、排除前
6 相手方が自己の相続分を相手方に譲渡して本件手続から排除されたことにより、
7 本件遺産分割の当事者は、申立人及び相手方の2名である。【注6】

8 3 以上により、申立人及び相手方の相続分は、各2分の1である。

9 第2 遺産の範囲、評価等

10 1 別紙遺産目録（以下「目録」という。）記載1の土地、同2の建物、同3
11 の各預貯金及び同4の株式が被相続人の遺産であることは、当事者間の合意
12 があり、本件記録によっても認められる。【注7】

13 2 目録記載1の土地及び同2の建物（以下「本件不動産」という。）の評価額、
14 同3の各預貯金の評価額（残高）が目録記載のとおりであることは、当事者間の
15 合意があり、鑑定の結果を含む本件記録によっても認められる。【注8】

16 3 相手方は、本件不動産において、被相続人の生前、被相続人と同居していたも
17 のであり、現在も居住している。

18 また、目録記載4の株式にかかる☆☆株式会社は、被相続人が1人で経営して
19 いた会社であるところ、相続開始後、営業を停止している。

20 第3 当裁判所の定める分割方法

21 1 具体的相続分

22 本件において、各当事者の法定相続分を修正すべき事情はない。

23 2 当事者の取得希望

24 (1) 申立人

25 相続分に相当する金銭の取得を希望する。目録記載4の株式については、相
26 続分に応じた現物分割で構わない。

1 (2) 相手方

2 現在、居住しており、本件不動産の取得を希望する。目録記載4の株式の分
3 割方法については、特に意見はない。

4 3 分割

5 (1) 具体的取得分

6 目録記載4の株式を除く目録記載の遺産の評価額は合計1400万円で
7 あり、申立人及び相手方の具体的取得分は各700万円となる。

8 (2) 本件不動産(目録記載1の土地及び同2の建物)については、現在、居住
9 している相手方が取得することが相当である。

10 そして、申立人には、目録記載3の各預貯金(計200万円)を取得させ、
11 上記具体的取得分に不足する500万円については、相手方が申立人に対
12 し代償金として支払うことが相当である。本件記録(乙〇)から、相手方
13 は代償金を支払う資力があると認められる。【注9】

14 (3) 目録記載4の株式については、申立人及び相手方が200株ずつ取得す
15 るのが相当である。

16 第4 結論

17 以上のとおりであり、手続費用は各自の負担とするものとして、主文のとおり
18 審判する。

19 平成28年8月×日

20 A家庭裁判所D支部

21 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

22
23 (別紙)

24 遺 産 目 録

25 1 土地

26 所 在 D市E町

1 地 番 57番5
2 地 目 宅地
3 地 積 99.00平方メートル【注10】
4 (登記記録上の被相続人の住所 I郡D町字E×番地) 【注11】

5 2 建物

6 所 在 D市E町 57番地5
7 家屋番号 57番5
8 種 類 居宅
9 構 造 木造スレート葺2階建
10 床面積 1階 70.91平方メートル
11 2階 41.88平方メートル

12 (1及び2の評価額 合計1200万円)

13 3 預貯金

14 (1) ゆうちょ銀行 通常貯金 記号番号100××-56197731

15 評価額(残高) 150万円

16 (2) ××銀行E支店 普通預金 口座番号 3508524

17 評価額(残高) 50万円

18 4 株式

19 ☆☆株式会社 400株

20 以 上

21 【注12】

22

23 【注1】 当事者については、住所のみならず本籍を肩書として付記するとの考え方もある
24 (上原ほか「リーガル・プログレッシブ・シリーズ遺産分割[改訂版]」青林書院(2
25 014)(以下「LP」という。)195頁))。また、当事者目録を別紙にする例も

1 ある。

2 【注2】 手続から排除された者は、当事者の地位を失うので、当事者欄に記載する必要は
3 ないとも解される（LP196頁）が、申立前に相続分譲渡をしていた者とは異なり、
4 申立時に当事者の地位にあり、手続関与後に排除されるため、当事者の地位にあった者
5 を明確にする意味で、記載する例が多い。

6 【注3】 遺産共有状態から物権法上の単独所有になったことを明確にする意味で、「単独
7 取得する。」との主文例もある。

8 また、主語を、当事者ではなく遺産にして、「別紙遺産目録記載1の土地及び同2の
9 建物は、相手方の取得とする。」とすることもある。

10 【注4】 代償金の支払を命じる代償分割（家事法195条）では代償金の即時一括払が原
11 則であって、遅延損害金等の支払をも命じる、代償金の支払義務の履行と移転登記義務
12 の履行とを同時履行とする、固有財産の譲渡をもって代償金の支払に代えるなどは、一
13 般的ではない。当該遺産分割手続で取得した預貯金等が代償金の原資となり、その現金
14 化のために時間を要する場合や、融資の実行後、代償金が支払われることが見込まれる
15 場合には、代償金の支払を一定期間猶予することがあり、この場合には、「相手方は、
16 申立人に対し、前項(1)の遺産を取得した代償として、500万円を、本審判が確定した日か
17 ら1か月以内に支払え。」などとする。（以上、LP208頁以下）。

18 【注5】 各自負担が原則であるが、遺産分割事件では、鑑定費用を当事者の一方が予納す
19 ることもある。この場合、家事審判法下の審判では、「相手方は、申立人に対し、手続
20 費用の償還として19万9280円を支払え。」などの主文を入れることができたが、
21 家事法が、手続費用の負担の裁判と費用額の確定処分を分けていることから、「本件手
22 続費用中、鑑定人××××に支払った鑑定費用は、これを2分し、その1を申立人の負
23 担、その余を相手方の負担とし、その余の費用は各自の負担とする。」などとする。「
24 鑑定費用」とする例と「鑑定費用39万8560円」と金額を明示する例がある。

25 【注6】 相続放棄の場合には、「××は、平成27年3月×日、相続放棄を申述し、A家
26 庭裁判所D支部により受理されたことにより」などとし、相続分の放棄の場合には、「

1 排除前相手方が、自己の相続分を放棄して本件手続から排除されたことにより」などと
2 する。

3 【注7】「別紙遺産目録（以下「目録」という。）記載の財産が被相続人の遺産であるこ
4 とは、当事者間の合意があり、本件記録によっても認められる。」とする例もある。

5 【注8】遺産の評価について合意が成立すれば、その合意を前提にすることができる。評
6 価に関する資料が提出されずに、当事者間の合意がされた場合には、「当事者全員は、
7 目録記載の遺産の評価額を目録記載のとおりとすることを合意した。同合意を不当と認
8 める特段の事情はない。」とする例がある。

9 【注9】代償分割が認められる「特別の事情」（家事法195条）として、現物を取得
10 する相続人に代償金支払能力があることが要件となり、その証明のために当該相続人
11 名義の預貯金通帳の写し又は預貯金の残高証明書を提出してもらうのが一般である。
12 また、金融機関発行の融資証明書により代償金支払能力を証明することもある。もっ
13 とも当該遺産分割で預貯金、現金、換価が容易な金融資産を取得する場合には、その
14 取得をもって代償金支払能力が証明されたと判断できる。

15 【注10】遺産目録上の土地の地積、建物床面積の表示については、「平方メートル」
16 （LP488頁）とするほか、「㎡」とする例もある。

17 【注11】登記記録上の被相続人等の住所、氏名が、当事者欄の被相続人等の（最後の）
18 住所、氏名と異なる場合（旧住居表示、転居前の住所、新字体の使用、変更前の氏等）
19 には、円滑な登記手続のため、遺産目録又は当事者欄において付記する。

20 【注12】遺産分割事件の審判書作成の参考文献としては、LPのほか、「遺産分割審
21 判書作成の手引（改訂版）」司法研修所（2004）がある。

22

1 【6-2 遺産分割申立事件（換価分割，共有分割，現物分割）】

2 平成28年（家）第××号 遺産分割申立事件

3 審 判

4 住 所 B市C×丁目×番×号

5 申 立 人 甲 野 A 子

6 同手続代理人弁護士 △ △ △ △

7 住 所 A県D市E町×番地

8 相 手 方 乙 川 一 郎

9 (以下「相手方一郎」という。)

10 同手続代理人弁護士 × × × ×

11 住 所 F県G市H×丁目×番×号

12 相 手 方 丙 山 B 子

13 (以下「相手方B子」という。)

14 本 籍 A県I市J町×番地

15 最後の住所 A県I市J町6番地12

16 登記記録上の住所 A県K郡I町大字J字K×番地

17 被相続人 乙 川 C 子

18 (平成26年7月×日死亡)

19 主 文

20 1 被相続人の遺産を次のとおり分割する。

21 (1) 別紙遺産目録記載1(1)の土地及び同2(1)の建物の競売を命じ，その売
22 却代金から競売費用を控除した残額を，申立人及び相手方らにそれぞれ
23 3分の1ずつ分配する。

24 (2) 別紙遺産目録記載1(2)の土地及び同2(2)の建物は，申立人及び相手方
25 らの持分各3分の1の割合による共有取得とする。

1 (3) 別紙遺産目録記載3の各預貯金, 同4の各株式及び同5の現金は, 相手
2 方一郎が取得する。

3 2(1) 相手方一郎は, 申立人に対し, 前項(3)の遺産を取得した代償として, 2
4 5万円を支払え。

5 (2) 相手方一郎は, 相手方B子に対し, 前項(3)の遺産を取得した代償とし
6 て, 25万円を支払え。

7 3 手続費用は各自の負担とする。

8 理 由

9 本件記録に基づく当裁判所の事実認定及び法律判断は, 以下のとおりである。

10 第1 相続の開始, 相続人及び法定相続分

11 1 被相続人は, 平成26年7月×日に死亡し, 子である申立人, 相手方らの3名
12 が被相続人の権利義務を相続した。

13 2 法定相続分は, 各3分の1である(具体的相続分も同じである。)

14 第2 遺産の範囲, 評価等

15 1 別紙遺産目録(以下「目録」という。)記載1(1), (2)の各土地, 同2(1),
16 (2)の各建物, 同3の各預貯金, 同4の株式及び同5の現金が被相続人の遺産
17 であることは, 当事者間の合意があり, 本件記録によっても認められる。

18 2 目録記載1(1)の土地及び同2(1)の建物(以下「本件自宅」という。)並びに同
19 2(2)の土地及び同2(2)の建物(以下「本件アパート」という。)の評価額, 同3
20 の各預貯金の評価額(残高), 同4の株式の評価額(平成28年7月×日の終値)
21 及び同5の現金の額が目録記載のとおりであることは, 当事者間の合意があり,
22 本件記録によっても認められる。【注1】

23 3 被相続人の夫であり, 申立人及び相手方らの父である亡乙川太郎は, 平成18
24 年5月×日に死亡し, その相続人であった被相続人, 申立人及び相手方らとの間
25 で, 平成19年1月×日, 遺産分割協議が成立し, 本件自宅については被相続人
26 が単独取得し, 本件アパートについては被相続人及び相手方一郎が持分各2分

1 の1の割合で共有取得することとなった（申立人及び相手方B子は、預貯金等を
2 取得した。）。

3 本件自宅については、被相続人が単身で居住したところ、被相続人死亡後は、
4 空き家となっている。

5 4 本件アパートから生じた相続開始日から遺産分割時までの賃料について、申
6 立人は、本件遺産分割の対象とすべきと主張するが、これは、本来遺産分割の対
7 象となるものではなく、当事者間で分割対象とする旨の合意がされたわけでも
8 ないから、本件遺産分割の対象とすることはできない。

9 また、相手方一郎は、相手方一郎が支払った本件アパートの固定資産税等の2
10 分の1相当額の精算がされるべきと主張するが、これが家事審判事項でないこ
11 とは明らかであり、固定資産税等の精算は、本件審判の対象にならない。【注2】

12 第3 当裁判所の定める分割の方法

13 1 当事者の主張（取得希望）

14 (1) 申立人

15 本件自宅については任意売却し、その代金を法定相続分に従って分配する
16 ことを希望する。

17 本件アパートについても相手方一郎の固有持分も併せて任意売却し、その
18 売却代金のうち遺産分を法定相続分に従って分配することを希望する。売却
19 できないのであれば、本件アパートについては共有取得でもやむを得ない。

20 目録記載3の各預貯金、同4の各株式及び同5の現金（以下「本件預貯金等」
21 という。）については、特に取得希望はない。

22 (2) 相手方一郎

23 本件自宅については実家であるから、売却することには反対であり、取得を
24 希望する。単独取得が認められない場合には、当事者全員による共有取得を希
25 望する。

26 本件アパートについても、持分を有し、家賃収入を得ていることから、取得

1 を希望する。

2 本件預貯金等については、相手方一郎が取得し、申立人及び相手方B子に対
3 し代償金を支払うという分割方法で構わない。

4 (3) 相手方B子

5 不動産の取得は希望しない。相続分相当の金銭の取得を希望する。本件アパ
6 ートについては、相手方一郎から代償金の支払を受けられないのであれば、共
7 有取得でもやむを得ない。

8 2 分割

9 (1) 具体的取得分

10 目録記載の遺産の評価額の合計は合計2475万円となり、申立人、相手方
11 らの具体的取得分は各825万円となる。

12 (2) 本件自宅及び本件アパートについて

13 ア 相手方一郎は、本件自宅及び本件アパートについて、売却による換価に反
14 対し、単独取得を希望するが、代償金を支払う資力があることを証明する資
15 料も提出しない。

16 本件自宅及び本件アパートについて、相手方一郎が代償金を支払って取
17 得するとの分割方法を選択することはできない。

18 イ また、本件自宅について、相手方一郎は、単独取得が認められなかった場
19 合、当事者全員による共有取得を希望するが、共有取得（共有分割）は、遺
20 産共有から物権法上の共有へと変更するものにすぎないから、現物分割や
21 代償分割ができず、換価分割を避けるのが相当であるときや、共有者となる
22 当事者全員が共有による分割を希望し、それが特段不当とは認められない
23 ときなど、例外的な場合に採用することができる分割方法である。

24 本件では、申立人及び相手方B子は、本件自宅の共有分割を希望しておら
25 ず、その他共有分割を相当すべき事情も見当たらない。当事者全員による共
26 有取得との分割方法も選択することはできない。

1 ウ そこで、本件自宅については、競売による換価分割とするのが相当であ
2 る。

3 エ しかし、本件アパートについては、相手方一郎の共有持分があるため、同
4 持分も含め、いったん物権法上の共有にして、後に共有物分割手続により解
5 決するほかなく、申立人、相手方らの持分各3分の1の割合による共有取得
6 (共有分割)にせざるを得ない。被相続人の共有持分(遺産)のみを競売に
7 より換価するのは相当とはいえず、申立人及び相手方B子も本件アパート
8 については共有取得をやむを得ないとの意向である。

9 (3) 本件預貯金等について

10 相手方一郎が全て単独取得し、申立人及び相手方B子に対し代償金を支払
11 うことが相当である。本件預貯金等の評価額の合計は75万円であり、代償金
12 額は各25万円となる。相手方一郎は、本件預貯金等を取得することから、代
13 償金を支払う資力があると認められる。

14 第4 結論

15 手続費用の負担につき家事事件手続法28条1項を適用して、主文のとおり
16 審判する。

17 平成28年8月×日

18 A家庭裁判所D支部

19 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

20
21 (別紙)

22 遺 産 目 録

23 1 土地

24 (1) 所 在 I市J町
25 地 番 6番12
26 地 目 宅地

1 地 積 2 6 1 . 0 4 平方メートル

2 (2) 所 在 I 市K

3 地 番 7 8 番 8

4 地 目 宅地

5 地 積 4 4 1 . 1 9 平方メートル

6 (被相続人の持分 2分の1) 【注3】

7 2 建物

8 (1) 所 在 I 市J町6番地12

9 家屋番号 6 番 1 2

10 種 類 居宅

11 構 造 木造スレート葺2階建

12 床面積 1階 7 1 . 2 1 平方メートル

13 2階 4 5 . 9 5 平方メートル

14 (2) 所 在 I 市K町78番地8

15 家屋番号 7 8 番 8

16 種 類 共同住宅

17 構 造 鉄筋コンクリート造3階建

18 床面積 1階 2 7 1 . 7 6 平方メートル

19 2階 2 7 1 . 5 4 平方メートル

20 3階 2 7 0 . 9 0 平方メートル

21 (被相続人の持分 2分の1)

22 (上記1(1)及び2(1)の評価額 合計1000万円)

23 (上記1(2)及び2(2)の評価額 合計1400万円)

24 3 預貯金

25 (1) ゆうちょ銀行 通常貯金 記号番号100××-10452441

26 評価額(残高) 15万円

1 (2) ××銀行 J支店 普通預金 口座番号 3214016

2 評価額（残高） 5万円

3 4 株式（××証券 I支店取扱）【注4】

4 (1) ☆☆株式会社 20株（1株当たり2000円） 4万円

5 (2) △△株式会社 10株（1株当たり1000円） 1万円

6 （1株当たりの株価は、いずれも平成28年7月×日の終値）

7 5 現金

8 50万円（相手方乙川一郎保管）【注5】

9 以上

10

11 【注1】不動産の代償取得希望者に代償金支払能力がないことが明らかで、他に不動産の
12 取得を希望する相続人がおらず、特別受益、寄与分が主張されていない事案などでは、当
13 事者間の合意又は鑑定による不動産の評価の確定が不要な場合もある（小田正二ほか「東
14 京家庭裁判所家事第5部における遺産分割事件の運用」判例タイムズ1418号（201
15 6年）（以下「小田ほか」という。）13頁）。

16 【注2】審判で分割対象となる遺産は、遺産目録記載の財産に限定され、遺産の範囲とする
17 ことに合意されなかった財産について、分割対象とならなかった理由を記載しないことが
18 多いが、審判において主張の蒸し返しがされた場合などには、当事者に対する説明という
19 観点から、本例のように記載することもある。

20 【注3】土地全部と土地持分とを区別するために、「1土地 (1)土地・・・(2)土地持分・・・」
21 と記載することもある。この場合、主文においても、「別紙遺産目録記載1(1)の土地」「別
22 紙遺産目録記載1(2)の土地持分」と記載することになる（より明確にするために、「持分
23 各3分の1の割合（土地全体の6分の1）」とすることも考えられる。）。また、「1土
24 地」「2土地持分」とする例もある。建物全部と建物持分が遺産であるときも同様である。

25 【注4】上場株式、投信信託については、取扱証券会社（銀行）、支店名（担当部署）等を
26 記載して特定する例が多い。

1 【注5】現金については、金額、保管している相続人等を記載して特定し、保管者に取得
2 させるのが通常である。保管者以外の相続人が現金を取得する場合には、付随処分(家事
3 法196条)として、保管者に支払を命じる。この場合の主文は、「別紙遺産目録記載5
4 の現金は、申立人が取得する。相手方一郎は、申立人に対し、50万円を支払え。」な
5 どとする(LP208頁)。

6

1 【6-3 遺産分割申立事件 却下事例】

2 平成28年(家)第×号 遺産分割申立事件 (第1事件) 【注1】

3 平成28年(家)第×号 寄与分を定める処分申立事件 (第2事件)

4 審 判

5 住 所 B県C市D×丁目×番地

6 第1事件及び第2事件申立人 甲 野 一 郎

7 (以下「申立人」という。)

8 上記手続代理人弁護士 × × × ×

9 住 所 A県E市F×番地

10 第1事件及び第2事件相手方 乙 野 花 子

11 (以下「相手方」という。)

12 本 籍 A県G市H×番地

13 最後の住所 A県G市H×番H住宅×号

14 被相続人 乙 野 太 郎

15 (平成26年2月×日死亡)

16 主 文

17 1 第1事件及び第2事件の各申立てをいずれも却下する。

18 2 本件手続費用は各自の負担とする。

19 理 由

20 本件記録に基づく当裁判所の事実認定及び法律判断は、以下のとおりである。

21 第1 相続の開始、相続人

22 被相続人は、平成26年2月×日死亡し、子である申立人及び相手方がその
23 権利義務を相続した。

24 第2 遺産分割について (第1事件)

25 1 事実認定

1 (1) 平成24年5月××日、G合同公証役場において、A地方法務局所属の公
2 証人△△により、被相続人にかかる遺言公正証書が作成された（平成24年
3 第××号。以下「本件遺言」という。）。

4 (2) 被相続人は、本件遺言において、「遺言者は、遺言者の有する現金、預貯
5 金及び不動産（亡妻乙野Z子から相続した分を含む）等、一切の財産を、遺
6 言者の長女 A県E市F×番地 主婦 乙野花子 昭和49年2月×日生
7 に相続させる。」（第1条）と遺言した。

8 (3) 本件遺言（遺言公正証書）の作成においては、証人2人の立会いがあり、
9 遺言者として被相続人が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人が被相続人の
10 口授を筆記し、これを被相続人及び証人に読み聞かせ、かつ、閲覧させ、被
11 相続人及び証人が筆記の正確なことを承認し署名押印し、公証人も署名押印
12 した。

13 2 判断

14 申立人は、本件遺言について、無効であると主張するが、遺言無効確認の訴
15 えを提起する意思がなく、本件遺産分割の申立てを取り下げず、本審判におい
16 て遺言の効力について判断を求めた。

17 本件記録からは、本件遺言の方式も含め、本件遺言が偽造等されたと窺わせ
18 るような事情は見当たらない。

19 本件遺言によれば、被相続人の全ての遺産について、被相続人の死亡と同時
20 に、直ちに特定の相続人である相手方の単独所有に帰属したことになるため、
21 本件においては、遺産分割の対象となる遺産は一切存在しないというべきであ
22 る。

23 3 以上から、第1事件の申立てについては、不適法であり、却下すべきである。

24 【注2】 【注3】

25 第3 寄与分について（第2事件）

26 1 申立人の主張

1 被相続人が申立人所有の不動産に無償で居住していたことなどから、申立人
2 には特別の寄与が認められ、少なくとも4550万円の寄与分が認められる。

3 2 判断

4 寄与分制度は、特別の寄与をした相続人がいる場合に、遺産分割の対象となる
5 財産から同相続人の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、同寄与分を加
6 えたものを同相続人の相続分として遺産分割を行うことにより、相続人間の公
7 平を図る制度である。

8 そうすると、遺産分割の対象となる財産が認められない以上、寄与分を認める
9 ことはおよそできないものである。

10 3 以上から、第2事件の申立てについても却下すべきである。

11 第4 結論

12 よって、主文のとおり審判する。

13 平成28年4月×日

14 A家庭裁判所G支部

15 裁判官 × × × ×

16
17 【注1】「甲事件」「乙事件」，「①事件」「②事件」などの例もある。

18 【注2】遺産分割の申立てが却下されるのは、申立人に当事者適格がない場合、分割すべ
19 き対象が存在しない場合、遺産分割協議がすでに成立している場合など、遺産分割の申
20 立てそのものが不適法な場合である（LP217頁）。これらの場合、取下げを促すべ
21 きである。

22 【注3】遺言や遺産分割協議の効力等前提問題について争いがある場合、実体法上の権
23 利関係の存否を終局的に確定するには、訴訟事項として判決手続によらなければなら
24 ないが、審判手続において前提事項の存否を審理判断したうえで分割を行うことも差
25 し支えないというのが判例である（最大決昭和41年3月2日）。もつとも、実務上
26 は、取下げを促すべきであり、取下げがされない場合には、「なさず」（家事法27

- 1 1条の調停をしない措置)とする例が多い。当事者が前提問題の判断を求めた場合に
- 2 は、本例のように審判手続で判断することもある。
- 3

1 【6-4 遺産分割申立事件（特別受益を否定した事例）】

2 〈当事者の表示，主文の記載は省略。〉

3 理 由

4 第1 相続の開始，相続人及び法定相続分

5 1 (省略)

6 2 法定相続分は，各2分の1である。

7 第2 遺産の範囲，評価等

8 (省略)

9 第3 申立人の特別受益【注1】

10 1 結婚披露宴の費用

11 (1) 相手方の主張

12 被相続人は，平成3年6月に婚姻した申立人の結婚披露宴の費用として1
13 50万円を支払った。生計の資本としての贈与であり，申立人には150万円
14 の特別受益が認められる。なお，被相続人は，相手方の結婚の際には，何ら援
15 助をしなかった。

16 (2) 申立人の主張

17 被相続人が申立人の結婚披露宴の費用を一部負担したことは認めるが，申
18 立人の夫の実家もその費用を負担した。

19 (3) 事実認定

20 申立人の結婚披露宴の費用に150万円かかり，被相続人は，結婚披露宴の
21 会場となった××ホテル発行の見積書及び領収証を保管していた(乙〇，〇)。

22 (4) 検討

23 結婚披露宴の費用の支出は，被相続人の生前の遺産状況，社会的地位等から
24 すれば，親としての通常の援助の範囲内でされたお祝いの趣旨に基づくもの
25 というべきである。また，結婚披露宴の費用は，それを執り行うことにより消

1 滅し、申立人の財産として残るものではない。以上から、仮に被相続人が申立
2 人の結婚披露宴の費用として150万円を支払ったとしても、生計の資本と
3 しての贈与とはいえない。

4 したがって、申立人に特別受益は認められない。

5 被相続人が相手方の結婚の際に一切援助をしなかったことは、上記判断に
6 影響するものではない。

7 2 申立人の子の大学入学金等

8 (1) 相手方の主張

9 被相続人は、平成23年4月ころ、申立人の長男である甲野吾郎（以下「吾
10 郎」という。）に対し、大学の入学金等として、70万円を贈与した。本来、
11 親として申立人が負担すべき費用を被相続人が支出したのであるから、申立
12 人に対する贈与と評価すべきである。

13 申立人には70万円の特別受益が認められる。

14 (2) 申立人の主張

15 被相続人は、初孫である吾郎を可愛がっており、大学の入学金、1人暮らし
16 を始める吾郎が電化製品を購入する費用の提供を申し出て、支払ってくれた
17 のである。申立人に対する贈与ではない。

18 (3) 事実認定

19 被相続人は、平成23年4月ころ、申立人の子である吾郎が大学に入学する
20 に際し、吾郎に対し、70万円を送金した（甲○）。

21 吾郎が入学した大学の平成23年度の入学金は50万円であった（甲○）。

22 (4) 検討

23 被相続人による70万円の送金は、吾郎に対する贈与であり、本件記録から
24 は、相続人である申立人に対する贈与と評価すべき事情は見当たらない。ま
25 た、贈与額も70万円と、被相続人の遺産の評価額合計（前記1800万円）
26 からすると多額とまではいえない。

1 したがって、申立人に対する贈与とはいえ、申立人に特別受益は認められ
2 ない。【注2】

3 第4 相手方の特別受益

4 1 建物の無償使用【注3】

5 (1) 申立人の主張

6 相手方は、従前、被相続人が第三者に賃貸していた目録記載2(3)の建物（以
7 下「本件建物」という。）に、平成12年1月以降、無償で居住している。本
8 件建物の賃料相当額は、従前の賃料額や同じマンションの他の部屋の賃料額
9 からして、月額10万円を下らず、月額12万円が適正賃料というべきであ
10 る。

11 被相続人には、相続開始までの15年間の本件建物の無償使用により18
12 00万円の特別受益が認められる（12万円×12か月×15年）。

13 (2) 相手方の主張

14 無償で住んでいるが、特別受益に該当するとの点は争う。

15 (3) 事実認定

16 被相続人は、平成11年12月まで、X川Y夫に対し、月額賃料12万円
17 で、本件建物を賃貸していた（甲○）。

18 相手方は、平成12年1月以降、本件建物に無償で居住している。

19 (4) 検討

20 そもそも親族間における建物の無償使用は、一般に恩恵的要素が強く、遺産
21 の前渡しとみることができず、また、建物の使用借権は、土地の場合と対比す
22 ると、第三者に対する対抗力はなく、明渡しも容易であり、経済的価値はない
23 に等しいものである。

24 以上から、相手方による建物の無償使用は、生計の資本としての贈与とはい
25 えず、相手方に特別受益は認められない。

26 2 学資【注4】

1 (1) 申立人の主張

2 相手方は、昭和60年3月に高校を卒業後、1年間の浪人を経て、××大学
3 法学部に入学し、平成3年3月、大学を卒業した。被相続人は、相手方の予備
4 校の費用、××大学の入学金、4年間の授業料、通学費用等を負担した。その
5 額は、少なくとも242万円（予備校の費用50万円、大学入学金20万円、
6 授業料年額40万円×4年間、通学費用3万円×4年間）を下らない。

7 相手方には242万円の特別受益が認められる。

8 なお、申立人は、高校卒業後、進学せずに就職した。

9 (2) 相手方の主張

10 被相続人が大学の入学金等を支出したことは認める。しかし、親として通常
11 の扶養義務の範囲内であり、特別受益にはあたらない。なお、申立人も大学を
12 受験したが、合格できず就職したにすぎない。

13 (3) 事実認定

14 相手方は、昭和61年4月に××大学法学部に入学し、平成3年3月に卒業
15 した（乙〇）。

16 (4) 検討

17 親である被相続人の資産状況、社会的地位等に照らし、子らの志望、能力に
18 応じ学費を負担することは、親の子に対する通常の扶養義務の範囲を超える
19 ものではなく、本件記録から、被相続人による相手方の大学費用の支出が生計
20 の資本としての贈与と評価すべき事情は見当たらない。また、被相続人が支出
21 したとする費用の額を認めるに足りる資料も提出されていない。

22 したがって、相手方に特別受益は認められない。

23 第5 当裁判所の定める分割の方法

24 1 具体的相続分

25 以上から、相続分を修正する事実が認められないことから、法定相続分に
26 従って本件遺産分割をすることになる。

1 (以下、省略)

2 第6 結論

3 (省略)

4 〈審判年月日、裁判所・裁判官名部分の記載は省略。〉

5 (別紙)

6 (省略)

7 【注1】 特別受益の解釈及び審判例については、片岡武ほか「新版家庭裁判所における遺
8 産分割・遺留分の実務」日本加除出版（2013年）（以下「片岡ほか」という。）20
9 9頁以下、小林謙介「遺産分割事件における特別受益に関する基礎的な法的枠組みと審判
10 例について」ケース研究326号（2016年）（以下「小林」という。）168頁以下、
11 東京家庭裁判所での特別受益の処理については、小田ほか31頁以下）。

12 【注2】 特別受益を否定する判断の記載は、「特別受益は認められない。」とするほか、「特
13 別受益は認め難い。」、「特別受益とみることはできない。」、「相手方の特別受益の主
14 張は採用できない。」、「相手方の特別受益の主張は失当である。」などとする例がある。
15 寄与分を否定する判断の記載についても同様である。

16 【注3】 実務では、被相続人の建物（遺産）に相続人が被相続人と同居していた場合には、
17 相続人に独立の占有権原があるとは認められず、使用借権も認められないため、特別受益
18 にあたることはないとされている（片岡ほか238頁。小林177頁）

19 【注4】 今日、学資が特別受益にあたりとされるのは、私立の医科大学の入学金・授業
20 料・寄付金のように特に多額にのぼり、将来の生活の基礎を形成すると評価できる場
21 合に限られるといえる（片岡ほか214頁、小林174頁以下）。

22

1 【6-5 遺産分割申立事件（特別受益を肯定し、具体的相続分を算定したうえ、遺
2 産分割をした事例（特別受益否定、持戻し免除の意思表示も含む。）】

3 〈当事者の表示の記載は省略。〉

4 主 文

5 1 被相続人の遺産を次のとおり分割する。

6 (1) 申立人は、別紙遺産目録記載1の土地を取得する。

7 (2) 相手方甲野A子は、別紙遺産目録記載2の借地権、同3の建物、同4(1)、
8 (2)、(5)の各預貯金、同5の出資金、同6の現金を取得する。

9 (3) 相手方甲野二郎は、別紙遺産目録記載4(3)、(4)の各預貯金を取得する。

10 2(1) 申立人は、前項(1)の遺産を取得した代償として、相手方乙川B子に対
11 し、752万7674円を支払え。

12 (2) 相手方甲野二郎は、前項(3)の遺産を取得した代償として、相手方甲野A
13 子に対し、129万2604円を支払え。

14 (3) 相手方甲野二郎は、前項(3)の遺産を取得した代償として、相手方乙川B
15 子に対し、118万9861円を支払え。

16 3 手続費用は、各自の負担とする。

17 理 由

18 本件記録に基づく当裁判所の事実認定及び法律判断は、以下のとおりである。

19 第1 相続の開始、相続人及び法定相続分

20 1 被相続人は、平成26年7月×日に死亡し、相続が開始し、その相続人は、妻
21 である相手方甲野A子（以下「相手方A子」という。）、子である申立人、相手
22 方乙川B子（以下「相手方B子」という。）及び相手方甲野二郎（以下「相手方
23 二郎」という。）の4名である。

24 2 法定相続分は、相手方A子が2分の1、申立人、相手方B子及び相手方二郎が
25 各6分の1である。

1 第2 遺産の範囲、評価等

2 1 別紙遺産目録（以下「目録」という。）記載1の土地、同2の借地権、同
3 3の建物、同4の各預貯金、同5の出資金及び同6の現金が被相続人の遺産
4 であることは、当事者間の合意があり、本件記録によっても認められる。

5 2(1) 目録記載1の土地（以下「本件土地」という。）の評価額（相続開始時、分
6 割時）、同2の借地権及び同3の建物（以下「本件自宅」という。）の評価額
7 （同）が目録記載のとおりであることは、鑑定の結果等、本件記録により認め
8 られる。

9 また、目録記載4の各預貯金の評価額（残高）、同5の出資金及び同6の現
10 金の評価額（金額）が、相続開始時及び分割時ともに、目録記載のとおりであ
11 ることは、当事者間の合意があり、本件記録によっても認められる。

12 (2) 本件土地上には、申立人所有の建物が存在し、申立人は本件土地を使用
13 貸借していたものと認められるが、申立人が本件土地を取得するのであれ
14 ば、使用借権の負担のない所有権を取得することになるため、本件土地の評
15 価は、使用借権負担による減額を行わずに、更地として評価をすれば足りる。

16 【注1】

17 第3 申立人の特別受益（自宅建物の請負代金）

18 1 相手方A子の主張

19 (1) 被相続人は、平成17年12月×日、申立人に対し、申立人の自宅建物（以
20 下「申立人建物」という。）の新築工事請負代金の一部である500万円を贈
21 与した。

22 申立人建物は、本件土地上に建築されたところ、本件土地は、被相続人が兄
23 の甲野乙夫（平成15年4月×日死亡）の相続により単独取得したものであつ
24 たが、マイホームが念願だった申立人は、被相続人に対し、本件土地の提供だ
25 けでなく、申立人建物の建築資金の援助を懇請した。そこで、被相続人は、申
26 立人に対し、やむを得ず500万円を贈与したのである。

1 (2) 申立人建物が新築される際、申立人が被相続人及び相手方A子の面倒をみ
2 るなどの話は出ておらず、現に申立人が被相続人のもとを訪ねてきたのはわ
3 ずかである。

4 (3) 以上から、申立人には500万円の特別受益が認められ、被相続人に持戻し
5 免除の意思表示は認められない。

6 2 申立人の主張

7 (1) 申立人が被相続人から申立人建物の新築工事請負代金として500万円を
8 援助された事実は認める。

9 (2) 申立人が、本件土地上に申立人建物を新築したのは、被相続人及び相手方A
10 子と同居していた相手方二郎が本件自宅を出たこともあり、被相続人から、近
11 所に住んで高齢の被相続人及び相手方A子の面倒をみってくれるよう依頼され
12 たからである。また、被相続人には本件土地を更地のままではなく有効に活用
13 したいとの思いもあったと思われる。

14 以上から、申立人に特別受益が認められたとしても、被相続人には持戻し免
15 除の意思表示が認められる。

16 3 事実認定

17 (1) 被相続人は、平成17年12月×日、申立人に対し、申立人建物の新築工事
18 請負代金の一部として500万円を援助した(甲○)。

19 (2) 申立人建物は、平成18年4月×日、本件土地上に新築され、同年5月×日、
20 所有権保存登記がされた(乙○)。申立人建物にかかる新築工事請負代金額は、
21 1500万円であった(甲○)。

22 (3) 本件土地は、被相続人の実家があったところであり、被相続人の兄甲野Z夫
23 が平成15年4月×日に死亡し、被相続人が相続により本件土地上に存在し
24 ていた実家建物とともに単独取得したものである(乙○、○)。申立人建物が新
25 築されるまでに、実家建物は取り壊されていた。

26 4 検討

1 (1) 被相続人が申立人に援助した500万円は、申立人が居住する申立人建物
2 の新築工事請負代金の支払のためのものであるから、生計の資本として贈与
3 にあたり、申立人には500万円の特別受益が認められる。【注2】

4 (2) 被相続人と同居するために申立人建物が新築されたものではなく、また、
5 被相続人が申立人から本件土地の使用の対価を得ていたものでもないことか
6 ら、仮に被相続人が申立人に対し何らかの依頼をしていたとしても、被相続
7 人が500万円の贈与について黙示的にも持戻し免除の意思表示をしていた
8 とは認めることはできない。【注3】

9 (3) 以上から、申立人の特別受益500万円については持ち戻すことになる。

10 第4 相手方B子の特別受益

11 1 相手方二郎の主張

12 被相続人は、平成8年4月から平成10年3月まで、相手方B子に対し、毎月
13 10万円を送金していた。

14 生計の資本としての贈与であり、相手方B子には240万円の特別受益が認
15 められる(10万円×12か月×2年)。

16 2 相手方B子の主張

17 送金を受けていたことは認める。

18 夫乙川Y夫が急死し、まだ幼い子ども2名を抱えた相手方B子に対し、被相続
19 人が生活費として送金したのであり、親としての通常の扶助義務の範囲内とし
20 て特別受益にはあたらない。仮に特別受益にあたるとしても、被相続人には持戻
21 し免除の意思表示が認められる。

22 3 事実認定

23 (1) 被相続人名義のゆうちょ銀行の通常貯金口座(目録記載4(1))から、相手方
24 B子に対し、平成8年4月から平成10年3月まで、毎月10万円、計240
25 万円が送金された(甲○)。

26 (2) 相手方B子の夫は、平成8年1月×日、交通事故に遭い、死亡した。

1 相手方B子には、平成6年1月生まれの長女及び平成7年11月生まれの
2 長男がいる。

3 (3) 相手方B子は、平成10年1月から、××で、稼働し始めた(丙〇)。

4 検討

5 被相続人が、相手方B子に対し、平成8年4月から平成10年3月まで毎月1
6 0万円を送金したのは、相手方B子が、夫の死後、幼児2名を抱えて稼働するこ
7 とができなかったためであると認められ、その額が10万円にとどまることか
8 らしても、親として通常の扶養義務の範囲内のことであるといえるから、特別受
9 益にはあたらないというべきである。相手方B子が稼働を始めてからも3か月
10 間被相続人による援助が続いたが、その額、稼働を始めた直後の期間であること
11 などからすると、これについても通常の扶養義務の範囲内といえる。なお、援助
12 額が合計すると240万円にのぼることから特別受益にあたりと評価したとし
13 ても、上記援助の趣旨からして、被相続人には、黙示的な持戻し免除の意思表示
14 が認められるというべきである。【注4】

15 第5 相手方二郎の特別受益

16 1 預金の引き出し

17 (1) 申立人の主張

18 被相続人名義の××銀行C支店の普通預金口座(目録記載4(2))から、平成
19 16年1月26日から平成17年2月28日まで5回にわたり、計205万
20 円が払い戻された。

21 相手方二郎が同居していた上記期間に払戻しがされており、また、払い戻さ
22 れたATMは、いずれも被相続人が赴くことのない場所に設置されていた。

23 相手方二郎は、被相続人の財産から経済的利益を得ており、計205万円の
24 特別受益があるというべきである。

25 (2) 相手方二郎の主張

26 知らない。

1 (3) 事実認定

2 ア 被相続人名義の××銀行C支店の普通預金口座（目録記載4(2)）から、平
3 成16年1月26日に50万円、同年5月25日に30万円、同年10月2
4 8日に50万円、平成17年1月30日に40万円、同年2月28日に35
5 万円の計205万円が払い戻された（甲○）。

6 イ 相手方二郎は、平成17年4月ころまで、本件自宅において、被相続人及
7 び相手方A子と同居していた。

8 (4) 検討

9 被相続人名義の銀行口座から計205万円が払い戻されたことは認められ
10 るが、相手方二郎が払戻しをしたことや、払い戻された金員を取得したと認め
11 るに足りる資料は提出されていない。また、本件記録から、被相続人が、相手
12 方二郎が銀行口座から金員を払い戻し取得することに同意していたことを窺
13 わせるような事情も見当たらない。

14 以上から、被相続人が相手方二郎に計205万円を贈与したと認めること
15 はできず、特別受益は認められない。【注5】

16 仮に相手方二郎が被相続人に無断で上記引出し等をしていたとしても、贈
17 与に当たらず、特別受益の問題ではない。【注6】

18 2 建物の無償使用

19 (省略)

20 (4) 検討

21 (省略)

22 したがって、相手方二郎には特別受益は認められない。

23 3 貸付

24 (1) 相手方A子の主張

25 被相続人は、平成15年6月25日、相手方二郎に対し、300万円を貸し
26 付けた（以下「本件貸付」という。）。

1 相手方二郎が本件貸付について一切返済をせず、また、被相続人が相手方二
2 郎に対し返済の催促もしなかったことから、本件貸付は、実質的には、当初か
3 ら被相続人から相手方二郎に対する贈与であったというべきであり、相手方
4 二郎には300万円の特別受益が認められる。

5 仮に貸付けだったとしても、被相続人は、貸付債務を免除し、または、返還
6 請求権を放棄したのであり、本件貸付については、特別受益と評価すべきであ
7 る。

8 (2) 相手方二郎の主張

9 本件貸付については認める。

10 時期は明確ではないが、本件貸付については、被相続人に対し、全額返済し
11 た。

12 (3) 事実認定

13 相手方二郎が作成した被相続人宛ての平成15年6月25日付け借用証が
14 存在する。同借用証は、相手方二郎により、「確かに300万円を借り受けま
15 した」と手書きされ、署名、押印がされている。(以上、乙〇)

16 (4) 検討

17 本件記録からは、相手方二郎が主張する返済の事実を認めることはできな
18 いが、被相続人から相手方二郎への300万の交付については金銭消費貸借
19 契約に基づく貸付けというほかなく、贈与と評価することはできない。また、
20 被相続人が本件貸付について、黙示的に債務を免除した、又は、返還請求権を
21 放棄したとの事情も見当たらない。

22 したがって、相手方二郎には特別受益は認められない。【注7】【注8】

23 第6 相続分及び取得分の算定【注8】

24 1 具体的相続分

25 目録記載の各遺産の相続開始時の評価額合計は4486万円であり、申立人
26 に500万円の特別受益が認められることから、みなし相続財産の評価額は4

1 986万円となる。

2 以上から、当事者の具体的相続分は、以下のとおりとなる。

3 (1) 申立人 331万円 (【みなし相続財産】4986万円×【法定相続分】6
4 分の1－【特別受益額】500万円)

5 (2) 相手方A子 2493万円 (4986万円×2分の1)

6 (3) 相手方B子 831万円 (4986万円×6分の1)

7 (4) 相手方二郎 831万円 (4986万円×6分の1)

8 2 具体的取得分

9 そして、目録記載の各遺産の分割時の評価額合計が4706万円であること
10 から、当事者の具体的取得分は、以下のとおりとなる。

11 (1) 申立人 347万2328円 (【分割時の遺産総額】4706万円× (【具
12 体的相続分】331万÷【相続開始時の遺産総額】4486万))
13 (1円未満切り上げ)

14 (2) 相手方A子 2615万2604円 (4706万円× (2493万÷448
15 6万)) (1円未満切り上げ)

16 (3) 相手方B子 871万7535円 (4706万円× (831万÷4486
17 万)) (1円未満切り上げ)

18 (4) 相手方二郎 871万7535円 (4706万円× (831万÷4486
19 万)) (1円未満切り上げ)

20 第7 分割の方法

21 1 当事者の主張 (取得希望)

22 (1) 申立人

23 本件土地上に申立人建物があるので、本件土地の取得を希望する。

24 (2) 相手方A子

25 本件自宅に居住しているので、本件自宅の取得を希望する。

26 (3) 相手方B子

1 不動産の取得は希望しない。相続分相当の金銭の取得を希望する。

2 (4) 相手方二郎

3 不動産の取得は希望しない。相続分相当の金銭の取得を希望する。相手方二
4 郎が預貯金を取得し、他の当事者に対し代償金を支払うとの分割方法でも構
5 わない。

6 2 分割

7 (1) 本件土地上に申立人建物を所有する申立人が本件土地の取得を希望してい
8 るところ、申立人が本件土地(分割時の評価額1100万円)を取得すると、そ
9 の具体的取得分を752万7674円超過する。しかし、本件記録(甲○)か
10 ら、申立人には同額を代償金として支払う能力があると認められ、本件土地に
11 ついては、申立人が取得し代償金を支払うとするのが相当である。

12 (2) 本件自宅については、居住している相手方A子が取得するのが相当である。

13 本件自宅(分割時の評価額1920万円)を取得しても、相手方A子の具体
14 的取得分には695万2604円不足することから、相手方A子については、
15 保管している目録6記載の現金(200万円)を取得させ、さらに目録5(1)、
16 (2)、(5)の各預貯金(計336万円)及び同5の出資金(30万円)を取得させ
17 ることとする。

18 以上により、相手方A子の取得分は2486万円となり、具体的取得分に不
19 足する129万2604円については代償金の支払を受けるものとする。

20 (3) 目録記載3(3)、(4)の各預貯金(計1120万円)は、同じ銀行のものであり、
21 後の払戻、解約等の手続の便宜を考慮すると、一人の相続人が取得するのが相
22 当であり、相手方二郎に取得させることとする。相手方二郎は、その具体的相
23 続分を248万2465円超過し、同額の代償金を支払うことになる。相手方
24 二郎は、上記預貯金を取得するので、代償金を支払う能力があると認められ
25 る。

26 (4) そして、代償金の支払方法の便宜から、申立人が相手方B子に752万76

1 74円を、相手方二郎が相手方A子に129万2604円を、相手方B子に1
2 18万9861円を、それぞれ支払うとするのが相当である。

3 第8 結論

4 よって、主文のとおり審判する。

5 平成28年8月×日

6 A家庭裁判所C支部

7 裁判官 ○ ○ ○ ○

8

9 (別紙)

10 遺 産 目 録

11 1 土地

12 所 在 B市C町

13 地 番 36番11

14 地 目 宅地

15 地 積 101.93平方メートル

16 (評価額 相続開始時1000万円, 分割時1100万円)

17 2 借地権

18 所 在 B市D町

19 地 番 ×番×

20 地 目 宅地

21 地 積 256.70平方メートル

22 上記土地のうち85.56平方メートル

23 (賃貸人 丁藤×美)

24 3 建物

25 所 在 B市D町 ×番地×

26 家屋番号 ×番×

1 種類 居宅
2 構造 木造セメント瓦葺2階建
3 床面積 1階 49.95平方メートル
4 2階 47.77平方メートル
5 (上記2及び3の評価額合計 相続開始時1800万円, 分割時1920万
6 円)

7 4 預貯金

- 8 (1) ゆうちょ銀行 通常貯金 記号番号100××-81611501
9 評価額(残高) 240万円
10 (2) ××銀行B支店 普通預金 口座番号 6673494
11 評価額(残高) 12万円
12 (3) △△銀行B支店 普通預金 口座番号 1994561
13 評価額(残高) 120万円
14 (4) △△銀行B支店 定期預金 口座番号 1653548
15 評価額(残高) 1000万円
16 (5) ××信用金庫本店 普通預金 口座番号 3048450
17 評価額(残高) 84万円

18 5 出資金

19 ××信用金庫本店 30万円

20 6 現金(相手方A子保管)

21 200万円

22 以上

23
24 【注1】遺産の土地上に相続人所有の建物が存在する場合(原則, 使用貸借について特別
25 受益が認められる。)の遺産の土地の評価についての理由の記載例。当事者間でこの処
26 理を前提にした分割を希望し, 遺産の土地を「更地」として評価を確定することも多

1 い。この処理について、片岡ほか232頁以下。

2 【注2】金銭贈与に伴う特別受益の評価に際しては、貨幣価値の変動を考慮して算定する
3 のが原則とされているが（片岡ほか247頁以下、LP360頁以下。なお、最判昭5
4 1・3・18）、実務では、当事者から貨幣価値の変動が主張されることは少なく、贈
5 与と相続開始との間隔が相当長期である事例等で主張がされた場合には、この点を考慮
6 して算定するが、主張がされない場合、贈与時の金額をもって特別受益額とすることが
7 多い。

8 【注3】持戻し免除の意思表示について、片岡ほか250頁、LP361頁以下。

9 【注4】生活費として現金の贈与があった場合の特別受益の成否については、小林179
10 頁以下、片岡ほか220頁以下。

11 【注5】特別受益における贈与について、小林183頁以下。

12 【注6】いわゆる使途不明金問題である。この点について、小田ほか12頁・29頁以
13 下。

14 【注7】特別受益における主張整理（「主張立証責任」）については、小林170頁以
15 下、片岡ほか249頁以下。

16 【注8】債務の立替払いや貸付けについて特別受益が認められる場合には、「被相続人
17 による相手方居住不動産の賃料の支払が相手方の債務の立替払いであることは当事
18 者間に争いがなく、本件記録からも認められる。そして、相手方は、被相続人が相手
19 方の生活資金を援助する目的で支払ったものであると説明しており、後に清算をする
20 ことを予定していなかったものといえる。そうすると、被相続人は、上記債務の立替
21 払をするとともに、相手方の求償債務を免除する旨の黙示の意思表示をしたといえ、
22 立替金相当額の贈与に該当し、特別受益があると認められる。」などとする。

23 【注9】具体的な相続分の算定について、片岡ほか345頁以下、

24

1 【6-6 遺産分割申立事件（寄与分を否定した事例）】

2 平成28年（家）第××号 遺産分割申立事件（第1事件）

3 平成28年（家）第××号 寄与分を定める処分申立事件（第2事件）【注1】

4 平成28年（家）第××号 寄与分を定める処分申立事件（第3事件）

5 審 判

6 住 所 A県B市C町×番×号

7 第1事件・第2事件申立人兼第3事件相手方

8 甲 野 一 郎

9 (以下「申立人」という。)

10 同手続代理人弁護士 △ △ △ △

11 住 所 A県D市E町×番地

12 第1事件・第2事件相手方兼第3事件申立人

13 甲 野 A 子

14 (以下「相手方」という。)

15 同手続代理人弁護士 × × × ×

16 本 籍 A県D市E町×番地

17 最後の住所 A県D市E町×番地

18 第1事件・第2事件・第3事件被相続人

19 甲 野 太 郎

20 (以下「被相続人」という。)

21 (平成26年7月1日死亡)

22 主 文

23 1 申立人の寄与分を定める申立てを却下する。【注2】

24 2 相手方の寄与分を定める処分申立事件に係る申立てを却下する。

25 3 被相続人の遺産を次のとおり分割する。

1 (省略)

2 理 由

3 第1 相続の開始, 相続人, 法定相続分

4 (省略)

5 第2 遺産の範囲, 評価

6 (省略)

7 第3 申立人の寄与分 (扶養型) (第1事件) 【注3】

8 1 申立人の主張

9 申立人は、会社を退職し収入が激減した被相続人に対し、平成16年4月から
10 平成20年3月まで、被相続人のもとを訪ね、生活費の援助として毎月10万円
11 を手渡ししていた。なお、相手方は、家賃も生活費も負担せずに、被相続人の自
12 宅(目録記載1の土地及び同2の建物。以下「自宅」という。)で被相続人と同
13 居していた。

14 申立人の生活費の援助は、子としての扶養義務を超えて被相続人の財産の維
15 持に貢献をしたというべきであり、申立人には480万円の寄与分が認められ
16 る(10万円×12か月×4年)。

17 2 相手方の主張

18 知らない。相手方は、平成15年2月から、被相続人と自宅で同居していた
19 が、申立人が被相続人に10万円を手渡ししているのを見たことも、申立人から生
20 活費の援助を受けているとの話を、被相続人から聞いたこともない。

21 3 事実認定

22 申立人名義の〇〇銀行××支店の口座から、少なくとも平成16年4月から
23 平成20年3月までの毎月26日に10万円が払い戻されていた(甲〇)。

24 4 検討

25 申立人が自らの預金口座から毎月10万円を払い戻していたことは認められ
26 ても、それが被相続人に対し手渡し等により交付されていたことを認めるに足

1 りる資料は提出されていない。また、被相続人が目録記載の遺産、特に目録記載
2 3の各預貯金の残高及び同4の各株式を所有していたことから、扶養が必要な
3 状況であったとはいえない。

4 したがって、申立人の寄与分は認められない。

5 第4 相手方の寄与分（第3事件）

6 1 療養看護型【注4】

7 (1) 相手方の主張

8 ア 被相続人は、平成24年ころから、認知症が出始め、同じころから、眼や
9 腰の悪化のため、ひんぱんに通院をするようになり、平成24年9月1日に
10 は、要介護1の認定を受けた。相手方は、これまでもしていた食事の世話、
11 洗濯、掃除等の日常家事全般に加え、通院に付き添い、弱気になる被相続人
12 を精神的に勇気付けるなどして、被相続人の介護に努めた。

13 イ そして、被相続人は、平成25年8月に転倒し足を骨折したこともあり、
14 認知症の程度も激しくなり、同年10月1日に要介護4の認定を受け、デイ
15 サービスやショートステイを利用するようになった。相手方は、食事の世
16 話、日常家事全般、通院の付添等に加え、トイレ介助や入浴介助、褥瘡対応
17 等を行うなどして、被相続人の介護に努めた。

18 ウ 被相続人は、平成25年12月1日に再度転倒し足を骨折して、入院し
19 た。被相続人は、退院後、自宅で相手方の介護を受けながら生活していたが、
20 次第に移動が困難となったため、平成26年3月15日、△△ホームに入所
21 した。

22 相手方は、毎日のように、△△ホームに行き、被相続人と面会し、被相続
23 人の処遇について職員と綿密な打ち合わせをして、被相続人が快適に入所
24 生活を送れるように配慮した。

25 エ 以上から、相手方には、被相続人に対する療養看護について特別の貢献が
26 あり、669万円の寄与分が認められるべきである（1万円／1日×669

1 日)。

2 (2) 申立人の主張

3 ア 被相続人は、少なくとも平成25年8月ころまでは、要介護状態にはな
4 く、それ以降も、仮に相手方主張どおりの行為があったとしても、通常の子
5 の扶養義務の範囲を超えるものではない。被相続人が要介護4と認定され
6 たのは足を骨折したからに過ぎない。

7 また、被相続人は、平成25年12月1日又は平成26年3月15日か
8 ら、病院に入院又は施設に入所していたのであり、そもそも相手方による介
9 護は認められない。

10 イ 相手方は、平成15年2月から、家賃も生活費も負担せずに、自宅で被相
11 続人と同居し、経済的利益を得ているというべきであるから、寄与分は認め
12 られない。

13 (3) 事実認定

14 ア 被相続人について、平成24年9月1日に要介護1の認定を受け、平成2
15 5年10月1日に要介護4の認定を受けた(乙〇、〇)。

16 イ 被相続人は、デイサービスやショートステイを利用し、平成25年10月
17 1日から同年11月30日までの利用日数は14日間であり、平成25年
18 12月15日から平成26年3月14日までの利用日数は31日間である
19 (乙〇、〇、〇)。

20 ウ 被相続人は、平成25年12月1日に足を骨折し、××病院に入院した。
21 被相続人は、同月15日に退院し、自宅に戻ったものの、次第に寝たきり状
22 態となり、平成26年3月15日から、△△ホームに入所し、その後、自宅
23 に戻ることはなかった(乙〇、〇)。

24 エ 相手方は、平成15年1月×日に離婚し、同年2月ころから、実家である
25 被相続人の自宅において、被相続人と同居し始めた。相手方は、無償で居住
26 し、生活費も被相続人が負担した。

1 (4) 検討

2 療養看護型の寄与分が認められるためには、まず、被相続人が要療養看護状
3 態にあることが必要であるところ、通常、被相続人が要介護2以上であれば要
4 介護状態にあると解され、また、相続人による療養看護が相当期間に及んでい
5 ることも必要である。

6 そうなると、被相続人が平成25年10月1日に要介護4と認定される以
7 前については、被相続人が要療養看護状態にあったとは認められない。また、
8 被相続人が要療養看護状態にあったと認められる平成25年10月1日以降
9 についても、介護保険サービスの利用日数、被相続人が病院に入院又は施設に
10 入所していた期間からすると、相手方が被相続人を相当期間介護していたと
11 はいえず、特別の貢献があったと認められない。足を骨折した平成25年8月
12 1日以降、被相続人が要療養看護状態にあったと認めたとしても、上記判断に
13 は影響しない。

14 なお、相手方は、被相続人の自宅に無償で同居し、生活費も被相続人に負担
15 してもらっており、療養看護型の寄与分を認めるための要件である無償性にも
16 欠けるといえる。

17 以上から、相手方に寄与分は認められない。

18 2 財産管理型【注5】

19 (1) 相手方の主張

20 被相続人は、平成15年3月、クロス(壁紙)を貼り換え、台所をシステム
21 キッチンに改修し、トイレに温水洗浄便座を設置するなどして、自宅をリフォ
22 ームしたが、その代金250万円については、相手方が負担し支払った。25
23 0万円は、相手方が離婚に伴う財産分与により取得したものである。

24 相手方のリフォーム代金支払により被相続人の財産が増加したのであるか
25 ら、相手方には250万円の寄与分が認められるべきである。

26 (2) 申立人の主張

1 相手方がリフォーム代金を支払ったことは否認する。無職であった相手方
2 が250万円もの金員を支払ったとは考え難い。

3 仮に相手方が代金を支払ったとしても、相手方が自宅に同居するためのリ
4 フォームであり、被相続人の利益ではなく、相手方の利益になっただけであ
5 る。相手方は、リフォーム工事後、自宅で、家賃も生活費も負担せずに、被相
6 続人と同居しており、経済的利益を得ているというべきである。

7 相手方に寄与分は認められない。

8 (3) 事実認定

9 ア △△工務店により、被相続人宛ての自宅リフォーム工事の見積書、請求書
10 及び平成15年4月1日付けの領収証(金額250万円)が発行された(乙
11 ○, ○, ○)。

12 上記リフォーム工事の内容は、相手方が使用する部屋及び居間のクロス
13 の貼り換え、主に相手方が使用することになる台所をシステムキッチンに
14 する改修、和式トイレを温水洗浄便座付きの洋式トイレにする改修等であ
15 った(乙○, ○)。

16 イ 相手方は、平成15年1月×日、調停により前夫と離婚し、同月31日、
17 前夫から財産分与として250万円の支払を受けた(乙○, ○)。

18 (4) 検討

19 以上から、相手方が自宅のリフォーム工事代金250万円を支払ったと認
20 めるべきであるが、同工事については、被相続人の利益となるものもないわけ
21 ではないが、その時期や内容等からして、主に相手方の利益のために行われた
22 というべきである。そして、相手方がその後、リフォームされた自宅に無償で
23 居住し、生活費も被相続人に負担してもらっていたことも併せれば、自宅のリ
24 フォーム工事代金の支払について、相手方に寄与分は認められないと解すべ
25 きである。

26 第5 当裁判所の定める分割の方法

1 (省略)

2 第6 結論

3 (省略)

4 〈審判年月日，裁判所・裁判官名部分の記載は省略。〉

5

6 【注1】 寄与分一般について，片岡ほか256頁以下，LP365頁以下，小田ほか36
7 頁。

8 【注2】 寄与分に関する主文の記載位置は，申立てを却下する場合であれ，寄与分を定める
9 場合であれ，形成的主文（「被相続人の遺産を次のとおり分割する。」）より前に記載す
10 るのが一般である。形成的主文の内容が寄与分に関する判断を前提として確定するからで
11 ある。（LP218頁）

12 【注3】 扶養型の寄与分について，片岡ほか328頁以下，小田ほか46頁以下。

13 【注4】 療養看護型の寄与分について，片岡ほか305頁以下，小田ほか43頁以下。

14 【注5】 財産管理型の寄与分について，片岡ほか339頁以下，小田ほか49頁以下。

15

1 **【6-7 遺産分割申立事件（寄与分を否定した事例）】**

2 <当事者の表示，主文の記載は省略。>

3 理 由

4 第1 相続の開始，相続人，法定相続分

5 (省略)

6 第2 遺産の範囲，評価等

7 (省略)

8 第3 申立人の寄与分（②事件）【注1】

9 1 申立人の主張

10 (1) 申立人は，平成3年に歯科医師となり，甲野歯科医院を経営する被相続人か
11 ら懇願されて，同医院を手伝うこととなった。申立人が手伝うようになり患者
12 が増えてきたこともあり，申立人は，平成8年に甲野歯科医院の勤務医（常勤）
13 となった。

14 (2) 被相続人は，以前から体調が悪かったが，平成14年後半から極端に体調を
15 崩し，平成15年に胃がんの手術を受け，その後腸閉塞で入院し，肺炎，肺気
16 腫，右心不全，慢性呼吸器不全で入退院を繰り返した。

17 申立人は，被相続人に代わって歯科医院の院長としての仕事も全てこなし
18 た。

19 (3) 申立人は勤務医としての給料をもらっていたが，申立人の働きにより，被相
20 続人の財産の増加に貢献した。

21 (4) 以上から，申立人には特別の貢献が認められ，被相続人の遺産の総額の3割
22 の寄与分が認められるべきである。【注2】

23 2 検討

24 (1) 申立人の主張は，甲野歯科医院における働きを理由とするものであるが，申
25 立人も自認するとおり，申立人は，甲野歯科医院の勤務医として，相応の給与

1 収入を得ていたものである（その具体的内容は、本件記録を精査しても、明ら
2 かではない。）。

3 そうすると、申立人の働きの結果、被相続人の財産が増加したとしても、申
4 立人はその対価を得ていたのであるから、申立人が特別の寄与をしたと評価
5 することはできない。

6 (2) よって、申立人の主張は失当であり、寄与分を定める処分の申立ては却下を
7 免れない。

8 第4 分割の方法

9 (省略)

10 第5 結論

11 (省略)

12 〈審判年月日，裁判所・裁判官名，別紙遺産目録の記載は省略〉

13 【注1】家業従事型の寄与分について、片岡ほか292頁以下，小田ほか37頁以下。

14 【注2】寄与分算定の具体的方法には、①寄与分に相当する金額を定める方法のほかに、②
15 相続財産全体に占める寄与分の割合を定める方法がある。①の場合には、寄与分を主張す
16 る相続人が通常得られたであろう給付額が基準となり、賃金センサスを参考にすることが
17 多い。②の場合の主文は、「申立人の寄与分を相続財産（相続開始時の価額合計●●●●
18 万〇〇〇〇円）の30パーセントと定める。」などとする。片岡ほか276頁，LP21
19 7頁以下。

1 **【6-8 遺産分割申立事件（寄与分を一部肯定した事例）】**

2 <当事者の表示，主文の一部の記載は省略。>

3 主 文

4 1 相手方の寄与分を557万円と定める。

5 2 (省略)

6 理 由

7 第1 相続の開始，相続人，法定相続分

8 (省略)

9 第2 遺産の範囲，評価等

10 (省略)

11 第3 相手方の寄与分（②事件）

12 1 本件アパート（目録記載2(2)の建物）の賃貸管理（財産管理型）

13 相手方は，平成10年から被相続人が死亡した平成27年10月9日まで，
14 本件アパートの賃貸管理業務を行っていたと主張する。

15 しかし，本件記録から，本件アパートの賃貸管理は，賃貸借契約の仲介も含
16 め，被相続人が業務委託契約を締結した☆☆不動産が行っていたことが認めら
17 れる（乙〇）。また，相手方が，被相続人に代わって☆☆不動産との窓口にな
18 ったり，上記業務委託契約の更新に関与したり，定期的に本件アパートを見回
19 りしていたことなどが認められたとしても，親族として通常期待される程度を
20 超える特別な貢献と評価することはできない。

21 したがって，相手方に寄与分は認められない。

22 2 被相続人の介護（療養看護型）【注】

23 (1) 相手方の主張

24 被相続人は，平成17年ころから認知症の症状が現れ，平成22年9月に
25 要介護4の認定を，平成24年4月に要介護5の認定を受けた。相手方は，

1 平成27年9月1日まで、被相続人を介護した。相手方には特別の寄与が認
2 められる。

3 (2) 事実認定

4 ア 相手方は、平成10年6月以降、被相続人の自宅（目録記載1(1)の土地
5 及び同2(1)の建物）で、被相続人と同居していた。

6 被相続人は、平成22年8月12日から同年9月12日まで、直腸潰瘍
7 と診断され、××病院に入院していた。

8 イ 被相続人は、平成22年9月6日から要介護4と認定され（乙〇）、そ
9 の後、平成23年4月1日から要介護5と認定された（乙〇）。

10 被相続人は、遅くとも要介護4と認定された平成22年9月ころから、
11 デイサービスを週3回程度、訪問介護（看護）サービスも週3回程度利用
12 していた（乙〇、〇）。

13 ウ 被相続人は、平成26年2月25日に、肺結核の疑いで△△病院に入院
14 し、同年3月31日、退院した。

15 エ 被相続人は、平成26年4月から平成27年8月まで、毎月27日間か
16 ら30日間程度（入所実日数）、短期入所介護施設に入所していた（乙
17 〇）。

18 オ 被相続人は、平成27年9月2日、☆☆病院に入院し、同年10月9日
19 に死亡した。

20 (3) 検討

21 ア 相手方は、平成17年ころから、被相続人につき、認知症の症状が現れ
22 ていたと主張するが、このことを認めるに足りる資料は存在しない。

23 イ 被相続人は、平成22年9月に要介護4の認定を受けており、遅くとも
24 その時期には介護を要する状態にあったと認められるから、その後の入院
25 期間又は入所期間を除く自宅療養期間中の介護は、被相続人と同居してい
26 た相手方がこれを行っていたものと認められる。

1 また、被相続人は、平成22年9月6日から要介護4と認定されたが、
2 同月12日まで入院していたので、療養看護の日数は、翌13日から計算
3 する。その後、被相続人は、平成23年4月1日から要介護5と認定さ
4 れ、平成26年2月24日まで自宅療養が行われたと認められるから、上
5 記日数は、同日まで計算する（この点、相手方は、平成27年9月1日ま
6 で被相続人の介護を行ったと主張するが、被相続人は、平成26年2月2
7 5日から同年3月31日まで入院し、同年4月から平成27年8月まで短
8 期入所介護施設に入所しており、これら入院期間及び入所期間を療養看護
9 の日数に含めることは相当でない。）。

10 ウ そうすると、被相続人は、平成22年9月13日から平成23年3月3
11 1日までが要介護4（200日）、平成23年4月1日から平成26年2
12 月24日までが要介護5（1060日）であるから、上記各日数にそれぞ
13 れ介護報酬基準額に基づく療養看護報酬額（要介護4の期間については1
14 日6670円が、要介護5の期間については1日7500円とするのが相
15 当である。）を乗ずると、計928万4000円となる。

16 【計算式】 $(6,670円 \times 200日) + (7,500円 \times 1,060日) = 9,284,000円$

17 エ 他方、相手方は、子として被相続人に対して扶養義務を負っており、介
18 護保険による介護サービスを一定程度利用していたことをも考慮すれば、
19 裁量割合は、0.6とするのが相当である。【注】

20 【計算式】 $9,284,000円 \times 0.6 = 5,570,400円$

21 オ 以上から、相手方には、被相続人に対する療養看護に特別の寄与があつ
22 たものと評価でき、その額は、上記金額を基準とし、本件で現れた一切の
23 事情を考慮すると、寄与分を557万円と定めるのが相当である。

24 第4 相続分及び取得分の算定

25 1 具体的相続分

26 目録記載の各遺産の相続開始時の評価額合計は4485万円であり、相手方

1 に557万円の寄与分が認められることから、みなし相続財産の評価額は39
2 28万円となり、申立人の具体的相続分は1940万円であり、相手方の具体的
3 相続分は2521万円となる。

4 【計算式】 申立人 $39,280,000 \times 1/2 = 19,400,000$

5 相手方 $39,280,000 \times 1/2 + 5,570,000 = 25,210,000$

6 2 具体的取得分

7 (省略)

8 第5 当裁判所の定める分割の方法

9 (省略)

10 第6 結論

11 (省略)

12 〈審判年月日，裁判所・裁判官名，別紙遺産目録の記載は省略〉

13
14 【注】療養看護型の寄与分が認められる場合、寄与分算定の具体的方法は、「単価×日
15 数×裁量割合」とし、単価は介護報酬基準に基づく報酬相当額とするのが一般である。

16 「日数」については、相続人が特別の寄与に相当する療養看護を行った日数とし、
17 介護サービス等の利用については裁量割合で考慮するとの考え（片岡ほか318頁以
18 下）のほか、被相続人に介護が必要だった期間（要療養看護状態にあった期間）から
19 入院・入所及び介護サービス等利用の日数（この期間については、寄与分は認められ
20 ないとする。）を引き、実際に介護をした日数を算定の基礎とする考え（小田ほか4
21 3頁以下）がある。

1 【7 祭祀財産の承継者指定申立事件】

2 平成27年(家)第××号 祭祀財産の承継者指定申立事件【注1】

3 審 判

4 本 籍 A県B市C町××番地

5 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

6 申 立 人 甲 野 花 子

7 同手続代理人弁護士 △ △ △ △

8 本 籍 A県F市G町××番地

9 住 所 A県F市G町×丁目×番×号

10 相 手 方 乙 山 太 郎

11 同手続代理人弁護士 □ □ □ □

12 本 籍 A県B市E町××番地

13 最後の住所 A県B市E町×丁目×番×号

14 被 相 続 人 乙 山 春 香

15 (平成25年12月1×日死亡)

16 主 文

17 1 被相続人の以下の祭祀財産の承継者を申立人と定める。

18 (1) 下記墓地の使用権と同墓地上の墓石1基

19 記

20 所 在 A県B市E町×丁目×番×号 I 霊園

21 墓地区分 J区××

22 墓地番号 ×番

23 (2) 仏壇・仏具一式

24 (3) 位牌2柱

25 ア 戒 名 ○○○○○○○○

1 俗 名 乙山吾郎
2 戒 名 ○○○○○○○○
3 俗 名 乙山夏美
4 イ 戒 名 ○○○○○○○○
5 俗 名 乙山一郎

6 2 手続費用は各自の負担とする。

7 理 由

8 第1 申立ての要旨

9 本件は、被相続人の相続人である申立人が、被相続人の祭祀財産の承継者を
10 申立人と定めるよう申し立てた事案である。

11 第2 当裁判所の判断

12 1 本件記録によると、次の事実が認められる。

13 (1) 当事者等

14 ア 申立人（昭和37年生）は、乙山一郎（昭和6年生、平成13年11月
15 ×日死亡。以下「一郎」という。）及び被相続人（昭和8年生、平成25
16 年12月1×日死亡）との間の長女である。

17 イ 相手方（昭和33年生）は、一郎と被相続人との間の長男である。

18 ウ 申立人及び相手方のほかに被相続人の相続人はいない。

19 なお、申立人にはその夫との間に、相手方にはその妻との間に、それぞ
20 れ、一男一女がいる。

21 (2) 本件祭祀財産等

22 ア 被相続人の祭祀財産は、次のとおりである（以下、(ア)から(ウ)までを併せ
23 て「本件祭祀財産」という。）。

24 (ア) 下記墓地（以下「本件墓地」という。）の使用権と本件墓地上の墓石
25 1基（以下「本件墓石」といい、本件墓地と併せて「本件墳墓」という。）

記

所在 A県B市E町×丁目×番×号 I霊園

墓地区分 J区××

墓地番号 ×番

(イ) 仏壇・仏具一式 (以下, 併せて「本件仏壇」という。)

(ウ) 位牌2柱 (以下, それぞれ「本件位牌①」, 「本件位牌②」という。)

① 戒名 ○○○○○○○○

俗名 乙山吾郎

戒名 ○○○○○○○○

俗名 乙山夏美

② 戒名 ○○○○○○○○

俗名 乙山一郎

イ 本件墳墓には, 一郎及び一郎の実父乙山吾郎 (昭和50年死亡。以下「吾郎」という。) 及び実母乙山夏美 (昭和43年死亡。以下「夏美」という。) が葬られている。

(3) 被相続人死亡に至るまでの経緯

ア 吾郎は, 妻である夏美が死亡した後, 本件墓地の使用権を得て, 本件墓石を建立して夏美を本件墳墓に葬り, 吾郎自身も同所に葬られた。

一郎は, 吾郎死亡後, 同人が購入した本件仏壇を承継し, 本件位牌①を作った。また, 一郎は, 本件墓地の使用権及び本件墓石を承継して墓地使用者としてその年間管理費を負担し, 吾郎及び夏美の法要を執り行っていた。

イ 一郎は, 平成9年頃から病を患い, 以降入退院を繰り返すようになった。

申立人は, その頃, 家族と共に夫の転勤先であるK県で暮らしていたところ, 平成11年, 一郎及び被相続人 (以下, 併せて「被相続人ら」とい

1 う。)から、被相続人の最後の住所地にある居宅を二世帯住宅（以下「本
2 件住宅」という。）に建て直し、申立人一家が将来A県に戻ってきたとき
3 には、本件住宅で被相続人らと同居してほしいとの申し入れを受け、これ
4 を了承した。なお、当時、相手方も、被相続人らと申立人一家との同居に
5 賛成していた。

6 ウ 一郎は、平成13年11月、死亡した。被相続人は、喪主として、一郎
7 の葬儀を執り行い、相手方もこれを手伝った。

8 その後、被相続人は、本件墓地の使用権及び本件墓石を承継して本件墳
9 墓に一郎を葬った。また、被相続人は、本件仏壇及び本件位牌①を承継し
10 て本件位牌②を作り、更に、平成14年に一周忌を、平成15年に三回忌
11 を、平成19年に七回忌を、それぞれ執り行った。また、被相続人は、平
12 成19年には吾朗の三十三回忌を執り行った。

13 エ 被相続人は、平成21年ころから、体調を崩しがちになった。申立人一
14 家は、当時、申立人の夫の転勤先である近県のL県に住んでいたが、翌年
15 春から、申立人の長女が本件住宅に移り住み、被相続人と暮らすようにな
16 った。

17 被相続人は、平成25年1月、申立人やその長女の助力を得ながら、一
18 郎の十三回忌を執り行ったが、その後同年春頃から、入退院を繰り返すよ
19 うになった。これに伴い、申立人も、本件住宅に泊まり込んで被相続人の
20 看護や介護に当たることが多くなった。また、申立人は、被相続人が入院
21 する際には、入院同意書に署名し、第一保証人及び緊急連絡先となり（第
22 二保証人には相手方がなった。）、病院から被相続人の診療計画について
23 説明を受け、また、介護サービス会社の親族緊急連絡先の第一順位（第二
24 順位は申立人の長女、第三順位は相手方がなった。）になるなどした。更
25 に、申立人は、一郎の死亡後被相続人が行っていた本件墓地の年間管理費

1 を、被相続人に代わって支払うようになった。

2 (4) 被相続人死亡及びその後の経緯

3 ア 被相続人は、平成25年12月1×日、死亡した。

4 相手方は、平成26年に入ってから、一郎及び被相続人の相続に関し、
5 遺産分割調停を申し立てたところ、平成27年2月、本件住宅を申立人が
6 取得することなどを内容とする調停が成立した。これを受けて、申立人一
7 家は、同年3月、かねてから申立人の長女が住んでいた本件住宅に移り住
8 んだ。

9 イ 申立人は、平成27年3月、I霊園から、未了のままとなっていた本件
10 墓地の使用者の名義変更手続を催促されたことから、被相続人の祭祀財産
11 の承継者を申立人と定めることを求めて当庁に調停を申し立てたが（A家
12 庭裁判所B支部平成27年（家イ）第××号）、同年8月、同調停は不成
13 立となり、本件審判手続に移行した。なお、被相続人の遺骨は、申立人が、
14 本件住宅において保管している。【注2】

15 ウ 申立人は、被相続人の死亡後も引き続き本件墓地の年間管理費を支払い、
16 また、平成26年12月には、被相続人の一周忌を執り行った。本件住宅
17 に転居した後は、一郎の月命日に本件墳墓に墓参りを行い、本件住宅で本
18 件仏壇及び本件位牌①、②を管理し、供養している。一方、相手方も、お
19 彼岸や盆、正月の折などに、相手方の妻を連れて本件墳墓に墓参りを行う
20 などしている。

21 申立人及び相手方はいずれも、今後、本件被相続人らの法要を執り行う
22 意向を示している。

23 2(1) 以上の事実関係の下で判断するに、まず、本件記録を精査してみても、本
24 件においては、被相続人による祭祀財産の承継者の指定があったとは窺えず、
25 また、祭祀財産の承継者を定める慣習があるとも認められない。

1 A家庭裁判所B支部

2 裁判官 ○ ○ ○ ○

3 【注1】祭祀財産承継者全般につき、伊東正彦「祭祀の承継」岡崎学＝野田愛子編『講座・
4 実務家事審判法3』27頁以下（日本評論社，1989年），西岡清一郎「祭祀承継と相
5 続」梶村太市＝雨宮則夫『現代裁判法体系⑫〔相続・遺言〕』93頁以下（新日本法規，1
6 999年），宮崎幹朗「9 祭祀財産の承継」野田愛子＝梶村太市ほか編「新家族法実務体
7 系第3巻相続〔I〕－相続・遺産分割－」129頁以下（新日本法規，2008年）参照

8 【注2】被相続人の遺骨・遺体の承継を巡る議論につき、潮見佳男『相続法第5版』89頁
9 以下（弘文堂，2014年），最高裁判所昭和63年（ネ）第969号平成元年7月18日
10 第三小法廷判決『家庭裁判月報』41巻10号128頁以下（1989年）参照。被相続人
11 の遺骨の帰属についても審判が求められた場合，主文としては，「被相続人の遺骨の取得
12 者を○○と定める。」と書く例が多い。

13 【注3】祭祀承継者指定の一般的判断基準として，東京高裁平成18年4月19日決定は，
14 「承継候補者と被相続人との間の身分関係や事実上の生活関係，承継候補者と祭具等との
15 間の場所的關係，祭具等の取得の目的や管理等の経緯，承継候補者の祭祀主宰の意思や能
16 力，その他一切の事情（例えば利害関係人全員の生活状況及び意見等）を総合して判断す
17 べきであるが，祖先の祭祀は今日もはや義務ではなく，死者に対する慕情，愛情，感謝の気
18 持ちといった心情により行われるものであるから，被相続人と緊密な生活関係・親和関係
19 にあって，被相続人に対し上記のような心情を最も強く持ち，他方，被相続人からみれば，
20 同人が生存していたのであれば，おそらく指定したであろう者をその承継者と定めるのが
21 相当である。」と判示した（判例タイムズ1239号289頁）。

22 【注4】参与員の意見を聴いて審判をした場合（家事事件手続法40条1項），よって書き
23 は，「よって，参与員の意見を聴いた上，主文のとおり審判する。」となる。

1 【8-1 特別縁故者に対する相続財産の分与申立事件 全部分与】

2 平成28年(家)第××号 特別縁故者に対する相続財産の分与申立事件

3 審 判

4 A県B市C×丁目×番×号

5 申 立 人 甲 野 太 郎

6 申立人手続代理人弁護士 乙 山 花 子

7 (本籍) D県E市F×丁目×番××号

8 (最後の住所) G県H市I×丁目××号

9 被 相 続 人 亡 花 山 一 郎

10 (平成25年8月×日死亡)

11 上記申立人からの特別縁故者に対する相続財産の分与申立事件に
12 ついて、当裁判所は、相続財産管理人の意見を聴いた上、その申立
13 てを相当と認め、次のとおり審判する。

14 主 文

15 1 申立人に対し、被相続人の別紙相続財産目録記載の相続財
16 産から、相続財産管理人の報酬その他管理費用を控除した残
17 余財産全部を分与する。

18 2 手続費用は申立人の負担とする。

19 平成29年月1月×日

20 H家庭裁判所

21 裁 判 官 × × × ×

22 (別 紙) 省略

23
24

1 **【 8 - 2 特別縁故者に対する相続財産の分与申立事件 一部分与・却下事例】**

2 平成28年(家)×× 特別縁故者に対する相続財産分与申立事件

3 審 判

4 住 所 A県B市C×丁目×番×号

5 申 立 人 甲 野 花 子

6 住 所 D県E市F×丁目×番×号

7 申 立 人 乙 川 太 郎

8 本 籍 G県H市I×丁目×番地

9 最後の住所 G県J市K××丁目×番×-×××

10 被 相 続 人 花 山 三 郎

11 平成25年8月×日死亡

12 主 文

13 1 申立人甲野花子対し，被相続人の相続財産から200万円を分与す
14 る。

15 2 申立人乙川太郎の申立てを却下する。

16 3 手続費用は申立人らの負担とする。

17 理 由

18 第1 申立ての趣旨

19 申立人らに対し，被相続人の相続財産を分与する。

20 第2 当裁判所の判断 【注】

21 1 一件記録によれば，以下の事実が認められる。

22 (1) 被相続人は，平成25年8月×日に死亡して，相続が開始した。被相続人
23 には法定相続人がいなかったため，平成26年×月×日相続財産管理人が選
24 任され，相続人搜索の公告がされたが期間内にその権利を主張する者はいな
25 かった。被相続人の相続財産は，現在，約3000万円存在する。

1 (2) 申立人甲野花子（以下「申立人甲野」という。）は、被相続人の母方従姉
2 妹である。申立人乙川太郎（以下「申立人乙川」という。）は、申立人甲野
3 の内縁の夫であり、平成22年11月以降は被相続人の成年後見人を務めて
4 いた。

5 (3) 被相続人は、昭和21年3月26日、父花山〇〇（昭和23年11月2日
6 死亡）と母花山△△（以下「母」という。）の長男として出生した（同胞な
7 し）。被相続人は、定時制高校卒業後就業していたが、昭和53年頃からは
8 無職となり、平成2年頃から統合失調症などの精神障害により入退院を繰り
9 返すようになった。母は、被相続人と同居して面倒をみていたが、平成18
10 年に病気で倒れて入院し同年8月14日に死亡した。なお、申立人甲野は、
11 申立人乙川の助けを借りながら、被相続人に代わって、母の入院手続や入院
12 中の身の回りの世話をを行った上、葬儀を執り行った。

13 (4) 申立人甲野は、平成19年12月、被相続人が自宅マンションの窓から家
14 電製品などを路上に投げて騒いでいたため警察で保護されているとの連絡を
15 受けた。被相続人は都内の病院に措置入院となったが、同病院は長期入院で
16 きる病院ではなかったため、申立人甲野は、インターネットで調べたり、知
17 り合いの看護師に相談したりして長期入院できる適当な病院を探し、平成2
18 0年3月×日、被相続人をN県M市にある医療法人E病院（以下「E病院」
19 という。）へ転院させ、入院に必要な手続や費用の支払を行った。また、平
20 成21年5月に被相続人に直腸がんが見つかり他の病院へ一時転院して治療
21 することになった際も、申立人甲野は、転院の手続を行い、手術に関する説
22 明を受けて手術承諾書に署名をした。

23 被相続人は、同年12月×日に転院先からE病院へ戻り、以後、平成25
24 年8月×日に死亡するまで同病院に入院していたところ、申立人らは、被相
25 続人の病状等について病院担当者としばしば電話でやり取りしていたほか、
26 平成24年1月×日、同年3月×日、同年5月×日、同年8月×日、同年1

1 2月×日、平成25年3月×日の計6回、被相続人の見舞いに訪れ、被相続
2 人の好物であるお菓子や食べ物を差し入れた。

3 (5) 平成22年6月頃、申立人らが被相続人について成年後見開始の審判を申
4 し立てたところ、同年10月、被相続人について後見が開始され、申立人乙
5 川が成年後見人に就任した。以後、申立人乙川は、被相続人のため後見業務
6 に従事し、平成25年11月には成年後見人就任時から終了時までの報酬と
7 して150万円を受け取った。

8 (6) 被相続人は、平成25年8月×日に死亡した。申立人らは、被相続人の葬
9 儀を執り行って納骨し、申立人乙川が相続財産管理人選任を申し立てた。

10 2 申立人甲野について

11 上記1に認定した事実によれば、申立人甲野は、被相続人が警察に保護され
12 入院するようになった後の約5年8か月間にわたり、統合失調症を患う被相続
13 人のために病院を選定・確保して入院手続を行ったほか、被相続人の唯一の親
14 族として、病院担当者と連絡を取り合っ被相続人の病状を確認したり見舞い
15 に訪れたりしており、被相続人の身上監護に貢献したといえるから、「被相続
16 人と特別の縁故があった者」（民法958条の3第1項）に該当するものと認
17 められる。

18 そして、清算後残余すべき相続財産や上記1に認定した事実のほか本件にあ
19 らわれた一切の事情を考慮すれば、別紙財産目録記載の相続財産から200万
20 円を申立人甲野に分与するのが相当である。

21 なお、申立人甲野は、被相続人は自分の財産を申立人甲野に全部渡すと言っ
22 ていたなどの主張をする。しかしながら、申立人甲野は、相続財産管理人に対
23 し、贈与を原因として財産の帰属を確定させる手続はこれまで取っていない。
24 また、贈与を認めるに足りる証拠もないため、本件において当該事実があった
25 ことを前提にすることはできない。

26 3 申立人乙川について

1 上記1(4)に認定したとおり、申立人甲野とともに、E病院の担当者と連絡を
2 取り合って被相続人の病状を確認したり、被相続人の見舞いに訪れたことが認
3 められるものの、いずれも被相続人の成年後見人に就任した後であって成年後
4 見人として当然の業務といえるところ、上記1(5)に認定したとおり、申立人乙
5 川は、成年後見人就任時から終了時までの報酬として150万円を受け取って
6 いるのであるから、相応の見返りを得ている。そして、一件記録を精査しても、
7 申立人乙川が通常の後見業務の範囲を超えて被相続人のために貢献したといえ
8 る事情は見当たらない。

9 したがって、申立人乙川は「被相続人と特別の縁故があった者」（民法95
10 8条の3第1項）に該当しないといわなければならない。

11 4 よって、相続財産管理人〇〇〇〇の意見を聴いた上、主文のとおり審判する。

12 平成28年6月×日

13 J家庭裁判所

14 裁 判 官 × × × ×

15 【注】特別縁故者の範囲、分与の相当性について論じたものとして、司法研修所「財産管
16 理人選任等事件の実務上の諸問題」司法研究報告書第55輯第1号91頁以下参照。

17

1 【9 推定相続人廃除申立事件—認容した場合】

2 平成27年(家)第××号 推定相続人廃除申立事件【注1】

3 審 判

4 住所 A県A市C町××番地

5 申 立 人 亡甲野一郎遺言執行者

6 △ △ △ △【注2】

7 本籍 A県A市C町××番地

8 住所 A県A市D町×丁目×番×号

9 推 定 相 続 人 甲 野 太 郎

10 (以下「太郎」という。)

11 同手続代理人弁護士 □ □ □ □

12 本籍 A県A市E町××番地

13 最後の住所 A県A市E町×丁目×番×号

14 被 相 続 人 甲 野 一 郎

15 (平成26年11月2×日死亡)

16 主 文

17 1 太郎を被相続人の推定相続人から廃除する。【注3】

18 2 手続費用は申立人の負担とする。

19 理 由

20 第1 申立ての要旨

21 本件は、被相続人の遺言執行者である申立人が、被相続人が平成24年5月
22 月1×日にした公正証書遺言（A法務局公証人◇◇◇◇作成、平成24年第×
23 ×号。以下「本件遺言」という。）において、太郎を被相続人の推定相続人か
24 ら廃除する意思を表示したとして、太郎が被相続人の推定相続人であることを
25 廃除する審判を求めた事案である。

1 第2 当裁判所の判断

2 1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

3 (1) 太郎は、被相続人の二男であり、被相続人の推定相続人である。

4 (2) 被相続人は、平成24年5月1×日、本件遺言をし、同遺言中で、太郎が、
5 同人において管理していた被相続人の預金通帳、金融機関への届出印及びキ
6 ャッシュカードを無断利用して、被相続人の預貯金を引き出すなどしたこと
7 を理由として、太郎を被相続人の推定相続人から廃除するとの意思を表示し
8 た。

9 (3) また、被相続人は、平成24年、太郎に対し、太郎が被相続人名義の銀行
10 預金口座から被相続人に無断で預金を引き出したとして、不法行為による損
11 害賠償請求権に基づき、その引出合計額1億5000万円及びこれに対する
12 遅延損害金の支払を請求する訴訟を提起した（A地方裁判所平成24年（ワ）
13 第××××号）。

14 A地方裁判所は、平成25年6月1×日、太郎が、平成14年9月から平
15 成23年7月までの間に被相続人名義の預金口座から何らの権限もないのに、
16 合計1億5000万円を引き出したとして、被相続人の請求を全部認容する
17 判決を言い渡した。

18 太郎は上記判決を不服として控訴したが、A高等裁判所は、平成25年1
19 1月1×日、控訴棄却の判決を言い渡し（同裁判所平成25年（ネ）第××
20 ××号）、同判決は確定した。

21 (4) 被相続人は、平成26年11月2×日、死亡した。

22 2 前記1(3)によれば、太郎は、平成14年9月から平成23年7月までの9年
23 近くの長期間にわたり、被相続人名義の預金口座から何らの権限もないのに合
24 計1億5000万円もの多額の金員を引き出すという不法行為（以下「本件不
25 法行為」という。）に及び、被相続人に多大な損害を与えたことが認められる。

26 本件不法行為は、その態様及び損害額に照らし、太郎の推定相続人としての

1 遺留分を否定することが正当であるといえる程度に重大なものであり、民法8
2 9 2条所定の廃除事由である推定相続人の「著しい非行」に該当する行為であ
3 るというべきである。

4 3 太郎は、被相続人の長男の妻甲野花子（以下「花子」という。）もまた、
5 被相続人の預金を無断で流用していたにもかかわらず、本件遺言により遺贈
6 を受けている一方で、太郎が推定相続人から廃除されるというのは不公平で、
7 被相続人の主観・恣意に基づくものであって許されない旨主張する。

8 しかしながら、太郎において、花子による被相続人の預金無断流用があっ
9 たことの根拠とする被相続人の日記中には、「花子が私の預金通帳を無断で
10 流用してきた形跡が認められます」との記載があるにすぎず、いかなる流用
11 行為があったかの具体的な記載はなく、また、上記記載を裏付ける資料もな
12 い。

13 したがって、花子が本件不法行為と同様の行為を行ったことを前提とする
14 太郎の上記主張は採用することができない。

15 4 よって、主文のとおり審判する。【注4】

16 平成28年1月×日

17 A家庭裁判所

18 裁判官 ○ ○ ○ ○

20 【注1】推定相続人廃除申立事件は、別表第1の審判事件であるが、相続権の剥奪であり、
21 もともと紛争性の高い事件であるから、廃除を求められた推定相続人には、別表第2の
22 審判事件と同等かそれ以上の手続保障を図る必要性があり、別表第2に掲げる事項につ
23 いての審判事件の手続を準用している（家事法188条4項、67条、69条ないし7
24 2条）。

25 【注2】「申立人（遺言執行者）」と書く例もある。

- 1 【注3】生前廃除の認容主文例として、「〇〇を申立人の推定相続人から廃除する。」。
- 2 被相続人が申立人となる場合は、当事者の表示に本籍も記載する。
- 3 【注4】参与員の意見を聴いて審判をした場合（家事事件手続法40条1項），よって書
- 4 きは、「よって，参与員の意見を聴いた上，主文のとおり審判する。」となる。
- 5

1 【10 相続放棄申述事件 却下した事例】

2 平成27年(家)第×号 相続放棄申述事件

3 審 判

4 本籍 A県B市C町××番地

5 住所 A県B市D町×丁目×番×号

6 申 述 人 甲 野 花 子

7 本籍 E県F市G町××番地

8 最後の住所 E県F市H町×丁目×番×号

9 被 相 続 人 甲 野 太 郎

10 昭和53年4月×日死亡

11 主 文

12 1 申述人の相続放棄の申述を却下する。

13 2 手続費用は申述人の負担とする。

14 理 由

15 1 本件記録によると、申述人は、被相続人の配偶者であり、被相続人が昭和53
16 年4月×日に死亡したことにより、その相続人となったことが認められる。

17 2 民法915条1項に定める相続放棄の熟慮期間は、相続人が、相続開始の原因
18 となった事実及びこれにより自己が相続人であることを知った時から起算すべ
19 きものであるが、相続人が上記事実を知った時から3か月以内に限定承認又は
20 放棄をしなかったのが、相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、
21 このように信じるについて相当な理由がある場合には、熟慮期間は相続人が相
22 続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識し得べき時から
23 起算するのが相当である（最高裁判所昭和57年（オ）第82号同59年4月
24 27日第二小法廷判決・民集38巻6号698頁）。【注】

25 3 本件記録によると、申述人は、平成27年7月3日付けのE県××県税事務所

1 作成の「固定資産税・都市計画税の名義に関する『地方税法第343条第2項
2 の規定による納税義務者の届出書』の提出についてのお願い」と題する書面
3 (以下「本件文書」という。)を同月4日頃受領していること、本件文書にお
4 いては、相続財産である被相続人名義の土地があること、申述人が相続人の一
5 人であり、同土地の固定資産税等の納税義務者として課税することが記載され
6 ていること、申述人は同年12月15日に本件申述をしたことが認められる。

7 4 上記3で認定した事実によると、申述人は、遅くとも本件文書を受領した平成
8 27年7月4日頃には、本件文書により相続財産の一部の存在を認識していた
9 と認められるから、熟慮期間もその頃から起算するのが相当である。

10 そうすると、本件申述は、上記3で認定したとおり、同年12月15日に当庁
11 に申述されたものであるから、その熟慮期間は既に経過していることは明らかで
12 ある。

13 なお、申述人は、長男に相続放棄の手続を依頼し、同人が手続を行ったものの
14 仕事や他の手続に追われて申述書の提出が遅れた旨述べているが、これが熟慮
15 期間の起算点を後にする理由にならない。

16 5 よって、本件申述は不適法であるから、これを却下することとし、主文のと
17 おり審判する。

18 平成28年×月×日

19 E家庭裁判所

20 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

21 【注】その他の裁判例として、高松高等裁判所平成12年(ラ)第134号平成13年1
22 月10日決定棄却、最高裁判所平成13年(許)第1号同年10月30日第三小法廷決
23 定・家裁月報54巻4号66頁・2002年、東京高等裁判所平成13年(ラ)第227
24 5号平成14年1月16日決定棄却、最高裁判所平成14年(許)第6号同年4月26日
25 第三小法廷決定・家裁月報55巻11号106頁・2003年参照。民法915条1項の

- 1 熟慮期間の起算点に関する最高裁判所決定及び下級審の裁判例につき，尾島明「民法91
- 2 5条1項の熟慮期間の起算点－昭和59年4月27日最高裁第二小法廷判決の射程の問題
- 3 を中心にして－」（家庭裁判月報54巻8号1頁以下・2002年），遠藤賢治「民法9
- 4 15条1項所定の熟慮期間の起算点－訴訟と非訟のねじれ現象」（法曹時報63巻6号1
- 5 頁以下・2011年）参照

1 【11-1 氏の変更許可申立事件（却下した事案）】 【注】

2 平成28年（家）第××号 氏の変更許可申立事件

3 審 判

4 本籍 A県B市C町××番地

5 住所 A県B市D町×丁目×番×号

6 申 立 人 甲 野 太 郎

7 (以下「申立人太郎」という。)

8 本籍及び住所 申立人太郎に同じ

9 申 立 人 甲 野 花 子

10 (以下「申立人花子」という。)

11 主 文

12 1 申立人両名の本件申立てを却下する。

13 2 手続費用は各自の負担とする。

14 理 由

15 1 申立ての趣旨

16 申立人両名の氏「甲野」を「丙川」と変更することを許可する。

17 2 当裁判所の判断

18 (1) 申立人両名は、専ら、申立人太郎の母甲野秋子（昭和42年生。申立人太郎
19 の父甲野一郎と平成16年に離婚後婚氏続称。）の旧姓の家名「丙川」姓を承
20 継したいとの意向から本件申立てをしたものである。

21 しかしながら、本件記録によっても、「丙川」姓に変更しなければ母方祖先
22 の祭祀承継が困難であるといった特段の事情は認められない。しかも、申立人
23 太郎自身、これまで社会生活上「甲野」姓を使用し続けており、その妻である
24 申立人花子もまた、本年8月に申立人太郎と婚姻後「甲野」姓を使用し続けて
25 いることが認められる。

1 【11-2 名の変更許可申立事件（却下した事案）】 【注】

2 平成28年（家）第××号 名の変更許可申立事件

3 審 判

4 本籍 C県C市D町××番地

5 住所 E県F市H町×丁目×番×号

6 申 立 人 甲 野 春 子

7 主 文

8 1 本件申立てを却下する。

9 2 手続費用は申立人の負担とする。

10 理 由

11 1 申立ての趣旨

12 申立人の名「春子」を「秋子」に変更することを許可する。

13 2 当裁判所の判断

14 (1) 本件記録及び関連記録によると、次の事実が認められる。

15 ア 申立人は、昭和21年2月1×日に甲野一郎及び夏美夫婦の三女として出
16 生し、A県内の高等学校を経て昭和43年3月にB薬科大学を卒業後、遅く
17 とも同年12月ころには、薬剤師の資格を取得した。

18 イ 申立人は、昭和48年10月ころ、乙山太郎（以下「太郎」という。）と
19 婚姻し、その後、同人と共にC県内で薬局を経営するようになった。

20 ウ 申立人は、太郎の借入れの保証人になったこと等から、平成25年9月、
21 C地方裁判所において、破産手続開始決定を受けた（同裁判所平成25年
22 (フ)第××号。同年11月免責許可決定。）。申立人は、これをきっかけ
23 に、親族から姓名判断を理由に「秋子」を使用するよう勧められ、以降、親
24 や友人との間で「秋子」を使用するようになった。

25 エ 申立人は、その後、E県F市内の薬局に勤務するようになったが、少なく

1 **【 1 1 - 3 - 1 戸籍訂正許可申立事件（認容した事案） 】**

2 平成 2 7 年（家）第×× 戸籍訂正許可申立事件

3 審 判

4 本籍 A 県 B 市 C 町×× 番地

5 住所 A 県 B 市 D 町×丁目×番×号

6 申 立 人 甲 野 太 郎

7 上記申立人からの戸籍訂正許可申立事件について、当裁判所は、その申立てを相
8 当と認め、次のとおり審判する。

9 主 文

10 1 本籍 A 県 B 市 C 町×× 番地の筆頭者甲野太郎の戸籍中、妻甲野花子の死
11 亡事項中死亡の年月日「平成 2 7 年 1 月 1 0 日」とあるのを「平成 2 7 年
12 1 月 1 1 日」と訂正することを許可する。

13 2 手続費用は申立人の負担とする。

14 平成 2 7 年×月×日

15 A 家庭裁判所 B 支部

16 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

17 【注】戸籍訂正全般につき、田中加藤男『戸籍訂正に関する諸問題の研究』（司法研究報
18 告書第 1 6 輯 3 号）、「戸籍訂正」『例題解説家事審判法』2 1 1 頁以下（法曹会，2 0
19 0 0 年）参照，「戸籍訂正許可の審判について—初めて戸籍訂正許可事件を担当する裁判
20 官のために」『家庭裁判月報』6 3 卷 7 号 1 頁以下（法曹会，2 0 1 1 年）参照

21

1 【11-3-2 戸籍訂正許可申立事件（却下した事案）】

2 平成27年（家）第××号 戸籍訂正許可申立事件

3 審 判

4 本籍 A県B市C町××番地

5 住所 A県D市E町×丁目×番×号

6 申 立 人 丙 川 春 子

7 主 文

8 1 本件申立てを却下する。

9 2 手続費用は申立人の負担とする。

10 理 由

11 1 申立ての要旨

12 申立人は、その戸籍上昭和9年2月2×日出生と記載されているが、事實は乙
13 山吾朗及び冬子（昭和4年7月2×日婚姻の届出）の長女として、昭和8年1月
14 2×日に生まれたものであるとして、戸籍法113条に基づき、戸籍を真実に合
15 致したものに訂正するため、本申立てに及んだ。

16 2 当裁判所の判断

17 (1) 申立人提出の小学校及び中学校の各卒業証明書によると、上記各学校では申
18 立人の出生日が昭和8年1月2×日であるとして取り扱われていたことがう
19 かがえる。

20 (2) しかしながら、戸主乙山四郎の除籍謄本及び乙山吾朗の改製原戸籍謄本によ
21 ると、申立人の実父乙山吾朗において、昭和9年2月2×日、申立人が同月2
22 ×日に出生した旨の出生届を提出したことが認められるところ、この出生届の
23 記載に錯誤があることを認定するに足りる資料はない。

24 (3) また、本件記録によれば、申立人自身、昭和28年3月1×日に夫の八郎と
25 の婚姻の届出をした際や、昭和44年に運転免許を取得した際にも、戸籍記載

1 の誕生日を記載しており、そのほか、年金や健康保険関係においても同様に行
2 っていたもので、長年にわたり、戸籍記載の誕生日を基本として法律関係を形
3 成してきたことが認められる。

4 (4) 以上によると、上記(1)の卒業証明書のみで、申立人の戸籍の誕生日の記載に
5 錯誤があるとは認められない。

6 よって、主文のとおり、審判する。

7 平成27年6月×日

8 A家庭裁判所B支部

9 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

10

1 【11-4 就籍許可申立事件（却下した事案）】

2 平成27年（家）第××号 就籍許可申立事件

3 審 判

4 住所 E県F市G町××番地

5 申 立 人 乙 山 一 郎

6 同 手 続 代 理 人 弁 護 士 △ △ △ △

7 主 文【注】

8 1 本件申立てを却下する。

9 2 手続費用は申立人の負担とする。

10 理 由

11 1 申立ての概要

12 本件は、記憶喪失状態にあると主張する申立人が、次のとおり就籍することの
13 許可を求めた事案である。

14 本 籍 E県F市G町××番地

15 氏 名 乙山 一郎

16 生 年 月 日 昭和52年3月×日

17 父 の 氏 名 不詳

18 母 の 氏 名 不詳

19 父母との続柄 男

20 2 当裁判所の判断

21 (1) 本件記録によると、次の事実が認められる。

22 ア 申立人は、平成15年、E県からH県内に転居し、その際、E県在住時の
23 勤め先の同僚であった丙川太郎になりすまして、住民異動届を提出した上、
24 自動車運転免許証を取得し、これを身分証明書として使用して、同県内の自

1 自動車工場で期間従業員として働くようになった。

2 イ 申立人は、その後、自動車運転免許証の有効期限が来る都度、丙川太郎に
3 なりすまして運転免許証の更新手続きを行い、平成25年12月にも、同様に
4 更新手続きを行った。また、申立人は、転居の都度、丙川太郎になりすまして
5 住民異動届を提出し、同年10月にH県I市から同県J市に転居した際も、
6 同様に住民異動届を提出した。

7 ウ 申立人は、平成26年9月、丙川太郎の告発により、同人になりすまして
8 行った平成25年12月の運転免許証更新手続きに関し、有印私文書偽造等の
9 被疑事実で強制捜査を受け、平成26年12月2×日には、上記運転免許証
10 更新手続き及び平成25年10月の住民異動届の提出について、有印私文書偽
11 造、同行使、免状等不実記載、道路交通法違反、電磁的公正証書原本不実記
12 録、同供用の罪で有罪判決を受け、同判決は確定した。

13 申立人は、上記刑事事件手続においては、丙川太郎から同人の戸籍を26
14 万円で買った旨主張し、同人になりすました動機につき、平成8年3月×日
15 以前の記憶の喪失を訴えていたが、上記刑事判決が確定した後の平成27年
16 1月に受診した脳神経クリニックにおける脳のCT検査の結果、海馬を含め
17 記憶に関わる脳の器官について、器質的病変を窺わせる特別な所見はなかつ
18 た。なお、申立人は、丙川太郎になりすますようになった前後を通じて、上
19 記刑事事件で身柄拘束されるまで、記憶喪失を訴えて医療機関で受診した
20 り、その身元について地方公共団体等の関係機関に相談したりすることはな
21 かった。

22 エ 申立人は、本件手続においても、平成8年3月×日以前の記憶の喪失を訴
23 え、その出生及び成育過程について何ら述べない。

24 一方、申立人は、日本語を話し、東アジア人の外貌であるが、その自筆の
25 陳述書には、「鞋をはいていました」や、「深夜バスに乗り、」との部分が

1 【12-1 性別の取扱いの変更申立事件 認容した事例】

2 平成27年(家)第×号 性別の取扱いの変更申立事件

3 審 判

4 本 籍 A県B市C町××番地

5 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

6 申 立 人 △ △ △ △

7 平成2年3月×日生

8 主 文

9 1 申立人の性別の取扱いを男から女に変更する。

10 2 手続費用は申立人の負担とする。

11 理 由

12 本件記録によると、申立人は、男性として出生したが、性同一性障害者の性別の
13 取扱いの特例に関する法律2条に定義される性同一性障害者に当たり、また、同法
14 3条1項各号のいずれにも該当すると認められる。【注】

15 よって、主文のとおり審判する。

16 平成27年4月×日

17 A家庭裁判所B支部

18 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

19 【注】性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の概要につき、家庭裁判月報5
20 6巻9号1頁以下(平成16年)、改正法につき、時の法令1828号53頁以下(平成2
21 1年)参照。

22

23

1 【12-2 性別の取扱いの変更申立事件 認容した事例】

2 平成28年(家)第×号 性別の取扱いの変更申立事件

3 審 判

4 本 籍 A県B市C町××番地

5 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

6 申 立 人 △ △ △ △

7 昭和53年3月1×日生

8 主 文

9 1 申立人の性別の取扱いを女から男に変更する。

10 2 手続費用は申立人の負担とする。

11 理 由

12 第1 申立ての趣旨

13 主文1項に同旨

14 第2 当裁判所の判断

15 1 本件記録によれば、以下の事実が認められる。

16 (1) 申立人は、昭和52年3月1×日、長女として出生した。

17 (2) 申立人は、幼少期より自己の性別に違和感を覚え、中学入学時には女生徒
18 用の制服や自己の身体に対する嫌悪感が強くなった。

19 (3) 申立人は、平成18年4月からホルモン療法を開始し、平成19年12月
20 から精神科を受診し、平成20年3月に乳房切除術を受け、平成27年10
21 月に性別適合手術を受けた。同手術により生殖腺の機能は失われ、また、外
22 性器は男性器に近似している。

23 (4) 申立人は、平成28年1月×日付け診断書により、性同一性障害者である
24 と診断された。

25 (5) 申立人は、現在、結婚しておらず、未成年の子もいない。

1 2 以上によれば，申立人は，性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法
2 律2条の性同一性障害者に当たり，同法3条1項各号のいずれにも該当すると
3 認められるから，その性別の取扱いを女から男に変更するのが相当である。
4 3 よって，主文のとおり審判する。

5 平成28年4月×日

6 A家庭裁判所B支部

7 裁判官 ○ ○ ○ ○

1 【13 特別養子縁組申立事件】

2 平成28年(家)第△×号 特別養子縁組申立事件

3 審 判

4 本 籍 A県B市C町×丁目××番地×

5 住 所 A県B市C町×丁目××番×

6 申立人(養父となるべき者) 甲 野 太 郎

7 本籍及び住所 上記申立人と同じ

8 申立人(養母となるべき者) 甲 野 花 子

9 本 籍 D県E市F町×丁目××番地×

10 住 所 申立人らと同じ

11 養子となるべき者 乙 野 一 郎

12 平成27年10月×日生

13 (以下「未成年者」という。)

14 本 籍 未成年者と同じ

15 住 所 D県E市F町×丁目××番×

16 養子となるべき者の母 乙 野 雪 子

17 (以下「実母」という。)

18 主 文

19 1 未成年者を申立人らの特別養子とする。

20 2 手続費用は各自の負担とする。

21 理 由

22 第1 申立ての趣旨

23 主文第1項と同旨

24 第2 当裁判所の判断【注】

25 1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

1 (1) 申立人らは、昭和35年6月×日生（申立人甲野太郎）及び昭和45年2
2 月×日生（申立人甲野花子）で平成22年に婚姻した夫婦である。

3 (2) 申立人らは、申立人甲野太郎所有の一戸建てで、申立人甲野太郎が会社に勤
4 務して得た給与収入で安定した生活を送っている。

5 (3) 実母は、平成27年10月×日、未婚のまま未成年者を出産したが、未成
6 年者を養育することが経済的に困難であったことから、児童相談所に相談の
7 上、未成年者を養子に出すことにした。

8 (4) 申立人らは、平成27年3月にA県から里親認定を受けたところ、同年1
9 1月、児童相談所から未成年者を紹介され、同年12月×日から、未成年者
10 を養育している。

11 (5) 実母は、本件特別養子縁組に同意している。なお、未成年者は実父から認
12 知されていない。

13 (6) 申立人らの養親としての適格性や平成27年12月以後の未成年者の監護
14 状況に問題はなく、未成年者との関係も良好である。

15 2 上記認定事実によれば、本件において、民法817条の3ないし7の各要件
16 を満たすものと認められるから、主文のとおり審判する。

17 平成28年12月××日

18 A家庭裁判所

19 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

20 【注】特別養子縁組の事案においては、養子となるべき子の出生の経緯等、デリケートな
21 内容を扱うことから、本件のように、実親の同意を得た上で特別養子縁組の成立の審判を
22 する場合は、理由については、「相当と認め」などと簡略な記載にとどめることも考えら
23 れる。もっとも、実親の同意なく特別養子縁組の成立の審判をする場合や、申立てを却下
24 する場合においては、詳細に理由を示す必要がある。

25

【13-1 特別養子縁組申立事件・第1段階の審判】

令和2年（家口）第△×号 特別養子適格の確認申立事件【注1】

審 判

住 所 A県B市C町×丁目××番×

5 申立人（養父となるべき者） 甲 野 太 郎

住 所 上記申立人と同じ

申立人（養母となるべき者） 甲 野 花 子

本 籍 D県E市F町×丁目××番地×

住 所 申立人らと同じ

10 養子となるべき者 乙 野 一 郎

令和2年3月×日生

（以下「未成年者」という。）

本 籍 未成年者と同じ

住 所 D県E市F町×丁目××番×

15 養子となるべき者の母 乙 野 雪 子

（以下「実母」という。）

主 文

1 申立人らと未成年者との間における縁組について、特別養子適格があることを確認する。

20 2 手続費用は各自の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

主文第1項と同旨

第2 当裁判所の判断【注2】

25 1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

(1) 申立人らは、平成22年に婚姻した夫婦である。

(2) 実母は、令和2年3月×日、未婚のまま未成年者を出産したが、未成年者を養育することが経済的に困難であったことから、児童相談所に相談の上、未成年者を養子に出すことにした。

5 (3) 申立人らは、令和元年6月にA県から里親認定を受けたところ、令和2年4月、児童相談所から未成年者を紹介され、同年5月×日から、未成年者を養育している。

(4) 実母は、令和2年9月×日、当庁家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で当裁判所に本件特別養子縁組に同意する旨の書面を提出した。なお、
10 未成年者は実父から認知されていない。

2 上記認定事実によれば、本件において、民法817条の6の要件を満たし、また、実母による未成年者の監護が著しく困難であると認められるから、主文のとおり審判する。

令和2年12月××日

15 A家庭裁判所

裁 判 官 ○ ○ ○ ○

【注1】児童相談所長が第1段階の審判を申し立てる場合、その審判は、養親となるべき者が第1段階の審判を申し立てる場合と異なり、別表第1審判事件（別表第1第128の3）となり、事件名は「児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認申立事件」となる。

【注2】特別養子縁組の事案においては、養子となるべき子の出生の経緯等、デリケートな内容を扱うことから、本件のように、実親の同意を得た上で審判をする場合は、第1段階の確認の審判についても第2段階の成立の審判についても、理由については、手続を二
25 段階に分けた改正の趣旨も踏まえて、簡略な記載にとどめることも考えられる。もっと

も、実親の同意なく第1段階の確認の審判をする場合や、申立てを却下する場合においては、詳細に理由を示す必要がある。また、第1段階の審判の申立人が児童相談所長である場合も、児童虐待事案や実親が特別養子縁組に同意していない事案等であることが予想され、同様であろう。

【13-2 特別養子縁組申立事件・第2段階の審判】

令和2年（家）第△×号 特別養子縁組の成立申立事件

審 判

本 籍 A 県 B 市 C 町 × 丁目 × × 番地 ×

5 住 所 A 県 B 市 C 町 × 丁目 × × 番 ×

申立人（養父となるべき者） 甲 野 太 郎

本籍及び住所 上記申立人と同じ

申立人（養母となるべき者） 甲 野 花 子

本 籍 D 県 E 市 F 町 × 丁目 × × 番地 ×

10 住 所 申立人らと同じ

養子となるべき者 乙 野 一 郎

令和2年3月×日生

（以下「未成年者」という。）

主 文

15 1 未成年者を申立人らの特別養子とする。

2 手続費用は各自の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

主文第1項と同旨

20 第2 当裁判所の判断【注1, 2】

1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

(1) 申立人らは、昭和45年6月×日生（申立人甲野太郎）及び昭和55年2月×日生（申立人甲野花子）で、平成22年に婚姻した夫婦である。

25 (2) 申立人らは、申立人甲野太郎所有の一戸建てで、申立人甲野太郎が会社に勤務して得た給与収入で安定した生活を送っている。

(3) 申立人らは、令和元年6月にA県から里親認定を受けたところ、令和2年4月、児童相談所から同年3月×日に出生した未成年者を紹介され、同年5月×日から、未成年者を養育している。

5 (4) 申立人らは、令和2年5月×日、本件申立てと同時に特別養子適格の確認の申立てをした（当庁令和2年（家口）第△×号）。

(5) 申立人らの養親としての適格性や令和2年5月以降の未成年者の監護状況に問題はなく、未成年者との関係も良好で、養親子としての適合性もある。

2 上記認定事実によれば、本件において、民法817条の3ないし5の各要件を満たし、また、特別養子縁組を成立させることが子の利益のために特に必要
10 があるものと認められるから、家事事件手続法164条11項により、未成年者についての特別養子適格の確認の審判と同時に、主文のとおり審判する。

令和2年12月××日

A家庭裁判所

裁 判 官 ○ ○ ○ ○

15

【注1】養親となる者が第1段階の審判と第2段階の審判を同時申立てし、家事事件手続法164条11項により、同時審判された場合の記載例となる。なお、第1段階の審判が先行した場合の記載例は、次のとおりである。

20 (1)から(3) 略

(4) 申立人らの養親としての適格性や令和2年5月以降の未成年者の監護状況に問題はなく、未成年者との関係も良好で、養親子としての適合性もある。

(5) 当裁判所は、申立人らの申立てにより、未成年者につき、令和2年11月××日、特別養子適格の確認の審判（当庁令和2年（家口）第△×号）をし、同審判
25 は、同年12月×日確定した。

2 上記認定事実によれば、未成年者は、申立人らの申立てによる特別養子適格の確認

の審判を受けた者であり、本件において、民法817条の3ないし5の各要件を満たし、また、特別養子縁組を成立させることが子の利益のために特に必要があるものと認められるから、主文のとおり審判する。

【注2】第1段階の審判が児童相談所長の申立てによる場合は、同審判が第2段階の申立ての日の6か月前の日以後に確定したことを認定する必要がある。

1 **【14-1 親権喪失申立事件 認容した事例】**

2 平成27年(家)第××号 親権喪失審判申立事件

3 審 判

4 住所 A県B市C町××番地

5 申 立 人 甲 野 秋 子

6 本籍 D県E市F町××番地

7 住所 D県E市G町×丁目×番×号

8 親 権 者 養 母 乙 山 冬 美

9 本籍 親権者養母に同じ

10 住所 申立人に同じ

11 未 成 年 者 乙 山 夏 子

12 平成11年12月1×日生

13 主 文

14 1 親権者養母乙山冬美の未成年者に対する親権を喪失させる。

15 2 手続費用は申立人の負担とする。

16 理 由

17 第1 申立ての趣旨

18 主文同旨

19 第2 当裁判所の判断

20 1 本件記録によると、次の事実が認められる。

21 (1) 申立人と乙山太郎(以下「太郎」という。)は、平成8年○月×日婚姻し、
22 長女である未成年者(平成11年12月×日生)及び二女である乙山春子(平
23 成○年×月▽日生。以下「春子」といい、未成年者と春子を「子ら」という。)
24 をもうけたが、平成16年○月×日、子らの親権者を申立人と定めて協議離
25 婚した。

26 (2) その後、太郎は、子らを申立人の下から連れ出し大阪へ行った上、申立人

1 に対して親権者変更の調停を申し立て、平成18年4月×日、未成年者らの
2 親権者を申立人から太郎に変更するとの調停が成立し、子らは、以後、太郎
3 及びその再婚相手と同居して生活することになった。

4 (3) しかしながら、子らと太郎の再婚相手の折り合いは良くなく、同人は、未
5 成年者を一日中飲まず食わずで正座させたり、ガラスのコップを体の近くに
6 投げつけたりするなどの暴力を振るった。

7 (4) このため、子らは、太郎方から逃げ出し、太郎の実母である親権者養母（以
8 下「冬美」という。）方へ逃げ込み、以後、未成年者は、冬美及びその内縁
9 の夫と同居生活を送るようになったが、春子は、児童養護施設に入所した。
10 冬美は、平成19年10月×日、未成年者と、平成20年2月○日、春子と、
11 それぞれ太郎の代諾により養子縁組をした。

12 (5)ア 冬美は、未成年者が小学4年生に進級したころ、春子を児童養護施設か
13 ら引き取り、以後は4人で生活するようになった。しかし、冬美は、この
14 ころ、子らが申立人方を訪問した際、未成年者が申立人と同居したいと述
15 べたことをきっかけに、子らに対する親愛の情が薄れ、子らに対し、A県
16 に戻っても申立人に捨てられるだけだなどと言い含めるようになった。そ
17 して、冬美と未成年者との人間関係はその後悪化する一方であり、冬美
18 は、未成年者が小学6年に進級したころから、頻繁に未成年者に対し、「親
19 に捨てられた子だ、A県の母親のところに帰れ、お前らが居なかったら楽
20 だ。」などと言うようになった。

21 イ 冬美は、未成年者が中学校に進学したころから、未成年者を春子から遠
22 ざげ、口論となった翌日は未成年者の弁当を作らないなどした。冬美は、
23 平成26年の春ころからは、未成年者が口答えをすると、月3回くらい、
24 未成年者の喉元に包丁を突きつけたりした。冬美は、未成年者が高校を受
25 験するに当たり、高校に行かずにキャバクラに行って稼いで、冬美や内縁
26 の夫の生活を楽にしろと言ったこともあった。

1 ウ 冬美は、子らが平成27年春に申立人方を訪問した際、子らに対し、申
2 立人から20万円を貰ってこいなどと命ずるなどし、子らが帰宅してくる
3 と、子らに対し、A県に戻っても申立人の再婚相手の子の面倒を見させら
4 れるだけだなどと言い含めた。また、冬美は、同年初夏ころ、未成年者の
5 新しい浴衣を見つけた際、援助交際をして入手したかのように決めつける
6 発言をした。冬美の内縁の夫は、未成年者に対ししばしば暴力をふるった
7 こともあったが、冬美がこれを止めることはなかった。

8 (6) 未成年者は、平成27年7月中旬ころ、上記のような冬美の態度に耐えか
9 ねて家出をしたが、心配した申立人から警察署に捜索願が出されたことを知
10 ったことから、警察署に出向いた。未成年者は、警察署で、冬美からこれま
11 で包丁を突きつけられたことがあったなどと述べ、冬美宅には戻りたくない
12 と述べた。冬美もまた警察官立会いの席上で、申立人や子らに対し、未成年
13 者に包丁を向けたことがあったことを認める趣旨を述べた。

14 (7) 未成年者は、平成27年7月中旬以降、申立人の下で、申立人の再婚相手
15 や異父きょうだいとともに生活していて、今後も申立人らと生活していくこ
16 とを望んでいる。

17 なお、春子は、当初、未成年者とともに申立人の下へ行く意向を示してい
18 たところ、直前になって取り止めたが、申立人及び未成年者は、将来的に春
19 子との同居も望んでいる。

20 (8) 冬美は、本件審問期日に出頭しない。

21 冬美は、本件審問期日出頭の呼出を受けた後、当裁判所に対し、当初、親
22 権者は太郎である旨を述べており、親権者であることについての自覚に乏し
23 かった上、その後、未成年者の親権はいつでも渡す旨述べるに至っている。

24 2(1) 前記1で認定した事実によると、冬美は、未成年者が小学校高学年に進級
25 したころから、頻繁に暴言を吐くようになり、未成年者が中学に進学すると、
26 口論した翌日などにはわざと未成年者の弁当を作らないといった態度に出

1 て、さらに、昨年の春ころからは、月3回程度その喉元に包丁を突き付ける
2 ようになり、本年に入ってから未成年者を通じて、申立人に金銭の支払を
3 迫るようになったというのであり、これら諸事情に照らすと、冬美による親
4 権行使の態様は著しく不適當で、未成年者の利益を著しく害していることは
5 明らかである。

6 (2) そして、前記1で認定した事実によると、冬美は、呼び出しを受けたにも
7 かかわらず本件審問期日にすら出頭しなかったばかりか、その後、未成年者
8 の親権をいつでも渡すとの意向を示すに至っているというのであり、もはや、
9 未成年者に対する親権行使への意欲、関心を完全に失っている状態にあると
10 というほかなく、上記(1)で指摘した冬美の親権行使の態様上の諸問題が、今後
11 2年以内に解消する見込みはない。

12 (3) 以上のほか、本件記録に現れた一切の事情を考慮すると、民法834条に
13 基づき、冬美の未成年者に対する親権を喪失させるのが相当である。

14 3 よって、主文のとおり審判する。

15 平成27年12月×日

16 A家庭裁判所

17 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

18

19

1 【14-2 親権停止申立事件 認容した事例】

2 平成28年(家)第××××号, 同第××××号 親権停止審判事件

3 審 判

4 住所 H県I市J町×丁目×番×号

5 申 立 人 H県I児童相談所長

6 △ △ △ △

7 同手続代理人弁護士 □ □ □ □

8 本籍 H県I市K町×番地

9 住所 H県I市K町×丁目×番×号

10 親 権 者 父 丁 谷 一 郎

11 本籍 親権者父と同じ

12 住所 H県I市K町×丁目×番×号

13 未 成 年 者 丁 谷 二 郎

14 平成11年9月×日生

15 本籍 親権者父と同じ

16 住所 H県I市K町×丁目×番×号

17 未 成 年 者 丁 谷 花 子

18 平成14年11月×日生

19 主 文

20 1 親権者の未成年者丁谷二郎及び未成年者丁谷花子に対する親権を本
21 審判確定の日からいずれも2年間停止する。【注1】【注2】

22 2 手続費用は申立人の負担とする。

23 理 由

24 1 申立ての趣旨

25 親権者の未成年者丁谷二郎及び未成年者丁谷花子に対する親権をいずれも

1 本審判確定の翌日から2年間停止する。

2 2 当裁判所の判断

3 (1) 本件記録によれば、次の事実が認められる。

4 ア 親権者父（昭和43年8月×日生、以下「親権者」という。）は、平成
5 6年4月×日に丁谷▽子（以下「実母」という。）と婚姻し、平成8年8
6 月×日に長男である太郎（以下「長男」という。）、平成11年9月×日
7 に二男である未成年者丁谷二郎（以下「二男」という。）を、平成14年
8 11月×日に長女である未成年者丁谷花子（以下「長女」といい、二男と
9 併せて「未成年者ら」という。）をもうけた。

10 イ 実母は、平成21年11月×日、死亡した。

11 ウ 親権者は、平成23年9月×日、再婚相手と婚姻し、平成26年5月×
12 日に一度離婚するも、同年7月×日、同再婚相手と再び婚姻した。再婚相
13 手と未成年者らは養子縁組していない。

14 エ 平成27年4月ころ、親権者と再婚相手は別居し、長男は、H県I市内
15 の勤務先の寮で生活するようになった。

16 このころから、親権者はよく飲酒するようになり、未成年者らが食事の
17 用意やその他の家事を行うようになった。親権者は、同年5、6月ころに
18 は、酒を買いに行くことを二男に止められて言い合いになったり、飲酒し
19 ていらいらした状態で、長女に手を挙げたりしたこともあった。

20 オ 親権者は、平成27年6月、当時の会社の上司に連れられてK医療セン
21 ターに行き、担当医師から、アルコール依存症、アルコールせん妄と診断
22 され、その治療のため、同年9月×日まで入院した。

23 この間、主に未成年者らの父方祖父母（親権者の父母）が、未成年者ら
24 を監護養育していた。

25 カ 親権者は、平成27年9月×日、再婚相手との離婚調停期日後、飲酒し、
26 再婚相手に暴力をふるい、逮捕、勾留された。その後、親権者は、L病院

1 アルコール専門病棟に入院したが、飲酒を繰り返したため、同年11月×
2 日強制的に退院させられた。

3 キ 親権者は、平成27年11月×日、自宅において飲酒し、親権者の父(以
4 下「祖父」という。)に暴力をふるい、逮捕、勾留された。

5 親権者は、再婚相手及び祖父に対する暴行罪で起訴され、平成28年1
6 月×日、同罪について罰金刑を受け、同日釈放された。

7 ク 親権者は、平成28年1月1×日、長女と飲食後、停車していたパトカー
8 を蹴るなどして、器物損壊及び公務執行妨害罪で逮捕、勾留された。親
9 権者は、同罪で起訴され、平成28年4月×日、執行猶予付きの判決を受
10 け、釈放された。

11 ケ 親権者は、上記オの入院後、休職中であったが、平成28年3月に退職
12 した。

13 コ H県I児童相談所(以下「児童相談所」という。)は、平成28年3月
14 1×日、親権者と面接したが、親権者は、未成年者らの施設入所に同意し
15 なかった。児童相談所は、同月2×日、未成年者らを一時保護した。

16 サ 児童相談所において実施された心理診断所見では、二男につき、親権者
17 のせいで自分の生活が振り回されたことにより、精神的エネルギーが低下
18 し、気分が落ち込んでおり、二男のためには、まずは自分の生活が脅かさ
19 れない環境で生活し、安心・安全を保障し、エネルギーの回復を図ること
20 が不可欠である旨指摘されている。また、長女については、家庭生活のス
21 トレスが長女の不安定感、気分の落ち込みなどの軽度の精神症状として表
22 れており、安全・安心できる環境の中で、情緒面のケアが必要になると指
23 摘されている。

24 シ 未成年者らは、親権者の親権停止について、当庁家庭裁判所調査官に対
25 し、生活の安全を脅かす親権者の状況からすれば施設入所は仕方がなく、
26 支障なく施設生活を送るためには、施設入所、医療契約等について、父の

1 同意が不要であるほうがよい旨述べ、親権を停止することでよいとの意向
2 を示した。未成年者らは、親権者が飲酒をやめ、立ち直ることを期待して
3 いるものの、現時点ではいずれも親権者と同居する意向は有していない。

4 なお、未成年者らは、まだ施設になじめない部分も見受けられるものの、
5 それぞれ前向きに生活している。

6 ス 親権者は、本件第1回期日において、親権停止については、自分でちゃ
7 んと育てたいのでやめてほしいと思っていることなどを陳述した。

8 (2) 検討

9 上記認定事実によれば、親権者は、平成27年6月以降、アルコール依存
10 症で長期間入院しただけでなく、飲酒後の暴力、器物損壊行為、公務執行妨
11 害により4回も逮捕、勾留されるなど、飲酒による生活への影響が大きく、
12 それらは未成年者らの日常生活にも影響を与えてきたことが認められる。こ
13 のような親権者の現状では、未成年者らに対する適切な監護養育が期待でき
14 ず、今後も飲酒により、未成年者らの利益を害するおそれが高いと言わざる
15 を得ない。

16 これに対し、親権者は、酒をやめてやり直す旨陳述している。しかしなが
17 ら、親権者は、これまでも未成年者らに飲酒しないことを約束し、刑事裁判
18 において飲酒しないことを何度も約束していると思われるものの、飲酒をし
19 た上での犯罪を繰り返していること、アルコール依存症の治療のため入院し
20 たのに、飲酒したことが原因で強制退院となっていることからすれば、いま
21 だアルコール依存症と真摯に向き合っていない状況で、自ら積極的な治療の
22 意志も見受けられない。また、仮に親権者がアルコール依存症の治療意志を
23 もったとしても、治療、回復には一定程度の期間を要する。

24 したがって、親権者による親権の行使が困難又は不適當であることにより
25 子の利益を害する場合に当たり、親権者の親権を停止する必要がある。そし
26 て、前記のとおり、親権者の治療には相当期間を要すること、未成年者らの

1 意向などを考慮すれば、親権停止の期間はいずれも2年間と定めるのが相当
2 である。

3 3 よって、主文のとおり審判する。

4 平成28年6月×日

5 H家庭裁判所I支部

6 裁判官 ○ ○ ○ ○

7 【注1】未成年者が成人に達するまでの間停止する場合には、「…に対する親権を本審
8 判確定の日から平成××年×月×日まで停止する。」とする例が多い。なお、満年齢に
9 達する日につき、年齢に関する法律及び最高裁判所昭和53年（オ）第647号同54
10 年4月19日第一小法廷決定・判例タイムズ384号81頁参照。

11 【注2】前件審判における親権停止期間の満了日の翌日から停止する場合には、「…に
12 対する親権を平成××年×月×日から○年間（あるいは△月間）停止する。」とする例
13 が多い。

14

15

1 【14-3 審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者の選任）
2 を認めた事例】

3 平成27年（家口）第××号 審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び職務
4 代行者の選任）申立事件

5 （本案 平成27年（家）第×××号）

	審	判
6		
7 住所	A県B市M町××番地	
8 申立人	A県B児童相談所長	
9 同手続代理人弁護士	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 本籍	A県B市N町××番地	
11 住所	A県B市O町×丁目×番×号	
12 親権者父	戊	林 吾 郎
13 本籍	A県B市N町××番地	
14 住所	A県B市O町×丁目×番×号	
15 親権者母	戊	林 春 美
16 本籍	親権者らに同じ	
17 住所	申立人に同じ	
18 未成年者	戊	林 桜 子
19		平成22年5月×日生

20 主 文

21 1 上記本案審判申立事件の審判が効力を生ずるまでの間、未成年者に対す
22 る親権者らの職務を停止し、申立人をその職務代行者に選任する。【注1】

23 2 手続費用は申立人の負担とする。

24 理 由 の 要 旨

25 第1 申立ての趣旨【注2】

1 主文同旨

2 第2 当裁判所の判断

3 1 本件記録によると、次の事実が一応認められる。

4 (1) 未成年者は、平成22年5月×日、親権者らの長女として出生したが、
5 出生直後から〇〇〇疾患との診断を受けた。

6 (2) 当該疾患については、×歳前後で手術を施行するのが一般的であるが、
7 親権者らは、西洋医学に対する不信等を訴え、出生後しばらくの間、担当
8 医師の指示があつたにもかかわらず、未成年者を受診させず、その後、担
9 当医師や保健師の再三の説得により未成年者を病院に連れて行くようにな
10 ったものの、いわゆる民間療法を継続すれば治るなどとして手術や検査
11 の実施を拒み続けていた。

12 (3) そうしたところ、平成27年×月×日、未成年者は、外出先で病状が悪
13 化したため、M病院に救急搬送され、そのまま入院した。

14 (4) 現在の未成年者の病状は重篤であつて、これを放置すると各種の合併症
15 が発症し、生命の危険も生じる可能性があり、可及的早期に〇〇〇術を行
16 う必要がある。他方、当該手術による死亡の危険性は×%未満、合併症
17 の危険性は△%未満にとどまる。

18 (5) 申立人は、平成27年10月×日、本案の審判を申し立てるとともに、
19 本件保全処分を申し立てた。

20 (6) 親権者らは、本件手続において、今後もいわゆる民間療法を継続して行
21 えば治癒する旨の書面を提出し、第1回期日には出頭しなかった。

22 2 前記1で認定したとおり、未成年者の身体・生命の安全を得るためには可
23 及的速やかに手術をする必要があるにもかかわらず、親権者らは効果不明な
24 いわゆる民間療法を継続して行えば治癒するとして手術に同意しないので
25 あるから、親権者らによる親権の行使が不相当であることにより未成年者の
26 利益を害するというべきである。

1 また、現在の未成年者の病状は重篤であって、可及的早期に〇〇〇術を行
2 う必要性があるのであるから、保全の必要性も認められる。

3 そうすると、本案の審判確定までの間、親権者らの職務の執行を停止させ、
4 かつ、その職務代行者として申立人を選任するのが相当である。

5 3 よって、本件保全処分 of 申立てを認容することとし、主文のとおり審判す
6 る。

7 平成 2 7 年 1 1 月×日

8 A 家庭裁判所

9 裁 判 官 〇 〇 〇 〇

10 【注 1】親権停止の審判の効果は確定しなければ生じないことから、親権停止審判の申
11 立てと同時に、職務執行停止及び職務代行者選任の保全処分が申し立てられることが少
12 なくない。なお、児童が一時保護されている場合に親権者の親権が停止されると、児童
13 相談所長が親権を行使することになるから、この場合には、職務代行者選任の保全処分
14 の申立てを要しないと考えられる。職務代行者を選任していない場合、審判の告知及び
15 その効力発生時期に注意を要する（家事法 1 7 4 条 1 項）。

16 【注 2】医療ネグレクト事案における保全処分につき、吉田彩「医療ネグレクト事案に
17 おける親権者の職務執行停止・職務代行者選任の保全処分に関する裁判例の分析」家庭
18 裁判月報 6 0 卷 7 号 1 頁参照。

1 【15-1 児童福祉法28条1項 認容した事例】

2 平成27年(家)第××号 児童福祉法28条1項申立事件

3 審 判

4 住所 A県B市C町××番地

5 申 立 人 A県B児童相談所長

6 △ △ △ △

7 同手続代理人弁護士 □ □ □ □

8 本籍 A県B市D町×丁目×番×号

9 住所 A県B市E町×丁目×番×号

10 児 童 甲 野 太 郎

11 平成16年6月×日生

12 本籍及び住所 児童に同じ

13 保護者親権者母 甲 野 花 子

14 主 文

15 1 申立人が児童を児童養護施設に入所させることを承認する。

16 2 手続費用は申立人の負担とする。

17 理 由

18 第1 申立ての趣旨

19 主文第1項同旨

20 第2 当裁判所の判断

21 1 本件記録によると、次の事実が認められる。

22 (1) 児童の保護者である親権者母(昭和43年8月生。以下「母」という。)は、
23 平成元年ころ、精神科で診察を受けたことがあり、平成3年ころには、睡眠薬
24 を大量摂取して自殺を図ったこともあった。

25 (2) 母は、平成16年6月、児童を出産し、以降、同人を養育していたが、平成

1 21年ころから継続的に精神科に通院するようになった。

2 母は、平成26年9月ころ、リストカットをして自殺を図り、救急搬送され、
3 同年10月末ころには、市の子育て支援課に対して母の体調が悪いときに児
4 童を預かって欲しいと相談するようになった。

5 (3) 平成27年1月×日に母の父方祖母(児童の母方曾祖母)が死去し、これを
6 きっかけに、母・児童とも精神的に不安定となり、同年2月には、母自身のう
7 つ状態が悪化し、児童の食事の支度も困難な状態になった。そのため、母は、
8 児童の一時保護を求め、これをきっかけに、A児童相談所において、約1週間、
9 児童につき、児童養護施設に一時保護委託した。

10 この間も、母は、4、5日分の薬を服用したこともあったが、同月末ころに
11 は、回復の兆しも見え、また、母自身が児童の引き取りを希望したことから、
12 上記一時保護委託は解除された。

13 ところが、母は、平成27年6月中旬、うつ病で通院していた心療内科クリ
14 ニックから処方された薬を大量服用し、救急搬送されるに至り、以降、母は、
15 ほぼ毎日のように飲酒して、月2回程度の割合で家の中で暴れ、児童に物を投
16 げたり、出て行けなどと言って、児童を戸外に閉め出したりするようになり、
17 母の精神状態が落ち着くまで、児童から連絡を受けた母の知人が世話をする
18 といったことが繰り返されるようになった。

19 (4) 母は、平成27年9月×日ころから、精神状態が悪化し、飲酒して家の中で
20 暴れた上、児童を戸外に閉め出し、児童は母の知人宅で世話になることを余儀
21 なくされたことから、児童自身、施設入所を考えるようになり、同月1×日、
22 市子育て支援課に母の知人と共に訪れてその旨相談した。そして、同日、児童
23 が、入所のため着替え等を取りに自宅へ戻り、鍵がかかっていたため家
24 の中に入ろうとしたところ、母は、児童に対し、包丁を手にして、入るな、ど
25 こにでも行けなどと言った。

26 同日、児童につき、児童養護施設への一時保護委託がされた。

1 (5) 母は、児童が一時保護委託された後も、薬の大量服用に及び、アルコール摂
2 取を断つこともできず、また、児童の引き取りを要求して児童が通学する小学
3 校を訪問して大声を出したこともあった。

4 (6) 母は、現在、児童を児童養護施設に入所させることに反対している。

5 2(1) 前記1で認定した事実によると、母は、児童の出生後一人で同人を養育監護
6 してきたが、これまで複数回に渡り自殺を図ったり、うつ状態が悪化した際
7 には児童の身の回りの世話が困難になったことがあったりしたばかりか、平成
8 27年半ばからは毎日のように飲酒しては家の中で暴れたり、月2回程度の
9 割合で飲酒の末児童を戸外に閉め出すようになっていたりした上、同年9月には、
10 帰宅した児童に対し、包丁を向けるに至り、また、この頃には、児童自身、施
11 設入所を考えるようになっていたというのである。そうすると、児童が、心身
12 とも不安定な環境で生活を余儀なくされていたことは明らかであるのみなら
13 ず、身体・生命の危険に曝される事態も生じるに至ったのであるから、もはや、
14 母に児童を監護させることは、著しく児童の福祉を害するものといわざるを
15 得ない。

16 (2) 前記1(6)のとおり、母は、児童を児童養護施設に入所させることに反対して
17 いるが、前記1(5)によれば、母の精神状態は、現在のところ、不安定なまま回
18 復の目途が立っていないといわざるを得ない。

19 (3) 以上によると、本件においては、児童の福祉のためには、児童福祉法28条
20 1項1号、27条1項3号に基づき、児童を児童養護施設に入所させて安定的
21 な生活環境を与えることが必要であるというべきである。

22 3 よって、本件申立ては理由があるから、主文のとおり審判する。

23 平成27年12月×日

24 A家庭裁判所

25 裁判官 ○ ○ ○ ○

26

1 【15-2 児童福祉法28条2項 認容した事例】

2 平成27年(家)第××号 児童福祉法28条2項申立事件

3 審 判

4 住所 A市B町××番地

5 申 立 人 A 児 童 相 談 所 長

6 △ △ △ △

7 本籍 A市C町×丁目×番

8 住所 A市D町×丁目×番×号

9 児 童 丙 川 春 男

10 平成17年10月×日生

11 本籍 A市C町×丁目×番

12 住所 A市D町×丁目×番×号

13 保 護 者 親 権 者 母 丙 川 秋 子

14 主 文

15 1 申立人が児童に対する障害児入所施設入所措置の期間を平成27年8
16 月×日から更新することを承認する。

17 2 手続費用は申立人の負担とする。

18 理 由

19 第1 申立ての趣旨

20 主文1項同旨

21 第2 当裁判所の判断

22 1 本件記録によると、次の事実が認められる。

23 (1) 児童は、児童の親権者母(以下「保護者」という。)とその亡夫(以下「父」
24 という。)との間の長男として出生したが、父は、腎疾患に伴うステロイド使
25 用により薬剤性気分障害を併発し、平成24年8月×日ころ、自死した。

1 (2) 保護者は、平成17年に父と婚姻する以前から、外出困難等を訴えて精神科
2 で通院し、投薬治療を受けるなどしていたが、婚姻後、父が上記薬剤性気分障
3 害を発症したことにより同人から暴力を受けるようになり、父が自死する直
4 前には、シェルターに避難する事態に至っていた。保護者は、上記避難中に、
5 父の自死を発見し、以降、その情動が極端に不穏となり、父からの暴力被害と
6 父の自死場面目撃の双方によりトラウマ性反応が混在して生ずるようになっ
7 た。

8 一方、児童は、知的障害（軽度精神遅滞域）があることから、就学時には、
9 支援学校に進学した。

10 (3) 保護者は、平成25年3月×日、父死亡後から受給するようになった生活保
11 護費が父の遺族年金受領により受給停止となったことを機に、大量の睡眠薬
12 摂取により児童との無理心中未遂を引き起こした。そのため、児童は、その後、
13 一時保護所に一時保護され、同月1×日には、障害児入所施設に一時保護委託
14 された。この間、保護者は、同月×日に緊急措置入院先から退院した後、今度
15 は単身、感電による自殺を図った。

16 (4) 平成25年7月1×日、申立人が児童（当時小学校2年生）について申し立
17 てた児童福祉施設入所措置等の承認申立事件（当庁平成25年（家）第××号
18 事件）において、児童を障害児入所施設に入所させることを承認する旨の審判
19 がなされ、同審判は同年8月×日、確定した。

20 そこで、申立人は、同月×日、同審判に基づき、児童を障害児入所施設（以
21 下「本件施設」という。）に入所させる措置（以下「本件入所措置」という。）
22 をとった。

23 (5) 保護者は、本件入所措置後、申立人に対し、その所在を明らかにしようと
24 ないばかりか、児童の一時保護から本件入所措置に至る経緯について苦情や
25 謝罪要求を繰り返し、更には、児童は要らないから保護者に返さなくてよいな
26 どと述べたこともあり、本件審判手続においても、同様の趣旨の陳述書を提出

1 した。

2 (6) 児童は、本件入所措置後、本件施設で規則正しい生活を送り、同施設から小
3 学校の特別支援学級に通学し、学校から出される課題に真面目に取り組んで
4 いる。児童は、身辺整理の自立度やコミュニケーション能力が高く、本件施設
5 において元気に生活しているが、一方で、自分の物や場所にこだわり、他児、
6 とりわけ重度障害児への思いやりが少ないといった面が見受けられ、この点
7 に関しては、自分が大切にされる体験を積み重ねていくことで、他者も同じよ
8 うに大切にされるべき存在であることを経験的に学んでいくことが課題とさ
9 れている。

10 児童は、家庭裁判所調査官に対し、今後の生活について具体的な希望はない
11 趣旨の発言をしている。

12 2 前記認定事実によれば、児童は、本件入所措置後、本件施設において安定した
13 生活を送っていること、他方、保護者は、本件入所措置後、申立人に対し、その
14 所在を明らかにせず、苦情や謝罪要求を繰り返しており、申立人の指導措置は進
15 んでいないことが認められ、その他一切の事情を考慮すると、現状においては、
16 本件施設において安定した生活を継続することが児童の福祉のために必要であ
17 り、本件入所措置を継続しなければ、著しく児童の福祉を害するおそれがある
18 というべきである。したがって、入所措置の期間を更新するのが相当である。

19 3 よって、主文のとおり審判する。

20 平成27年8月×日

21 A家庭裁判所

22 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

23

24

1 **【16-1-1 後見開始の審判申立事件 基本型（親族後見人，鑑定実施）】**

2 平成28年（家）第××号 後見開始の審判申立事件

3 **審 判**

4 住所 A県B市C町△丁目○番×号

5 申 立 人 甲 野 太 郎

6 本籍 D県E市F町×丁目×番地

7 住所 G県H市I町×丁目番○号×一××

8 本 人 乙 山 花 子

9 昭和2年10月×日生

10

11 本件について，当裁判所は，その申立てを相当と認め，次のとおり審判する。

12 主 文

13 1 本人について後見を開始する。

14 2 本人の成年後見人として，申立人を選任する。

15 3 手続費用のうち，申立手数料，後見登記手数料，送達・送付費用及び鑑定費用
16 は本人の負担とし，その余は申立人の負担とする。

17 平成29年1月×日

18 H家庭裁判所

19 裁 判 官 △ △ △ △

20

1 【16-1-2 後見開始の審判申立事件 (監督人選任)】

2 平成28年(家)第××号 後見開始の審判申立事件

3 平成28年(家)第△△号 成年後見監督人選任事件(職権)

4 審 判

5 住所 A県B市C町△丁目○番×号

6 申 立 人 甲 野 太 郎

7 本籍 D県E市F町×丁目×番地

8 住所 G県H市I町×丁目番○号×一××

9 本 人 乙 山 花 子

10 昭和46年7月×日生

11 本件について、当裁判所は、その申立てを相当と認め、次のとおり審判する。

12 主 文

13 1 本人について後見を開始する。

14 2 本人の成年後見人として申立人を選任する。

15 3 本人の成年後見監督人として次の者を選任する。

16 住所 P県I市○町×丁目×番×号

17 氏名 丙 川 三 郎

18 4 手続費用のうち、申立手数料、後見登記手数料及び送達・送付費用は本人の負

19 担とし、その余は申立人の負担とする。

20 平成29年1月×日

21 H家庭裁判所

22 裁 判 官 × × × ×

1 【16-1-3 後見開始の審判申立事件 (複数後見人・権限分掌あり)】

2 <略>

3 主 文

4 1 本人について後見を開始する。

5 2 本人の成年後見人として申立人及び次の者をそれぞれ選任する。

6 住所 T県U市Y町×丁目×番×号

7 氏名 甲 森 次 郎

8 3 成年後見人らは、別紙のとおり事務を分掌してその権限を行使しなければなら
9 ない。

10 4 手続費用のうち、申立手数料、後見登記手数料及び送達・送付費用は本人の負
11 担とし、その余は申立人の負担とする。

12 <略>

13

14 (別紙)

15 事務分掌目録

16 1 成年後見人【申立人名】は、本人の身上監護の事務を分掌する。

17 2 成年後見人甲森次郎は、本人の財産管理及び身上監護の事務を分掌する。

18 以上

19

20

1 【16-1-4 後見開始の審判申立事件 保佐からのバージョンアップ】

2 平成28年(家)第××号 後見開始の審判申立事件

3 審 判

4 住所 A県B市C町×丁目×番×号

5 申立人(保佐人) 甲 野 太 郎

6 本籍 D県E市F町×丁目×番地

7 住所 G県H市I町×丁目番×号×一××

8 本人(被保佐人) 乙 山 花 子

9 昭和2年10月×日生

10

11 本件について、当裁判所は、その申立てを相当と認め、次のとおり審判する。

12 主 文

13 1 本人(被保佐人)について後見を開始する。

14 2 本人(被保佐人)の成年後見人として申立人(保佐人)を選任する。

15 3 当裁判所が、平成14年3月2×日に本人(被保佐人)に対してした保佐開始
16 の審判(平成13年(家)第△△号)を取り消す。

17 4 手続費用のうち、申立手数料、後見登記手数料及び送達・送付費用は本人(被
18 保佐人)の負担とし、その余は申立人(保佐人)の負担とする。

19 平成28年8月×日

20 H家庭裁判所

21 裁 判 官 × × × ×

22

23

1
2
3
4
5
6
7

平成27年12月×日

H家庭裁判所

裁判官 × × × ×

【注】より簡易な理由の記載例として、「本件について、当裁判所は、その申立てを本人の利益のため特に必要があると認め、次のとおり審判する。」

1 2 本件任意後見人が、平成27年6月1×日、当庁に任意後見監督人選任の申
2 立て（以下「本件任意後見監督人選任の申立て」という。）を行い、本人の任
3 意後見監督人としてA弁護士（以下「本件任意後見監督人」という。）が選任
4 されている。本件任意後見人が本件任意後見監督人選任申立ての際に提出した
5 平成27年6月×日付けの診断書には、所見欄に「認知機能低下も認め、意思
6 疎通は困難である」などと記載がされ、本人の判断能力につき後見相当である
7 との意見がなされている。

8 3 本人は、平成25年1月×日、本件任意後見人に対して、下記不動産を贈与
9 する旨の契約に署名をしている（以下、この贈与契約を「本件贈与契約」と
10 いう）。本件贈与契約の際、本件において本件任意後見人の手続代理人とな
11 っているB弁護士が説明をし、本人が署名等をしている様子がビデオ撮影さ
12 れている。

13 記

14 (略)

15 4 本件任意後見人は、本人名義の預金口座から平成26年5月×日に200
16 0万円、同月×日に2000万円、同年6月×日に3000万円の合計70
17 00万円を引出し、同年5月×日に引き出した2000万円については後日
18 本人名義の預金口座に返金したものの、残りの5000万円については、本
19 件任意後見人名義の預金口座に入金したままにし、本件任意後見監督人選任
20 の申立ての際の財産目録にもこの5000万円について預り金などの記載を
21 していなかった（以下この5000万円を「本件資金」といい、本件資金の
22 本件任意後見人口座への入金を「本件資金移動」という。）。なお、本件任
23 意後見人は、本件任意後見監督人の指摘を受けて、平成27年10月×日に
24 本件資金を本人名義の預金口座に入金している。

25 5 本人の二女である申立人が、平成27年8月×日、本件申立てをした。本

1 件申立ての際に提出された同年7月×日付け診断書（以下「本件診断書」と
2 いう。）には、所見欄に「平成19年都立C病院にて、進行する記憶力低下
3 に対して、アルツハイマー病と診断し、投薬が開始された。徐々に症状進行
4 し、現在ほぼコミュニケーションがとれない状態である。」などと記載され、
5 本人の判断能力につき後見相当であるとの意見がなされている。なお、本人
6 の三女であるDは本件申立てに同意している。

7 第2 当裁判所の判断 【注1】

8 1 本件診断書等によれば、本人が精神上的障害により事理を弁識する能力を欠
9 く常況にあることが認められる。

10 2 もっとも、本件においては、本人について任意後見契約が登記されており、
11 後見開始の審判をすることが「本人の利益のため特に必要がある」（任意後見
12 契約に関する法律10条1項）といえるかが問題となるので以下検討する。

13 (1) 本件任意後見契約の効力について

14 一件記録によれば、本件任意後見契約が締結された平成21年5月当時、
15 本人は少なくとも軽度の認知症の症状があったものと認められるものの、本
16 人が本件任意後見契約を締結するに足りる意思能力がなかったことをうかが
17 わせる事情までは認められず、本件任意後見契約が無効とは認められない。

18 (2) 本件任意後見人の適格性等について

19 申立人は、本件任意後見人が本人を頻繁に転院させていることや、その入
20 院費が高額であることなどを問題にしているが、本件任意後見監督人の意見
21 書等によれば、本人の財産状況からすればその入院費を支出することは十分
22 に可能であり、病院での医療・看護体制も含む本人の身上監護の状況に特段
23 の問題は見受けられない。

24 しかしながら、以下詳述するとおり、本件任意後見人には本人の財産管理
25 において不適切な行為があったと認められる。

1 ア 本件贈与契約について

2 本件贈与契約締結がなされた平成25年1月当時、本人が後見相当であ
3 ったか否かはともかく、その判断能力が一定程度低下していたと認められ
4 るところ（なお、本件贈与契約締結の際の様子がビデオ撮影されていると
5 ころ、この事実自体から、本人の判断能力等が将来問題になることを予想
6 していたとも思われ、本人の判断能力に疑念を抱かせる事情の一つともい
7 える。）、既に本件任意後見契約を締結していた本件任意後見人としては、
8 本人と利益相反関係となるような本件贈与契約を締結するに際しては、本
9 件任意後見契約を発効させ、任意後見監督人に本人を代表させるなどして
10 契約を締結するのが適切であったといえ、その行為は不適切であったとい
11 わざるを得ない。

12 イ 本件資金移動等について

13 本件任意後見人は、本件資金移動はアパートの修繕等が発生した場合
14 等に備え、本人が入院中で銀行に行けない際に本件任意後見人が銀行で現
15 金をおろせるようにすること及び本人が亡くなった際に葬儀費用等を速や
16 かにおろせるようにすることを目的として、本人から預かった2000万
17 円及び3000万円をそれぞれ専用の口座を開設して管理していた旨主張
18 する。

19 しかしながら、上記目的からすれば本件資金は高額にすぎ、その根拠
20 として不十分であり、その目的・意図について疑念が残るものである。そ
21 もそも、本件資金移動がなされた平成26年5月から同年6月ころにおい
22 て、本人が後見相当であったか否かはともかく、その判断能力が一定程度
23 低下していたと認められるから、5000万円もの多額の現金を本件任意
24 後見人名義の口座に移動させるに際しては、本件任意後見契約を発効させ、
25 任意後見監督人の監督のもとで行うべきであったといえる。

1 【16-1-7 後見開始の審判申立事件 却下例】

2 平成26年(家)第〇〇号 後見開始の審判申立事件

3 審 判

4 住所 A県B市C町×丁目×番×号

5 申 立 人 甲 野 太 郎

6 本籍 D県E市F町×丁目×番地

7 住所 G県H市I町×丁目番×号×一××

8 本 人 乙 山 花 子

9 昭和2年10月×日生

10 主 文

- 11 1 本件申立てを却下する。
12 2 手続費用は申立人の負担とする。

13 理 由

14 第1 申立ての趣旨

15 本人について後見を開始する。

16 第2 当裁判所の判断

- 17 1 当裁判所の鑑定の結果を含む一件記録によれば、鑑定医による診察時に
18 は、本人の記憶力及び見当識に相応の問題はみられたものの、意思疎通は可
19 能であって、理解・判断力にも大きな問題はみられず、長谷川式簡易知能評
20 価スケール（HDS-R検査）の結果は20点であったこと、鑑定医はかか
21 る診察結果等を踏まえ、本人が自己の財産を管理、処分するには常に援助が
22 必要である（保佐相当）との鑑定意見を述べたこと、本人は自宅で独居して
23 おり、ヘルパーの援助があれば、身の回りのことも自ら判断できる状態にあ
24 ることが認められる。

1 **【16-2 保佐開始の審判申立事件 開始するも代理権付与は同意なく却下】**

2 平成27年(家)第××号 保佐開始の審判申立事件

3 平成27年(家)第〇〇号 代理権付与申立事件

4 審 判

5 住 所 A県B市C町×丁目×番地×

6 申 立 人 甲 野 太 郎

7 本 籍 W県X市Y町×丁目×番地

8 住 所 S県T市U町×丁目×番×号

9 本 人 乙 野 花 子

10 昭和7年5月×日生

11 主 文

12 1 本人について保佐を開始する。

13 2 本人の保佐人として申立人を選任する。

14 3 本人のために代理権を付与する審判の申立てを却下する。

15 4 手続費用のうち、申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用及び鑑定費
16 用は本人の負担とし、その余は申立人の負担とする。

17 理 由

18 第1 申立ての趣旨

19 1 本人について保佐を開始する。

20 2 本人のために別紙「代理行為目録」記載の行為について保佐人に代理権を付
21 与する。

22 第2 当裁判所の判断

23 1 鑑定の結果によると、本人は、精神上的障害により事理を弁識する能力が著
24 しく不十分であることが認められる。

25 ところで、本人以外の者の請求によって保佐人に代理権を付与する旨の審判
26 をするためには本人の同意が必要であるが（民法876条の4第2項）、本件

1 については、別紙「代理行為目録」記載の行為について保佐人に代理権を付与
2 することにつき、本人が同意しない。

3 2 そうすると、本人につき保佐を開始する旨の審判をすることは相当であるが、
4 保佐人に代理権を付与する旨の審判はすることができない。

5 よって、主文のとおり審判する。

6 平成27年10月×日

7 T家庭裁判所

8 裁判官 ☆ ☆ ☆ ☆

9 (別紙) 省略

10

1 法15条2項), 一件記録によれば, 本人が補助開始について同意しな
2 ったことが認められるので, 本件につき補助開始の審判をすることはでき
3 ない。

4 2 よって, 本件申立てはいずれも理由がないから, 主文のとおり審判す
5 る。

6 平成28年9月×日

7 I 家庭裁判所

8 裁判官 ○ ○ ○ ○

9 (別紙) いずれも省略

10

11 【注1】 鑑定の結果等を受けて申立人が申立ての趣旨を変更した場合は, 事件名のところ
12 に括弧書きで「(申立ての趣旨変更後 補助開始の審判申立事件)」などと記載してい
13 る審判例もある。

14 【注2】 申立ての趣旨に変更があった場合の記載方法について, 司法研修所「10訂民事
15 判決起案の手引」33頁参照。

1 【16-4-1 任意後見監督人選任申立事件 法定後見と競合し認容した事例】

2 平成27年(家)第〇〇号 後見開始の審判申立事件 (第1事件)

3 平成27年(家)第××号 任意後見監督人選任申立事件 (第2事件)

4 審 判

5 住 所 A県B市C町×丁目×番×号

6 第1事件申立人 乙 野 次 郎

7 同手続代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

8 住 所 G県D市F町×丁目×番×号

9 第2事件申立人(受任者) 花 山 正 子

10 同手続代理人弁護士 △ △ △ △

11 本 籍 G県D市I町×丁目×番

12 住 所 G県D市I町×丁目×番××号

13 本 人 後 見 良 子

14 (大正9年6月×日生)

15 主 文

16 1 第1事件の申立てを却下する。

17 2 本人の任意後見監督人として次の者を選任する。

18 住 所 G県M市N町×丁目×番×号

19 氏 名 丙 野 一 郎

20 3 手続費用は、本人の負担とする。

21 理 由 の 要 旨

22 第1 申立ての趣旨

23 1 第1事件 本人について後見を開始する。

24 2 第2事件 主文2項と同旨

25 第2 当裁判所の判断

26 1 一件記録によると、以下の事実が認められる。

1 (1) 第1事件申立人乙野次郎（以下「申立人乙野」という。）は本人の長女で
2 ある乙野A子（以下「A子」という。）の子（本人の孫）であり、第2事件申
3 立人花山正子（以下「申立人花山」という。）は、本人の二女である。

4 (2) 本人の夫である後見B夫（以下「B夫」という。）は、平成2年5月×日
5 死亡し、相続人である本人、A子及び申立人花山は、同年11月×日に遺産
6 分割協議を行った。そこにおいて、B夫が所有していたE市E町×丁目所在
7 の土地は本人とA子が持分2分の1ずつ相続し、F区G×丁目所在の土地建
8 物（以下、併せて「E不動産」という。）のそれぞれにつきB夫が有してい
9 た共有持分2分の1のうち、土地共有持分については申立人花山が、建物共
10 有持分については、本人がそれぞれ相続することとされた。

11 (3) A子は、平成26年6月死亡し、夫である乙野C夫、子である申立人乙野
12 及び乙野D男がこれを相続した。

13 (4) 本人は、同年12月24日、申立人花山との間で、同人を受任者とする任
14 意後見契約を締結し、同月26日、その旨の登記がされた。

15 (5) 本人は、同月25日、申立人花山に対し、E不動産のうち土地の共有持分
16 及び建物の所有権を贈与し（以下「本件贈与」という。）、平成27年1月
17 ×日、その旨の登記がされた。

18 (6) 申立人乙野は、同年9月×日、本件贈与の有効性の調査を含め本人の財産
19 管理、確保等を適切に行う必要があるとの理由から、当庁に対し、本人につ
20 き後見開始の審判を求める申立て（第1事件）をした。

21 一方、申立人花山は、同年10月×日、当庁に対し、任意後見監督人選任
22 の申立て（第2事件）をした。

23 (7) 当庁は、第1事件において本人の精神の状況につき鑑定を実施したところ、
24 鑑定人は、平成28年2月×日、当庁に対し、本人は自己の財産を管理、処
25 分する能力を有しない（後見相当）旨の鑑定書を提出した。

26 2 前記1の認定事実によれば、精神上の障害により本人の事理を弁識する能力
27 が不十分な状況にあることが認められる。

1
2
3
4

D家庭裁判所

裁判官 × × × ×

1 【16-4-2 任意後見監督人選任申立事件 法定後見開始済みで却下した事例】

2 平成27年(家)第××号 任意後見監督人選任申立事件

3 審 判

4 住 所 A県D市C町×丁目×番×号

5 申 立 人 甲 野 太 郎

6 本 籍 D県E市I町×番地×

7 住 所 申立人と同じ

8 本人（成年被後見人） 乙 野 次 郎

9 昭和4年9月×日生

10 主 文

11 1 本件申立てを却下する。

12 2 手続費用は、申立人の負担とする。

13 理 由

14 第1 申立ての趣旨

15 本人の任意後見監督人を選任する。

16 第2 当裁判所の判断 【注1】

17 1 一件記録によって認められる前提事実

18 (1) 申立人は、本人の姉である亡Fの二女である。

19 (2) 本人は、平成26年6月×日、申立人との間で、申立人を任意後見受任者
20 とする任意後見契約（以下「本件契約」という。）を締結し、同月×日にそ
21 の旨の登記がされた。

22 (3) 一方、申立人の妹（亡Fの三女）であるGは、同年8月×日、当庁に対し、
23 本人につき保佐開始の審判及び代理権付与の審判の申立て（以下「前件申立
24 て」という。）をした。

25 前件申立て時にGが当庁に提出した本人の診断書（同年7月×日付け）に
26 は、本人は他人との意思疎通はでき、社会的手続や公共施設の利用もできる

1 が、見当識については障害がみられるときが多く、記憶力にも問題があつて
2 程度は重く、自己の財産を管理、処分するには常に援助が必要である（保佐
3 相当）との記載がある。

4 (4) 当庁は、同年10月×日、本人の判断能力につき鑑定を行うこととし、鑑
5 定人を指定した。

6 鑑定人が同年11月×日に当庁に提出した鑑定書には、本人が罹患してい
7 るアルツハイマー型認知症は中程度であつて、知的能力に相当の障害があり、
8 自己の財産を管理、処分することはできず、将来の回復可能性もない旨の記
9 載がある。

10 (5) Gは、同月×日、前件申立てに係る申立ての趣旨を、本人につき後見開始
11 の審判を求める旨に変更するとともに、代理権付与の審判の申立てを取り下
12 げた。

13 (6) 当庁は、平成27年1月×日、本人につき後見開始の審判をすることが本
14 人の利益のため特に必要がある（任意後見契約に関する法律10条1項）と
15 して、その旨の審判（以下「前件審判」という。）をした。前件審判に対す
16 る本人名義による即時抗告は棄却され、前件審判は同年5月×日に確定した。

17 (7) 申立人は、同年2月×日、当庁に対し、本件申立てをした。

18 2 判断

19 上記1のとおり、本人は、本件契約締結のわずか半月後に、医師によって見
20 当識及び記憶力についての問題点を指摘された上で、保佐相当との診断を受け、
21 その約4か月後には後見相当との鑑定がされていることからすると、本人が本
22 件契約の締結に際し、その内容を十分に理解していたものと解することは困難
23 というべきである。そして、申立人が、かかる状態にあつた本人との間で本件
24 契約を締結した上、前件申立て後も本人の判断能力の程度を争い、前件審判に
25 至るまで任意後見監督人選任の申立てをしなかったことなどの事情を併せ考え
26 ると、既に本人につき開始している後見を継続することが、本人の利益のため
27 特に必要というべきである（任意後見契約に関する法律4条1項ただし書、同

1 項2号)。

2 よって、主文のとおり審判する。

3 平成27年10月×日

4 D家庭裁判所

5 裁判官 ○ ○ ○ ○

6

7 【注1】法定後見が任意後見に優先する場合について論じたものとして、小川敦「法定後見
8 が任意後見に優先する場合の考慮要素」ケース研究第325号(平成27年第3号)3頁以
9 下参照。

10

1 【16-5 後見開始の審判の取消申立事件】

2 平成27年(家)第××号 後見開始の審判の取消申立事件

3 審 判

4 住 所 A県B市C町×丁目×番××号

5 申立人 (成年後見人) 甲 山 一 郎

6 本 籍 D県E市F町×丁目××番地

7 住 所 D県E市F町×丁目××番×号

8 成年被後見人 甲 山 花 子

9 昭和14年9月×日生

10 主 文

11 1 当裁判所が平成25年3月×日に成年被後見人についてした後見開始の審
12 判を取り消す。

13 2 手続費用は、成年被後見人の負担とする。

14 理 由 の 要 旨

15 1 申立ての趣旨

16 主文1と同旨

17 2 当裁判所の判断

18 一件記録によると、成年被後見人については、精神上的障害により事理を弁識
19 する能力を欠く常況が消滅したものと認められる。

20 そうすると、本件申立ては理由があるので、主文のとおり審判する。

21 平成28年10月×日

22 E家庭裁判所

23 裁 判 官 △ △ △ △

1 【16—6—1 成年後見人解任事件 報告懈怠等を理由に認容した事例】

2 平成27年(家)第△×号 成年後見人解任事件（職権）

3 審 判

4 住 所 A県B市D町×丁目×番×号 ○○ハイツ

5 成年後見人 甲 野 太 郎

6 本 籍 A県B市D町×丁目×番地

7 住 所 A県B市D町×丁目×番×号 ○○ハイツ

8 成年被後見人 甲 野 花 子

9 昭和19年2月×日生

10 主 文

11 1 成年被後見人の成年後見人甲野太郎を解任する。

12 2 手続費用は成年被後見人の負担とする。

13 理 由

14 一件記録によると、成年後見人甲野太郎は、提出期限である平成27年1月
15 ×日までに後見事務の報告をせず、裁判所書記官が督促してもこれに応じず、
16 後見人調査を受命した家庭裁判所調査官から連絡書の送付を受けても裁判所に
17 出頭せず、さらに当裁判所の審問期日にも出頭せず、現在に至るも後見事務の
18 報告をしていないことが認められる。

19 そうすると、後見人甲野太郎に後見の任務に適しない事由（民法846条）
20 が存在することは明らかである。

21 よって、主文のとおり審判する。

22 平成27年9月×日

23 B家庭裁判所

24 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

1 【16—6—2 成年後見人解任事件 横領等を理由に認容した事例】

2 平成27年(家)第△×号 成年後見人解任事件 (職権)

3 審 判

4 住 所 A県B市E町×丁目×番×一××号

5 成年後見人 甲 野 太 郎

6 本 籍 A県B市D町×丁目×番地×

7 住 所 A県B市D町×丁目×番×号 ○○アパート

8 成年被後見人 甲 野 花 子

9 昭和10年4月×日生

10 主 文

11 1 成年被後見人の成年後見人甲野太郎を解任する。

12 2 手続費用は、成年被後見人の負担とする。

13 理 由 の 要 旨

14 1 一件記録によると、成年後見人甲野太郎は、生活苦から成年被後見人（以下
15 「本人」という。）の預貯金を生活費に流用するようになり、本人の預貯金から
16 出金した金員のうち28万2174円を、自身の生活費（平成26年4月分ない
17 し同年6月分）として費消した上で、これを自身に対する貸付金として処理した
18 こと、平成27年10月26日にも、本人の定期預金を解約し、うち51万86
19 74円を自身の生活費として費消したこと、以上合計80万0848円につき本
20 人に返還する意思を示していないことが、それぞれ認められる。

21 2 このような行為は「不正な行為」に該当し、成年後見人甲野太郎に「後見の任
22 務に適しない事由」（民法846条）があるものと認められる。

23 よって、成年後見人甲野太郎を解任することとして、主文のとおり審判する。

24 平成28年2月×日

25 B家庭裁判所E支部

1

裁判官 ○ ○ ○ ○

1 【16—6—3 成年後見人解任事件 却下した事例】

2 平成26年(家)第××号 成年後見人解任申立事件

3 審 判

4 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

5 申 立 人 甲 山 丁 子

6 事務所 A県C市D×丁目△番×号× ○○ビル××号室

7 成年後見人 丙 川 次 郎

8 本 籍 A県B市D町×丁目×番地

9 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

10 成年被後見人 乙 山 五 郎

11 昭和16年12月×日生

12 主 文

13 1 本件申立てを却下する。

14 2 手続費用は申立人の負担とする。

15 理 由

16 第1 申立て及びその理由

17 1 申立て

18 成年被後見人の成年後見人丙川次郎を解任する。

19 2 理由

20 成年後見人丙川次郎（以下「本件後見人」という。）には、次のとおり任務
21 に適しない事由がある。

22 (1) 申立人に対して面接も状況報告もしない。

23 (2) 成年被後見人乙山五郎（以下「本件被後見人」という。）の妻花枝の収入
24 を考慮せずに、本件被後見人の生活費を、妻花枝から要求されるままに渡
25 しており、このままでは、本件被後見人の財産が底をつく。

1 第2 当裁判所の判断

2 1 一件記録によれば次の事実が認められる。

3 (1) 申立人は、本件被後見人の妹である。

4 (2) 当裁判所は、平成23年12月×日、本件被後見人につき、後見開始の審
5 判をするとともに、成年後見人として本件後見人を選任する審判をした。

6 (3) 本件後見人は、平成26年10月×日ころ、本件被後見人及びその妻花枝
7 の同席で、申立人に対し、本件被後見人の資産からして赤字ではあるが、す
8 ぐには生活に困窮する状態にないことなど、財産状況を説明した。

9 なお、本件後見人は、本件被後見人の同席を条件に、さらに説明すること
10 が可能であると述べた。

11 (4) 本件後見人は、後見開始の審判以前から、本件被後見人夫婦の生活費が本
12 件被後見人の資産から支出されていたことから、その例にならい、本件被後
13 見人の妻に、毎月12万円に加えて必要な生活費を支出している。

14 (5) 本件被後見人の財産は、平成26年10月末時点で、約464万円存在
15 し、このまま生活費を支出しても、すぐに底をつく状態にはない。もっと
16 も、本件後見人は、生活費を引き下げようと考えているが、本件被後見人夫
17 婦の了解は得られていない。

18 2 判断

19 (1) 上記第1の2(1) (申立人に対する説明の点) について

20 そもそも成年後見人は、親族に対し、成年被後見人の状況について説明
21 する義務はないから、本件後見人に後見の任務に適しない事由があるとは
22 いえない。

23 もっとも、上記1(3)のとおり、本件後見人は、申立人に対して説明をし
24 ているから、主張の事実は認められない。

25 (2) 上記第1の2(2) (生活費の点) について

26 上記1(4)のとおり、本件後見人は、従前の例にならって生活費を支払っ

1 ているところ，本件被後見人の意思に反するものではなく，むしろ，沿う
2 ものと推測される上，生活が困窮する状態にはないことから，生活費の支
3 出が後見の任務に適しない事由に該当するとはいえない。

4 3 その他，解任すべき理由は見当たらないので，主文のとおり審判する。

5 平成27年2月×日

6 B家庭裁判所

7 裁判官 ○ ○ ○ ○

8

1 【 1 6 - 7 相続財産管理人選任申立事件（本人死亡後財産引渡しまでの処分）】

2 平成 2 8 年（家）第×号 相続財産管理人選任申立事件【注】

3

4

審 判

5

6 住 所 A 県 B 市 C 町×丁目×番×-×××号

7 申立人 甲 野 太 郎

8 本 籍 D 県 E 市 F 町×丁目×番

9 最後の住所 G 県 H 市 I 町×丁目×番×号

10 被相続人 亡 乙 川 次 郎

11 昭和 3 年 7 月×日生

12 平成 2 7 年 1 1 月×日死亡

13

14 本件について、当裁判所はその申立てを相当と認め、民法 9 1 8 条 2 項により次
15 のとおり審判する。

16

主 文

17 1 被相続人亡乙川次郎の相続財産管理人として申立人を選任する。

18 2 手続費用は申立人の負担とする。

19 平成 2 8 年 1 月×日

20 H 家庭裁判所

21

裁 判 官

22

- 1 【注】相続人調査や相続人との連絡に時間を要する場合、相続人が相続財産の受領を拒否
- 2 した場合、相続人間で紛争があり相続財産の引渡し先が定まらない場合など、本人の死後、
- 3 相続財産を速やかに引き継ぐことができないとき、元後見人等は民法918条2項による
- 4 相続財産管理人選任の申立てをすることができる。相続人が申し立てることもあるが、本
- 5 人死亡により後見人等としての財産管理権を喪失した元後見人等が申立てをする例が多い。

1 【16-8 審判前の保全処分申立事件（財産管理者選任・保佐命令）】

2 平成28年(家口)第△△号

3 (本案 平成28年(家)第△×号保佐開始の審判申立事件)

4 審 判

5 住所 A県B市C町△丁目×番×号

6 申 立 人 甲 野 太 郎

7 同手続代理人弁護士 丙 川 一 郎

8 本籍 D県E市F町×丁目×番地

9 住所 G県H市I町×丁目番×号×一××

10 本 人 乙 山 花 子

11 昭和2年10月×日生

12 上記申立人からの審判前の保全処分（財産の管理者の選任）申立事件について、
13 当裁判所はその申立てを相当と認め、次のとおり審判する。

14 主 文

15 1 本人についての保佐開始の審判申立てについての審判が効力を生ずるまでの
16 間、本人の財産の管理者として次の者を選任する。

17 住 所 A県B市D町×丁目×番×号 ○○ビル2階

18 氏 名 山 田 太 郎

19 2 本人は、保佐開始の申立てについての審判が効力を生じるまでの間、財産上
20 の行為（民法9条ただし書に規定する行為を除く。）につき、財産の管理者の
21 保佐を受けよ。【注】

22 3 手続費用は申立人の負担とする。

23 平成28年5月×日

24 A家庭裁判所

裁 判 官 ○ ○ ○ ○

1

2

3 【注】本人による財産処分の危険性が高いケースはあまりないため（特に後見），財産管
4 理者の選任に加えて後見命令・保佐命令・補助命令を認める例は少ない。

1 【17 渉外事案 親権者変更申立事件】

2 平成28年(家)第△△号 親権者変更申立事件

3 審 判

4 国 籍 フィリピン

5 住 所 A県B市C町×丁目×番×ー×××号 ○○ハイツ

6 申 立 人 ○○○○○ △△△△△

7 本 籍 A県D市E町×丁目×番地×

8 住 所 A県D市E町×丁目×番×

9 相 手 方 甲 野 一 郎

10 本 籍 相手方と同じ

11 住 所 申立人と同じ

12 未 成 年 者 甲 野 太 郎

13 平成12年5月×日生

14 主 文

15 1 未成年者の親権者を相手方から申立人に変更する。

16 2 手続費用は各自の負担とする。

17 理 由

18 第1 申立ての趣旨

19 主文第1項と同旨

20 第2 事案の概要

21 本件は、申立人が、未成年者を監護しており、今後もその予定であること
22 や、未成年者が親権者を変更することを望んでいることなどを理由に、親権者
23 の変更が必要であると主張して、未成年者の親権者を相手方から申立人へ変更
24 することを求めた事案である。

25 第3 当裁判所の判断

1 1 本件記録及び手続の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

2 (1) 申立人（1970年（昭和45年）2月××日生、フィリピン国籍）と相
3 手方（昭和30年5月××日、日本国籍）は、平成6年3月×日に婚姻し、
4 平成12年5月×日に未成年者（日本国籍）をもうけたが、平成26年9月
5 に未成年者の親権者を相手方と定めて協議離婚した。

6 (2) 未成年者は、上記離婚後、相手方と共に生活をしてしたが、相手方が未成
7 年者の学校の学費の滞納をしたり、複数の交際相手を家に泊めたりしたこと
8 などをしたことから、相手方との生活に耐えられなくなり、平成27年9月
9 頃、相手方宅を出て、申立人宅に転居した。以後、申立人は、稼働して収入
10 を得ながら、未成年者を監護しており、今後も未成年者を監護していく意向
11 である。

12 (3) 未成年者は、家庭裁判所調査官による面接調査において、今後も、申立人
13 と共に生活をしたいと述べるとともに、自己の親権者に申立人になることを
14 希望した。

15 (4) 相手方は、当裁判所に「太郎の好きにするがよい。」と記載された書面を
16 提出するのみで、本件の審問の期日には出頭しなかった。

17 2(1) 申立人の国籍はフィリピンであるが、本件記録によれば、未成年者の住所
18 が日本にあると認められるから、日本に国際裁判管轄権があると認められ
19 る。また、本件の準拠法については、法の適用に関する通則法32条本文に
20 より、未成年者の本国法である日本法となる。【注】

21 (2) そこで検討するに、上記認定事実によれば、未成年者の利益のため、未成
22 年者の親権者を相手方から申立人に変更する必要があると認められる。

23 3 よって、主文のとおり審判する。

24 平成28年9月×日

25 A家庭裁判所

26 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

1

2 【注】国際裁判管轄と準拠法は，争点となっていなくても，簡潔に判断を示すことが相当
3 である。なお，養育費の支払義務や婚姻費用の分担義務といった親族関係から生じる扶養
4 の義務の準拠法については，法の適用に関する通則法ではなく，扶養義務の準拠法に関す
5 る法律によって定まることに留意する必要がある。

6

1 【18-1 合意に相当する審判 嫡出否認】

2 平成28年(家イ)第△×号 嫡出否認申立事件

3 審 判

4 本 籍 A県B市C町×丁目××番地×

5 住 所 D県E市F町×丁目××番×

6 申 立 人 甲 野 太 郎

7 昭和55年9月××日生

8 本 籍 申立人と同じ

9 住 所 D県G市H町×丁目××番×

10 相 手 方 甲 野 一 郎

11 平成27年11月××日生

12 本 籍 申立人と同じ

13 住 所 相手方と同じ

14 相手方法定代理人親権者母 甲 野 花 子

15 昭和57年4月××日生

16 主 文

17 1 相手方が申立人の嫡出子であることを否認する。

18 2 手続費用は各自の負担とする。

19 理 由

20 本件調停期日において、申立人と相手方との間に主文同旨の審判を受けることに
21 ついて合意が成立し、その原因事実についても争いがないところ、本件記録による
22 と、相手方法定代理人親権者母は、申立人との婚姻中に、相手方を懐胎、出産した
23 が、DNA鑑定では、申立人は相手方の生物学的父親ではないとの結果が得られた
24 ことが認められ、これらの認定事実によれば、相手方が申立人の嫡出子ではないこ
25 とは明らかである。

1 よって、当裁判所は、調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴いた上、当
2 事者間に成立した主文同旨の合意を正当と認め、家事事件手続法277条に基づき
3 主文のとおり審判する。

4 平成28年10月×日

5 D家庭裁判所

6 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

7

8

1 【18-2 合意に相当する審判 親子関係不存在確認】

2 平成27年(家イ)第△×号 親子関係不存在確認申立事件

3 審 判

4 本 籍 A 県 B 市 C 町 × 丁目 × × 番地 ×

5 住 所 A 県 D 市 E 町 × 丁目 × × 番 ×

6 申 立 人 乙 山 美 舞

7 平成26年5月××日生

8 本籍及び住所 申立人と同じ

9 申立人法定代理人親権者母 乙 山 優 子

10 平成3年9月×日生

11 本 籍 申立人と同じ

12 住 所 A 県 B 市 C 町 × 丁目 × × 番 ×

13 相 手 方 乙 山 健 太

14 平成3年4月×日生

15 主 文

16 1 申立人と相手方との間に親子関係が存在しないことを確認する。

17 2 手続費用は各自の負担とする。

18 理 由

19 本件調停において、申立人と相手方との間に主文同旨の合意が成立し、その原因
20 事実についても争いがない。そして、本件記録によれば、申立人法定代理人親権者
21 母（以下「母」という。）と相手方は、平成22年5月×日、婚姻の届出をしたこ
22 と、相手方と母は、平成24年4月頃から別居し、以後性交渉はないこと、母は、
23 平成26年5月×日、申立人を出産したこと、申立人、相手方及び母について行わ
24 れたDNA鑑定では、相手方は申立人の生物学的父親ではないとの結果が得られた
25 ことが認められる。

1 上記認定事実によれば，母が申立人を懐胎した当時，母と相手方とは既に事実上
2 の離婚状態にあり，両者の間に夫婦関係の存在しなかったことが外観上明白である
3 から，申立人は民法772条の推定を受けないものというべきである。また，申立
4 人と相手方との間に親子関係が存在しないことは上記認定事実から明らかである。

5 よって，調停委員会を組織する家事調停委員2名の意見を聴いた上，上記合意を
6 正当と認め，家事事件手続法277条により主文のとおり審判する。

7 平成28年1月×日

8 A家庭裁判所

9 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

10

1 【18-3 合意に相当する審判 認知申立事件】

2 平成28年(家イ)第△×号 認知申立事件

3 審 判

4 本 籍 出生届未了

5 住 所 A県B市C町×丁目××番×

6 申 立 人 【注1】山田花子こと 花子

7 平成28年8月××日生

8 本 籍 D県E市F町×丁目××番地×

9 住 所 申立人と同じ

10 申立人法定代理人親権者母 山 田 一 子

11 平成元年2月×日生

12 本 籍 D県G市H町×丁目××番地×

13 住 所 D県G市H町×丁目××番×

14 相 手 方 丙 野 太 郎

15 昭和60年3月××日生

16 主 文

17 1 申立人が相手方の子であることを認知する。

18 2 手続費用は各自の負担とする。

19 理 由

20 1 本件調停期日において、申立人と相手方との間に主文同旨の審判を受けること
21 について合意が成立し、その原因事実についても争いがない。

22 2 申立人法定代理人親権者母(以下「母」という。)及び相手方の各審問の結果
23 を含む本件記録によると、次の事実が認められる。

24 (1) 母は、平成22年4月××日、甲野一郎(以下「前夫」という。)と婚姻をし
25 たが、平成26年8月、前夫と別居し、以後、前夫とは性交渉をしていない。

1 (2) 母は、平成27年10月頃、相手方と性交渉を持ち、その頃、申立人を懐胎
2 した。

3 (3) 母は、平成28年3月20日、前夫と裁判離婚をした。

4 (4) 母は、平成28年8月××日、申立人を出産した。

5 (5) DNA鑑定の結果によれば、相手方が申立人の生物学的父親である確率は、
6 99.99%である。

7 3 上記認定事実によれば、申立人は、母が前夫と事実上の離婚状態に入った後に
8 懐胎した子であるから、民法772条によって前夫の子であるとの推定を受ける
9 ことはなく、また、相手方の子であることが明らかであるといえる。

10 よって、当裁判所は、調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴いた上、
11 当事者間に成立した主文同旨の合意を正当と認め、家事事件手続法277条によ
12 り、主文のとおり審判する。

13 平成29年1月×日

14 D家庭裁判所

15 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

16 【注1】出生届未了の子についての当事者表記については、本文に記載した例のほか、
17 「花子」「山田花子」とする例もある。

18 【注2】親子関係不存在確認の申立てを経ずに、嫡出推定が及ぶ期間に出生した子の認知
19 の申立てがされた事件について論じたものとして、矢尾和子・船所寛生「第8回 調停に
20 代わる審判の活用と合意に相当する審判の運用の実情」（東京家事事件研究会編「家事事
21 件・人事訴訟事件の実務」法曹会286頁以下・平成27年）、澤井真一「実父子関係の
22 成立を巡る実務上の諸問題」（判例タイムズ1301号53頁以下・平成21年）などが
23 ある。

24

1 【18-4 合意に相当する審判 協議離婚無効確認申立事件】

2 平成28年(家イ)第△×号 協議離婚無効確認申立事件

3 審 判

4 本 籍 A県B市C町×丁目××番地×

5 住 所 D県E市F町×丁目××番×

6 申 立 人 丁 村 幸 子

7 昭和56年3月××日生

8 本 籍 D県E市F町×丁目××番地×

9 住 所 申立人と同じ

10 相 手 方 丁 村 実

11 昭和60年12月××日生

12 主 文

13 1 申立人と相手方との間の協議離婚は無効であることを確認する。

14 2 手続費用は各自の負担とする。

15 理 由

16 本件調停期日において、申立人と相手方との間に主文同旨の審判を受けることに
17 ついての合意が成立し、かつ、その原因事実についても争いが無いところ、本件記
18 録によれば、申立人と相手方は、平成23年4月×日、婚姻したが、平成28年6
19 月×日、相手方が申立人に無断で離婚届を作成して提出し、これが受理されたこと
20 が認められるから、申立人と相手方との協議離婚は、申立人の離婚意思を欠く無効
21 なものというべきである。

22 よって、本件調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴いた上、当事者間に
23 成立した主文同旨の合意を正当と認め、主文のとおり審判する。

24 平成28年12月×日

25 D家庭裁判所

裁 判 官 ○ ○ ○ ○

1 【19-1 調停に代わる審判 夫婦関係調整調停申立事件（合意型）】

2 平成28年（家イ）第△×号 夫婦関係調整調停申立事件

3 審 判【注1】

4 本 籍 A県B市C町××番地×

5 住 所 D県E市F町×丁目××番××

6 申 立 人 甲 野 太 郎

7 同手続代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

8 本 籍 申立人と同じ

9 住 所 D県E市G町×丁目×番×号-×××号

10 相 手 方 甲 野 花 子

11 同手続代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

12 主 文

13 1 申立人と相手方とを離婚する。 【注2】

14 2 当事者間の長男甲野陸（平成22年6月××日生）の親権者を相手方と
15 定め、相手方において監護養育する。

16 3 申立人は、相手方に対し、前項記載の子の養育費として、月額10万円
17 を、平成29年2月から同人が満22歳に達した後に最初に到来する3月
18 まで、毎月末日限り、相手方名義の××銀行××支店の普通預金口座（口
19 座番号××××××）に振り込む方法により支払う。振込手数料は申立人
20 の負担とする。

21 4 第2項記載の子の進学・病気・事故等特別の出費を要する場合には、そ
22 の負担につき当事者間で別途協議して定める。

23 5 申立人は、相手方に対し、本件離婚に伴う解決金として、250万円の
24 支払義務のあることを認め、これを次のとおり分割して、第3項記載の相
25 手方名義の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は申立人の負担

1 とする。

2 (1) 平成29年6月末日限り 120万円

3 (2) 平成29年12月末日限り 130万円

4 6 当事者間の別紙記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割
5 合を0.5と定める。

6 7 当事者双方は、本件離婚に関し、本主文に定めるほか、何らの債権債務
7 がないことを相互に確認する。

8 8 手続費用は各自の負担とする。

9 理 由

10 当裁判所は、本件解決のために調停に代わる審判をすることが相当であると認
11 め、調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に
12 考慮し、一切の事情を考慮して、家事事件手続法284条により、主文のとおり審
13 判する。【注3】

14 平成29年2月×日

15 D家庭裁判所

16 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

17 【注1】調停に代わる審判の活用について詳しく論じた文献として、矢尾和子・船所寛生
18 「第8回 調停に代わる審判の活用と合意に相当する審判の運用の実情」（東京家事事件
19 研究会編「家事事件・人事訴訟事件の実務」法曹会262頁以下・平成27年）、矢尾和
20 子・佐々木公「家事事件における調停に代わる審判の活用について」（判例タイムズ14
21 16号5頁以下・平成27年）がある。

22 【注2】調停に代わる審判の主文については、調停調書と同じく合意条項とすることも、
23 通常の審判と同じく義務者に対する命令条項にすることも可能である（前掲矢尾・船所論
24 文273頁、前掲矢尾・佐々木論文12頁参照）が、離婚条項については、審判離婚であ
25 ることを明確にするため、「申立人と相手方とを離婚する。」と記載し、「申立人と相手

- 1 方は、（相手方の申し出により）本日調停離婚する。」などとは記載しない。
- 2 【注3】合意型では、理由の要旨の記載が「相当と認め」とする程度の簡単なもので足り
- 3 ることが多い。その他の類型における理由の要旨の記載の程度については、前掲矢尾・船
- 4 所論文273頁以下、前掲矢尾・佐々木論文5頁以下参照。
- 5
- 6

1 【19-2 調停に代わる審判 婚姻費用分担調停申立事件（欠席型）】

2 平成28年（家イ）第△×号 婚姻費用分担調停申立事件

3 審 判

4 住 所 A県B市C町××番地

5 申 立 人 山 田 花 子

6 住 所 A県E市F町×丁目×番×号

7 相 手 方 山 田 一 郎

8 主 文

9 1 相手方は、申立人に対し、平成28年5月から離婚又は別居解消に至る
10 まで、毎月末日限り7万円を支払え。

11 2 相手方は、申立人に対し、28万円を支払え。

12 3 手続費用は各自の負担とする。

13 理 由【注】

14 本件記録によれば、申立人の平成27年の給与収入が130万円、相手方の同年
15 の給与収入が450万円であることが認められ、これらの収入を東京・大阪養育費
16 等研究会提案の算定方式に基づく算定表（判例タイムズ1111号285頁参照）
17 の「表11 婚姻費用・子1人表（子0～14歳）」に当てはめると、本件は、月
18 額6～8万円の範囲に位置付けられる。

19 そこで、調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために
20 衡平に考慮し、一切の事情を考慮し、家事事件手続法284条により、主文のとおり
21 り審判する。なお、主文第2項の28万円は、平成28年4月までの未払の婚姻費
22 用を考慮したものである。

23 平成28年5月×日

24 A家庭裁判所

25 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

-
- 1 【注】理由の要旨を「相当と認め」とする程度にとどめることもある。【19-1】[注
2 3] 参照。
3
4

1 【19-3 調停に代わる審判 面会交流調停申立事件（不一致型）】

2 平成27年（家イ）第△×号 面会交流調停申立事件

3 審 判

4 住 所 A県B市C町××番地

5 申 立 人 丙 野 毅

6 同手続代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

7 住 所 A県D市E町×丁目×番×号 ○○ハイツ××号

8 相 手 方 丙 野 百合子

9 同手続代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

10 住 所 相手方に同じ

11 未 成 年 者 丙 野 豪

12 平成25年8月×日生

13 主 文

14 1 相手方は、申立人に対し、本審判確定日の属する月の翌月から、2か月に1
15 回、面会交流を支援する第三者機関立会いの下、未成年者と面会交流すること
16 を認めなければならない。【注1】【注2】

17 2 申立人及び相手方は、前項の面会交流の日時、場所、方法、同交流の際の留
18 意事項、禁止事項について、前項の第三者機関の指示に従わなければなら
19 ない。

20 3 申立人及び相手方は、第1項の面会交流に関し、第1項の第三者機関に支払
21 うべき費用を、2分の1ずつ折半して負担しなければならない。

22 4 手続費用は各自の負担とする。

23 理 由

24 本件では面会交流を支援する第三者機関の利用の有無のみが争点となっていると
25 ころ、相手方が、申立人から同居中に受けた暴力により、申立人に対し恐怖心を有

1 していること、申立人と未成年者との交流が約1年半途絶えていること、未成年者
2 の年齢その他一切の事情を考慮すると、上記機関を利用して申立人と未成年者との
3 面会交流を実施していくのが相当である。【注2】

4 そこで、当裁判所は、調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、家事事
5 件手続法284条により、主文のとおり審判する。

6 平成28年7月×日

7 A家庭裁判所

8 裁判官 ○ ○ ○ ○

9 【注1】「第三者機関」「面会交流の実施を援助する第三者機関」などと記載する例
10 もある。

11 【注2】主文や理由中で第三者機関を具体的に特定することで、当該第三者機関と契約が
12 締結できなくなった場合などに、審判の内容や効力を巡って当事者間に紛争が生じるおそ
13 れもあることから、特定をしない方が望ましく、実際に特定しないのが通常である。

14

15

1 【19-4 調停に代わる審判 遺産分割申立事件（不出頭型）】

2 平成28年（家イ）第××号 遺産分割申立事件（甲事件）

3 平成28年（家イ）第××号 遺産分割申立事件（乙事件）

4 審 判

5 住 所 A県B市C五丁目5番20号

6 甲事件・乙事件申立人 甲 川 A 子

7 (以下「申立人A子」という。)

8 住 所 A県D市E2丁目30番22号

9 甲事件・乙事件申立人 乙 山 B 子

10 (以下「申立人B子」という。)

11 申立人ら手続代理人弁護士 △ △ △ △

12 住 所 A県F市G二丁目3番2号

13 甲事件・乙事件相手方 丙 野 C 子

14 (以下「相手方C子」という。)

15 住 所 H県I市K二丁目21番20号

16 甲事件・乙事件相手方 丙 野 一 郎

17 (以下「相手方一郎」という。)

18 本 籍 A県D市E四丁目61番地

19 最後の住所 A県D市E4丁目41番13号

20 甲事件被相続人 丙 野 D 子

21 (平成25年1月7日死亡)

22 本 籍 A県D市E四丁目41番地

23 最後の住所 A県D市E4丁目41番13号

24 乙事件被相続人 丙 野 二 郎

25 (平成26年6月17日死亡)

1 主 文

2 1 当事者全員は、甲事件被相続人丙野D子（平成25年1月7日死亡、以下「甲
3 事件被相続人」という。）の相続人が相手方C子、相手方一郎、申立人A子、乙
4 事件被相続人丙野二郎（以下「乙事件被相続人」という。）及び申立人B子であ
5 ったこと、乙事件被相続人が平成26年6月17日に死亡し、同人の相続人が相
6 手方C子、相手方一郎、申立人A子及び申立人B子であること、以上により本件
7 遺産分割の当事者が申立人ら及び相手方らの4名であることを確認する。

8 2 当事者全員は、別紙遺産目録1（以下「目録1」という。）記載の財産が甲事
9 件被相続人の遺産であること、別紙遺産目録2（以下「目録2」という。）記載
10 の財産が乙事件被相続人の遺産であることをそれぞれ確認する。

11 3 当事者全員は、目録1及び目録2の遺産を次のとおり分割する。

12 申立人A子は、目録1及び目録2記載の遺産を全て単独取得する。

13 4(1) 申立人A子は、相手方C子に対し、前項の遺産を取得した代償として250
14 万円を支払うこととし、これを本審判確定の日から1か月以内に、下記の口座
15 に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は申立人A子の負担とする。

16 記

17 ××銀行××支店

18 口座名義「丙野C子」

19 普通（口座番号0004202）

20 (2) 申立人A子は、相手方一郎に対し、前項の遺産を取得した代償として250
21 万円を支払うこととし、これを本審判確定後、相手方一郎が申立人A子に支払
22 口座を通知した日の翌日から1か月以内に、同口座に振り込む方法により支払
23 う。ただし、振込手数料は申立人A子の負担とする。

24 (3) 申立人A子は、申立人B子に対し、前項の遺産を取得した代償として、25
25 0万円を支払うこととし、これを本審判確定の日から1か月以内に、持参又は
26 振り込む方法により支払う。

1 5 当事者全員は、以上をもって甲事件被相続人の遺産及び乙事件被相続人の遺産
2 並びにその分割に関する紛争が一切解決したものとし、本主文に定めるほか何ら
3 の債権債務のないことを相互に確認する。【注1】

4 6 本件手続費用は、各自の負担とする。

5 理 由

6 本件においては、家事事件手続法284条により、調停に代わる審判をするのを
7 相当と認め、本件調停委員会を構成する家事調停委員の意見を聴いた上、主文のと
8 おり審判する。【注2】【注3】

9 平成28年12月×日

10 A家庭裁判所B支部

11 裁 判 官 × × × ×

12

13 (別 紙)

14 遺 産 目 録 1

15 (甲事件被相続人)

16 1 土 地

17 所 在 A県D市E四丁目

18 地 番 4 1 番 1 3

19 地 目 宅地

20 地 積 7 6 . 6 0 平方メートル

21 (登記記録上の甲事件被相続人の住所 D市H町59番地)

22 (登記記録上の甲事件被相続人の氏名 丙野d子)

23 2 建 物

24 (未登記)

25 所 在 等 A県D市E四丁目41番地

26 種 類 居宅

1 構 造 木造
2 屋 根 瓦葺
3 地 上 2階
4 現況床面積 1階 62.60平方メートル
5 2階 62.60平方メートル

以 上

8 (別 紙)

9 遺 産 目 録 2

10 (乙事件被相続人)

11 1 貯 金

12 (1) ゆうちょ銀行 通常貯金 記号番号101××-68809431

13 (2) ゆうちょ銀行 担保定額貯金 記号番号101××-68809431

14 以 上

15
16 【注1】清算条項は、調停に代わる審判においてその存在が明らかであった遺産に関する
17 ものであり、主文に反するような確定後の主張を封じる効果がある。対象とされなかつ
18 た遺産について後日の遺産分割を否定する効力を有するものではない。調停成立時の調
19 停条項についても同様である。

20 後日遺産が発見されたときのために、調停条項では、当事者の意向により遺産発見条
21 項を追加することもある。「別紙遺産目録記載の財産以外の被相続人の遺産が発見され
22 たときは、当事者全員は、その分割につき別途協議する。」、「別紙遺産目録記載の財
23 産以外の被相続人の遺産が発見されたときは、当事者全員は、その法定相続分に応じて
24 これを分割する。」などとする。

25 使途不明金問題等、紛争が残っている事案では、清算条項を「別紙遺産目録記載の被
26 相続人の遺産及びその分割に関する紛争・・・」とする例もある。

1 また、当事者間の対立が苛烈な場合等、調停に代わる審判では、清算条項を一切入れ
2 ないこともある。

3 【注2】調停委員会による調停でなく、単独調停の場合は、「本件においては、家事事件手
4 続法284条により、調停に代わる審判をするのを相当と認め、主文のとおり審判する。」
5 とする。

6 【注3】理由において、(欠席)当事者の対応、遺産の範囲や遺産の評価等について、記載す
7 ることもある。「相手方一郎は、本調停期日に1度も出席せず、家庭裁判所調査官が送付し
8 た照会書面にも回答しなかった。」、「相続の開始及び遺産の範囲については、主文1項、
9 2項のとおりである。」、「目録記載1の建物の評価額は、査定書(甲△)によると、〇〇
10 〇万円である。」などとする。

11

1 【19-5 調停に代わる審判 遺産分割申立事件（不一致型）】

2 平成28年（家イ）第×××××号 遺産分割申立事件

3 審 判

4 （当事者欄は省略）

5 主 文

6 1 当事者双方は，被相続人甲野太郎（平成26年11月9日死亡。以下「被
7 相続人」という。）の相続人が，申立人及び相手方の2名であることを確認
8 する。

9 2 当事者双方は，別紙遺産目録（以下「目録」という。）記載の財産が被相
10 続人の遺産であることを確認する。

11 3 当事者双方は，目録記載の遺産を次のとおり分割する。

12 (1) 申立人は，目録記載の遺産を単独取得する。

13 (2) 相手方は，遺産を取得しない。【注】

14 4 当事者双方は，以上をもって被相続人の遺産及びその分割に関する紛争が一切
15 解決したものとし，本主文に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認
16 する。

17 5 手続費用は各自の負担とする。

18 理 由

19 1(1) 目録記載の土地（以下「本件道路」という。）は公衆用道路であり，申立人
20 が所有する以下の不動産は，本件道路に接している。

21 以下の不動産については，平成27年9月5日付で申立人及び相手方の間で
22 成立した遺産分割協議により，申立人が取得したものである。

23 ① 土地

24 所在・A市B区C町，地番・3569番1，地目・宅地，地積・132.

25 23平方メートル

1 ② 建物

2 所在・A市B区C町3569番地1，家屋番号・3569番1，種類・居
3 宅，構造・木造スレート葺2階建，床面積・1階59.19平方メートル，
4 2階32.29平方メートル

5 (2) 本件道路は，固定資産税，都市計画税ともに，非課税とされている。

6 (3) したがって，本件道路については，申立人が取得するのが相当であり，本件
7 道路が非課税であることから，経済的価値はなく，申立人が相手方に代償金を
8 支払う必要はない。

9 2 本件においては，家事事件手続法284条により，調停に代わる審判をするの
10 を相当と認め，本件調停委員会を構成する家事調停委員の意見を聴いたうえ，主
11 文のとおり審判する。

12 平成28年10月×日

13 A家庭裁判所

14 裁 判 官 × × × ×

15
16 (別 紙)

17 遺 産 目 録

18 土 地

19 所 在 A市B区C町
20 地 番 3569番4
21 地 目 公衆用道路
22 地 積 145平方メートル

23 被相続人の持分8分の1

24 以 上

25
26 【注】本事案は，相手方に取得させることは相当ではなく，代償金を支払う必要もない場

1 合である。

2 なお、遺産を現物取得等しないものの、代償金の支払を受ける場合は、家事法195
3 条の債務を負担させる方法による遺産の分割（代償分割）の方法によるものであり、取
4 得率がゼロである旨の確認条項である「遺産を取得しない。」との主文は不適切である。

5 答弁書の記載や家庭裁判所調査官による意向調査により、遺産の取得を希望しないこ
6 とが明らかになった場合には、理由において、「相手方は、答弁書において、遺産の取
7 得を希望しない旨の意向を示した。」、「相手方は、家庭裁判所調査官による意向調査
8 において、代償金を含め遺産を取得しない旨の意向を示した。」などとする。

9

10

11

1 【19-6 調停に代わる審判 遺産分割申立事件（合意型・渉外事件）】

2 平成28年（家イ）第××××号 遺産分割申立事件

3 審 判

4 住 所 D市E区I××番地 特別養護老人ホーム××苑

5 （住民票上の住所 D市E区F×丁目×番×号）

6 申 立 人 A × ×

7 住 所 J県K市L×丁目×番×号

8 申 立 人 B × ×

9 住 所 D市G区H×番地×

10 相 手 方 C × ×

11 同手続代理人弁護士 ▲ ▲ ▲ ▲

12 国 籍 中華人民共和国

13 最後の住所 D市E区F×丁目×番×号

14 被相続人 C ○ ○

15 （2015年（平成27年）8月×日死亡）

16 主 文

17 1 当事者全員は、被相続人C○○（2015年（平成27年）8月×日死亡、以
18 下「被相続人」という。）の相続人が、申立人A××（以下「申立人A」という。）、
19 同B××（以下「申立人B」という。）及び相手方の3名であることを確認する。

20 2 当事者全員は、別紙遺産目録（以下「目録」という。）記載の財産が被相続人
21 の遺産であることを確認する。

22 3 当事者全員は、目録記載の遺産を次のとおり分割する。

23 (1)ア 当事者全員は、目録記載1の土地及び同2の建物（以下「本件不動産」と
24 いう。）を、下記持分割合で、いずれも共有取得する。

25 記

1	申立人 A	2 分の 1
2	申立人 B	4 分の 1
3	相手方	4 分の 1

4 イ 当事者全員は、平成 29 年 12 月 31 日までに、本件不動産を相互に協力
5 して売却するものとし、その売却代金から不動産仲介手数料及び測量費等の
6 売却に要する費用を控除した残代金を、上記割合で取得する。

7 ウ 当事者全員は、平成 30 年 1 月 1 日以降、単独で競売申立てをすることが
8 できる。

9 【注 1】

10 (2) 申立人 A は、目録記載 3 の現金を取得する。

11 4(1) 申立人 A は、申立人 B に対し、前項(2)の遺産を取得した代償として、25 万
12 円を支払うこととし、これを、本審判確定の日から 1 か月以内に、持参又は送
13 付する方法により支払う。

14 (2) 申立人 A は、相手方に対し、前項(2)の遺産を取得した代償として、25 万円を
15 支払うこととし、これを、本審判確定の日から 1 か月以内に、☆☆銀行 D 支店の
16 「弁護士▲▲▲▲預かり口」名義の普通預金口座（口座番号×××××××）に
17 振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は申立人 A の負担とする。

18 5 当事者全員は、以上をもって被相続人の遺産及びその分割に関する紛争が一切
19 解決したものとし、前項までに定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確
20 認する。

21 6 手続費用は、各自の負担とする。

22 理 由

23 1 本件は、涉外事件であるところ、被相続人及び相続人は、全て日本に住所を有
24 し、分割対象である遺産も全て日本国内にあるから、日本に国際裁判管轄がある。

25 2 被相続人の本国法は中国法であるところ、中国民法通則 149 条、相続法 3
26 9 条によると、不動産については不動産所在地法により、動産の相続について

1 は死亡当時の被相続人の住所地法によるものとされる。本件不動産が日本国内
2 に所在し，被相続人の死亡当時の住所地が日本国内にあるため，本件において
3 は，法の適用に関する通則法41条により，日本法が準拠法となる。【注2】
4 3 本件においては，家事事件手続法284条により，調停に代わる審判をするの
5 を相当と認め，本件調停委員会を構成する家事調停委員の意見を聴いた上，主文
6 のとおり審判する。

7 平成28年11月×日

8 D家庭裁判所家事部

9 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

10

11 (別 紙)

12 遺 産 目 録

13 1 土 地

14 所 在 D市E区F×丁目

15 地 番 ×番×

16 地 目 宅地

17 地 積 56.79平方メートル

18 2 建 物

19 所 在 D市E区F×丁目 ×番地×

20 家屋番号 ×番×

21 種 類 居宅

22 構 造 鉄骨造陸屋根2階建

23 床面積 1階 33.12平方メートル

24 2階 32.40平方メートル

25 3 現 金

26 100万 (申立人A保管)

以 上

1

2

3 【注1】共有取得，任意売却，競売を組み合わせた条項である。審判では不可能であるが，
4 調停に代わる審判では可能な場合がある。

5 【注2】渉外的性質を有する遺産分割事件では，準拠法に関する判示が必要となる。また，
6 国際裁判管轄に関する判示については，LP226頁以下。

1 【20-1-1 離婚請求事件 基本型（離婚原因の存否，認容例）】

2 平成27年×月×日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

3 平成26年(家ホ)第××号 離婚請求事件

4 口頭弁論終結の日 平成27年×月×日

5 判 決

6 本 籍 A 県 B 市 C 町 × × 番 地

7 住 所 A 県 B 市 D 町 × 丁 目 × 番 × 号

8 原 告 甲 野 花 子

9 同訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

10 本 籍 原告と同じ

11 住 所 A 県 B 市 C 町 × 番 × 号

12 被 告 甲 野 太 郎

13 同訴訟代理人弁護士 △ △ △ △

14 主 文

15 1 原告と被告とを離婚する。

16 2 訴訟費用は被告の負担とする。

17 事 実 及 び 理 由

18 第 1 請 求

19 主文同旨

20 第 2 事 案 の 概 要

21 1 事 案 の 要 旨

22 本件は、原告が、夫である被告に対し、原告と被告との間の婚姻関係は被告
23 の暴力、暴言等により破綻しており、婚姻を継続し難い重大な事由があると主
24 張して、民法770条1項5号に基づき離婚を求めた事案である。

25 2 前提事実（末尾に証拠等を示す。） 【注1】

1 (1) 原告（昭和45年8月生）と被告（昭和50年1月生）は、平成14年1
2 1月22日に婚姻した。両者の間に子はいない。（甲1）

3 (2) 原告は、遅くとも平成23年2月1日頃に、自宅を出て以来、被告と別居
4 している（弁論の全趣旨）。

5 3 争点及びこれに関する当事者の主張

6 婚姻を継続し難い重大な事由の存否 【注2】【注3】

7 (原告の主張)

8 (1) 被告は、平成18年に退職した後、当初デイトレードで収入を得ていた
9 が、その後収入が全く得られなくなった。

10 (2) 被告は、勤めに出ないことを原告から指摘されたり、気にいらぬことが
11 あったりすると、原告に対し、暴言を吐いたり、暴力を振るったりするよう
12 になり、平成21年頃からその頻度は増え、態様も激化していった。

13 被告は、平成23年1月19日、原告の腰を蹴って腰部打撲の傷害を負わ
14 せ、これにより、原告は同月21日まで入院した。さらに、被告は、同月2
15 9日、些細なことで原告を怒鳴り、原告の頭を殴った。原告は、翌月1日
16 頃、身の危険を感じて実家に戻り、以来、現在まで被告と別居している。

17 (3) 以上によれば、原告と被告との間の婚姻関係は、被告の暴力、暴言等によ
18 り破綻しており、婚姻を継続し難い重大な事由がある。

19 (被告の主張)

20 (1) 原告の主張(1)及び(2)のうち、被告が平成18年に退職したこと、現在は別
21 居していることは認め、その余は否認する。原告は、被告から暴力を振るわ
22 れた旨主張しながら、被害届も出さず、告訴もしていない。原告は、柔道の
23 有段者であり、被告が自分より強者である原告に暴力をふるうことはない。

24 (2) 原告の主張(3)は争う。原告主張の離婚原因はなく、夫婦関係は十分に修復
25 可能である。

26 第3 当裁判所の判断

1 1 認定事実 【注4】

2 前記前提事実に加え、証拠（後記のものほか、甲7、乙9、原告本人、被告
3 本人。以下、枝番は省略する。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認
4 められる。

5 (1) 原告と被告は、平成14年11月22日に婚姻した。

6 被告は、婚姻当初は就職していたが、平成18年12月に退職し、以後現
7 在まで、無職である。なお、被告は、退職当初はデイトレードで収入を得て
8 いたが、平成21年頃から収入を得られなくなった。被告は、平成22年
9 頃、双極性障害と診断された。

10 (2) 被告は、遅くとも平成19年頃から、原告との口論の際、原告に対し、
11 「出て行け」などと暴言を吐き、手を挙げるようになった。また、平成21
12 年頃からは、口論の頻度も増え、1か月に二、三回の割合になっていた。

13 (3) 被告は、平成22年7月27日、口論の際、原告の左眼付近を殴った。

14 (4) 被告は、同年10月18日、路上で口論となった際、原告の顔を殴った。

15 原告は、上記暴力について、後日、警察署に相談した。（甲3ないし5）

16 もっとも、原告は、被告の暴力について被害届の提出や告訴まではしてお
17 らず、平成21年以降も、被告と2人で食事に行ったり登山に行ったりする
18 ことも多かった（乙1、2、5、7、10）。

19 (5) 被告は、平成23年1月19日、原告と外食後、些細なことから口論とな
20 り、原告の腰を後ろから蹴った。原告は、痛みで動けなくなり、救急車で病
21 院に搬送されて腰部打撲と診断され、同月21日まで入院した。（甲5、乙
22 14）

23 (6) 被告は、同月29日、深酒をして帰宅した原告に対し、些細なことで激怒
24 し、原告の頭を殴った。原告は、翌日、警察署に行き、そのまま自宅には戻
25 らず、以後、現在まで被告と別居している。（甲3、4）

26 （事実認定の補足説明）

1 被告は、原告主張の暴力等を否認する。しかし、原告が被告との離婚等を考
2 える前から被告による暴力について警察署に相談していること（甲3、4）、
3 原告が救急車で病院に搬送された記録や診断書（甲5）もあるところ、少なく
4 とも上記認定の限度では、原告の供述部分は基本的に信用でき、これに反する
5 被告の供述等は信用できない。

6 2 離婚請求について

7 上記認定事実及び原告本人の供述によれば、原告は、遅くとも平成22年以
8 降、被告による暴力が繰り返されることに悩むようになっていたところ、その
9 後、夫婦関係が良好な時期もあったものの、平成23年1月、被告から10日
10 間に2度にわたり暴力を受けたことを契機として、もはや我慢の限界を超えて
11 しまい、被告との婚姻関係を継続することはできないと判断し、別居を開始し
12 たと認められる。原告がこのようにして離婚の決意を固めた経緯については十
13 分に理解できるものであるし、原告本人の供述によれば、その離婚意思は固い
14 と認められる。

15 他方、被告は、被告による暴力を否定しつつ、今後原告とカップルカウンセ
16 リングに行くことも考えているし、円満にやり直すことも可能であるなどと供
17 述する（被告本人）。しかし、上記認定事実のおりの暴力を否定し、むしろ
18 原告には認知の問題があるなどと原告を非難する被告の態度（被告本人）を踏
19 まえると、カップルカウンセリングを受けるなどしても、その効果は期待でき
20 ず、原告との信頼関係を回復することは不可能であると考えられる。

21 以上に加え、別居期間が4年に及ぶことなどを総合すると、原告と被告との
22 婚姻関係はもはや修復ができないほど破綻しているというべきであり、原告と
23 被告との間には婚姻を継続し難い重大な事由がある。

24 3 よって、原告の請求は理由があるから認容する。

25 A家庭裁判所B支部

26 裁判官 ○ ○ ○ ○

1 【注1】 人事訴訟では自白が成立せず，証拠による認定を要するため（人訴法19条1
2 項），「争いのない事実」とは記載しない。

3 【注2】 婚姻を継続し難い重大な事由の意義（双方に婚姻共同生活継続の意思がない
4 か，
5 客観的にみて婚姻共同生活の修復が著しく困難であること），判断要素（別居期間の長
6 短，別居直前の被告の有責行為等）につき，秋武憲一ほかリーガル・プログレッシブ・
7 シリーズ「離婚調停・離婚訴訟（改訂版）」（青林書院。以下「LPS離婚訴訟」とい
8 う。）64頁以下，同116頁以下，松原正明「人事訴訟の実務」（新日本法規。以下
9 「松原実務」という。）249頁以下参照。

10 【注3】 判決に記載すべき主張の内容・程度につき，民訴法253条2項，秋山幹男ほ
11 か「コンメンタール民事訴訟法V」189頁以下，法曹会「民事判決書の新しい様式に
12 ついて」80頁等参照。

13 【注4】 破綻の有無の判断に要する事実認定の程度につき，安倍嘉人「控訴審からみた
14 人事訴訟事件」（家裁月報60巻5号。以下「安倍論文」という。）12頁以下，伊藤
15 由紀子「人事訴訟ー停滞させないためのヒント」（家裁月報65巻7号）13頁以下，
16 48頁各参照。

17

18

1 【20-1-2 離婚請求事件 離婚原因の存否（棄却例）】

2 —

3 〈略〉

4 主 文

5 1 原告の請求を棄却する。

6 2 訴訟費用は原告の負担とする。

7 事 実 及 び 理 由

8 第1 請求

9 原告と被告とを離婚する。

10 第2 事案の概要

11 1 事案の要旨

12 本件は、原告が、妻である被告に対し、民法770条1項5号に基づく離婚
13 を求めた事件である。

14 2 前提事実

15 (1) 原告は、昭和35年3月1日生まれ男性であり、被告は、昭和32年1
16 0月17日生まれ女性である（戸籍全部事項証明書）。

17 (2) 原告と被告は、昭和61年5月18日に婚姻し、昭和63年8月25日に
18 長女〇〇をもうけた（戸籍全部事項証明書）。

19 (3) 原告は、平成24年12月2日に家を出て、以後、被告と別居生活を続け
20 ている（甲1，乙10，原告本人，被告本人）。

21 3 争点

22 原被告間に婚姻を継続し難い重大な事由があるか

23 (原告の主張)

24 (1) 原告に対する侮蔑・侮辱

25 被告は、結婚当初から、原告に対して「甲斐性がない」等と文句を言い、

26 財産管理等の全てを独断で行った。そして、被告は、原告が財産管理に関し

1 て意見を言う、これに反対するばかりか、「そんなことだからお金が貯ま
2 らないのよ。」等と嘲笑って無視し、物品の購入についてさえ反対した。ま
3 た、被告は、単に原告の意見に反対するのみならず、原告を侮辱することを
4 繰り返した。

5 (2) ED（勃起不全）に対する罵倒

6 被告は、平成13年頃、原告に対し、性交渉中に「役立たず」などと大声
7 で罵った。原告は、これを機に被告と交渉を持つ気にならなくなり、遅くとも
8 平成15年には、原告と被告との間には、精神的にも肉体的にも夫婦とし
9 ての実体がなくなった。

10 (3) 家事の放棄

11 被告は、平成19年頃から、乗馬やダンスなどの趣味に没頭し、ほとんどの
12 家事を放棄した。被告がほとんど掃除をしないため、部屋は汚れ、異臭が
13 漂う状態となった。また、被告は、夕食だけは作るものの、3日続けて手間
14 のかからぬ鍋料理ということも頻発した。

15 (4) 以上のことから、原告と被告の婚姻関係は、平成15年以降破綻し、被告
16 がほとんどの家事を放棄した平成19年頃以降は、外形的にも原告と被告と
17 の間には夫婦としての関わりが存在しなくなった。それでも原告は、被告と
18 の同居を続けたが、遂に耐えきれなくなり、平成24年12月1日、被告に
19 対して離婚の意思を伝え、翌2日、家を出た。

20 (5) 以上によれば、原被告間の婚姻関係は、遅くとも平成19年までには完全
21 に破綻しており、修復の余地もない。

22 (被告の主張)

23 (1) 被告が原告に対して侮蔑的、侮辱的な言動をしたことはない。

24 (2) 原告が結婚後数年で性的不能に陥ったため、被告が原告に対して「私のこ
25 と気に入らない？」と尋ねたり、一緒に病院に行かないかと誘ったことはあ
26 ったが、「役立たず」などと罵ったことは決してない。

1 (3) 被告は、平成13年頃、うつ病に罹患したが、うつ病を患っていた期間中
2 も最低限の家事はこなしていた。また、被告は、食事の準備については非常
3 に気を遣っており、毎日魚と肉の料理を作り、その日のメニューを原告と長
4 女にメールで知らせていた。

5 (4) 原告と被告は、平成24年11月まで、夫婦として一緒に食事をし、日常
6 会話も交わすなど、家族としていつもどおりの生活を送っていた。また、原
7 告と被告は、長女も含め、家族旅行や家族の誕生日祝い、結婚記念日のお祝
8 いを毎年実施してきた。

9 (5) 原告と被告の婚姻関係は、平成24年12月1日に原告が離婚を切り出す
10 まで円満であった。また、被告は、原告の感じてきた問題点を改善していこ
11 うという気持ちを持っている。原告と被告の同居期間は約26年間もあるの
12 に対し、別居期間は1年半程度しかない。

13 以上によれば、原告と被告の婚姻関係は未だに破綻しておらず、十分修復
14 可能である。

15 第3 当裁判所の判断

16 1 原告は、離婚事由として、被告が、①原告に対して侮蔑的、侮辱的態度を繰
17 り返したこと、②平成13年頃、原告に対して「役立たず」などと大声で罵っ
18 たこと、③平成19年頃から乗馬やダンスなどの趣味に没頭し、ほとんどの家
19 事を放棄したことを挙げている。

20 2 しかしながら、被告は、原告が主張する各事由についていずれも否認してお
21 り、原告の主張を裏付けるに足りる証拠もない。

22 また、原告が主張する各事由は、原告自身も陳述書（甲1）において、妻に
23 とってみれば、ここに書いたようなことはとるに足らないエピソードの集まり
24 かもしれない旨自認しているとおおり、客観的にみて婚姻を継続し難い重大な事
25 由に当たるとはいえないものも多い上、相当に古いエピソードも多い。さら
26 に、原告の陳述書（甲1）によれば、原告は、平成17年頃、椅子を叩き付け

1 て不満を爆発させたことがあったとのことであるが、それ以降は、被告が原告
2 の行動に反対することは少なくなり、原告も被告の意向にかかわらず、自分の
3 欲しい物を欲しいときに買うようにしたとのことであり（甲1）、原告の主張
4 を前提としても、原告が問題視している事由の一つは既に解決している。ま
5 た、被告は、平成13年頃から平成17年頃までの間、うつ病になったほか、
6 平成23年以降、心療内科に通院するようになったため、十分に家事ができな
7 い時期があったことが認められるが（証拠<略>）、被告の病状に鑑みると、こ
8 の間被告が十分に家事ができなかったとしても、やむを得ない面もある。

9 3 また、原告は、原被告間の婚姻関係は平成15年頃には破綻し、平成19年
10 頃以降は外形的にも夫婦としての関わりが存在しなくなった旨主張するが、証
11 拠（<略>）によれば、①被告は、別居する直前まで原告と同じ寝室で寝起き
12 し、原告のために夕食を作り、日常的なメールのやり取りもあったこと、②原
13 告と被告は、平成18年頃まで家族で旅行に出掛け、平成23年頃まで家族の
14 誕生日や結婚記念日を家族で祝うこともあったこと、③原告は、平成24年1
15 2月1日まで被告に対して離婚を切り出したことはなく、被告との間で婚姻関
16 係を破綻させるような大きな喧嘩もなかったことなどが認められ、原告の内心
17 はともかく、平成19年以降、原被告間に夫婦としての実体がなかったとは認
18 められない。

19 4 以上に加え、原告と被告は、昭和61年5月に婚姻して以来、26年半以上
20 もの長期にわたって同居生活を続けてきたのに対し、別居期間は1年半程度し
21 かないことや、被告が、婚姻継続を強く願い、これまで原告が不満に思ってい
22 たことをそのまま受け止め、改めるべき点は改めたいと思っている旨陳述して
23 いること（証拠<略>）も併せ考慮すると、原被告間の婚姻関係は、未だ破綻し
24 ているとは認められず、原被告間に婚姻を継続し難い重大な事由があるとは認
25 められない。

26 5 以上によれば、原告の請求は理由がないから棄却する。

1

<略>

1 【20-2-1 離婚請求事件 有責配偶者の抗弁の成否（請求棄却）】

2 <略>

3 主 文

- 4 1 原告の請求を棄却する。
5 2 訴訟費用は原告の負担とする。

6 事 実 及 び 理 由

7 第1 請求

- 8 1 原告と被告とを離婚する。
9 2 原告と被告との間の長女××（平成13年10月1日生）の親権者を被告と
10 定める。

11 第2 事案の概要

12 1 事案の要旨

13 本件は、原告が、妻である被告に対し、①民法770条1項5号に基づく離
14 婚、②長女の親権者を被告と定める裁判を求めた事案である。

15 2 前提事実

- 16 (1) 原告（昭和50年10月生）と被告（昭和53年2月生）は、平成10年
17 3月10日に婚姻し、平成13年10月1日に長女をもうけた（甲1）。
18 (2) 原告は、平成25年頃に単身家を出て以降、被告及び長女と別居している
19 （甲14, 16, 乙14）。

20 3 主たる争点及びこれに関する当事者の主張

21 (1) 婚姻を継続し難い重大な事由の存否

22 (原告の主張)

23 ア 被告は、婚姻当初から度々ヒステリーを起こし、対話が成立しないこと
24 などがあり、原告は、被告との婚姻生活にストレスを覚えるようになっ
25 た。さらに、原告は、平成20年1月、被告とBとの親密なメールのやり
取りを見つけて被告とBが不貞をしたと知り、被告に対し、離婚を求め、

1 両者の婚姻関係は破綻した。それ以上離婚協議が進展しなかったのは、被
2 告が、うつ病と診断され、自殺をほのめかすなどし、まともな話ができな
3 かったからにすぎない。

4 イ 原告は、平成24年10月頃から、被告宅に帰らなくなり、同年11月
5 頃、仲人の説得で一時帰宅し、念書を作成したものの、平成25年7月以
6 降は、原告の実家で居住するようになった。

7 ウ したがって、原告と被告には、婚姻を継続し難い重大な事由がある。

8 (被告の主張)

9 否認し、争う。被告は、不貞をしておらず、原告が虚偽のメールを作出し
10 たにすぎない。原告と被告の婚姻関係は、原告が念書を作成した平成24年
11 11月13日時点でも破綻していなかった。原告が家を出たのは、同月末頃
12 である。

13 (2) 有責配偶者の抗弁の成否

14 (被告の主張)

15 原告は、婚姻関係破綻前の平成23年頃からAと不貞行為に及んだ有責配
16 偶者であるから、原告からの離婚請求は認められない。

17 (原告の主張)

18 否認し、争う。原告と被告の婚姻関係は、被告とBとの不貞が発覚した平
19 成20年1月頃の時点で既に破綻していた。

20 第3 当裁判所の判断

21 1 争点(1) (婚姻を継続し難い重大な事由の存否) について

22 証拠 (<略>) 及び弁論の全趣旨によれば、原告は、①婚姻後まもなく、テ
23 レクラに通い、被告にもうしないと約束したにもかかわらず、その後もテレ
24 クラや出会い系サイトを利用したことがあったこと、②少なくとも平成23
25 年10月3日と同年11月5日の2回にわたり、Aとラブホテルに入ったこ
26 とがあり、平成24年11月にも、Aと路上でキスしているところを探偵業

1 者に目撃されたこと，③同年10月頃から外泊がちとなり，平成25年2月
2 頃以降は，被告と別居していること，④遅くとも別居後は，一貫して離婚を
3 求めていることなどが認められ，被告との関係修復の目処は見当たらない。

4 以上からすると，被告がなお離婚を争っていることなどを考慮しても，現
5 時点では，原告と被告との婚姻関係は客観的には破綻しており，婚姻を継続
6 し難い重大な事由があると認められる。 【注1】

7 2 争点(2) (有責配偶者の抗弁の成否) について

8 (1) 前記認定の事実には照らせば，原告は，遅くとも平成23年10月頃から
9 Aと不貞関係となり，平成24年10月頃から外泊がちとなり，平成25
10 年2月頃以降，被告と別居しており，原告は，主として上記一連の行為に
11 より婚姻関係を破綻させた有責配偶者と認められる。

12 (2) これに対し，原告は，平成20年1月に被告の不貞行為が発覚した時点
13 で，被告との婚姻関係は破綻していたと主張し，これに沿う供述をする。

14 【注1】

15 しかしながら，証拠(略)によれば，被告が，平成20年1月頃，B
16 と親しくメールをしたり，食事を共にしたりした事実は認められるが，こ
17 れを超えて，被告がBとの間で不貞行為に及んだと認めるに足りる証拠は
18 ない。

19 加えて，原告は，①それ以前に，テレクラや出会い系サイトの利用によ
20 り被告の不信を招いたことがありながら，被告との婚姻生活を継続してい
21 た上(証拠略)，②平成20年1月頃以降も，少なくとも平成24年1
22 0月頃まで4年近く，被告と同居を続け，③被告や長女と，平成22年夏
23 頃には遊園地に，平成23年2月頃には動物園に，平成24年頃にも親戚
24 の結婚式に共に行くなどしている(証拠略)。また，原告は，④同年1
25 1月13日には，被告の母から相談を受けた仲人の説得もあったとはい
26 え，帰宅することを約束する念書を被告あてに作成し，少なくとも平成2

1 5年1月頃までは、短時間でも時々帰宅していた上（証拠<略>）、⑤平成
2 26年2月にも、被告の求めに応じて誕生日に贈り物をしている（証拠<略
3 >）。これらの事情も考慮すると、原告の内心はともかく、原告がAと不貞
4 関係を持つようになった平成23年秋頃より前に、原告と被告との婚姻関
5 係が、客観的にみて著しく修復困難な程度に破綻していたとは認め難い。

6
7 (3) なお、原告は、仮に原告が有責配偶者であるとしても離婚請求が信義則
8 に反しないとも主張する。しかし、原告と被告との同居期間は14年以上
9 に及ぶのに対し、別居期間は口頭弁論終結時で3年にも満たず、別居期間が
10 両当事者の年齢及び同居期間との対比において相当の長期間に及んでいると
11 はいえない。また、原告と被告との間には、未成熟の子として14歳の長女
12 がいる。 【注2】

13 (4) したがって、有責配偶者である原告による離婚請求は、信義則に反し、許
14 されないというべきである（最高裁昭和62年9月2日判決・民集41巻6
15 号1423頁参照）。

16 3 以上によれば、その余について判断するまでもなく、原告の請求は理由がな
17 いから棄却する。

18 <略>

【注1】離婚原因の存否については、口頭弁論終結時で破綻しているかが問題であるから、必ずしも破綻時期を認定する必要はない。これに対し、有責配偶者（破綻につき専ら又は主として責任のある配偶者）の抗弁の成否については、原告の有責行為と破綻時期の先後の認定を要する場合がある。

【注2】有責配偶者の抗弁の成否の判断枠組みにつき、昭和62年度最判解説540頁以下、LPS離婚訴訟127頁以下参照。

19

20

1 【20-2-2 離婚請求事件 有責配偶者の抗弁の成否（認容例）】

2 〈略〉

3 主 文

- 4 1 原告と被告とを離婚する。
5 2 訴訟費用は被告の負担とする。

6 理 由

7 第1 請求

8 主文同旨

9 第2 事案の概要

10 本件は、原告が、妻である被告に対し、原告と被告との婚姻関係は破綻して
11 いると主張して、民法770条1項5号に基づき、離婚を求めた事案である。

12 被告は、原告は有責配偶者であり、その離婚請求は信義則に照らして許され
13 ないと主張して、これを争っている。

14 第3 当裁判所の判断

15 1 認定事実

16 証拠（〈略〉）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

17 (1) 原告（昭和25年1月生）と被告（昭和30年5月生）は、昭和49年3
18 月9日、婚姻し、昭和51年1月3日に長女を、昭和57年8月1日に長男
19 をもうけた。

20 (2) 原告は、平成6年頃、Aと肉体関係を持ち、平成7年5月1日、被告宅を
21 出て以来、19年以上、被告及び子らと別居している。

22 (3) 原告は、別居以降、被告と子らの生活費、教育費をすべて負担してきた。

23 原告は、子らがいずれも大学を卒業後に就職し、独立して生計を営むように
24 なった後も、現在まで、被告に対し、生活費として毎月30万円を支払うな
25 どしている。

1 (4) 被告は、平成21年6月18日、埼玉県内に土地建物（固定資産税評価額
2 約1000万円相当）を単独で相続し、現在これを所有している。

3 (5) 原告は、平成22年頃から、別の女性と交際を開始し、現在、同人と同居
4 している。

5 (6) 原告は、子らがいずれも独立したことを機に、平成25年8月、被告に対
6 し、離婚調停を申し立て、離婚給付金として2000万円の支払を申し出た
7 が、被告はこれに応じず、調停不成立に終わった。

8 2 婚姻を継続し難い重大な事由の存否について

9 以上認定のとおり、原告と被告との別居期間が19年以上に及んでいるこ
10 と、原告が現在女性と同居していることなどに照らせば、現時点では原告と被
11 告との婚姻関係が破綻しており、婚姻を継続し難い重大な事由があることは明
12 らかである。

13 3 有責配偶者の抗弁の成否について

14 (1) 以上の認定事実に証拠（原告本人、被告本人）及び弁論の全趣旨を総合
15 すると、原告と被告との婚姻関係は、原告の不貞を主な原因として破たん
16 したものであり、原告は婚姻関係の破たんについて専ら又は主として責任
17 を有する有責配偶者であると認められる。これに対し、原告は、被告の暴
18 力が著しかったなどと主張するが、これを認めるに足りる証拠はなく、結
19 論を左右しない。

20 (2) そこで、原告の離婚請求が信義則に照らして許されないものかを検討す
21 る。

22 【注1】

23 前記のとおり、①原告と被告との別居期間が19年以上と相当長期間に及
24 んでおり、②子らはいずれも社会人として独立している。③他に被告が離婚
25 により精神的、社会的、経済的に極めて苛酷な状態におかれるなど離婚請求
26 を認容することが著しく社会正義に反するといえるような特段の事情が存在

1 すると認めるに足りる証拠がなく、かえって、原告が長年にわたり被告と子
2 らの生活費等を負担してきたこと、被告が約1000万円の価値を有する土
3 地建物を所有していること、原告が離婚給付金として2000万円の支払の
4 申出をしていることなどを考慮すると、原告は有責配偶者ではあるものの、
5 その離婚請求が信義則に照らして許されないものとはいえない。 【注2】

6 これに対し、被告は、昭和61年頃、原告に殴られたために左眼の視力が
7 著しく低下したと主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。離婚に伴
8 う被告の精神的苦痛や経済的不利益は、別途、財産分与又は慰謝料により解
9 決されるべきものであり、離婚請求を棄却すべき特段の事情とまではいえな
10 い。その他被告は種々主張するが、いずれも結論を左右しない。

11 4 結論

12 以上によれば、原告の請求は理由がある。よって、参与員の意見を聴いた
13 上、

14 主文のとおり判決する。 【注3】

15 〈略〉

【注1】適用に先立ち、最高裁昭和62年判決中、有責配偶者からの離婚請求が認められる場合のいわゆる3要件の判示部分を引用する例もある。

【注2】同居期間や年齢と対比するまでもなく相当の長期間と評価し得る例につき昭和62年度最判解説584頁，LPS離婚訴訟135頁

【注3】参与員の意見を聴いた場合の記載例。

【21-1】基本形

平成26年(家ホ)第××号

(別紙)

婚姻関係財産一覧表

原告名義の資産・負債(基準時・平成22年3月1日)

番号	項目	原告主張額	原告証拠	原告備考	被告主張額	被告証拠	被告備考	認定額	認定証拠	認定理由
1	不動産									
1-1	〇〇県〇〇町〇〇番の土地持分2分の1	¥0	甲1~3	原告が相続した財産であり、原告の特有財産	¥8,000,000	乙6		¥0	甲1~3	原告が相続した財産であり、原告の特有財産
2	預貯金									
	金融機関名 種目・口座番号									
2-1	〇〇銀行〇〇支店 普通預金00000000	¥120,931	甲4		¥120,931	甲4		¥120,931	甲4	
2-2	〇〇銀行〇〇支店 定期預金00000000	¥300,000	甲4	基準日残高130万円のうち100万円は、婚姻前からの預金であり、原告の特有財産	¥1,300,000	甲4		¥1,300,000	甲4	婚姻前からの預金を原資とする旨認めるに足る証拠はない
3	生命保険									
	保険会社 種別・証券番号									
3-1	〇〇共済 個人年金 00000000号	¥1,000,000	甲5		¥1,000,000	甲5		¥1,000,000	甲5	
4	負債									
	金融機関名									
4-1	〇〇銀行〇〇支店	¥-700,000	甲6		¥-700,000	甲6		¥-700,000	甲6	
原告名義の資産・負債の合計		¥720,931			¥9,720,931			¥1,720,931		

被告名義の資産・負債(基準時・平成22年3月1日)

番号	項目	原告主張額	原告証拠	原告備考	被告主張額	被告証拠	被告備考	認定額	認定証拠	認定理由
1	不動産									
1-1	〇〇県〇〇市〇〇丁目×番地の区分所有建物	¥24,000,000	甲5		¥20,000,000	乙3		¥22,000,000	甲5, 乙3	各査定額(甲5, 乙3)の平均値
2	預貯金									
	金融機関名 種目・口座番号									
2-1	〇〇銀行〇〇支店 普通預金00000000	¥130,956	乙4		¥130,956	乙4		¥130,956	乙4	
2-2	〇〇銀行〇〇支店 定期預金00000000	¥900,000	乙5		¥0	乙5, 6	婚姻前からの預金であり、被告の特有財産	¥0	乙5, 6	婚姻前からの預金であり、被告の特有財産
3	生命保険									
	保険会社 種別・証券番号									
3-1	〇〇生命保険 終身保険 00000000号	¥2,300,000	乙7		¥2,300,000	乙7		¥2,300,000	乙7	
4	退職金									
4-1	会社名:株式会社〇〇 入社:平成〇〇年〇月	¥6,400,000	乙8	別居時退職金1600万円* 婚姻(同居)期間8年÷就 労期間20年	¥6,400,000	乙8	別居時退職金1600万円* 婚姻(同居)期間8年÷就 労期間20年	¥6,400,000	乙8	別居時退職金1600万円* 婚姻(同居)期間8年÷就 労期間20年
5	株式									
	銘柄 数量									
5-1	〇〇商事 100株	¥560,000	乙9		¥560,000	乙9		¥560,000	乙9	
5-2	〇〇電力 250株	¥2,500,000	乙10, 11		¥0	乙10, 11, 15, 16	被告が父から贈与を受けた財産を原資としており、被告の特有財産	¥2,500,000	乙10, 11	父からの贈与財産を原資とする旨認めるに足る証拠はない。
6	負債									
	金融機関名									
6-1	〇〇銀行〇〇支店 1-1の建物の住宅ローン	¥-18,000,000	乙12		¥-18,000,000	乙12		¥-18,000,000	乙12	
被告名義の資産・負債の合計		¥18,790,956			¥11,390,956			¥15,890,956		
原告名義・被告名義の資産・負債の合計		¥19,511,887			¥21,111,887			¥17,611,887		
双方の資産・負債の合計の2分の1		¥9,755,944			¥10,555,944			¥8,805,944		
上記2分の1と原告名義の資産・負債の差額		¥9,035,013			¥835,013			¥7,085,013		

【21-3-1】特有財産部分に争いがある場合—不動産（案1：現在の名義を基準に分与対象財産を整理した後、原告名義持分の移転に伴う清算額を算定する場合）

平成〇〇年(家ホ)第〇〇号

婚姻関係財産一覧表

(別紙)

原告名義の資産・負債(基準時・平成16年1月1日)

番号	項目	原告主張額	原告証拠	原告備考	被告主張額	被告証拠	被告備考	認定額	認定証拠	認定理由	原告取得額	被告取得額
1	不動産											
1-1	〇〇県〇〇町〇〇番の区分所有建物持分2分の1	¥15,200,000	甲3~6	不動産現在額3800万円×持分1/2-3800万円×(相続財産からの原告出資額500万円÷購入価額5000万円)	¥17,000,000	乙3	不動産現在額3400万円×持分1/2。原告特有財産部分は未知。	¥14,400,000	甲3~6, 乙3	不動産現在額3600万円(甲3, 乙3の平均値)×持分1/2-3600万円×(相続財産からの原告出資額500万円÷購入価額5000万円)	¥0	¥14,400,000
2	預貯金											
	金融機関名 種目・口座番号											
2-1	〇〇銀行〇〇支店 普通預金〇〇〇〇〇〇〇	¥1,000,000	甲7		¥1,000,000	甲7		¥1,000,000	甲7		¥1,000,000	¥0
2-2	〇〇銀行〇〇支店 定期預金〇〇〇〇〇〇〇	¥2,000,000	甲7		¥2,000,000	甲7		¥2,000,000	甲7		¥2,000,000	¥0
原告名義の資産・負債の合計		¥18,200,000			¥20,000,000			¥17,400,000			¥3,000,000	¥14,400,000

被告名義の資産・負債(基準時・平成16年1月1日)

番号	項目	原告主張額	原告証拠	原告備考	被告主張額	被告証拠	被告備考	認定額	認定証拠	認定理由	原告取得額	被告取得額
1	不動産											
1-1	〇〇県〇〇町〇〇番の区分所有建物持分2分の1	¥19,000,000	甲3	不動産現在額3800万円×持分1/2。被告特有財産部分は未知。	¥14,960,000	乙3, 8, 9	不動産現在額3400万円×持分1/2-3400万円×(婚姻前預金からの被告出資額300万円÷購入価額5000万円)	¥15,840,000	甲3, 乙3, 8, 9	不動産現在額3600万円(甲3, 乙3の平均値)×持分1/2-3600万円×(婚姻前預金からの被告出資額300万円÷購入価額5000万円)		¥15,840,000
2	預貯金											¥0
	金融機関名 種目・口座番号											
2-1	〇〇銀行〇〇支店 普通預金〇〇〇〇〇〇〇	¥1,000,000	乙4		¥1,000,000	乙4		¥1,000,000	乙4		¥1,000,000	
2-2	〇〇銀行〇〇支店 定期預金〇〇〇〇〇〇〇	¥3,000,000	乙5		¥3,000,000	乙5		¥3,000,000	乙5			¥3,000,000
3	生命保険											
	保険会社 種別・証券番号											
3-1	〇〇生命保険 終身保険 〇〇〇〇〇〇〇号	¥2,000,000	乙7		¥2,000,000	乙7		¥2,000,000	乙7			¥2,000,000
5	負債											
	金融機関名											
6-1	〇〇銀行〇〇支店 1-1の建物の住宅ローン	¥-15,240,000	乙10		¥-15,240,000	乙10		¥-15,240,000	乙10			¥-15,240,000
被告名義の資産・負債の合計		¥9,760,000			¥5,720,000			¥6,600,000			¥0	¥6,600,000

原告名義・被告名義の資産・負債の合計

原告持分1-1を被告に移転した場合												
原告が取得する分与対象財産額	¥3,000,000			¥3,000,000			¥3,000,000				¥3,000,000	
被告が取得する分与対象財産額	¥24,960,000			¥22,720,000			¥21,000,000					¥21,000,000

双方の資産・負債の合計の2分の1

上記2分の1と原告取得分与対象財産額との差額

原告持分1-1中特有財産部分の譲渡額

清算額

【21-3-1】 特有財産部分に争いがある場合—不動産（案2：当初から原告名義持分の移転後を前提に各当事者の取得財産額と清算額を算定する例）

平成〇〇年(家ホ)第〇〇号

婚姻関係財産一覧表

(別紙)

原告取得の資産・負債(基準時・平成16年1月1日)

番号	項目	原告主張額	原告証拠	原告備考	被告主張額	被告証拠	被告備考	認定額	認定証拠	認定理由
2	預貯金									
	金融機関名 種目・口座番号									
2-1	〇〇銀行〇〇支店 普通預金00000000	¥1,000,000	甲7		¥1,000,000	甲7		¥1,000,000	甲7	
2-2	〇〇銀行〇〇支店 定期預金00000000	¥2,000,000	甲7		¥2,000,000	甲7		¥2,000,000	甲7	
原告取得の資産・負債の合計		¥3,000,000			¥3,000,000			¥3,000,000		

被告取得の資産・負債(基準時・平成16年1月1日)

番号	項目	原告主張額	原告証拠	原告備考	被告主張額	被告証拠	被告備考	認定額	認定証拠	認定理由
1	不動産									
1-1	〇〇県〇〇町〇〇番の区分所有建物持分2分の1(原告名義)	¥15,200,000	甲3~6	不動産現在額3800万円×持分1/2-3800万円×(相続財産からの原告出資額500万円÷購入価額5000万円)	¥17,000,000	乙3	不動産現在額3400万円×持分1/2。原告特有財産部分は不知。	¥14,400,000	甲3~6, 乙3	不動産現在額3600万円×持分1/2-3600万円×(相続財産からの原告出資額500万円÷購入価額5000万円)
1-1	〇〇県〇〇町〇〇番の区分所有建物持分2分の1(被告名義)	¥19,000,000	甲3	不動産現在額3800万円×持分1/2。被告特有財産部分は不知。	¥14,960,000	乙3, 8, 9	不動産現在額3400万円×持分1/2-3400万円×(婚姻前預金からの被告出資額300万円÷購入価額5000万円)	¥15,840,000	甲3, 乙3, 8, 9	不動産現在額3600万円×持分1/2-3600万円×(婚姻前預金からの被告出資額300万円÷購入価額5000万円)
2	預貯金									
	金融機関名 種目・口座番号									
2-1	〇〇銀行〇〇支店 普通預金00000000	¥1,000,000	乙4		¥1,000,000	乙4		¥1,000,000	乙4	
2-2	〇〇銀行〇〇支店 定期預金00000000	¥3,000,000	乙5		¥3,000,000	乙5		¥3,000,000	乙5	
3	生命保険									
	保険会社 種別・証券番号									
3-1	〇〇生命保険 終身保険 0000000号	¥2,000,000	乙7		¥2,000,000	乙7		¥2,000,000	乙7	
5	負債									
	金融機関名									
6-1	〇〇銀行〇〇支店 1-1の建物の住宅ローン	¥-15,240,000	乙10		¥-15,240,000	乙10		¥-15,240,000	乙10	
被告取得の資産・負債の合計		¥24,960,000			¥22,720,000			¥21,000,000		
原告取得・被告取得の資産・負債の合計		¥27,960,000			¥25,720,000			¥24,000,000		
双方の資産・負債の合計の2分の1		¥13,980,000			¥12,860,000			¥12,000,000		
上記2分の1と原告取得分与対象財産額との差額		¥10,980,000			¥9,860,000			¥9,000,000		
原告持分中特有財産部分の譲渡額		¥3,800,000		3800万円×(相続財産からの原告出資額500万円÷購入価額5000万円)	¥0		原告特有財産部分は不知	¥3,600,000		3600万円×(相続財産からの原告出資額500万円÷購入価額5000万円)
清算額		¥14,780,000			¥9,860,000			¥12,600,000		

【21-5-1】不動産の分与が問題となる事案(不動産ローンの引受けが問題とならない事案)

平成〇〇年(家ホ)第〇〇号

婚姻関係財産一覧表

(別紙)

原告名義の資産・負債(基準時・平成20年1月5日)

番号	項目	原告主張額	被告主張額	認定額	認定証拠	補足説明	原告取得額	被告取得額
1	不動産							
1-1	〇〇県〇〇町〇〇番の区分所有建物持分2分の1	¥20,000,000	¥20,000,000	¥20,000,000	甲3, 4	不動産現在額4000万円×持分1/2	¥0	¥20,000,000
2	預貯金							
	金融機関名 種目・口座番号							
2-1	〇〇銀行〇〇支店 普通預金〇〇〇〇〇〇〇	¥2,000,000	¥2,000,000	¥2,000,000	甲7		¥2,000,000	¥0
2-2	〇〇銀行〇〇支店 定期預金〇〇〇〇〇〇〇	¥8,000,000	¥8,000,000	¥8,000,000	甲7		¥8,000,000	¥0
原告名義の資産・負債の合計		¥30,000,000	¥30,000,000	¥30,000,000			¥10,000,000	¥20,000,000

被告名義の資産・負債(基準時・平成20年1月5日)

番号	項目	原告主張額	被告主張額	認定額	認定証拠	補足説明	原告取得額	被告取得額
1	不動産							
1-1	〇〇県〇〇町〇〇番の区分所有建物持分2分の1	¥20,000,000	¥20,000,000	¥20,000,000	甲3, 4	不動産現在額4000万円×持分1/2		¥20,000,000
2	預貯金							¥0
	金融機関名 種目・口座番号							
2-1	〇〇銀行〇〇支店 普通預金〇〇〇〇〇〇〇	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	乙4			¥1,000,000
2-2	〇〇銀行〇〇支店 定期預金〇〇〇〇〇〇〇	¥9,000,000	¥9,000,000	¥9,000,000	乙4			¥9,000,000
2-2	〇〇銀行〇〇支店 定期預金〇〇〇〇〇〇〇	¥20,000,000	¥20,000,000	¥20,000,000	乙5			¥20,000,000
3	負債							
	金融機関名							
3-1	〇〇銀行〇〇支店 1-1の建物の住宅ローン	¥-10,000,000	¥-10,000,000	¥-10,000,000	乙10			¥-10,000,000
被告名義の資産・負債の合計		¥40,000,000	¥40,000,000	¥40,000,000			¥0	¥40,000,000
原告名義・被告名義の資産・負債の合計		¥70,000,000	¥70,000,000	¥70,000,000			¥10,000,000	¥60,000,000
双方の資産・負債の合計の2分の1		¥35,000,000	¥35,000,000	¥35,000,000			¥35,000,000	¥35,000,000
上記2分の1と原告名義資産・負債との差額		¥5,000,000	¥5,000,000	¥5,000,000			¥25,000,000	¥-25,000,000
原告1-1の代償金額		¥20,000,000	¥20,000,000	¥20,000,000			¥-20,000,000	¥20,000,000
代償金以外の精算額		¥5,000,000	¥5,000,000	¥5,000,000			¥5,000,000	¥-5,000,000

【21-5-2】 不動産の分与が問題となる事案(不動産ローンの引受けが問題となる事案)

平成〇〇年(家ホ)第〇〇号

(別紙)

婚姻関係財産一覧表

原告名義の資産・負債(基準時・平成20年1月5日)

番号	項目	原告主張額	原告証拠	被告主張額	被告証拠	認定額	認定証拠	補足説明
1	不動産							
1-1	〇〇県〇〇町〇〇番の区分所有建物持分1分の6	¥5,000,000	甲3, 4	¥5,000,000	甲3, 4	¥5,000,000	甲3, 4	不動産現在額3000万円×持分1/6
2	預貯金							
	金融機関名 種目・口座番号							
2-1	〇〇銀行〇〇支店 普通預金〇〇〇〇〇〇〇	¥1,000,000	甲7	¥1,000,000	甲7	¥1,000,000	甲7	
原告名義の資産・負債の合計		¥6,000,000		¥6,000,000		¥6,000,000		

被告名義の資産・負債(基準時・平成20年1月5日)

番号	項目	原告主張額	原告証拠	被告主張額	被告証拠	認定額	認定証拠	補足説明
1	不動産							
1-1	〇〇県〇〇町〇〇番の区分所有建物持分5分の6	¥25,000,000	甲3, 4	¥25,000,000	甲3, 4	¥25,000,000	甲3, 4	不動産現在額3000万円×持分5/6
2	預貯金							
	金融機関名 種目・口座番号							
2-1	〇〇銀行〇〇支店 普通預金〇〇〇〇〇〇〇	¥1,000,000	乙4	¥1,000,000	乙4	¥1,000,000	乙4	
2-2	〇〇銀行〇〇支店 定期預金〇〇〇〇〇〇〇	¥3,000,000	乙4	¥3,000,000	乙4	¥3,000,000	乙4	
3	負債							
	金融機関名							
3-1	〇〇銀行〇〇支店 1-1の建物の住宅ローン	¥-15,000,000	乙10	¥-15,000,000	乙10	¥-15,000,000	乙10	
被告名義の資産・負債の合計		¥14,000,000		¥14,000,000		¥14,000,000		
原告名義・被告名義の資産・負債の合計		¥20,000,000		¥20,000,000		¥20,000,000		
双方の資産・負債の合計の2分の1		¥10,000,000		¥10,000,000		¥10,000,000		
上記2分の1と原告名義資産・負債との差額		¥4,000,000		¥4,000,000		¥4,000,000		

1 【21-1 離婚等請求事件 財産分与（基本形）】

2 平成27年×月×日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

3 平成26年(家ホ)第××号 離婚等請求事件

4 口頭弁論終結の日 平成27年×月×日

5 判 決

6 本 籍 A 県 B 市 C 町 × × 番 地

7 住 所 A 県 B 市 D 町 × 丁 目 × 番 × 号

8 原 告 甲 野 花 子

9 同訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

10 本 籍 原告と同じ

11 住 所 A 県 B 市 C 町 × 番 × 号

12 被 告 甲 野 太 郎

13 同訴訟代理人弁護士 △ △ △ △

14 主 文

15 1 原告と被告とを離婚する。

16 2 被告は、原告に対し、708万円を支払え。

17 3 原告と被告との間の別紙情報通知書記載の情報に係る年金分割について
18 の請求すべき按分割合を0.5と定める。

19 4 訴訟費用は被告の負担とする。

20 事 実 及 び 理 由

21 第1 請求

22 1 主文1, 3項同旨

23 2 被告は、原告に対し、財産分与として相当額を支払え。

24 第2 事案の概要

25 1 事案の要旨

1 (1) 原告（妻・昭和41年12月生）と被告（夫・昭和39年4月生）は、平
2 成14年3月1日、婚姻した。原告と被告は、平成22年3月1日から現在
3 まで別居している（証拠<略>）。 【注1】

4 (2) 本件は、原告が、被告に対し、①民法770条1項5号に基づく離婚、②
5 財産分与として相当額の支払、③別紙情報通知書記載の情報に係る年金分割
6 についての請求すべき按分割合を0.5とする裁判を求めた事案である。

7 2 争点

8 証拠（<略>）及び弁論の全趣旨によれば、原告と被告は、5年以上別居して
9 おり、被告も婚姻関係の破綻及び離婚を争わず、婚姻継続の意思を失っている
10 ことが認められる。以上からすると、原告と被告との婚姻関係は破綻してお
11 り、その修復は著しく困難であって、婚姻関係を継続し難い重大な事由がある
12 と認められる。 【注2】

13 したがって、本件の主な争点は、①原告の被告に対する財産分与請求の可否
14 及び額並びに②別紙情報通知書記載の情報に係る年金分割についての請求すべ
15 き按分割合となる。

16 3 争点に関する当事者の主張

17 (1) 原告の被告に対する財産分与請求の可否及び額

18 (原告の主張)

19 分与対象財産確定の基準日（平成22年3月1日）に存在した原告・被告
20 各名義の分与対象財産に関する原告の主張は、別紙婚姻関係財産一覧表（以
21 下「別紙一覧表」という。）の「原告主張額」欄及び「原告備考」欄記載の
22 とおりである。 【注3】

23 よって、原告は、被告に対し、相当額の財産分与を求める。

24 (被告の主張)

25 分与対象財産確定の基準日（平成22年3月1日）に存在した原告・被告
26 各名義の分与対象財産に関する被告の主張は、別紙一覧表の「被告主張額」

1 欄及び「被告備考」欄記載のとおりである。

2 (2) 年金分割についての請求すべき按分割合

3 (原告の主張)

4 年金分割についての請求すべき按分割合は0.5が相当である。

5 (被告の主張)

6 争う。

7 第3 争点に対する判断

8 1 争点(1) (財産分与請求の可否及び額) について

9 ア 分与対象財産確定の基準日及び分与対象財産の評価額について

10 分与対象となる共有財産確定の基準日は、原告と被告が別居を開始した平
11 成22年3月1日と認めることが相当であるところ(証拠<略>)、同時点で
12 存在した分与対象財産の現在の評価額は、別紙一覧表の「認定証拠」欄記載
13 の証拠及び同「認定理由」欄記載の理由により、同「認定額」欄記載のと
14 りと認める。【注4】【注5】

15 以下、補足説明する。

16 (ア) 別紙一覧表原告名義の資産・負債1-1(以下「原告資産1-1」とい
17 う。)について

18 証拠(甲1ないし3)によれば、原告資産1-1の不動産は、原告が平
19 成18年9月1日に原告の父から相続した原告の特有財産であると認めら
20 れる。分与対象財産であるとの被告の主張は採用できない。

21 (イ) 別紙一覧表原告名義の資産・負債2-2(以下「原告資産2-2」とい
22 う。)について

23 証拠(甲4)によれば、原告資産2-2の定期預金の基準日における残
24 高は130万円と認められる。原告は、基準日残高のうち100万円は、
25 婚姻前からの預金であると主張するが、これを認めるに足りる証拠はな
26 く、基準日残高全額を共有財産と認めることが相当である。

1 (ウ) 別紙一覧表被告名義の資産・負債 1-1 (以下「被告資産 1-1」とい
2 う。)について

3 被告資産 1-1 の不動産の評価額については、原告・被告がそれぞれ査
4 定書 (甲 5, 乙 3) を提出しているところ、各査定書中の査定過程に明ら
5 かに不合理な点は見当たらないことなどに鑑み、両査定価格の平均値であ
6 る 2200 万円をもって相当と認める。

7 (エ) 別紙一覧表被告名義の資産・負債 2-2 (以下「被告資産 2-2」とい
8 う。)について

9 証拠 (乙 5, 6) によれば、被告資産 2-2 の定期預金は、婚姻前から
10 の定期預金を自動継続してきた被告の特有財産であって、分与対象財産で
11 はないと認められる。

12 (オ) 別紙一覧表被告名義の資産・負債 5-2 (以下「被告資産 5-2」とい
13 う。)について

14 証拠 (乙 10, 11) によれば、被告資産 5-2 の株式の評価額は、株
15 式数 250 株に口頭弁論終結日の終値価格 1 万円 (顕著な事実) を乗じた
16 250 万円をもって相当と認める。これに対し、被告は、同株式は、被告
17 の母から贈与を受けた財産を原資とする被告の特有財産であると主張する
18 が、これを認めるに足りる証拠はない。

19 イ 以上によれば、分与対象財産の評価額は、別紙一覧表の「認定額」欄記載
20 のとおり、原告名義の資産・負債の合計が 172 万 0931 円、被告名義の
21 資産・負債の合計が 1589 万 0956 円、原告・被告名義の資産・負債の
22 合計が 1761 万 1887 円となる。

23 そして、対象財産形成に対する原告と被告との寄与度を相等しいものとみ
24 た場合に各人が得るべき額と各人名義の資産・負債の額との差額、その他本
25 件に現れた一切の事情を考慮すると、被告から原告に対し、財産分与として
26 708 万円 (= 1761 万 1887 円 ÷ 2 - 172 万 0931 円 (1 万円未

1 満切捨て)) の支払を命ずることが相当と認める。

2 【注6】 【注7】

3 2 争点(2) (年金分割についての請求すべき按分割合) について

4 年金分割についての請求すべき按分割合は、夫婦双方の老後の所得保障とい
5 う制度趣旨に照らしても、特段の事情がない限り、0.5と定めることが相当
6 であるところ、本件において、その割合を変更すべき特段の事情があると認め
7 るに足りる主張立証はない。

8 3 結論

9 以上によれば、原告の請求は、主文の限度で理由がある。よって、主文のと
10 おり判決する。

11 A家庭裁判所B支部

12 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

13 【注1】 一般には「1 事案の要旨」「2 前提事実」と書き分ける例が多いが、ここ
14 では他の記載例を示した（「民事判決書の新しい様式について」77頁参照）。

15 【注2】 民事新様式判決の場合は「争いのない事実」と「争点」に書き分ける例が多い
16 が、人事訴訟では、争いのない事実であっても証拠により認定する必要があるため（人
17 訴法19条1項）、このような書き方も考えられる。

18 【注3】 婚姻関係財産一覧表の書式（表計算ソフト形式）は、東京家庭裁判所のウェブ
19 サイト（http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/zinzi_soshou/index.htm
20 1）からダウンロードできる。別紙一覧表には「原告主張額」「被告主張額」「認定
21 額」「証拠」のみを記載し、「備考」（双方の主張）や「認定理由」は①本文中に記載
22 する例、②別に主張対比表を作成・添付する例などもある。

23 【注4】 分与対象財産確定の基準時と財産評価の基準時を区別すべきことにつき、秋武憲
24 一ほか「リーガル・プロGRESS・シリーズ 離婚調停・離婚訴訟（改訂版）」（青
25 林書院。以下「LPS離婚訴訟」という。）177頁以下参照。また、附帯処分の立証

1 は事実の調査（人訴法33条）によることも可能であるが、人事訴訟の附帯処分として
2 の財産分与の立証は、ほぼ例外なく訴訟手続上の手段（証拠又は弁論の全趣旨）による
3 ことにつき、LPS離婚訴訟196頁以下参照。

4 【注5】対象財産別の評価の考え方につき、東京家裁ウェブサイト「婚姻関係財産一覧表
5 の作成に当たっての注意事項」，LPS離婚訴訟177頁以下参照。

6 【注6】他に「対象財産形成に係る原告と被告の寄与割合は基本的に等しいと考えられる
7 ことを踏まえつつ、〇〇など本件に現れた一切の事情を考慮すると、」などの例がある。

8 【注7】本文には、「原則的清算額＝分与対象財産総額の2分の1－申立人名義の分与対
9 象財産額」とする計算式を記載した（端数が出る場合、概ね1万円単位（時には10万円
10 単位）で切り捨て又は切り上げた数字で財産分与を命ずるのが通例である（LPS離婚訴
11 訟174頁）。）。もっとも、家庭裁判所は、「当事者双方がその協力によって得た財産
12 の額」のほか、事案に応じ「一切の事情」を考慮して分与額を定めることができる
13 （民法768条3項），前提となる分与対象財産額は記載することが相当であるが、その
14 他考慮した事情については、最終的分与額を導くための計算過程を逐一判決理由に記載す
15 ることが性質上困難又は不相当な場合もある。したがって、分与対象財産額から最終的分
16 与額を導く計算式の記載は必須ではない（大門＝木納「離婚訴訟における財産分与の審理
17 ・判断の在り方について（提言）」家庭の法と裁判10号6頁）。

18

19

1 **【 2 1 - 2 財産分与（基準日に争いがある事案） 】**

2 <略>

3 ア 分与対象財産確定の基準日について

4 分与対象となる共有財産確定の基準日は，原告と被告が別居を開始したこ
5 とにより共有財産形成に向けた経済的協力関係が終了した平成27年3月5
6 日と認めることが相当である。

7 これに対し，原告は，平成22年1月1日には被告と家庭内別居を始めた
8 から，同日を基準日とすべきであると主張する。確かに，証拠（<略>）及び
9 弁論の全趣旨によれば，原告は同日頃から被告と寝室を別にするようにな
10 り，必要最小限の会話しか交わさなくなったことは認められるが，一方，そ
11 の後も被告が掃除，洗濯を含む家事や育児を担い，浴室等を共用してきたこ
12 とも認められることなどに照らせば，なお同日時点で共有財産形成に向けた
13 経済的協力関係が終了したと評価するに足りない。

14 原告の上記主張は採用できない。

15 <略>

16 **【注1】** 対象財産確定の基準時につき，LPS離婚訴訟175頁以下参照。

17 **【注2】** 対象財産確定の基準時について争いがあるときは，双方の主張する各基準時
18 （2時点）の財産開示を求め，2とおりの一覧表を作成させることがある。

19

20

1 **【21-3-1 財産分与（特有財産部分に争いがある場合—不動産）】**

2 <略>

3 主 文

4 1 原告と被告とを離婚する。

5 2 原告は、被告に対し、別紙物件目録記載の不動産につき、被告から代償金と
6 して第3項の金員の支払を受けるのと引換えに、財産分与を原因とする原告持
7 分全部移転登記手続をせよ。【注1】

8 3 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の不動産につき、原告から前項の原
9 告持分全部移転登記手続を受けるのと引換えに、1260万円を支払え。

10 4 訴訟費用は被告の負担とする。

11 理 由

12 第1 請求等

13 1 原告の請求等

14 (1) 主文1項同旨

15 (2) 被告は、原告に対し、相当額の財産分与をせよ。

16 2 被告の附帯処分の申立て

17 原告は、被告に対し、別紙物件目録記載の不動産（以下「本件不動産」とい
18 う。）につき、相当額の代償金の支払を受けるのと引換えに、財産分与を原因
19 とする原告持分全部移転登記手続をせよ。

20 第2 事案の概要

21 <略>

22 第3 争点に対する判断

23 1 分与対象財産の評価額について

24 分与対象確定の基準日（別居日である平成16年1月1日）の時点で存在し
25 た分与対象財産の現在の評価額は、別紙一覧表の「認定証拠」欄記載の証拠に

1 より、同「認定額」欄記載のとおりと認める。【注2】

2 以下、補足説明する。

3 (1) 別紙一覧表原告名義の資産1-1及び同被告名義の資産1-1について

4 証拠(略)によれば、①原告と被告は、婚姻後の平成19年5月5日に
5 原告名義の資産1-1及び同被告名義の資産1-1の不動産(以下「本件不
6 動産」という。)を合計5000万円(頭金1000万円、住宅ローン40
7 00万円)で購入し、共有持分を各2分の1ずつとして持分移転登記をした
8 こと、②原告は、上記購入の際、原告の父から相続した預金500万円を払
9 い戻した上で頭金1000万円の一部として出捐したこと、③被告は、上記
10 購入の際、婚姻前から預けていた定期預金300万円を解約した上で頭金1
11 000万円の一部として出捐したことが認められる。また、④本件不動産の
12 口頭弁論終結時の評価額は、原告・被告各提出の各査定書記載の査定価格
13 (証拠略)の平均値である3600万円をもって相当と認める。各当事者
14 は、相手方の主張を争うが、他に上記認定を左右するに足りる証拠はない。

15 そうすると、本件不動産の分与対象額の算定にあたっては、購入代金に対
16 する各自の特有財産からの出損額を割合的に考慮して控除すべきである。よ
17 って、原告名義の本件不動産持分のうち実質的共有財産部分の評価額は、1
18 440万円(=3600万円÷2-3600万円×(500万円÷5000
19 万円))、被告名義の本件不動産持分のうち実質的共有財産部分の評価額
20 は、1584万円(=3600万円÷2-3600万円×(300万円÷5
21 000万円))と認める。【注3】

22 (2) 略

23 2 分与方法について

24 (1) 現在、本件不動産に被告が居住し、住宅ローンを負担していることに鑑み
25 れば(証拠略)、財産分与において、当事者双方が希望するとおり、被告
26 に本件不動産に係る原告持分2分の1を分与することが相当である。

1 その上で被告から原告に分与すべき金額を検討するに、原告が被告に対し
2 て原告名義の資産1-1を分与した場合に各自が保有することとなる分与対
3 象財産は、原告が合計300万円、被告が合計2100万円（＝本件不動産
4 の分与対象財産部分（1440万円＋1584万円）＋その他の被告名義資
5 産合計600万円－基準日の住宅ローン残高1524万円）となり、双方の
6 合計額の2分の1と原告取得額との差額は900万円となる。これに、本件
7 不動産の原告持分のうち被告が取得する特有財産部分相当額360万円（＝
8 3600万円×（500万円÷5000万円））を加算すると、被告から原
9 告に対し、原告から本件不動産に係る原告持分2分の1の持分全部移転登記
10 手続を受けるのと引換えに1260万円を支払わせることが相当である。

11 〈略〉

12 【注1】 現在の実務では「別紙物件目録記載の不動産を原告に分与する。」との形式的
13 主文を掲げず、給付命令のみを主文に掲げる例がほとんどであることにつき、LPS離婚
14 訴訟191頁以下、松原正明「人事訴訟の実務」（新日本法規。以下「松原実務」と
15 いう。）173頁。

16 【注2】 本文と別紙（案1）では、まず現在の名義を基準に分与対象財産を整理した上
17 で、原告名義持分の移転に伴う清算額を算定した。別紙（案2）は、当初から原告名
18 義持分移転後の各当事者の取得財産を基準に整理したもので、結論は同じとなる。

19 【注3】 夫婦共有財産と特有財産の双方を原資として不動産を取得し、実質的寄与割合
20 と形式上の持分割合が異なる場合の実質分与対象財産の算定方法につき、LPS離婚
21 訴訟178頁以下参照。

22

1 **【21-3-2 財産分与（特有財産部分に争いがある場合—預貯金）】**

2 <略>

3 ア 別紙一覧表原告名義の資産3-1について

4 証拠（<略>）によれば，原告名義の〇〇銀行××支店の普通預金口座（原
5 告名義の資産3-1。以下「本件原告口座1」という。）の基準日（平成2
6 6年7月7日）における預金残高は600万円と認められるところ，民法7
7 62条2項の趣旨に照らせば，その全部又は一部が特有財産を原資とする旨
8 の反証がない限り，同額を分与対象財産と認めることが相当である。

9 これに対し，原告は，本件原告口座1の婚姻時（平成18年11月22
10 日）における預金残高は400万円あったから（証拠<略>），同額と基準日
11 残高の差額である200万円のみを分与対象財産とすべきであると主張す
12 る。しかしながら，被告は，基準日残高の原資を争うところ，証拠（<略>）
13 によれば，本件原告口座1には，婚姻後も多数回の入出金があり，その残高
14 は，婚姻後の平成21年6月30日には1000万円まで増加し，その後の
15 平成24年3月3日に10万円まで減少した後，基準日に上記残高まで再び
16 増加したことが認められる。これらの事実を考慮すれば，婚姻時の預金が基
17 準時まで残存して基準日残高の原資となったとは認め難い。

18 したがって，本件原告口座1の分与対象額は600万円と認めることが相
19 当である。

20 <略>

21 **【注1】** 当事者双方が争わなければ，婚姻時残高と基準日残高の差額を分与対象とする
22 例も多い（なお，秋武憲一「新版離婚調停」（日本加除出版）313頁参照）。特有
23 財産か不明なものは民法762条2項の趣旨に照らして分与対象財産とするのが原則
24 との考え方につき，LPS離婚訴訟178頁。その他，婚姻期間中の最低額（本件で
は10万円）を特有財産と認める考え方もある。

1 【21-4 財産分与（寄与度に争いがある事案）】

2 <略>

3 エ 寄与度について

4 (ア) 共有財産は、夫婦の有形・無形の経済的協力関係により形成されたもの
5 であり、双方の寄与度は、特段の事情がない限り、同程度とみることが相
6 当であるところ、本件において上記特段の事情を認めるに足りる主張立証
7 はない。

8 (イ) これに対し、原告は、①原告が上場企業の従業員として年収1200万
9 円以上を得ていたのに対して②被告は専業主婦であるが家事を疎かにし、
10 原告にたびたび暴言を吐くなど夫婦相互扶助義務を怠っていたから、財産
11 形成に対する被告の寄与度は3割程度であると主張し、これに沿う供述を
12 する。

13 しかしながら、被告本人は、家事や暴言につき反対趣旨の供述をしてお
14 り、他に原告の上記供述等を裏付けるに足りる的確な証拠はない上、原告
15 が主張する収入格差等は、直ちに寄与度について前記特段の事情を認める
16 べき程のものとはいえない。

17 原告の上記主張は採用できない。

18 <略>

19 【注1】 いわゆる清算的財産分与の2分の1ルールにつき、LPS離婚訴訟171頁以
20 下、山本拓「清算的財産分与に関する実務上の諸問題」家裁月報62巻3号29頁以下
21 (特に注102)各参照。

1 【21-5-1 財産分与（不動産の分与が問題となる事案（不動産ローンの引
2 受けが問題とならない事案））】

3 <略>

4 主 文

5 1 原告と被告とを離婚する。

6 2 原告は、被告に対し、別紙物件目録記載の不動産につき、被告から代償金と
7 して2000万円の支払を受けるのと引換えに、財産分与を原因とする原告持
8 分全部移転登記手続をせよ。

9 3 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の不動産につき、原告から財産分与
10 を原因とする原告持分全部移転登記手続を受けるのと引換えに、2000万円
11 を支払え。

12 4 被告は、原告に対し、500万円及びこれに対する本判決確定日の翌日から
13 支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。【注1】【注2】

14 5 訴訟費用はこれを2分し、その1を原告の、その余を被告の負担とする。

15 事 実 及 び 理 由

16 第1 請求

17 1 原告の請求等

18 (1) 主文1項同旨

19 (2) 被告は、原告に対し、7000万円及びこれに対する本判決確定日の翌日
20 から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え

21 2 被告の財産分与の申立て

22 原告は、被告に対し、別紙物件目録記載の不動産（以下「本件不動産」とい
23 う。）につき、相当の代償金の支払を受けるのと引換えに、財産分与を原因と
24 する原告持分全部移転登記手続をせよ。

25 第2 事案の概要

1 事案の要旨

1 本件は、原告が、妻である被告に対し、①民法770条1項5号に基づく離
2 婚及び②財産分与として相当額の支払を求めたのに対し、被告も、原告に対
3 し、財産分与として不動産の原告持分全部移転登記手続を求めた事案である。

4 2 前提事実

5 <略>

6 3 争点及びこれに関する当事者の主張

7 <略>

8 第3 争点に対する判断

9 1 分与対象財産の評価額について

10 分与対象財産確定の基準時（別居日である平成20年1月5日）に存在した
11 原告・被告各名義の分与対象財産の現在の評価額は、別紙一覧表の「認定証
12 拠」の証拠及び別紙一覧表の「補足説明」欄記載の理由により、別紙一覧表の
13 「認定額」欄記載のとおりと認める。

14 そうすると、原告名義の資産・負債の合計額は3000万円、被告名義の資
15 産・負債の合計額は4000万円、両者の合計額は7000万円となり、原告
16 と被告の寄与度は相等しいものとみた上で、被告から原告に対して金銭で分与
17 する場合の分与額は500万円となる。

18 2 分与方法について

19 原告名義の資産1-1と被告名義の資産1-1は、同一土地（本件不動産）
20 の共有持分であるところ、離婚後も土地の共有状態が続くことは基本的には望
21 ましくない上、本件不動産上には被告が代表取締役を務める株式会社所有の建
22 物があり、被告が本件不動産の取得を希望して代償金の支払意思と能力を示し
23 ていること、本件不動産には原告を債務者とする抵当権は設定されていないこ
24 となどを考慮すると、本件不動産の原告持分を代償金の支払と引換えに被告に
25 分与することが相当である。

26 そして、原告名義の資産1-1の評価額が2000万円であるから、①原告

1 から被告に対して、被告から代償金2000万円の支払を受けるのと引換えに
2 財産分与を原因とする本件不動産の原告持分全部移転登記手続を命ずるととも
3 に、②被告から原告に対して、原告から財産分与を原因とする本件不動産の原
4 告持分全部移転登記手続を受けるのと引換えに代償金2000万円の支払を命
5 ずるほか、(2)被告から原告に対して500万円及びこれに対する本判決確定日
6 の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を命
7 じることが相当である。【注3】

8 <略>

9 【注1】 財産分与の申立額の一部を認める場合でも、その余の申立てを却下する旨の主
10 文は不要とされる（松原実務173頁）。

11 【注2】 財産分与請求権に対する遅延損害金請求の起算日及び仮執行宣言を付すことが
12 できないことにつき、LPS離婚訴訟50頁。

13 【注3】 現物分与の当否、特にめぼしい財産が共有不動産しかない場合の財産分与の方
14 法につき、LPS離婚訴訟191頁以下参照。

15

16

1 【21-5-2 財産分与（不動産の分与が問題となる事案（不動産ローンの引
2 受けが問題となる事案））】

3 <略>

4 主 文

5 1 原告と被告とを離婚する。

6 2 被告は、原告に対し、400万円及びこれに対する本判決確定日の翌日から
7 支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

8 3 訴訟費用は被告の負担とする。

9 事 実 及 び 理 由

10 第1 請求

11 1 主文1項同旨

12 2 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の不動産（以下「本件不動産」とい
13 う。）につき、財産分与を原因とする原告持分全部移転登記手続をせよ。

14 第2 事案の概要

15 1 事案の要旨

16 <略>

17 2 争点

18 証拠（<略>）に加え、別居期間が6年以上に及ぶことなどに照らせば、原告
19 と被告との間には婚姻を継続し難い重大な事由（民法770条1項5号）があ
20 ると認められる。本件の主な争点は、財産分与の額及び方法である。

21 3 争点に関する当事者の主張

22 <略>

23 第3 争点に対する判断

24 1 分与対象財産の評価額について

25 分与対象財産確定の基準時（平成20年1月5日）に存在した被告・原告各
名義の分与対象財産の現在の評価額は、別紙一覧表の「認定証拠」の証拠によ

1 り、別紙一覧表の「認定額」欄記載のとおりと認める。

2 以下、補足説明する。

3 (1) 別紙一覧表の原告資産・負債1-1及び被告資産・負債1-1の各不動産
4 持分（以下併せて「本件不動産」という。）について

5 証拠（〈略〉）によれば、本件不動産全体の評価額は合計3000万円と認
6 められるから、当事者の各持分の評価額は、原告名義の資産1-1（持分6
7 分の1）が500万円、被告名義の資産1-1（持分6分の5）が2500
8 万円と認める。

9 (2) 〈略〉

10 2 分与方法について

11 (1) 原告は、本件不動産の被告持分の取得を希望する。

12 しかしながら、本件不動産には、被告名義で〇〇銀行に対する住宅ローン
13 を被担保債権とする抵当権が設定されており、口頭弁論終結時（平成28年
14 2月1日）でもなお1100万円のローン残高があるところ（証拠〈略〉）、
15 債権者の同意がない限り、被告が当該債務を免れることはできない。しかる
16 に、証拠（〈略〉）及び弁論の全趣旨によれば、原告には年額200万円程度
17 の収入しかなく、他に原告が代償金及び住宅ローンを実際に支払えると認め
18 るに足りる証拠はない以上、被告が不動産の持分を失った上でさらに不測の
19 損害を被るおそれは否定できない。

20 そうすると、現時点で原告が代償金及び住宅ローンを負担することを前提
21 に、財産分与として原告に本件不動産の被告持分を取得させることは相当で
22 ない。また、被告に本件不動産の原告持分を取得させることについても、被
23 告が後記の分与金に加えて原告持分を取得する代償金を支払う意思も能力も
24 ないとしていることから相当でなく、共有関係の解消は、最終的には共有物
25 分割の民事訴訟等に委ねることもやむを得ないというべきである。【注1】

26 (2) 以上によれば、別紙一覧表の「認定額」欄記載のとおり、原告名義の分与

1 対象財産額は合計600万円（＝本件不動産原告持分500万円＋その余の
2 原告名義対象財産100万円）、被告名義の分与対象財産額は合計1400
3 万円（＝本件不動産被告持分2500万円＋その余の被告名義対象財産40
4 0万円－基準日（別居時）における住宅ローン残高1500万円）となる
5 ところ、原告と被告との寄与度を相等しいものとみた上で、その他本件に現れ
6 た一切の事情を考慮すると、被告から原告に対して財産分与として400万
7 円及びこれに対する本判決確定日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分
8 の割合による遅延損害金の支払を命ずることが相当である。

9 <略>

10 【注1】 債務の負担を命じる財産分与の可否につきLPS離婚訴訟184頁、勁草書房
11 「家事事件の理論と実務（第1巻）」101頁以下、現物分与の当否につきLPS離婚
12 訴訟191頁以下参照。